

平成26年第4回

香美市議会定例会会議録

平成26年6月11日 開 会
平成26年6月27日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 6 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 6 年 6 月 1 1 日 水曜日

平成26年第4回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成26年6月11日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月11日水曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成
12番	山崎龍太郎		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	収納課長	前田哲雄
副市長	今田博明	ふれあい交流センター所長	西本恭久
総務課長	山崎泰広	福祉事務所長	岡本明弘
企画財政課長	山中俊明	産業振興課長	佐々木寿幸
会計管理者兼会計課長	三谷由香理	建設課長	井上雅之
管財課長	柳本隆司	上下水道課長	安井幸一
まちづくり推進課長	横山和彦	《香北支所》	
防災対策課長	岡本博章	支所長兼地域振興課長	舟谷益夫
市民保険課長	高橋由美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几内一秀	支所長兼地域振興課長	小松清貴
税務課長	野島恵一		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	横谷勝正

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美 公 議会事務局書記 山本 絵 里

議会事務局書記 野口 恵 子

市長提出議案の題目

議案第 49号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第2号）

議案第 50号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 51号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）

議案第 52号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第 53号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議案第 54号 香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第 55号 香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第 56号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 57号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 58号 香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

議案第 59号 財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃
止する条例の制定について

議案第 60号 香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について

議案第 61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成26年6月11日（水） 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について

報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告
について

報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報
告について

(2) 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づく報告について

①公益財団法人 やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団

・平成 25 年度事業報告及び決算報告

・平成 26 年度事業計画及び収支予算

②株式会社 香北ふるさと公社

・平成 25 年度事業報告及び決算報告

・平成 26 年度事業計画及び収支予算

(3) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第 4 議案第 49 号 平成 26 年度香美市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第 50 号 平成 26 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第
1 号）

日程第 6 議案第 51 号 平成 26 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補
正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 52 号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条
例の制定について

日程第 8 議案第 53 号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第 9 議案第 54 号 香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 55 号 香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 56 号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第 12 議案第 57 号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 13 議案第 58 号 香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について

日程第 14 議案第 59 号 財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関す
る条例を廃止する条例の制定について

日程第 15 議案第 60 号 香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について

日程第 16 議案第 61 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第 17 行財政改革推進特別委員会報告の件

日程第18 定住人口増加促進特別委員会報告の件

会議録署名議員

5番、濱田百合子君、6番、山崎晃子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから平成26年第4回香美市議会定例会を開会をいたします。

まず、平成26年第4回香美市議会定例会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨に入り毎日のように蒸し暑い日が続きますが、議員各位には何かとご多忙の中を本議会定例会にご出席をいただきましてありがとうございます。

さて、今年も第5回目となる議会報告会を5月10日から13日までの間に市内12カ所で実施をしていただき、その総括とまとめを各班で行っていただきましたが、今回は4日間の日程であり、日時が重なった関係で私は全ての会場に出席をすることはできませんでしたが、今回も少しでも市民との意見交換ができ、一定議会としての役割を果たすことができたのではないかと考えております。どうもご苦労さまでございました。

次に、去る5月28日に東京都の日比谷公会堂において全国市議会議長会第90回定期総会が開催されましたので、私は日程の都合上、比与森副議長に出席をしていただきました。

また、去る6月6日から9日までの4日間、姉妹都市である積丹町に表敬訪問をし、両市民、町民とで踊りの練習を行うなどの交流を深め、7日、8日と札幌市のYOSAKOIソーラン祭りで両チームの合同で踊ったところでございます。なお、高知工科大からも今年は13名の方が出席をしていただきました。7日、8日は、先ほど申しあげましたようにソーラン祭りに積丹町50名、香美市総勢36名の合同チームで参加をして、双方の踊り子が1年ぶりに息の合った踊りを行って交流を深めてまいったところでございます。

さて、本日の議会定例会は法光院晶一市長として初めての政策、予算が提案される議会でありますし、この後、法光院市長からの挨拶及び所信表明があると思いますが、本議会定例会に市長からの提出されております議案につきましては、平成26年度香美市一般会計補正予算（第2号）を含む13件、報告3件であります。また、議員提出の意見書案3件が予定をされております。後ほど市長より提出されております提案については説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いいたします。

また、議員各位におかれましては、本議会が任期最後の定例議会でありますので、特に議会の品位を重んじ、円滑な議会運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私のご挨拶といたします。

ここで、5月26日に香美市教育長に再任されました時久恵子教育長を紹介いたします。時久教育長、ご挨拶をお願いいたします。

○教育長（時久恵子君） おはようございます。皆様にご承認いただきまして教育長

に再任させていただきました時久恵子でございます。

教育長としての重責を本当に心に銘じて、香美市の市民の皆様方が誇ることができる香美市の教育の充実のために一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。皆様方のご指導、ご助言を大事にしながら取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて5番、濱田百合子君、6番、山崎晃子君の両君を指名いたします。両君にはよろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件については、6月5日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長からの報告を求めます。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。10番、小松でございます。

本日招集をされました平成26年第4回香美市議会定例会の運営につきまして、去る6月5日に議会運営委員会を開催をいたしましたので、協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることと決定をし、本日から6月27日までの17日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することとなりました。

会期中の会議でございますが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、本日、行財政改革推進特別委員会と定住人口増加促進特別委員会から付託事件の報告書が提出をされておりますので、この事件を議題とし、委員長報告から採決まで行います。

会期2日目の12日から会期6日目の16日までは、休日及び議案精査のために休会といたしました。

会期7日目の17日から会期9日目の19日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の20日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。その後、引き続き議案第49号につきまして連合審査会を行います。連合審査会終了後、総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目の21日、会期12日目の22日は、休日及び議案精査のため休会といたしました。

会期 13 日目の 23 日は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

また、会期 14 日目の 24 日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期 15 日目の 25 日、会期 16 日目の 26 日は、議案審査整理のため休会といたしました。

会期 17 日目の最終日 27 日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がございますので、委員会への付託を省略をして本会議で採決まで行います。

追加案件といたしましては、議員提案の発議 1 件と意見書案 3 件のほか、執行部からも追加議案が予定をされております。

次に、一般質問の通告は、会期 2 日目のあす 12 日木曜日午前 10 時までと決定をいたしました。一般質問の通告内容でございますが、質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りをいたしました協議結果報告書のとおりでございますので、議員各位の格段のご協力をお願い申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から 6 月 27 日までの 17 日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から 6 月 27 日までの 17 日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、市長から地方自治法施行令第 146 条の規定による繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第 4 号から第 6 号までの報告がありました。

また、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団及び株式会社香北ふるさと公社の平成 25 年度事業報告及び決算報告並びに平成 26 年度事業計画及び収支予算の提出がありました。また、香美市私債権の管理に関する条例第 13 条第 2 項の規定により、香美市の私債権放棄の報告について報告書のとおり報告がありました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第 4、議案第 49 号、平成 26 年度香美市一般会計補正予算（第 2 号）から日程第 16、議案第 61 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまで、以

上13件を一括議題といたします。

行政の報告及び議案第49号から議案第61号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） おはようございます。本日、平成26年第4回香美市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席賜り厚くお礼を申し上げます。日々、住民福祉向上、地域づくりなどにおきましてご尽力、ご活躍いただいておりますことに対しまして、心から敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

さて、私、第2代香美市長として就任しまして2カ月余が経過するところでございますが、この間さまざまな市民の皆さんからご意見をいただき、お話を伺いし、また、実情を見るにつけ、私は何としても安心・安全、そして活力のある香美市、元気な香美市をとの思いを強くいたしているところでございます。議会の皆様のご理解とご協力を仰ぎ課題の前進を図りたく、私の思いの一端を述べさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、急がなければならないと考えていますのは、中山間地域で困っておられる高齢者などの対策であります。中山間地域では、生活道や給水施設の維持管理が困難なところもあります。切実な問題となっておりますことから、地域活性化総合補助金事業の内容を活用しやすくするため、このたび一部改正をいたしましたので、これにより対応をお願いするとともに、さらに制度の内容の充実に努めてまいります。また、地元建設業者などのご協力を得て維持管理を行っていくなど、新たな手法を具体的に検討したいと考えております。

通院や買い物、社会参加の足の確保も重要な課題でございます。今春スタートしましたデマンドバス事業の検証を丁寧に行いまして、改善を図りつつ他地域への拡大についても検討をしてまいりたいと考えております。

また、土佐電気鉄道株式会社、高知県交通株式会社にかかわる事業再生については、市民の足を守る立場から県の再構築スキーム案を支持すべきだと考えております。

次に、産業の振興についてでございますが、TPP問題、農作物の価格の低迷、燃料価格の高どまりなど、農業をめぐる環境は極めて厳しいものがあります。農業団体や農業従事者の皆さんは、農業振興のために日々懸命な取り組み、研究を重ねていただいております。要望や提言にしっかりと耳を傾け、担い手育成、集落営農支援、耕作放棄地対策、基盤整備、特産品等の新規開発など営農課題の前進に努めてまいります。また、市長として、市内農産物の販路拡大のためJAと連携をして、トップセールスについても積極的に行ってまいります。

政府の規制改革会議における農業に関する見直し論議については、地域農業振興の立場からは憂慮を禁じ得ません。今後議論を注視するとともに、JAや関係団体と密接に情報交換などを行い、農業振興、食の安全などに力を尽くしてまいります。

林業については、長く低迷が続いておりますが戦後植林した山林は50年、60年を迎えております。木材の活用と山の管理が重要となっております。そのため優良な市内材を使用して、市内に住宅を建築し香美市に暮らそうとすることを応援したいと考えております。平成27年4月の事業スタートを目指して、行政や市内の関係団体、識者などによる検討会を立ち上げたいと考えております。また、野生鳥獣による農林産物被害対策については、引き続き取り組みを進めるとともに被害の広域化に鑑み、国の積極施策を強く求めてまいります。

商店街の空洞化対策として、シェアオフィスやシェアハウスとしての活用などによる新しい町の形成を目指す取り組みを商工会と連携して進めてまいります。

地域循環型経済への理解を深め、地元発注、地元受注を重視してまいります。

鍛造業については、従来の施策に加えて伝統工芸を守る観点からの取り組みを進めてまいります。

観光については、市内の自然や産業を生かした体験型プログラムを推進するとともに、近隣諸国からの外国人観光客の受け入れ促進を高知中央広域観光協議会とともに進めてまいります。

建設、建築に関する入札において、落札者のいない不落や不調となり市民生活に直結する工事がおくれるなどの事態が目立つことから、入札に係る制度の見直しを行いたいと考えております。

調整区域に住宅が建たなかったことなどから、調整区域について見直しを行うべきとの強いご意見がございます。このことから、これまでに住宅建築に至らなかった事例などの調査を行い、問題点の整理を行った上で改善するとともに、残る課題については計画関係機関との協議を進めてまいります。

次に、次代を担う子どもたちにつきまして、子どもがすくすくと元気に育つ環境整備に努めてまいりたいと考えております。

まず、子どもの医療費負担の軽減を図りたいと考えております。現行小学校6年生までを中学校3年生までに拡大を、平成27年4月から実施するために本議会に関係条例の改正についてご提案申し上げますので、ご審議をよろしくお願いをいたします。

また、準要保護児童生徒就学援助費について、給食費支給額を実費の半額と定めておりますが、次世代支援推進法改正などの趣旨を踏まえまして見直したいと考えております。

教育行政全般については、この春策定されました「郷土を愛し、未来を拓く人づくり」を基本理念とする香美市教育振興基本計画に基づき、意欲的な取り組みが進んでいます。小中学校、高校、工科大学などの関係機関の連携で理科クラブの創設など具体的な検討が行われており、教育によるまちづくりをも展望して積極的な支援を行ってまいりたいと考えます。

次に、防災についてでございます。南海トラフ地震を初め災害に対する備えを急がな

ければなりません。自主防災組織については、現在126組織76.5%で、県平均組織率を大きく下回っております。過疎、高齢化による困難性はありますが、地域の皆さんと十分に話し合っ、地域の実情に合わせた組織化などを行いまして、早期100%を目指して取り組みを進めてまいります。ヘリポート、備蓄物資、防災無線などを順次整備してまいりたいと考えております。

今、巨大地震に伴う津波被害を想定して、県下の市町村は懸命に対策を急いでおります。香美市は海岸線を持たない唯一の市で津波のおそれはありませんが、被害が想定される市町村とともに対策を考えるべきだと考えています。地の利を生かして、広域復旧香美市基地構想について関係機関と研究を進めてまいりたいと考えております。

消防庁舎を初め香北支所庁舎、物部支所庁舎が今後順次建設されようとしております。防災上重要施設でありますことから、建設が滞ることなく進捗するよう配慮してまいります。

次に、行政、職員についてでございます。職員の採用については、行政改革集中改革プランに基づき2分の1の退職補充採用を行いスリム化を図ってまいりましたが、行政改革の一環として県からの事務移譲等があり業務量が増大しておりますことから、平成27年度職員採用については退職者の補充を行います。保育職員の退職は予定されておりますが、保育所の安全・安定運営のため保育士の採用を行いたいと考えています。なお、平成28年度以降の職員採用につきましては、新たな集中改革プランに基づき計画的に採用するとともに、採用試験の年度初めへの前倒しや手法についても工夫を行い、優秀な職員の採用に努め、スピード感のある行政、わかりやすい行政、市民本位の行政に徹してまいりたいと考えております。

合併に伴う財政優遇措置が間もなく終了します。交付税一本算定になりますと、試算では年間12億円から13億円減額となりますことから、堅実な財政運営がいよいよ重要となります。今後におきましては、中期財政計画の精度を高めるとともに公共施設等総合管理計画の策定や地方公会計システムの導入などについて積極的に研究し、実施を急ぎ、透明性の高い地方公共団体マネジメントを進めてまいります。

以上、安心・安全、そして活力のある香美市、元気な香美市を目指す思いの一端を述べさせていただきましたが、今後さらに施策を拡大かつ充実させ、全力を挙げて推進してまいりますので、どうか議会議員の皆様には重ねてご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、諸般の報告、平成26年第4回香美市議会定例会に上程いたしました議案につきまして説明をさせていただきます。お手元のほうに資料がございますので、ご参照ください。

各課関連の行政報告でございます。

管財課、市有地の処分について、土佐山田町字長谷川丸117番13、宅地、1,974.01平米、一般競争入札によりまして、落札額6,400万円で売却し、平成26

年5月15日に所有権移転登記が完了しました。また、購入者からは土地の利用方法について在宅医療に特色を持たせたクリニックを創設し、さらに小児科医院を誘致すべく努力をしたいとのことをございます。

次に、平成25年度の入札結果につきまして、合計価格のところをございますけれども184件、29億5,094万5,572円となっております。

香美市小規模工事等希望者登録制度についてございます。平成25年度香美市小規模工事等契約希望者登録制度により発注した小規模工事の件数は38件、発注工事金額の総額は291万3,935円です。また、平成26年度申請分より対象工事及び有効期間を変更し、申請書の希望業種数についても3業種から5業種へふやしております。

次に、まちづくり推進課ございます。

1、平成25年度ごみ分別収集実施状況についてございます。総収集量が7,692トンとなり、前年度から154トンの減量となりました。今後ごみ減量と分別リサイクルを推進してまいります。

2、姉妹都市交流について、6月6日、姉妹都市である積丹町を訪問し、香美市と積丹町のYOSAKOIソーラン合同チームの練習を行い、翌日より2日間、札幌市で開催された第23回YOSAKOIソーラン祭りへ合同チームで参加し、より一層交流を深めました。

私もこの交流に参加をさせていただきまして、積丹町の皆様から大変温かい歓迎を受けまして、積丹町の松井町長もお話をしましたところ、大変示唆に富んだお話をいただきました。今後ともこの交流を続け、さらに発展をさせたいと考えておりますので、議会議員の皆様にもたくさん参加していただきますよう、この場をおかりしましてお願いを申し上げます。

次に、防災対策課、1、平成26年度高知県総合防災訓練の実施について、6月1日、南国市の物部川右岸をメイン会場として、高知県・市町村及び各防災関係機関等から約1,500人の参加によりまして、南海トラフ地震等を想定した平成26年度高知県総合防災訓練が開催されました。香美市で実施された訓練は、午前11時ごろから土佐山田スタジアムと物部町五王堂のヘリポートを活用して、孤立した地域等にヘリコプター3機を使用した支援物資の輸送訓練が行われました。

次に、福祉事務所でございます。

1、生活保護の状況について、平成24年度まで受給平均の増が続いていましたが、平成25年度内の受給平均を前年度と比較すると世帯数は10世帯、被保護人員は28人とそれぞれ減少しています。また、相談延べ件数は45件、申請件数が8件、保護開始件数9件とそれぞれ減となっております。被保護世帯の内訳では、高齢者世帯の占める割合が多い状態で約半数を占めており、開始世帯でも高齢者世帯が多い状態です。一方で、失業を理由に保護受給となる世帯等が含まれるその他世帯は、19件の減となっております。また、廃止件数も2件ふえており、内容も就業による廃止が例年に比べて多か

ったことが要因と考えられます。

次に、産業振興課でございます。

1、鳥獣対策事業について、平成25年度の有害鳥獣捕獲実績は表に示したとおりでございますが、猟友会を中心とした皆様のご協力により捕獲圧が維持され、報告のあった農林漁業被害も約818万円と昨年度より約260万円少なくなっていますが、被害報告がないものも多くあると推測されます。今後とも捕獲圧を維持するとともに、防護策の設置により被害の減少に努めてまいります。

農政について、農業施設災害復旧事業について、平成24年度に被災し繰越事業で施工していた久保（堂ノ岡）農道災害復旧工事は、3月末に予定どおり完成しました。本年度は高知県が下段の河川災害復旧工事を施工し、この災害復旧工事は全て完了しております。

3、林政について、県営林道岡の内・別府線は、最終区間を施工中で本年度中に全線が開通します。4月28日から29日の豪雨で物部町の林道宇筒舞線の路側が被災し、7月に災害査定受検の予定でございます。

4、商工観光について、一般社団法人香美市観光協会について、平成25年度決算は最終的に約1,160万円の黒字となりました。一昨年の危機的状況から今日までご支援をいただいた理事の方々に深く感謝を申し上げますとともに、香美市観光の中心を担う団体として今後の発展に期待をしております。

次に、建設課でございます。

1、土木事業について、災害関係において、緊急性の高いがけくずれ住家防災対策3件や道路補修工事の早期着手のための準備を進めています。災害復旧事業で現在未着手の道路災害は県への申請作業が完了し、早期の着工を目指して現在入札準備を行っております。交付金関係道路整備については県からの内示額が少なく、一部起債及び地域の元氣交付金・がんばる地域交付金で対応をしたいと考え、本議会に予算の組み替え等を提案しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。また、平成26年7月1日から施行される国土交通省令に基づき、トンネル及び橋梁等の道路施設について、5年に一度の近接目視点検が義務づけられることとなりました。市内にはトンネル5本、橋梁372橋あり、随時年度計画により実施を予定しております。

2、都市計画について、昨年より計画中の旭町、宝町、黒土の各街区公園改修は業者も決定し、現在早期完成に向け作業を進めています。また、都市計画道路新町西町線については、詳細設計とあわせ、土地の境界確定作業を実施するとともに関係者等への説明を行い、本年度には一部用地等買収を計画しています。

3、地籍調査について、本年度の調査地区は、物部町大栃、柳瀬の各一部、香北町川ノ内、横谷の各一部、土佐山田町西又の一部を予定しており、総面積約7.5平方キロメートルの調査の準備を進めています。

4、県営工事について、国道195号（山田バイパス楠目～杉田間）は、全線の用地

調査と起点部楠目工区の用地取得を予定しています。また、大栃橋架け替え工事は、橋梁詳細及び取り合わせ等道路詳細設計を計画しています。

次に、物部支所地域振興課でございます。

1、産業振興について、4月10日、農産物等の食品加工、販売をしているグループが結集し、新商品開発や販売促進を図るため奥ものべ食品加工グループが設立されました。

2、奥物部美術館の企画展について、7月19日から8月3日まで第44回世界児童画展・四国展を開催し、四国4県の児童の入賞作品を中心に国内の優秀作品、海外の子どもたちの作品、合計384点を展示いたします。

次に、上下水道課でございます。

1、簡易水道事業について、繰越事業としていた、ほきやま簡易水道区域拡張工事は舗装工事を施工中であり、6月末に完成をします。

2、公共下水道事業について、北部分区の汚水管渠築造工事は3月末に完成し、同区域内の管路整備は全て完了しました。

3、特定環境保全公共下水道事業について、昨年度完成した美良布クリーンセンター水処理施設は、4月1日から順調に稼働しています。

次に、教育振興課でございます。

1、学校施設のトイレ改修工事及びバリアフリー改修工事の完成について、3月19日、山田小学校校舎のトイレ改修工事、楠目小学校校舎及び屋内運動場と大栃中学校校舎のトイレ改修工事及びバリアフリー改修工事が完成しました。トイレ改修工事は、トイレの便器を和式から洋式へ変更し床を湿式から乾式へ変更するなど、大規模な模様替えを行いました。バリアフリー改修工事は、スロープや多目的トイレの整備を行いました。

2、大宮小学校児童クラブ新築に伴う用地取得について、大宮小学校児童クラブ新築用地を平成26年3月6日に取得して、所有権移転登記が完了しました。

次に、消防課でございます。

1、平成26年1月1日から4月30日までの火災、救急及び救助出動件数について、昨年同期と比較して火災件数は13件、救急出動は15件、救助出動は7件の増となっております。詳細については表をご参照ください。

2、香美市消防団の活動について、4月20日に物部方面隊が、5月18日に土佐山田方面隊がそれぞれ春季訓練を実施するとともに、昨年度末に作成しました消防団震災時活動マニュアルについて確認を行いました。

議案の提案と説明に移らせていただきます。

続きまして、今期定例会に上程します議案について、提案及び説明を申し上げます。

報告第4号は、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告でございます。

報告第5号は、繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特別会計）の報告でございます。

報告第6号は、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告でございます。

次に、議案第49号は、平成26年度香美市一般会計補正予算（第2号）であり、本案は、がんばる地域交付金、介護基盤緊急整備事業費補助金、ダム周辺環境整備事業、住宅リフォーム補助金の追加のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

議案第50号は、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。

議案第51号は、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）です。

議案第52号は、香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第53号は、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第54号は、香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第55号は、香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第56号は、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第57号は、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第58号は、香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定です。

議案第59号は、財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定です。

議案第60号は、香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定です。

議案第61号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更です。

以上、報告3件、議案13件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細についてはお手元の議案細部説明書をご参照いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第4号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてから報告第6号、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告についてまで質疑を行います。質疑はありますか。報告についての質疑はありますか。

○議長（西村芳成君）　質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

なお、公益財団法人やなせたかし記念アンパンマンミュージアム振興財団及び株式会社香北ふるさと公社の平成25年度事業報告及び決算報告並びに平成26年度事業計画及び収支予算については、別途に機会を持つことにいたします。

次に、日程第17、行財政改革推進特別委員会報告の件を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。

3月議会以降、4月17日、5月19日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。

4月17日の協議事項は1点目、住宅新築資金等貸付金の困難案件の今後の方向性について、2点目、市営住宅使用料等の困難案件の今後の方向性について、3点目、香美市観光協会の現状について、4点目、本特別委員会の取りまとめについて、5月19日には審査報告書の作成について審査を行いました。審査の経過及び結果について報告いたします。

4月17日審査、1点目、住宅新築資金等貸付金の困難案件の今後の方向性については、最初に平成26年度決算見込みの報告、困難案件の状況等の説明、収納課からの住宅新築資金等貸付事業の中間報告を受け、現状確認、質疑の後、取りまとめにて時効完成の案件等については一步踏み込んだ見解を示すことで一致いたしました。

2点目、市営住宅使用料等の困難案件の今後の方向性については、平成25年度徴収実績の報告を受け、困難案件の固定化した状況について確認を行い、現状の取り組みの継続を行うことで委員の見解が一致いたしました。

3点目、香美市観光協会の現状については、平成25年度決算見込み、平成26年度予算案、事業予定を所管課より報告。質疑では、決算見込みは当初の予測以上の成果とのこと、ネット販売も良好な結果である。イベントは現在の職員数では限界と捉える。シカニクの日やカミコンの計画はあるが、平成26年度は平成25年度と同程度の企画で進めるとのこと。協会役職員、担当課の説明、審査から委員会として取りまとめを行うことといたしました。

4点目、本特別委員会の取りまとめは、住宅新築資金等貸付金の滞納整理について、市営住宅使用料等の滞納整理について、市有財産の管理・活用状況について、香美市観光協会の現状についてを取りまとめ、提言、審査報告書の作成を行うことといたしました。

5月19日開催の委員会は、取りまとめ事項の精査を行い、本委員会4年間の活動状況及び2年間の協議内容結果を添付し審査報告書として議長に提出することといたしました。各位には配付しておりますのでご参照ください。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、行財政改革推進特別委員会報告の件を採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員起立であります。よって、本件は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第18、定住人口増加促進特別委員会報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、比与森光俊君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長(比与森光俊君) おはようございます。

定住人口増加促進特別委員会は、平成25年3月定例会におきまして議員発議により設置、市民の方々からもたびたび相談を受けます市街化調整区域、線引きの実情と打開策はないのかという問題を含め、本市の定住人口増加促進のための課題を洗い出し、今後の取り組みを明確にするための作業を進めてまいりました。

特別委員会の宅建協会への研修など具体的な活動、議論の内容につきましては、その都度ご報告させていただいたとおりでございます。去る4月24日開催の特別委員会の報告書、そして、平成25年8月27日、門脇市長への提言書、平成25年12月20日、尾崎知事への意見書、そして、本年26年1月27日には、門脇市長に対し提言に対する緊急申し入れを提出しましたが、その資料をお手元に配付してありますので、またお目通しいただければと思います。

総括といたしまして、定住促進を総合的かつ計画的に推進することは、本市の描く将来像の実現に向けて取り組むべき喫緊の課題でございます。今回の特別委員会は1年間の短期間の活動であったことからテーマを絞った取り組みであり、申し入れに対する進捗状況の審査や政策提言に至らなかったことなど心残りもございます。

9月の議会議員改選後には直ちに同様の委員会を設置し、その推進に取り組むことが重要であることを申し送りまして、定住人口増加促進特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長(西村芳成君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、定住人口増加促進特別委員会報告の件を採決をします。

本件を委員長報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員起立であります。よって、本件は委員長報告のとおり承認されました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。ここで去る5月28日、東京都で開催されました第90回全国市議会議長会定期総会において2名の方が表彰されております

ので、事務局長をもってご報告をいたします。事務局長。

○議会事務局長（小松美公君） 第90回全国市議会議長会定期総会において表彰されました方をご紹介します。

議員在職歴10年以上の一般表彰で、竹平豊久議員と小松紀夫議員がそれぞれ受賞されました。ここで謹んでご報告申し上げます。

（拍手）

○議長（西村芳成君） 以上で全国市議会議長会表彰者の報告を終わります。

表彰されました竹平議員と小松議員におかれましては、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。お祝いの言葉といたします。

次の本会議は6月17日午前9時に開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午前 9時52分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 6 年 6 月 1 7 日 火曜日

平成26年第4回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成26年6月11日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月17日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成
12番	山崎龍太郎		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	収納課長	前田哲雄
副市長	今田博明	ふれあい交流センター所長	西本恭久
総務課長	山崎泰広	福祉事務所長	岡本明弘
企画財政課長	山中俊明	産業振興課長	佐々木寿幸
会計管理者兼会計課長	三谷由香理	建設課長	井上雅之
管財課長	柳本隆司	上下水道課長	安井幸一
まちづくり推進課長	横山和彦	《香北支所》	
防災対策課長	岡本博章	支所長兼地域振興課長	舟谷益夫
市民保険課長	高橋由美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几内一秀	支所長兼地域振興課長	小松清貴
税務課長	野島恵一		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	横谷勝正

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保和昭
選挙管理委員長 松尾 禎之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美公 議会事務局書記 山本 絵里
議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成26年6月17日(火) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 13番 大岸 眞弓
- ② 6番 山崎 晃子
- ③ 5番 濱田 百合子
- ④ 14番 片岡 守春
- ⑤ 19番 前田 泰祐
- ⑥ 9番 織田 秀幸
- ⑦ 16番 島岡 信彦
- ⑧ 11番 依光 美代子
- ⑨ 4番 利根 健二
- ⑩ 7番 爲近 初男
- ⑪ 8番 千頭 洋一
- ⑫ 21番 比与森 光俊
- ⑬ 10番 小松 紀夫
- ⑭ 2番 矢野 公昭
- ⑮ 12番 山崎 龍太郎
- ⑯ 3番 山崎 眞幹

会議録署名議員

5番、濱田百合子君、6番、山崎晃子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。13番、大岸眞弓です。私は住民こそ主人公の立場に立って、任期最後の一般質問を一問一答方式で行います。まず、新しく就任されました市長、そして執行部の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、1点目です。

定例会初日に市長は所信表明をされました。中山間地対策や林業政策、そして産業政策、また子育て支援策、教育、そして職員採用など、行政全般にわたり具体的で明快なお話でありました。その中で、行政のあり方として、スピード感のある行政、わかりやすい行政、市民本位の行政に徹したいとの基本姿勢を述べられました。長く行政に携わってこれ、その蓄積の上に立ったご発言と受けとめました。住民本位の行政はまさに地方自治の本旨であり、わかりやすいということも市政と住民を近づける上でとても大事な点であると思われまます。今後、これが住民自治、団体自治、それぞれの意思決定の場に生かされていくことを願うものです。

今、一次産業の衰退、過疎、高齢化、人口減、長引く不況などで、地方自治体の行政運営は本当に厳しい局面を迎えています。それと同時に、この間の政府の動きはグローバル競争を勝ち抜くことを大義名分とし、規制緩和論や市場化・民間化論で地方自治体の公共性と役割を縮小させてきたといえるのではないのでしょうか。私はこんな時代であればこそ、戦後、憲法の中に初めて地方自治の1章が設けられ、住民の意思を反映した地方自治の確保が明文化されたことに思いを起し、憲法を基本にさまざまな行政施策の展開をされるのが重要かと思ひますが、この点についての見解をまずお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） まず、大岸議員の質問にお答えをいたします。

今、憲法を基本にするのかというお話でございますが、言われるように本憲法の特徴として、これは戦後、地方自治ということをも1つの章に加えてこれを認めておるわけでございます。自治体の長として憲法を尊重するのは当然のことでございますし、日本国にあって日本国憲法を基本に据えることは当たり前のことだというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 憲法を行政運営の基本とすることは長として当たり前という、その憲法を遵守される姿勢を伺いました。次の質問に移ります。

②です。安倍政権は昨年の特特定秘密保護法の強行採決に続き、TPP交渉、消費税増税の一方で法人税の減税、また教育に首長権限と介入を許す地方教育法の改定、集团的自衛権の行使容認の解釈改憲に踏み出そうとするなど、国民の不安や声に全く関心を払わない政治を加速させております。特に集团的自衛権の行使容認への解釈変更につきましては、戦後政治の国民が大事にしてきたものを自民、公明の与党協議だけで変更しようとしており、この政治と手法には大変危機感と怒りを覚えます。

国の政治のあり方は地方行政にあらゆる面で影響してきます。市長は所信表明において、政府の規制改革会議における農業の見直し議論については、地域農業振興の立場からは憂慮を禁じ得ないと発言をされましたが、こうしたもろもろの国の動きに今後どのように対峙をしていかれるかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 大岸議員からは、現政権に対する憤りが表明をされたわけでありましてけれども、政権についてどのように評価するか、それはそれぞれの立場によりますし、理解にもよって異なってくるものだというふうに思っております。

私は自治体の首長として住民の生命や財産にかかわることに責務を負っておるわけですので、その点に関して判断をしなければならないときについては、積極的に判断をさせていただくというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 現政権への評価については直接言及は避けられましたが、ただ自治体の長としてなすべきことはそういう場面が来ればやっていくと、これはきわめて当然のご答弁かと思えます。そしたら、門脇市長の昨年12月議会で私の質問に対しましてご答弁があったのですが、そのことを私は今ここで申し上げまして市長の見解を再度伺いたいと思うのですが。私は昨年の12月議会で、米軍機の低空飛行問題について質問をいたしました。これは香美市の上空を飛んでおりますので、きわめて本当に地元の皆さんも不安を覚えられておりますので、大事な問題であると思って質問をしたわけですが。米国の提出しましたフライトプランも、国土交通省や防衛省は米軍から事前に受け取っていながら、それを関係自治体に情報をよこしていなかった。このことについて門脇市長は答弁で、国に対しては不誠実、不信感を抱かざるを得ない。米軍機の低空飛行訓練によって市民の生活、財産が脅かされる事態になれば、処罰を覚悟で立ち向かっていく精神が長として大事だ、このようにご答弁されました。市長は門脇市政を引き継ぐというふうに公約もされていたかと思うのですが、市長もこのような立場に立たれるかどうか、再度お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 門脇市長のお話はごもっともなことだというふうに考えております。市民の財産や生命、これを守るためにしっかりとその役割を果たしていこうとする考え方には全く同感であります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 市民の生命、財産を長として守るというご発言のご答弁をいただきましたので、次の③の質問に移ります。

市長は所信表明の冒頭に、安全・安心、そして活力のある香美市、元気な香美市をとの思いを強くされたとおっしゃいました。私は接遇以前の問題として、職員さんを光らせることが市の活力でもあり、住民福祉の向上につながるものと思いますが、いかがでしょうか。

また、そのための手だてをどうお考えでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 行政は人によって成り立っておりますので、そこで勤務する人たちがしっかりと前向きで仕事をしていくことが非常に大事なことだというふうに思います。

行政の中での仕事は、これはやはり住民本位の地方自治に立つということが基本に据わらなければならないというふうに考えておきまして、私もその先頭に立って職責を果たしていくつもりでありまして、職員が能力を発揮する、職員が業務の役割というものしっかり身につけるのは、やはり住民と手を携えて前進できたときにこそ、その職員のやりがいとか、誇りとか使命というものがしっかりと認識されるものだというふうに考えておきまして、意欲的な職員へと飛躍をしていくためには、やはり基本には住民本位という立場が貫かれる必要がある。その先頭に立つ決意であります。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 私も市長のご答弁どおりのことを考えます。本当に職員さんが生き生きと仕事をして、そのことが住民から評価を得たとき、また住民本位の自治が達成できたとき、職員さんのやる気もまたできてくるであろうと思いますが。ここで職員さんがそのように生き生きお仕事をするための手だてとして、まず、その条件整備ということが問われるかと思うのですが、今の時点で喫緊の課題として職員不足の解消、また11カ月の雇いどめなどが見られるわけですが、これは条件整備していく第一義的な課題ではないでしょうか。

そして、また昨年ですか監査から指摘を受けました職員の長時間労働、こういう職員さんがすり切れるほど働かなければいけないというふうな状況は、回避するように条件整備をする手だてがあると思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 職員の体制の問題を今お話しなされたんですけども、私は

さきにお話ししました住民本位の地方自治というのは、これは私たちが何をしなきゃいけないのかということがしっかり職員の頭の中に入れておくことが大事だと思います。

そのためには、やはり基本的な計画、あるいはそれぞれの課における計画がありますので、これをやはりきちんと理解をすることが大事。理解をするためには、やはり職員がその計画の段階からきちんと携わっていくこと、そして、住民の皆さんもたくさん参加をしていただいて、住民の皆さんの意向をしっかりと把握した職員であることが大事だと思います。そういう基本に立ってから仕事をするということが一番大事なことだと思います。条件の整備はその後に考えていきたいと思っています。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 住民参加、職員参加でまちづくりを行っていく、これは私は民主的な行政運営の基本だと思いますので、そのご答弁には納得をいたします。そして、また条件整備につきましても考えて、検討を今後していただきたいと思っています。このことを申し上げまして次の4の質問に移ります。

所信表明から1点だけ具体的にお聞きをいたします。準要保護児童生徒の学校給食費、現在の半額補助を見直すとおっしゃいました。私は、かねてから準要保護児童の給食費は全額補助とするよう求めてきましたが、そのような方向でしょうか。

また、就学援助の基準ですが、文部科学省が消費税の増税に伴いまして要保護の支給単価を2.8%引き上げました。この就学援助を受けられる準要保護につきましてもは一般財源化をされておりますけれども、準要保護もこうした文科省の措置に準じること、つまり、今の基準を生活保護の基準1.0から引き上げることの検討はできないでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 準要保護の児童に関するその応援につきましてもは、はっきり申し上げます。現在半額でありますので、当然次の段階としては全額を想定しながら検討をいただくということになるかと思っています。

基準の見直しについてお話がございましたけれども、現時点では基準については見直しをする予定はございません。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 準要保護の皆さんの給食費を全額補助というふうに、一歩前進したことを歓迎したいと思います。

今、本当に低所得の世帯がふえてきておりまして、学校教育にかかるお金、そして生活にかかるお金、本当に負担がふえてきて大変なご家庭がふえております。準要保護の基準につきましても、学校給食費の補助同様ご検討をいただきますように、今はっきり当面やらないというふうにおっしゃったわけですがけれども、子どもたちの教育条件の整備のためにも、この基準の見直しについて今後も検討をしていただくように求めまして、次の質問に移ります。

教育行政の質問に移ってまいります。まず、教職員の勤務実態調査への対応についてです。

この調査は、2012年から全日本教職員組合によって全教職員を対象に行われました調査です。全国39都道府県で6,879人、高知県では175人から回答を得ているとのことです。2013年10月に集計結果がまとまった時点で記者発表を行い、新聞報道にも取り上げられております。また、こうした実態を改善すべく、各市町村の教育委員会との懇談も順次取り組まれてきたようであり、集計結果から抜粋してご紹介をしたいと思いますので、お手元の資料をごらんください（資料を示しながら説明）。

1枚目ですが、なお、この調査は全教職員の対象でありまして、栄養教諭やその他の職員さんも含まれております。その資料の1枚目の真ん中辺に「教職員の1カ月の平均時間外労働は、」とありますが、そこを見ていただきましたら59時間20分、そして、持ち帰り仕事は1カ月平均20時間34分です。時間外勤務、平日、土日、持ち帰り分を含めまして、その分布を示すものがありますけれども、100時間以上が23.1%、80時間以上が13.9%、60時間以上が22.5%、あと45時間以上が18.5%、それ未満が22%となっています。

次に、小中学校の教諭で見えますと、ここで次のページに移ってください。済みません。小学校のところですが、平均時間外勤務時間は59時間8分、平日、土日、持ち帰りを含めると81時間42分となっています。100時間以上の方が21名、80時間以上が16名です。中学校は、平均時間外勤務時間が83時間30分、平日、土日、持ち帰りを含めると93時間11分です。100時間以上が8名、80時間以上が1名、あと60時間以上が6名などと続いています。

教員の多忙化、長時間勤務については聞き及んではおりましたが、このように数字で示されていると驚きです。また、1カ月当たり80時間を超える時間外労働は、労働基準監督署などが労災認定をする際に過労死ラインとして使用するとのことです。100時間以上の超過勤務者もおられるということで、これが常態化していることは放置できない問題ではないでしょうか。

そこで、まず1点目にお尋ねをいたします。

長時間勤務の解消に向けて何らかの対策が必要ではないでしょうか。お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員の長時間勤務の解消に向けて何らかの対策が必要ではないのかというご質問にお答えいたします。

長時間勤務の解消に向けての対策は、子どもたちへの教育の充実、また教職員の健康、安全上からも必要と考えています。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 必要とのご認識を示されました。多分教職員の皆さんの長

時間勤務というのは、もう大体皆さんご存じで何とかしなければならないということのうちで、こういうアンケート結果にあらわれたようなことになっているかと思うんですが、これはやはり急いで今取り組まなければいけない問題だと私は思います。

それで、必要とのご認識を教育長も示されましたので、次の質問に移りますが、②です。

そうしますと、何らかの対応をするために、その実態ですが、今アンケートでこのようにお示ししましたけれども、管内の小中学校の教職員の皆さんの残業時間の把握というのはできていますでしょうか。

それから、また持ち帰り仕事も大分ありますけれども、残業になる原因についてはどうでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

各校では、一人一人の、これ「居残り業務」という言い方をしますけれど、残業とか時間外勤務という考え方がないものですから居残り業務ということで押さえて、その状況につきましては学校長が把握をしております。しかし、データを毎日とってということではなくて、完全に正確というわけではありませんが、学校長は毎日見ているので、大体ほぼきちっと捉えています。

この居残り時間は個人により差があります。居残り業務がほとんどない教職員もいれば、毎日三、四時間という教職員も10人から20人ぐらいはいると報告をされています。

香美市では、1日当たりの居残り業務の時間は平均1.5時間程度、月でいえば30から40時間との押さえです。管理職や主任、中学校の部活動の顧問は長い傾向のようです。内容は部活動指導、生徒指導、授業準備、事務処理、保護者対応などとなっています。児童生徒数の多い学校では、時間が多くなる傾向のようです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 教職員の先生方にはもともと残業手当というものがついておって、ざっくりとした概念の中でここからここまでが正規の仕事で、ここからここまでが居残りという概念がないんだというふうに、そういう実態といいますかそれですとやってきておられる。それで、原因につきましては個人差も、居残りをする先生もおれば早く帰ることのできる先生もいらっしゃるということで、教職員の先生方のそのご自分の仕事に対する熱意も、そういうことも関係してこようかと思うのですが。やはり管理職である学校長、先生が平均1.5時間というふうにおっしゃいましたけど随分長い、何か事があれば、またその対応で何日も続けて9時、10時ということもあるということもあろうかと思うんですが。やはりそういう働き方というのは、管理職のもとにおいてきちんと把握をして指導をしていかなければいけない。そういう働き方に

については、ご自分の健康保持をきちんとされるように、主眼に置かれるように、学校長において把握をして指導をしていなければならないという部分もあるのですが。やはり残業時間の把握については、もう少しきちんとした把握が私は必要かと思います。

その実態をつかんで、この長時間勤務は何とかしなければならないということですので、実態をきちんとつかんで対策することが必要と思うのですが、そのために次の質問に移りますが、残業時間記録簿の整備というものは各学校にありますか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

現在その記録簿は学校のほうにはありません。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 記録簿の必要性もあろうかと思いますが、その点についていかがですか、今後のこととして。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） それぞれの教員の動向をつかむためにも、記録簿は必要だと思っています。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 今後、記録簿につきましては整備をしていかれるというご答弁と受けとめました。

それでは、次の質問に移ります。

④ですが、労働安全衛生法などの法令によりまして、50人以上の職員さんのおられる学校には安全衛生管理者を置いて、教職員の衛生及び健康管理を行うこと。また、産業医を置いて健康診断の実施、健康相談、教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止の措置を行う、こういうもろもろの措置を講じなさいということが法令で決められているようですが。本市にこのような労働安全衛生体制をとっている学校がありますか。なければ整備する必要があると思いますが、教育長の意向をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 現在はこの体制をとっている学校はありません。

今後はこの体制を順次整備していくことは大事だと思っています。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 労働安全衛生体制がとれていない。やはりこのことが長時間勤務をずっとわかりながら置いてこられた要因の一つかと思いますので、今、衛生体制をとられるというふうに教育長おっしゃいましたので、ぜひこれだけは体制をとっていただきたいと思います。

それで、ちなみにこの50人以上の該当する学校ですが、鏡野中学校が学校要覧によりましたら教職員総数が53名おられますね。50人以上の場合は産業医、または産業医の資格を持つ医師を2人置くように法令づけられております。それで、またそれ以外

は全部50人未満と思いますけれども、50人未満の場合は衛生推進者、こういった者を置きまして、教職員の健康相談、健康障害の再発防止に努めることなどが決められていると思いますが、産業医を置くことについてはどうでしょうか。

それで、その衛生推進者、これはやはり学校長になるのでしょうか。その点をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） このことにつきましては、今後検討してきたいと思っています。

その推進者は、学校長も含めて誰か選任を置くということですので、それも含めて検討しなければならないと思っています。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） それも含めてご検討をいただくということで、ぜひこれを取り組んでいただくように求めます。

学校訪問に私も行かせていただきまして、校長先生自身も管理職で非常に多忙なんですよね。それですので、こういったご自身の健康保持に留意した働き方が必要であることを、やはり医師の指導も含め管理職の方々へも指導を強める必要があるのではないかと。教育に携わる方々、香美市の子どもたちの教育にとって非常に大事な人材です。健康が損なわれて業務を続けられない、こういうことになることを防ぐためにも、この安全衛生体制をきちんととっていただくことにしていただきたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

添付資料の2枚目をごらんください（資料を示しながら説明）。表がございませけれども、6-1とある教職員の意識のところですが、このような大変厳しい環境の中でも今の仕事はやりがいがあると答えた方が、「とても感じる」22.8%と、「わりと感じる」55.1%を合わせて77.9%になっています。私は、これはある意味本当に救いだと思いました。しかしながら、「授業の準備をする時間が足りない」と感じている方が79.6%、そして、断トツに多いのが「行うべき仕事が多すぎる」、これが94.2%でした。

何が先生方をそんな多忙に追いやっているのか。子どもと向き合う時間も余りなくて悩んでおられるとお聞きしたこともあります。やはり授業準備とかそういうこととは直接関係のない事務量が多いのでしょうか。メンタルで長期休職される先生、あるいは50代で早期退職される先生がふえております。これは先生方の人権問題でもあると思うのです。

また、さっきも申しましたように子どもたちに直接影響する問題です。市の教育委員会としましては、先生方の処遇につきまして親身に相談に乗る体制といたしますか、そうしたことで改善の方向が見出せないでしょうか。これは包括的な対策が私は必要だと思うのです。この点についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

実はいろんな体制の問題等がありまして、今お答えしたとおりですけれども。香美市教育委員会として校長会等を通じて、要望を学校のほうへ投げかけてきたことが幾つかございまして、どちらかという体制整備というよりは、環境とかそういう整備のところでお話をしてきたことです。例えば、管理職による個別面談と先生方へのケアだったり、それから、メンタルヘルスに配慮した悩みを話しやすい職場づくりだったり、それから、育児中や介護中とか病気などの教職員にとって働きやすい人間関係だったり、職場環境だったり、それから、管理職による日常的な職員とのコミュニケーションをとることだったり、それから、例えば敷地内禁煙なんかも含めて健康を害さないように受動喫煙防止対策だったりというようなことは、学校に浸透するようにいろんな対策をとってきたところですよ。

それで、今言われたことにつきましては、この教職員の職務の多忙化は本当に長年の課題でして、先ほどちょっと述べられた数値的なものも、全国も県も香美市も大変似たような状況です。大岸議員が言われるように、授業準備時間や資料作成時間の確保だったり、児童生徒支援の時間の確保だったりなどが課題ですので、各校では校務分掌を生かした校務の効率化、それから、計画性と時間短縮を念頭に置いた各種会議の立案、実施だったりということで、事務的なものの効率化を目指しての取り組みはかなり投げかけてやっけていただいているつもりです。ただ、事務の効率化や時間短縮のための工夫とか、まだまだ改善することはたくさんございます。

それで、事務が多いというのは、勤務時間が終わったら帰れている職員もいるという実情ですので、事務分量的には学校の規模によって少し差が出てくるんですけど、何とかこなせる分量ではあるとは思いますが。ただ、人数の多い、例えば山田小学校とか鏡野中学校になりますと、事務の量が多いことと、それから家庭訪問とかいろんな対応があって、ここの学校で合わせたら10人から20人ぐらい大変な勤務の状態の人もいます。

ですから、先生方が先ほど今の仕事にやりがいがあるという、ここがまた先生方のなかなか改善しにくい、改善言うたらおかしいですね。何かこう気持ちが、時間を幾らかけても子どもたちのためにやるのだという、そういう思いが一方あったりするものから。

でも、その一生懸命やることでも、仕事を効率的にやるということと、その意識の改革がとても大事なので、制度的にきちっとやることは教育委員会の仕事だと思いますが、先生たちの意識改革のところは学校の校長先生にお願いして、だんだんに浸透させていただかんといかんところですので、その2つのところをしっかりと頭に置いて、両面から行っていきたいと思っています。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 内部でできる改善等、これはさまざまこれまで取り組んでこられた、支援員さんもたくさん香美市はつけていただいておりますし、これは助かっておるとい現場の先生の声もお聞きもしております。これにプラス、今までやられてこなかった労働安全衛生体制の確立、また残業記録簿の整備など同時に進めていただきたいと思うものです。

私は教育長とずっとお話しする機会が多くて、見させていただいておりまして、本当に教育長ご自身の私は過労死を心配する（後に「過労を心配する」と訂正あり）こともありますが、そこもぜひ、ご自身も健康管理をなさっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。⑥です。

鏡野中学校への学校訪問に随行しましたことは先ほど申しました。教育長や教育委員さんらが授業を参観しまして、後では教職員の方々とも懇談することができました。率直な意見交換がされていたことと、熱心な先生が非常に多いと感じました。また、困難な時期を乗り越えられて、子どもたちにも落ちつきが生まれていたと感じました。ただ、もちろん少数ながら、どこもそうでしょうけれども、授業に乗り切れていない生徒さんもいれば、特別支援学級の本当に困難性を見てとれました。

1つ感じましたことは、やはり30人を超した学級はいかにも窮屈で先生方は大変、教室全体が雑然としまして、特に後ろのほうは落ちついて学習に取り組める雰囲気でないということです。一方で、生徒の減少が少子化でできまして空き教室はあります。アンケート調査でも、ここには紹介しておりませんが、1学級当たりの生徒数がふえるにつれて残業時間の増、ストレスを感じる割合がふえています。単純な発想ですが、1学年1クラスずつふやせば教室に余裕が生まれ、先生方の負担の解消になるのではないかと思います。また、これは生徒にとってもよい波及効果が出ると思いますが、いかがでしょうか。

この空き教室の活用につきましては、平成24年度の地方交付税の算定項目と測定単位を示す表によりますと、小学校費も中学校費も学級数というのが測定単位に入っています。ということは、1クラスふえれば、それが交付税の基準財政需要額の算定に込められるということです。教室をふやして対応することができないか、この点をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

今、県の教育委員会の制度の中に、小学校1、2年生の30人学級編制をするための制度と、3、4年生35人学級制度、中学校1年生の30人学級制度というのがございまして、このことを行う場合には加配教員が来ます。現在、山田小学校のほうでこの1、2年生の30人学級制度、小学校3、4年生の30人学級制度を取り入れて行っているところです。学級数が増になっています。

鏡野中学校、香北中学校のほうでこの30人学級に取り組むことができるので、この

ことも学校と検討したのですけれども、今年度は、中学校は1年生の30人学級制度は活用していません。理由は、香北中学校の場合はクラスを分割しても先生の増員がないという、その定数の加配教員の配置の基準がございまして教員がふえないということで、それならもうそのままの学級にしておいて、それをチームティーチングとか、あとの先生の指導が加わることでやっていこうということなのです。

鏡野中学校の場合は、この制度を活用すると加配教員が来ますけれども、1学級ふえることによって全教科の時間数がふえて、そのために配置をされている先生方の数は、定数の中の数で来ていますので、今、国語、社会、理科とか1人の先生が今カウントしている持ち時間数に1学級ふえると、その学級の数が上乘せにふえていくという、持ち時間がふえるということが起こってきます。先生は1人来ますけど、これは何かの教科の先生ですので、その教科は1人入ることによって少し軽減があるかもしれませんが、非常にバランスが悪く他の教科の持ち時間がふえるということもあります。それから、1年生を30人学級にしたときに、学校としては2年生になったらまた大きな学級になって、このあたりのギャップが大き過ぎて、2年生の状況が落ちついて進んでいくのに困難を感じるという理由もあって、中学校は踏み切ることができていません。このあたり少し難しい学校の体制とかいろいろありまして、今年は残念ですが小学校だけが学級をふやしているという状況です。

そういう状況ですので、香美市としては、もうできるだけ県の教員配置において加配教員を多く配置していただきたいと思ってやりとりをしていっています。これは今後も続けていきたいですし、市町村教育委員会連合会とか、それから都市教育長会とか、それから国への要望も出したりしております、加配教員でできるだけ厚く子どもたちにかかわれるようにしたいというのが、私たちの取り組みの1つです。

もう一つは、初めに何度か大岸議員さんが言ってくださいましたように、市の教育支援員の配置が、学校にとっては、この子どもたちへの学習指導のきめ細かい手だてとともに、教職員の負担軽減をする大きな手だてとなっています。どちらかというところ、そちらの方向で先生たちのこの過重な業務というところをサポートしてきた経過がございませぬ。

学校が一番喜んだのは、特別支援の子どもたちへきっちりついて、一緒に見てくれる支援員さんがいることです。それから、教科の支援員ですけれども、プリントを刷ったり、それから、パソコンへのいろんな入力作業をしたりとか、そういうこまごました事務的なものをサポートしてくれて、教員が子どもや授業に専念できるというところを一番ありがたく思っています。本当に多くの支援員さんを配置していただいていますけれども、非常にありがたく、私たちも精いっぱい後押しをしてきたいと思っていますところなのです。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 30人を超した学級の中学校で私は様子を見ておりまして、

あれを見たときに、やっぱりもうちょっと1クラス当たりの数を減らして、せつかく教室があいているからという思いで質問に掲げたのですけれども。これはもう今までさまざまな手だても講じられてきまして、教育長もいつも人のつく授業をリサーチして、本当に積極的にいろいろ活用してくださっていることはよく知っております。おっしゃったように、これはやはり県の県費職員さん、正職さんをふやすことが一番肝要と思うんですね。そのことを地教委含め皆さんから県、国へと要望するように、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

以上で教育の質問に関しましては終わります。

次に、国保に関してお伺いいたします。これまでも私は国保の質問はしてまいりましたけれども、その議論も踏まえまして新しくなりました課長、執行部の方々にお聞きをしたいと思います。

まず、1点目です。本市の国保のしおり、2ページに見開きで、「みんなで助け合う地域医療保険制度が国保です」と書かれてあります。これは、国や市町村が国保をどう位置づけているかにも関連してきますので、入り口の大事な問題としてまずお聞きします。

みんなで助け合うというのは、ちょっと言葉を置きかえてもいいと思うのですが、日本で最初の国民健康保険法は昭和13年に施行されました。当時は任意設立の組合方式で、国や自治体の負担もありませんでした。その昭和13年の国保法の第1条に、「国民健康保険は相互扶助の精神に則り疾病、負傷、分娩又は死亡に関し保険給付を為すを目的とするものとす」と目的が書かれております。戦後の昭和23年に国保法が改正されまして、保険者が原則市町村となりました。そして、昭和34年に施行されました国保法の第1条に国保が社会保障と明記され、旧法にありました相互扶助の精神という文字はありません。本市の国保のしおりの記述、これは本市だけではありませんけれども、昭和13年の国保法の概念に逆戻りするものではないでしょうか。国保は相互扶助ではなくて、社会保障という立場に市は立ち返り事務を行うことが必要ではないでしょうか。この点をまずお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 大岸議員さんの安心の医療制度のために国保について市の認識を問うということでお答えをいたします。

国民健康保険は、国民保健の向上に寄与することを目的として、国が義務としてその向上に努めなければならない社会保障制度の一環として行われる社会保険であるという認識をしております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 国保は社会保障であるというご認識をお示しをいただきました。

次の質問に移ります。今、必ずしも国保が社会保障というその名にふさわしい形にな

っているのかという観点もありましてお聞きもするのですが、現時点で本市の発行する短期被保険者証、保険がないと同様である国保の資格証明書、この発行数はそれぞれどうなっていますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

現在、平成26年6月13日現在の発行世帯数でございますが、短期被保険者証が283件、被保険者資格証明書の発行世帯が157件でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 資格証明書につきましては、以前よりは数としては減っているなという思いがいたします。しかし、この短期証の方も、それから資格証明書の方は特にですが、香美市で157世帯の方が保険がないと同様の状態、窓口で10割払うことは保険料が払えない方にはできませんので、本当にこの方々の対策は今後もきめ細かくやっていかなければならないことだと思っておりますが、その手だてにつきましては今回質問に取り上げておりません。質問しておりませんので、数をお聞きして次の質問に移ります。

3点目ですが、被用者保険の保険料に比べまして、国保には事業者負担がない分、国保税は当然高額になります。また、国保には被用者でありながら、非正規で会社の保険に加入をさせてもらえない方、そして無職の方も加入しております、国民皆保険ですので。こうした低所得の方々の負担感は本当に強いものがあります。そのため7割、5割、2割の法定減額も設けられてはおりますが、以前より減ったとはいえ、これだけの短期証、資格証明書があるとなりますと、その方々の医療が脅かされているという状態ですので、何らかのその一部負担金を軽減するとか、保険税を見直すとか、負担軽減策を検討する必要があるのではないのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） おっしゃられるように国保の被保険者につきましては、少子高齢化や社会情勢の変化によりまして、保険税の支払いが困難な世帯が増加する傾向にあります。また、一方で保険給付費が被保険者の高齢化や医療の高度化によって増加をしている状況もあります。その構造上の変化の中で負担感が大きく感じられることとなっていると思っておりますが、現在国保には、おっしゃられるように7割、5割、2割の法定軽減がございますし、この4月1日からは軽減対象も拡大となっております。ということと、また被保険者の実情に応じた減免制度もございますので、これ以上の他の負担軽減策は現在のところ検討はしておりません。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 今以上の負担軽減策については検討をされないということなのですが、実態から見まして、やはりこういうぐあいが悪くても病院にかかることができない方がこれだけいらっしゃるわけですね。そのことを考えたときには、少なくとも

もやはり窓口対応で相談に乗って別の制度に結びつけていくとか、非常に困難をきわめているわけですので。それから、以前に国保法第44条、一部負担金の軽減のことでお聞きをいたしましたけれども、その要件を緩めていくとかこういう検討はもう本当にしなければいけないのではないのでしょうか。今後の方向としてお聞きをいたします、課長。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 今現在あるその負担軽減の分につきましては検討の余地はあるかとは思いますが、その内容についてはこれからの検討になろうかと思えます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 検討の余地があるということで、次の③の質問に移ります。

市独自の事業として、子どもの医療費の無料化、つまり病院での窓口負担をかからないようにする制度を香美市は設けております。子育て世代にとっては本当にありがたい制度です。こういう市の単独事業に対しまして、国は国保会計への調整交付金を減額する措置をとっておりますが、平成24年の減額分は幾らでしょうか。

そして、このたび小学校卒業まで無料だったものを、年齢拡充されまして中学校卒業まで無料と市長の英断がありました。これにつきましては本当に敬意を表するものです。この新たに拡充する分の調整交付金の減額をどれほど見込んでいるのでしょうか、お答えください。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

福祉医療全般に係ります平成24年度の国保の調整交付金への影響額は現在約540万円です。また、中学生まで新たに拡充をすることによって係る国保への調整交付金の影響額は約16万円を見込んでおります。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） こういう捉え方でよろしいですか。平成24年度で540万円、それで新たな分は516万円とおっしゃいましたでしょうか。これ合わせて一千数百万円になるということですか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） ちょっと私、お答え間違えましたでしょうか。影響額全般ということで、調整交付金の平成24年度の影響額全般と申しますのが、今現在やっております乳幼児の部分、それから、ひとり親世帯の分、それから心身障害者の分に係る調整交付金の合計額が約540万円。その中で乳幼児のみの調整交付金の分といたしましては、先ほどお答えはなかったですけど、930万円（後に「約93万円」と訂正あり）ぐらいということ。その中で、今回中学生まで拡充をすることによる調整交付金の影響額を約16万円と見込んでおります。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸真弓君） わかりました。影響額についてお聞きをいたしました。

それを確認の上④の質問に移りますが、当然のことながら被用者保険には、こういうペナルティーとか国保ではありませんのでないですよ。

それから、ここで一般会計からの繰り入れにつきまして、厚生労働省の見解は法定外繰り入れに関しまして、「平成23年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について」とこういう通知をしてきております。これはホームページ上でも公開をされているものですが、一部負担金の独自減免については、国民健康保険法施行令及び地方税法の解釈上、保険税の賦課総額に含めることができないため、原則として一般会計からの繰入金金を財源すべき、このように厚生労働省は通知をしてきております。

それで、こういう香美市が独自施策として行っている子どもの医療費窓口負担の無料化に係る国のさっきお聞きしました調整交付金の減額分は、一般会計から国保会計に繰り入れるべきであるところというふうに見解を示しておりますが。ここで資料の最後のページを見ていただきたいと思うのですが、国民健康保険事業の状況という表です（資料を示しながら説明）。これ県下の事業の状況を表にしたものですが、左のほうに市町村名がありまして、「法定外繰入」のところを見てください。法定外繰り入れをやっておる金額、例えば室戸市であれば約1億5,100万円、法定外繰り入れをしておると。34市町村のうち19市町村が何らかの法定外繰り入れをしております。これ決算時の赤字補填という自治体もあろうかと思いますが。そして、その法定外繰り入れのうち「うち地単」というのがありますが、これが市とか市町村の単独事業で国保会計に一般会計から繰り入れている額でございます。厚生労働省の通知のように6市が一般会計から国保会計に繰り入れを行っているわけです。こういう繰り入れというのは、本市もこれが可能なのではないのでしょうか、お聞きをいたします。

また、厚労省のその通知からしましても、こういう措置をとるべきではないかと思うのですが、見解をお聞きします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

地方単独事業として、医療機関等の窓口で直接一部負担金の割合を減じる措置を実施している市町村について、おっしゃられるように単独事業の区分に係る調整率がかかることによりまして、国庫負担金の減額相当分が発生をしております。これについては、一般会計による所要の財源措置を講じられたいという厚生労働省の見解が出ております。

この財源措置を講じることにつきましては、市の実情もあることですのであれですが、国保会計の現状や将来の見通しなどを考慮して、一般会計による財源措置の検討をしていただくように要望していきたいと考えております。

また、難しいことかもわかりませんが、本来、財源は一般会計からの繰り出しで対応するのではなく国が費用負担を行うべきものという考えを持っておりますので、地方単独事業に伴うこの減額措置の廃止に向けて、ほかの市町村とも連携をしながら、国に要

望は上げていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 課長にご答弁いただきましたように、市が独自に子育て支援策で努力をして行っている事業に対しまして、私は国は応援こそすれ、こういうふうに調整交付金を減らしてくるというのは本当におかしなことだと思います。この減額分については、他の市町村とも連携をして国に要望していくということで、それはそれでいいかと思いますが、国保というのはもともと、冒頭に申しましたように本当に無職者でありますとか、低所得者の自営業者とか、低所得者の方が多く入っております。被用者保険でない方は、皆保険ですので何らかの保険に入りますから、そういう方々が国保に入ってきます、後期高齢者医療は別にしまして。ですので、公が財政を支える役割を果たさなければいけないようなもともとシステムなんです。それで国保であるというふうに捉えておりますが、本市の国保会計も厳しいというご認識です。それで、国保税の引き上げとかいうふうなことに言及されたこともあるのですが、私は国保会計が厳しければ厳しいほど、こういう一般会計からの繰り入れ、厚生労働省がこういう見解ですので、今のところはそういう繰り入れも一般会計から行っていく。そして、財政安定化支援事業も、8割でなく国の基準の示した10割を行っていく、それでやって国保会計をまず安定させていく。これはこうした手だてをとり尽くすことが市民にしわ寄せがいかないようにする手だてかと思いますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

同じ考えを持っております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） これは財政課サイドに聞かんといかん問題かもしれませんが、財政安定化支援事業費について、本来入れるべき財源を全く入れていない時期もありましたね。それで、今回の地方単独分の調整交付金のペナルティー分もこういうふうにまだ繰り入れられていない。この点については努力を求めまして、検討を求めまして、次の質問に移ります。

香美市の新しい補助事業、香美市健康づくり地域支援ネットワーク推進事業に関してお聞きをいたします。

これは従来国保でやられておりました健康づくり事業が国保の枠を超えて、広い市民が対象となって新たにスタートをしたものです。この事業が市民の間で活用され、健康づくりが定着してほしいと願い質問をいたします。

まず、本事業の応募が先月末の締め切りでした。この事業への問い合わせ数、申請数、補助決定となった団体数をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 事業の問い合わせ数等についてお答えいたしま

す。

問い合わせにつきましては14団体、それで実際申請に来られましたのは5団体となっております。それで、補助決定しました団体が申請数と同じ5団体となっております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） この問い合わせ数、申請数、補助決定の団体数をお聞きしましてと思いますが、国保事業のときよりも対象を広げまして5件が申請というのは少ないと感じますが、考えられる要因は何でしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 申請と申しますか、問い合わせにつきましては、14団体のほうがおいでしております。その中で申請が5件ということにはなっておりますが、申請と申しますか問い合わせに来られた段階では、皆様また改めて申請に来るといふようなことで帰られております。その後の状況はちょっと把握はしてございません。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） また改めて申請に来るといふことで来られなかったということですが、せっかくの事業ですので問い合わせ数だけ結びついていくように、そういうふうにして事業の効果が出るようにしていかないといけないと思うのですが、次の質問に移ります。

本事業は、香美市の補助金の冊子にも紹介をされています。それと別に運用上の取り決めが記載をされたものがあります。このA4の1枚の紙（資料を示しながら説明）、これ多分申請のときに渡されるものかと思うんですが、それによりますと、目的も対象者も私は納得をするものです。事業の内容に1、2とあります。その1は、「健康づくりに関して自主的に取り組む団体の育成を支援する。」これはわかります。2に関して、従来の国保事業はここまでは求められていなかったと思います。つまり、2の事業の記述をちょっと紹介しますと、「地域のネットワークづくりに関しては、地域のつながりが希薄化している中で、高齢弱者の社会的孤立を防止し、地域のコミュニティの再構築を図るため、地縁を中心とした地域でのつながりや地縁や血縁にとらわれない新しい形のつながりも含め、地域の人々、友人、世代や性別を超えた人々による「顔の見える」助け合いによって行われる「互助」の構築に向けた取り組みを推進するものとする。」、こういうふうになっておりますが、それで、例として特定健診、がん検診の受診勧奨、高齢弱者の見守り訪問まで入っておりますが、この1、2は全部が必須要件でしょうか。2を付した理由についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 事業内容の1と2の、2を付した理由ということでございます。

両方とも事業を実施していただくことで補助の対象としておるところですが、自分た

ちの健康づくりに役立てていただきますとともに、やはり地域のつながりが薄れていく中で、お互いの顔の見えるつながりが少しでも広がることを期待しまして2のほうも事業とさせていただきます。

地域で活動します団体が、高齢者等が安心して暮らせる地域づくりのその1つの活動として推進してもらえたらということで取り入れております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） この事業への問い合わせ件数との関係で、問い合わせに来られたけれども、この2のさっき私が読み上げました文を見てちょっとためらったというふうなことは考えられませんか、結果5件です。

確認をしますが、これは4月号の香美市の広報にこの事業の紹介がありますが、2のその地域で人と人とのつながりを強める活動で①、②、③、④とありまして、やはりさっき文章で述べたようなことが書かれています、この2の①から④までも全て必須ですか。それとも、このうちの1つをやればいいよというようなことなのか。それをお聞きします。

私は、健康づくりに地域が主体的に取り組むことは大変いいことだと思います。しかし、この運用上の取り決めのこの2につきましては、初めからこのように細々補助用件があるというのはいかがなものでしょうか。健康づくりをやって、結果その副産物として地域のつながりが出てきた、みんな顔が明るくなったとかというふうなことならわかるのですが、ここまで補助事業に負わせるのは求め過ぎではないでしょうか。丁寧な説明が要ると思いますが、課長いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 広報に記載させていただいている2の事業につきましてもそれぞれ書かせてはいただいておりますが、その全ての事業をしていただくということではございません。その中の1つでも2つでも構わないということで、問い合わせに来たときには説明もさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） この広報に記載されております1つでも2つでも構わないということをお聞きしましたので、それであれば広報の記述もちょっとそのことの注釈は要るのではないのでしょうか。

済みません。次の質問に移ります。

実績報告の項で、運用上の取り組みで実績報告のところで提出書類があって、「実績報告書、地域のネットワークづくりに関しては効果について記述をしてもらおう」とあります。必ず記述できるぐらいの効果がないといけない、得なければならぬとしたら、さっき申しましたように申請をためらう場合も出てくるのではないのでしょうか。高齢者団体の方々が申し込みをする場合もあると思うんですね。そうした方々に、こういうた

くさんの提出物、それからたくさんやる事業数、こういうものがあつたら、やはりそこでその申し込みの検討はしたけれども、余りに面倒なのでちょっと今回はやめておこうかとかこういうふうになってきますし、そのことを予算化したものがきちんと使われないうで事業効果も少ない、こういうふうになっていくと思います。

これは、これまで国保の補助事業でありましたときも、後期高齢者は除外するとか、要件とか手続が面倒だと申請団体の代表の方がこぼしていたのを聞いたことがあります。30万円という補助額にもかかわらず、申込件数が年間3件とか2件とかに終わっていたのは、そういう事情によるものではないでしょうか。ですので、今回新設の補助事業はその反省も踏まえ、保険の枠を飛び越えてより多くの市民の皆さんに使っていただきたいという趣旨のものではないでしょうか。地域総合補助金ですから、それも申請しやすいように省かれました、手続が1つ。そういう方向で、今回新規事業ではありますけれども、そういうその申請のしやすい、取り組みやすい事業内容にして提案をすることを求めるものでありますけれども、その点についていかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 確かに申請書につきましては、一応補助事業でございますので、申請から実績報告という形で提出はしていただくようになっております。それで事業の効果というところの欄もあるわけですが、こちらのほうは実績ではなく、申請のほうにも記載も一応していただくようにしております。

これを全て効果として実績でまとめているわけではありません。行っていく上でやはり効果というものもある程度見させていただいてやっていきたいとは思っておりますので、様式として記載をさせていただいておるところです。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） それでは、この広報の「健康づくりでつながろう!」、この記述でありますけれども、2の件に関しましては、このうちどれか1つでも満たしておればよいと、こういう注釈をつけて広報をすべきと思いますが、その点いかがですか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） その点につきましては、今現在申請は5団体ですので、残り5団体ありますので、今度8月の広報へ載せる予定にしております。そのほうへ載せるような形でちょっと担当のほうとも検討してみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 運用上の取り決めを見ておりますと、2次募集も想定をしているんですね。ですので、やはり2次募集、これは多分住宅リフォーム補助金制度なども満杯といいますかこういうやり方をしたんですが、この事業が問い合わせのあった方々も含めてぜひ広がって定着をしていきますように、そういう配慮を求めまして、以上で私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

(午前10時19分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長(西村芳成君) 休憩前に引き続き会議を行います。

市民保険課長から答弁の訂正がありますので、許可をいたします。

市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長(高橋由美君) 済みません。先ほど大岸議員さんの質問でお答えをさせていただいた中に間違いがございましたので、訂正をお願いします。

4番の地方単独事業全般の中の乳幼児に係る調整交付金の影響額を私「930万円」と申したようでございますが、「約93万円」ということですので訂正をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長(西村芳成君) 次に、13番、大岸眞弓君から発言を求められておりますので、許可いたします。

○13番(大岸眞弓君) 議長にお許しをいただきましたので、先ほどの質問の私の文言の訂正をさせていただきます。

教育長に、心配の余り「過労死を心配する」というふうに申しましたが、大変失礼しました。「過労を心配する」というふうに文言を訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長(西村芳成君) ただいまの市民保険課長、高橋由美君と13番、大岸眞弓君の訂正を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) そのように訂正いたします。

それでは、次に、6番、山崎晃子君の一般質問を許可いたします。

山崎晃子君。

○6番(山崎晃子君) 6番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、介護サービスと介護予防に関して、子どもの医療費無料化に関して、山の荒廃に関して、選挙の投票に関しての4項目を一問一答でお伺いいたします。

初めに、介護サービスと介護予防に関してお伺いいたします。

①ですけれども、物部町の介護事業所こづみについて、3月議会に引き続いて質問をいたします。さきの議会では、高齢者生活福祉センターこづみの指定管理契約が1年になった経過や、今後の対策についてお聞きしました。担当課長からは、厳しい運営状況から短期間になったが、地域にとってなくてはならない施設であり、直営も視野に必要な手だてを検討していくとの答弁をいただきました。

私は、この間、このことで多くの市民の方からお話を聞きました。こづみがなくなったら物部で安心して暮らすことができないなどの不安の声を多く聞いています。また、こづみの存続を願う気持ちが強いがために、市は継続することを本気で考えているのかといったような厳しい声もありました。物部町は、ご存じのように高齢化率が既に50%を超えています。このような状況下で介護サービスを提供する事業者がなくなるということは、地域住民の生活に大きな不安感を与えることとなります。介護が必要になったときが来ても、介護サービスが利用できないようでは、何のために高い介護保険料を支払っているのかわからないという声にもあらわれているように、地域住民の不安は私たちが考えている以上に大きなものです。

限られた1年はあっという間であり、残すところ9カ月余りとなりました。物部唯一の介護事業所こづみの継続に関して、この3カ月間検討されてきた内容と、それらの進捗状況、あわせて今後の見通しをお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 1点目のこづみの指定管理の進捗状況及び今後の見通しということですが、これにつきましては、4月中旬に前市長から新市長への申し送り事項ということで市長とのヒアリングを行っております。その場におきまして、今後事業所をどのように継続していくかということの新市長の意向等もお聞きをしながら、その後2カ所の事業所等のお話も聞き、もう一度方向性を確認するために市長と協議をいたしております。

その中で、物部地区の在宅介護の方向性を将来的にどのようにしていくのか、また、こづみを事業所として経営改善を図っていく方向を考えてというようなお話もありましたので、現在包括支援センターのほうで物部地区のサービスの状況の現状について調べていただいております。今後それをもとにしまして、包括支援センター、介護保険係等関係者におきまして協議をしながら、また市長との調整を踏まえて、今後具体的な話し合いの方向に入っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 調査をして具体的な話し合いの方向に入るといふことですが、このまま指定管理を続けていくのか、あるいは公募をするのかというところ、もし公募するということであれば時間的なものもあろうかと思えますし、いつまでにそうした協議の方向というのは決まるのでしょうか。

こういう状況がずっと続くということは、先ほども言いましたように市民の方は大変不安な思いをしておりますので、ちゃんとした方向を出していただきたいがですけれども、どこの事業者がやるとしても大変採算的には厳しいところがあるわけですので、もう直営でもやらないと安心できないというふうに思いますけれども、その点について再度お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 期限的に申しますと、やはり来年度の予算編成あたりが最終にはなつてこようかと思いますが、それまでに今後の指定管理の方向性を決めて予算措置等をしていかななくてはならないというふうに思っております。

それで、直営等もということでおっしゃられましたが、やはりそこにつきましては直営も含めてというような形で、やはり今後安定的な運営ができるような形を模索して決めていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） ぜひ安定してサービスが受けられるような体制を早くに確立をしていただきたいというふうに願いますけれども。私としては、本当にもう直営ということはないんじゃないかなというふうにも考えておりますので、ぜひその点を含めて検討をお願いしたいと思います。

先ほど市長のほうとも協議をされたということでお話をお伺いしましたけれども、このことに関しては、4月に行われました物部町の自治会長会においても、今回のこづみの件で質疑がありました。また、議会報告会でも今後のことについて心配する声がありました。

市長は、旧物部村役場当時の担当課長として、この介護事業所の誘致のために積極的に動かれ、現在の体制を実現された実績をお持ちです。その当時の思いも踏まえて、こづみの継続をどのように考えておられるのか、市長としての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） こづみの運営につきましては、1年契約ということで大変心配をしていただいておりますけれども、やはり現在事業をしていただいている方との話し合いを十分に行う必要があると思います。これは既に課長にも指示をしてありますので、相手方との話し合いを十分やっていただいて、問題点を明らかにすることがまず第一にあるのではないかと考えています。

また、市として施設を見ましたときに、活用の方法によっては収益に結びつく、あるいは介護の前進につながるような内容もありますので、当然このことについても現在事業をやっている方と当然話し合うべきだというふうに思っています。急いでその作業をした上で次善の策を考えていくということになるかと思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 市長のほうもこのことを大変心配されておられて、具体的な指示も出されたということですので、その市長の思いが実行されますように、そしてまた市民の方が安心して暮らせるような体制をぜひともかっちりつくっていただきたいということを申し上げまして、次の質問といたします。

②です。先月のことですが、NHKスペシャルで「行方不明者1万人」と題して、徘徊などで行方不明になっている方々の状況や、身元がわからずに何年も施設で暮らしている方の実態が放映されました。また、徘徊症状がある認知症の男性が電車にはねられ死亡するという事故に関して、妻の監督が不十分として損害賠償を求めたことが報道されました。この2つの報道は、認知症の方を介護する家族にとって大変衝撃的な内容だったのではないのでしょうか。私も介護者の一人として、とてもつらい気持ちになりました。

厚生労働省の推計では、介護が必要な認知症の高齢者は2012年に300人を突破しており、2020年には400万人を超えるとされ、増加傾向にあります。また、今国会で審議されています医療・介護総合法案では、要支援と認定された方の訪問介護と通所介護を市町村事業に移行することや、特別養護老人ホームの入所者を原則要介護3以上とすることなどが示され、施設から在宅へ、そして、軽度者の介護保険外しを推し進めていく方向が打ち出されています。予防給付の縮小は、2005年の法改正によって掲げられた予防重視の方針を否定するものではないかと思えます。

介護問題は現在の高齢者だけの問題ではありません。年間10万人を超える方が家族の介護のために離職や転職を余儀なくされていると言われており、介護を取り巻く状況は大変厳しいものがあります。しかし、誰しも介護や病気にならずに元気で暮らしたいと願っています。そのためには、要介護状態にならないよう日ごろから健康づくりや介護予防に力を入れていく必要があるのではないのでしょうか。市長の見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 健康づくりや介護予防へ力をとということでございます。

香美市の高齢者につきましては、既に1万人を超えております。高齢化率は37.5%となっております。1号被保険者の要介護認定者数は、本年3月分の県への報告では1,922人、認定率は19%となっております。

現在、健康づくりや介護予防の重要性は十分認識して努力をしてきているつもりではありますが、マンパワー等の課題もあり、十分なアセスメントや目標設定等ができていないというような反省もしております。

そんな中で、昨年度からは香美市認知症支援推進協議会を立ち上げまして、そちらによりまして認知症理解に係ります講座などを介護事業所等にも呼びかけて実施をしてきておるところです。今年度につきましても、引き続き勉強会の開催、また認知症の早期対応の個別支援などを行うとともに、認知症についての理解を深めてもらうよう、早期発見につながるような地域での啓発なども予定をしていきたいと思っております。

今後におきましても、努力をしていきますとともに市民の方々にも、また自分自身の健康づくりについても大切にさせていただきますよう呼びかけもしていきたいというふう

に思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 介護予防は十分必要だということでそうした取り組みをしていくということですが、ちょっとここで市長の見解をということでお話をしたのですが、市長は新聞報道の中で、健康づくりや介護予防教室の充実とか健康管理のために地域への保健師派遣とかそういったことを書かれておったわけですので、そういう意味で市長もその健康づくりや介護予防の必要性というものを十分感じておられるということでこの文面があったんではないかと察するわけですが、市長の考えるその健康づくりや介護予防教室の充実という点についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 介護予防に関する意識は非常に皆さん高うございまして、各地で健康体操などを実施していただいておりますけれども、やはりそうした取り組みが実際に効果を示しているのかどうかということにつきましては、やはり専門家の方々の分析といったものが必要になってくるのではないかと考えております。そうした点で保健師の役割は大変大きいというふうに考えておきまして、日ごろの中ではバイタルなどを地域でとっていただきましても、それらの分析について保健師の専門的な知識を生かして、しっかりと前進していることをご確認をいただきながら、健康教室に参加していただくことも非常に大事なことだというふうに思っています。

また、その健康教室を主催する人の指導者の方々にも、やはり毎日毎日同じ形でなくて変化も持ちたいというふうなご意向もございまして、そういう人たちのリーダーの研修会もこれは非常に大事なことだというふうに思っております。

さらに、健康体操について、効果的な形で体操がされることが非常に大事でございますので、日ごろ同じことをやっているということでもありますけれども、やはりきちんとストレッチの意味も理解のできるような指導というところで、専門家の配置を時々やっていくことというのは非常に大事なことだと思っています。

さらに、施設におきましては、この暑い中でお近くの集会所に集まってやっておられる方もおりますけれども、やはりそういう環境の整備も今後図っていく必要があるというふうに思っておりますので、常に一面だけではなくて多面的なことで健康づくりの支援をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 市長の考えているその介護予防の充実、本当に私もそのとおりだと思います。ぜひそういう方向性でお願いしたいと思っています。

そこで、具体的に③でお聞きをしたいと思っています。平成18年4月から実施された地

域支援事業は、早い段階から高齢者ができる限り自立した生活を送れるように支援することにより、要支援や要介護状態の予防や、その重度化の予防と改善を図ることが目的となっています。

本市は一般高齢者施策として、閉じこもり防止や見守り、介護予防などを目的として、市内、今54カ所でしたか集いを開催しています。体操したり、歌を歌ったりとさまざまな取り組みが各地域で自主的に行われています。しかし、活動の中止や休止をする地域もあると聞きます。また、地域での集いが開催できないところもあると聞いています。予防の重要性を考えたとき、集いの果たす役割も大きいものがあると思います。これまで集いに取り組んできて見えてきた課題等についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） おっしゃられますとおり、現在54カ所から56カ所の集いの場があります。

当初、集いのほうが立ち上がったころにつきましては、そのころの参加者と言いますと、やはり7割が70歳以上の方でありました。現在その方たちが75から約80歳というような年齢にも達しておるところですが、このような高齢化、またそして体調の変化に伴います入院とか、それから、また介護サービスを利用されるようになってきたりとかということで、参加者自体がやはり減少してきておるといふ団体があり、休止をせざるを得ないというふうなお話も聞いております。新たに立ち上がる地区も年に何カ所かございますので、平成22年以降、54から56の集いの団体は確保はしてきておりますが、やはり継続できないということが一番の課題ではないかというふうに思っております。

集いの様子をうかがいに折を見て保健師等も地域に入ったりもしておりますが、知らないうちにやまっているというふうな状況もあったりもしますので、そうならないよう連携をとりながら継続への支援にも入っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 参加者が減ってきているというところもあるということですが、以前、同僚議員の昨年12月にこれに対する質問があったわけですが、けれども、このときにその活動が続いていけるような体制ということで、先ほど言いましたように保健師さんが入ってということややっていかれるということでしたが、もう一つ、送迎のことがなかなか苦労されているというふうなことがありましたけれども、その点について、あのときには、その活動が続いていけるような体制について担当と相談をするということでありましたけれども、その後その送迎などについての話し合いというのはされたのでしょうか。その点についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 昨年12月の送迎については、福祉タクシーを

利用して地域を回れないかというお話だったと思いますが、それについてはちょっと補助金、助成等の関係もあるのでということでご容赦をいただいておりますが、その後、送迎につきましては、やはり今年度新しい事業としております健康づくりの中でも若干検討をいたしました。送迎につきましては、送迎した人にやはり賃金なりお金を払うというのは、やはり白ナンバー行為等にも抵触するのではないかというふうなおそれもありますので、なかなかこの送迎の問題については、送迎をうまくやっていくにはどうしたらいいかというところには、結論は至っておりません。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） この送迎については大変難しい問題ではあるかと思えます。町なかであればまだ出てこられる体制がとれますけれども、山のほうに行きますと家が離れていてということがあって、なかなかそこへ来るまでの体制がとれないと。しかし、この集いというのはすごく大事な取り組みだというふうに思っています。

というのは、ここへ来て楽しいことがあると、やっぱりそれが生きがいにもつながっていているということをお聞きをしておりますので、やはりこれが継続して取り組める体制っていうのをぜひ進めていただきたいというふうに思いますし、先ほど言いましたように、保健師さんが入って効果的な健康づくりというふうな点なんかも必要だろうと思えますので、もうこの地域の方にお任せする自主的な活動ということまでしてきたかと思えますけれども、やはりこうしたところでは高齢化にもなっていますので、続かないということがありますので、ぜひ市のほうで、市が主体となってその介護予防を続けていけるような体制を組んでいただきたいというふうに思います。もう地域に任せていくと、それももちろんできるところはそれでいいかと思えますけれども、できないところもふえてきているように思えますので、ぜひとも市のほうでそうした体制をとっていただきたいというふうに考えますが、その点についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 市が主体となってということでございますが、市としましても現状できることをしております。やはりマンパワー等の限りもありますので、その中でやはりやっていける体制で進めていかななくてはならないというふうに思っております。

先ほどの送迎につきましてもそうかと思えますが、送迎につきましても福祉タクシー制度のほうを残しておりますので、やはりそちらのほうもご利用いただきながらやっていただけたらというふうには思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） マンパワーも限られるということでしたが、ぜひそれを乗り越えて介護予防に積極的に取り組んでいただきたいと思えますし、送迎についても、福祉タクシー制度の利用は、前にも言われたように遠くなったら負担が、近い人はふえて

いくというようなことを言われていたかと思うんですけども、そうしたことの無いように、何かもうちょっと工夫できる方法はないか引き続き検討を求めまして、次の質問に移ります。

④です。特定高齢者施策として、山田、香北、物部の各地域で1カ所、送迎つきで週1回、6カ月の期間、はつらつ教室が開催されています。私は物部で開催されています教室に参加させていただいたことがあります。約2時間、日ごろ使わない筋肉を使っただけの体操は体がほぐれ、体操後は体が軽くなったように感じました。教室に参加されておられる方から、前より足が上がるようになったと聞きました。継続して取り組むことが大事だと思いました。

これまで多くの方々がこの教室に参加されたのではないかと思います。せっかくの介護予防教室ですから、教室を終了された方々が継続して介護予防に取り組むことで、要支援、要介護状態にならないようにすることが大切だと思います。教室を終了した方々の追跡調査は行っているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 現在、介護予防教室としまして、香美市はつらつ体操とレクリエーションを主としますはつらつ教室という教室と、あと前期高齢者を対象に運動機能の向上を目的としました、わかわか塾というのを実施しております。

教室の終了後につきましては、モニタリングとしまして、終了時と1カ月後、3カ月後に担当者が訪問または電話にて生活状況等の確認を行っております。

それで、平成24年度の実績ですが、はつらつ教室につきましては山田、香北、物部の3地区で行いました。それで、わかわか塾のほうにつきましては山田地区で開催をしております、両教室合わせまして47名の教室生となっております。

この47名のうち、介護保険の利用に移行された方が7名、それから、この教室を卒業しまして卒業生となりましたが、引き続き教室に自主的に参加されておられる方が10名、それから、引き続き教室生として継続している方が13名、あと入院等になられた方が4名ということになっております。あと13名の方がこの教室を完全に終了しまして、家庭等で体操を続けたりとか、あと地域の運動教室やセレネ等の運動施設を利用する方もおいでしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それぞれ後のモニタリングをされていていっているということですが、この教室を終了された方が、地域に集いがありますとまたそちらのほうへ参加してってということも出てくるかと思っておりますので、ぜひ地域でもそういった集いが継続できるようにお願いを、継続していただきたいというふうに考えます。

そこで、この認知症の予防教室、介護予防、認知症の方も入りますけれども、この取り組みというのはこの中に入っていますでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） この介護予防教室につきまして、基本チェックリストのほうで挙がってきました対象者としております。自分もその中に認知症のほうが入っておるかどうかはちょっと確認しておりませんが、多分運動機能のほうになっておるのではないかと考えております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） これから認知症の方もふえていかれるということも言われていますので、そうした認知機能の予防というか、そういった教室というか、そういった取り組みも考えていただきたいというふうに考えます。それをまた検討していただきたいということで、次の質問に移ります。

次、子どもの医療費無料化に関して伺いたします。

本市は平成24年7月から子どもの医療費無料化を小学校卒業まで拡充しました。このことはお母さんたちから、病気になっても安心して病院に行ける。大変ありがたいと感謝の声を聞いています。

本市の人口は5月1日現在で2万7,279人となっており、合併時から大きく減少しています。子どもを安心して産み育てる環境を整備することは定住対策にもつながるものであり、定住人口増加促進特別委員会でも中学校卒業までの医療費無料化が提言されたところです。

そして、市長は今議会で来年4月から中学校卒業までの無料化を表明されました。子どもの医療費無料化の拡充を訴えてきた1人として大変うれしく思います。市長の決断に敬意を表します。さらに人口定住策を強化していくために、もう一步踏み込んで高校卒業までの無料化を望みますが、見解をお聞かせください。

また、高校卒業まで無料化した場合、どれくらいの予算が発生するのかもあわせてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 山崎議員のご質問にお答えします。

医療費の無料化につきましては、できるのであればですが全て無料化ということが望ましいとは考えておりますが、財源が伴うことですので無料化の範囲はどこまでもというわけにはいかないと考えます。医療費の無料化について中学生までが限度と考えています。

ちなみに、高校生まで拡大した場合の無料化に係る予算見込みということですが、ちょっと高校生までということの試算は難しいのですが、900万円ぐらいになるかと思えます。さらに、地方単独事業のカット分の影響額も発生するかと思えます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 予算が発生するのはわかります。しかし、この中学校までの無料化っていうのはほかの自治体もだんだん行うようになってきていますけども、人口

定住策として高校卒業まで無料化することは、他に先駆けた香美市独自の取り組みとして大変インパクトが出てくるのではないかと思います。

市長は4月9日の訓示で、少子・高齢化など大変厳しい環境だが、どの市町村にもおこなえないような施策をしっかりとやれば可能性が見出せると、訓示で呼びかけられたということが掲載をされておりましたけれども、他に先駆けた香美市独自の取り組みとしてこれを検討していくということはできないものなのか、再度お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 定住対策ということにつきましては、医療費の無料化だけではないかと考えます。いろいろな複合的なものというふうには考えておりますので、無料化につきましては、先ほど申しましたように中学生までが限度だと今のところは考えております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 中学生までが限度ということでしたけれども、ひょっとして市長はこの中学校まで無料化に踏み切ったわけですけれども、この高校無料化に関してはどういったご見解をお持ちでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 医療費の無料化についてお答えをしたいと思います。

議員からは英断というようにお言葉をいただいたわけでありましてけれども、この医療費の無料化につきましては、現議会の皆様方が研究をなされてきて合意をなされているところだというふうに私は考えております。まさに、これはこの議会がこの町の定住化等、あるいは子育てのことを考えながらたどり着いてきた一致点だというふうに思っておりますので、私はその長として現議会の皆様のほうにご提案をさせていただきまして、ぜひこの条例を可決させていただきたいと考えております。

さらなるその前進をというお話でございますけれども、これにつきましては新たなステージで考えさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

3の山の荒廃に関してですけれども、①です。日本は国土の3分の2が森林を占めており、高知県は全国一の森林率となっています。本市も約9割が森林面積であり、見渡せばぐるっと山に囲まれ、若葉が芽吹くころは本当に緑がまぶしく感じられます。私にとっては、子どものころからなれ親しんできた山です。

県は2003年から11月11日を「こうち山の日」として制定し、森林環境税も全国に先駆けて導入しています。そして、2016年から8月11日を「山の日」と定める改正祝日法も成立しました。これを機に多くの方々が山に親しみ、森の恩恵に感謝してほしいと願うものです。

森林の役割は、雨水を蓄え浄化したり、洪水や土砂崩れを防ぐ機能があります。また、

地球温暖化防止の点でも重要な役割を果たしています。木材は内部に二酸化炭素を固定化し、木を植えかえることで二酸化炭素を新たに吸収します。さらに、最近では森林セラピーと言われるように、健康や癒やしの効果にも注目が集まっており、その機能の多様性ははかり知れないものがあります。

戦後、日本では杉やヒノキなどの植林が国策として進められました。そして、今それらの人工林が商品としての価値を持つ時期を迎えています。しかし、価格が安い外材の輸入や住宅着工の減少などで需要が伸び悩んでおり、自給率は3割にも満たないとのこと。価格もピークの1980年を境に厳しい状態が続いていると聞いています。木材の需要が伸びなければ収入が入らず、山の担い手は仕事を求めて山から離れていきます。山間地域では過疎高齢化が進み、林業の低迷で手入れが行き届かず、間伐が進まないため光が届かず下草が生えてきません。このため、雨水を蓄え浄化し、洪水や土砂崩れを防ぐ機能が低下します。その影響は山にとどまらず、海や河川にまで広がります。現実に大雨が降るたびに、山のあっちこちで土壌の流出が見られ、細く長くまるで線香のように伸びた杉が、大雨や強風の影響でドミノ倒しのようになぎ倒され、地盤は表層だけでなく深層部から崩壊している状況もあると聞きます。また、鹿の食害で草の根っこまで食べられ裸地化した場所では、土の流出がとまらないとも聞きました。

このような山の状況を目にするたびに心を痛めているのは私だけではないと思います。さらに、今後数年のうちには東南海地震が必ず来ると言われています。そうなれば山津波にも襲われるかもしれません。

このように、山の荒廃が与える影響は私たちの暮らしと生命にかかわる大きな問題であると考えるところですが、本市の山の現状認識と今後の課題及び対策についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎晃子議員の本市の山の現状認識と今後の課題及び対策についてお答えいたします。

森林の荒廃は1951年の丸太材、また1964年の製材、おのおの関税の撤廃から一気に拡大をいたしました。木材の価格は、先ほど山崎議員のご質問の中にもありましたが、最盛期から比較しますと4分の1に現在下がっております。伐採しても赤字になるだけとなり、間伐や下草刈り等の手入れが全くされない山々が急増をし、これに比例するように多くの集落が消滅、また限界集落が急増をしております。また、これに国の施策として、都市建築物の不燃化の促進や建築物の木造禁止の範囲拡大が追い打ちをかける結果となっております。

半世紀余りを経ました2010年、公共建築物等木材利用促進法によりまして低層の公共建築物に国産材を使う方針が出され、これにCLTなどの合板技術の進歩が加わってきたことから、間伐材の有効利用も含めやっとなりに光が差し始めたと感じております。

高知おおよ製材の稼働によりまして、香美市においても両森林組合を中心に物部川

流域で年間4万立方メートルと、今まで年間1万8,000立方メートルでしたところの2倍以上の木材を供給する必要があると、現在各種の補助事業等を用いまして展開が始まっているというふうに感じております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 山の荒廃は、その森林の整備が行き届いていないということとさまざまな災害、山の荒廃が災害にもつながってくるということで、これから山が動いていって整備もできてくるのではないかとということだとは思いますが。

そしたら②に行きますけれども、旧町村別の森林整備の進捗状況と今後の課題についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、香美市の面積が538平方キロメートル、これは5万3,822ヘクタールになっておりますけれども、そのうちの山林の面積といたしまして国有林の面積が1万3,408ヘクタール、民有林の面積が3万3,800ヘクタール、これは約の数字でございます。森林面積の合計が4万7,208ヘクタールでございます。香美市全体の面積の87.7%を森林が占めております。

このうち、旧土佐山田町で8,172ヘクタール、旧香北町で9,485ヘクタール、旧物部村で1万6,166ヘクタールで、合計3万3,823ヘクタール。先ほどの3万3,800ヘクタールという数字が計上されます。

旧土佐山田町と旧香北町につきましては、香美森林組合の管轄内でございます。合計1万7,657ヘクタールを香美森林組合が管轄をしております。旧物部村の部分については、物部森林組合で1万6,166ヘクタールを管轄し、それぞれ整備を行っている状況でございます。

平成22年度から平成25年度までの4カ年、またこの平成22年度というのは特に国のモデル事業が展開された年でございます。高率な補助の事業が導入された年でもございますけれども、この4カ年で実施された整備面積につきましては、香美森林組合内が1,460ヘクタール、物部森林組合内が1,452ヘクタールとなっております。

おのこの数字を見ますと、この4年間で8.27%とか8.98%ぐらいになってくると思いますが、4年間ですので年間2%強ぐらいの整備がなされていると。ただ、山林の整備につきましては、50年、100年をかけて整備を継続的、永続的にしていくものと思います。これにつきまして完成という期限はないものと思います。当然循環をしていくという中で、50年をかけて毎年2%ずつの整備をしていくということになると、100%になってくるというような単純計算でございますけれども、まだまだこれは、今回その間伐材等を今までの切り捨て間伐から搬出間伐に切りかえて、この1年ぐらいでございますので、今後ますますそういうふうな搬出間伐に重きを置いた山の

手入れ、間伐保育にもつながっていくわけなんです、そのような形で事業の展開がなされていくものと考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君）　　ちょっと休憩します。
（午前 11 時 21 分 休憩）
（午前 11 時 21 分 再開）

- 議長（西村芳成君）　　正場に復します。
6 番、山崎晃子君。

- 6 番（山崎晃子君）　　森林の整備は、私も森林組合のほうでお聞きしたらその場で終わるものではない。これはもうずっと継続してやっていかないといけないということもお聞きをしましたので、これで終わりというものではないということはわかっておりますが。この質問をしたのは、そういう森林整備がされていないと、先ほど言いましたように洪水や土砂崩れなどがあって、それが物部では、自分が物部の山に近いほうに住んでいますので、それが非常に目立ってしまう。何とかならないものかという思いでこの質問をしたわけですけれども、整備の状況を聞いたらなかなか進んでいないというふうな状況でもあるように思いますけれども。

これ、やはりこういう状況になったのは、国策としてこの杉やヒノキを植えて、国策で輸入化もしましてこういう状況になってきたと。山の荒廃で危険な状況になってきているということに関して、私はもっと国がこの問題に対してもっと責任があるのではないかと。これをこのまま放置していくと、本当に住民の暮らしと命にかかわってくる問題でもありますので、もう少し県とも連携をしまして、国に対してこの支援策を求めていかなければならないのではないかというふうに思っているところですが、この点についての認識をお伺いいたします。

（産業振興課長、佐々木寿幸君、自席から「議長、③の質問ですね」と発言する）

- 議長（西村芳成君）　　山崎議員、①よね。

（産業振興課長、佐々木寿幸君、自席から「③に係る質問ですか」と発言する）

- 6 番（山崎晃子君）　　③は…。

- 議長（西村芳成君）　　次へ移るって言わなかったね。山崎議員、③ですか。

- 6 番（山崎晃子君）　　③は調査のことを聞いているんで。

- 議長（西村芳成君）　　再度質問してください。③を今質問されようと。

6 番、山崎晃子君。

- 6 番（山崎晃子君）　　先ほどの質問は②です。③のほうは実態調査のことをお聞きしていますので、済みませんがよろしくお願ひします。

- 議長（西村芳成君）　　産業振興課長、佐々木寿幸君。

- 産業振興課長（佐々木寿幸君）　　③にも係る部分で集落等の土石流の危険性とかいうふうな部分でありましたので、③の部分の実態調査の部分も含めてのお答えになろう

かと思えますけれども。何十年もの間放置をされてきまして、間伐等の手入れが全くされていない山林はもう真っ暗で下草も生えず、保水力が著しく低くなっております。継続的な手入れを行えば当然下草も生えて十分な保水力を持つ森林になっていく、このような森林から生まれてくる水は非常に良質なものとなります。

例えばですが、自分は上下水道課におりましたのであれなんです、民間企業が所有されております美良布簡易水道の足谷、その周辺の山林を見ていただくと一目瞭然でございます。非常にすばらしい山となっている。そういうふうな状況を目指していきたいと担当課としては考えておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 先ほどの私の質問では、国策として進めてきたのでこのことを県と連携をして、国へ支援策を求めていかなければならないんじゃないかということに対してどういう認識をお持ちなのかということでお聞きをさせていただいたところでは。

○議長（西村芳成君） 山崎議員、②でしたら、通告にないくを大分国へとか県とか入っておりますので、具体的に質問を挙げてきてください。②でしたら。

○6番（山崎晃子君） ②で先ほど森林整備の状況をお聞きしたわけですが、なかなか見た感じでは進んでいないような状況がありますので、今後の課題というところで国としてこの状況を進めてきたわけですので、国策として進めてきたわけですので、もう少し整備が進むような方向を、そうしたことを県と連携して国へ支援を求めていくべきではないかというふうに思うわけですので、その点についての。

○議長（西村芳成君） 思うのはえいですが、質問事項に記入してください。具体的に。

○6番（山崎晃子君） その関連をすと思いましたので、お聞きをしたところです。

○議長（西村芳成君） 関連しても質問に書いてないとわかりませんので。

産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 国の事業ということで私の覚えている範囲内でお答えさせていただきますけれども、先ほどお話ししました公共建築物の木材利用促進法が2010年、これ平成22年なんです、このころにこの物部川地域の香美森林、物部森林の管轄区域に国のモデル事業が導入されて、非常に活発に作業路とか間伐とかを実施をしております。そういうふうな事業をもとにしまして、今現在国のほうからはさまざまな事業が展開をされつつあります。そこの地域に合った部分を取捨選択していただき、またそれに十分応えられる体力、体制を両森林組合にはとっていただきながら、山の手入れ、全ての循環に対しての展開を図っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それでは、次の質問に移ります。

③ですけれども、杉やヒノキなど針葉樹は、水をどんどん吸い上げるため山の砂漠化を広げているとも聞きます。また、保水力の低下により水源としての機能が弱まり、水がなくなるといふこともあると聞きました。温暖化によるゲリラ豪雨などで集落等を土石流が襲う危険性が高まっており、早急な対応が必要であると考えます。集落や地域を中心に実態調査を行うべきではないでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 質問にお答えいたします。

まず、杉やヒノキの針葉樹が山の砂漠化を広げているのではなく、間伐をせずに下草が生えないから山が砂漠化しているというふうには私どもは理解をしております。きちっと手入れをされた、保育をされた森林では十分な保水力を持って、先ほどお話ししましたが、良質な水を生み出してくれているというふうな現在の状況も見まして、それも確信をしているところでございます。

山崎議員のご心配されているのはその真っ暗な山林、何も手入れもされていない山林、そこは当然下草も生えませんが保水力は著しく劣ってくる。土砂崩壊等を引き起こすというのは連鎖的な現象だと考えます。急傾斜地や土石流の危険渓流、香美市にはたくさんございますけれども全てのそういうふうな急傾斜の部分、山、谷に砂防ダム等の施設を設置することは困難であります。

先ほどからお話をしておりますように、木は植えて、育てて、切って、また植えるっていう、そういう50年、100年をかけた循環サイクルによって育っていくもの、山の循環が保たれていくものと考えております。さまざまなそういう急傾斜地や土石流の危険渓流についてはもう既に調査を行っておりますので、それはもう十分に公表もされておりますので周知をされていると思いますが、山に関しましてそういうふうな災害を防ぐという意味では、やはりそういうふうな間伐保育等によって山を守っていく、育てていくというふうなことが最も大切であり、最も重要なことではないかと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） ここではそういった危険な状態があるので、山の状態をぜひ見ていただきたいというふうに思ったわけです。山はそれぞれ形態も違いますし、土の状態も違うので、その状況がそれぞれ違ってますので、そうした実態調査が必要ではないかというふうに思ったものですから、この質問を取り上げたところです。そういった調査は、今後産業振興課としてこの山の状態の調査、そういったことについての調査を行うべきじゃないかというふうに私は思いますけれども、それについての見解をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

山の調査につきましては、次の質問にもまた関連するんですが、平成22年に森林整備計画というものを香美市でも策定しております、その前に全ての林班についての調査を行いまして、この林班はこのような形での保育が望ましい。また、この部分については、こういう間伐が望ましいというふうなさまざまな具体的な例を持った森林整備計画を策定しておりますので、これについてまた、これは平成32年まで10年間の計画でございますので、その期限が近づいたときにまた再度現況を調査し、また展開をしていくというふうな形で森林の整備を行っていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 済みません。④のところでお答えをさせていただいたように思いますけれども。そういう危険な地域ということでの調査をというふうに思ったものですから、③として取り上げをさせていただきました。

では、今④のお答えをいただいたわけですがけれども、森林整備計画ということで恐らくそれは用途別というか、ここはこういうふうな山にしたらいいですよというふうな計画になってたかと思うんですけれども。これに対して、それではどういうふうにその計画に基づいてそれを進めていくのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） わかりやすくかいつまんでになりますけど、森林施業をどのようにしていくかという形の中で、先ほど山崎議員のほうでご心配をされているような部分で地形の傾斜が急な箇所、また傾斜の著しい変異点を持っている箇所等、そういうふうな森林をどうするのか。次に、都市近郊に所在する森林であってどのような樹種が植わっているのか、林層がどうなのか、また道路との関係はどうなのか、また湖沼や瀑布、溪谷、谷等との景観、それも含めて一体となった自然を構成する森林なのかどうか。そういうふうな部分を勘案したものととして森林施業の計画がされているとご理解いただければよいかと思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そうしたら、10年間の計画ということでしたけれども、先ほど言われたその計画をどういうふうにこう進めていくのか、この計画をですね。これをつくったままではいけないと思うんですけど、それをどうやって推進していくのかということになりますけれども、このことに対しての認識をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 平成22年から、既に行っておりますけれども森林所有者の了解、合意を得たところから順次展開をしていくと。一定まとまった林班、そういうふうなところで森林所有者の方々の同意を得たものところから積極的に展開をしていくのをこの事業の推進をしていく順序としておるということで、森林組合のほうから報告を受けております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 実際は森林組合のほうでこれを取り組んでやっていっているということになるかと思いますが、本当に持ち主の方がおいでますので、その方の意向もありますから、これがいつまでということにはならないと思うんですけども、この山の荒廃の状況を考えると、それほど時間がないというふうに、緊急性があるというふうにも思うわけですが、この点について、市として何かこう対応する方法、森林組合さんに任せるだけではなくて推進していくものがあるのではないかと感じるわけですが、その点についての認識をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 事業の進捗につきましては、当然地元の承諾を得るっていうのが一番、地元からのご希望に沿っていく、それを集約したところからやっていくということがまず第一でございます。

特に個人の財産でございますので、そこの部分について市が積極的に介入するということは考えておりません。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 確かにその山のほう、これは個人の財産ということではありますけれども、荒廃の状況を見たときに、個人の財産だからそれで手がつけられないと、確かにそれはわかりますけれども、やはり今の荒廃の状況を考えたときには、個人の財産ではありますけれども、先ほども言いましたようにいろんなこの森林の持つ役割がありますよね。こうしたことを考えたときには、やはりもうちょっとこう何らかの対策を考えていくべきではないかというふうに感じますが、その点も含めて再度のご答弁をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 市が介入というかそういうことができない。森林組合がどうして組合としてあるのか、組合員によって設立された森林組合によって、おのおのの組合員に対して積極的にアプローチをしながら現在施業を進めていると、この状況に市が介入するということはあり得ない。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 市が直接介入するということは確かにそのとおりだと思いますが、森林の持つこの多様性、個人の財産でありながら大事な役割をしておるわけですので、ぜひそうした整備がスムーズにできるように、また市としても支援をしていただきたいということを求めまして次の質問に移ります。

⑤です。物部町では大雨のたびに土壌が流出しては葦生川や槇山川に流れ込み、永瀬ダムに蓄積されています。そして、大雨が降るとなかなか水が澄みません。川下では農業用水として物部川の水を利用している地域もあり、濁水が野菜にかかるなどの被害が

出たと聞いたこともあります。

永瀬ダムは、東日本大震災以後、地震による決壊を心配する多くの声を聞いてきましたが、昨年、県は永瀬ダムの耐震について調査をしました。その結果は広報6月号にも掲載されていますように、東日本大震災クラスの地震にも耐え得るとの調査結果でした。しかし、たび重なる大雨による土砂は永瀬ダムにたまっており、堆積による崩壊や越流を心配する声があります。議会報告会でも心配する声を聞きました。永瀬ダムにたまった土砂を取り除く手だてを打つべきではないでしょうか。

住民の不安を取り除くためにも、対策を急ぐよう県に働きかけていく必要があるのではないかと思います。見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 山崎晃子議員のご質問の永瀬ダムの堆積土砂対策についてお答えします。

永瀬ダムの堆積土砂対策について永瀬ダム管理事務所に確認したところ、ダムは計画当初から堆砂量を考慮して建設されており、洪水調整や発電、かんがい用水に使用可能な有効貯水容量は4,530万立方メートルの計画に対して、平成25年度の調査では4,420万立方メートル、97.6%が確保されている状況と報告を受けました。したがって、ゲートからの土砂の越流については、ゲート放流口の下部から堆砂面までの水深が現時点で40メートル程度あり、堆砂した土砂が流れることはありませんとの回答をいただきました。

また、堆積土砂対策につきましては、今後10年、20年後といった長期的視点で堆砂を考えた場合は、発電等の利水に関して影響が出てくることも考えられるため、国の補助事業を活用した対策について現在検討していますとの回答をいただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 今のところ心配はないということだったかと思いますが、その堆砂量、これは100年の計画堆砂量に対して現在は100%を超えたというふうに、ちょっと問い合わせをしたら聞いたんですけれども、50年余りで100%を超えていますので、このままいったら100年で200%ということになりますけれども、それでもちょっと大丈夫なのかということのをこれちょっと心配するわけですが、この点についての認識をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

計画有効貯水量に対して超えている8%の分ですが、これは110万立方メートル、約2.4%の土砂が堆積しているということです。

また、100年後等の対策につきましては、先ほども申しましたが10年、20年後といった長期的な堆砂を考えた場合、対策が必要ではないかという回答をいただいております。

りますので、あとはもう県が計画を立てて今後対策をしていただけるものと考えております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） わかりました。こうした心配する声がありますので、ぜひその点を県のほうにもお伝えをしていただきたいと思いますというふうに考えます。そのことを求めまして、次の質問に移ります。

最後の質問ですけれども、選挙の投票に関してお伺いいたします。

5月1日付の高知新聞の夕刊に、「投票所への坂」と題して気になる記事が掲載されていました。その内容を紹介させていただきます。

「県内市町村の首長・議員選挙で、投票率低下傾向に歯止めがかからない。その一因として、同僚は「体が弱って投票所に出向けないお年寄りが増えているのでは」という。具体的な数字はないが、現場の“皮膚感覚”だ。例えば3月の香美市長選。有権者約2千人がいる物部地域の投票率は約66%だった。旧村長の座を争った最後の選挙戦からは22.5ポイントも減少。450人以上増えた棄権者のうち、投票したくてもできなかったお年寄りは一一定数いたのではないだろうか。同地域の中でも山深い、別役集落に住む男性の妻もその1人だ。2人暮らしで運転免許はなく、足の悪い妻は、バス停から期日前投票の会場までだらだら続く坂道を上れない。」という記事でした。

私も山間地に住む方から、以前なら集落の公会堂で投票できたが、過疎化で集落の投票所がなくなり遠くなったと記事に書かれたようなお話をお聞きすることがありました。また、町なかでもシルバーカーをついて歩いて投票所まで行くのは大変きついといった声も聞きました。

今回の市長選の投票率はたしか59.32%だったと思いますが、これまでは比較的に投票率が高かった物部町や香北町で投票率が低下したという声もお聞きしました。今回の投票率の結果をどのように分析しておられるのでしょうか。

また、先ほどの新聞記事にあったような状況についての認識についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 山崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。その前に、日ごろは選挙管理委員会の活動に議員の皆様、ご指導、ご助言、ご提言を賜りましてまことにありがとうございます。前回の市長選におきましては、期日前投票の誓約書というのを入場券に印刷をさせていただきます。とおおむね好評に推移をしたということをご報告させていただきます。今後ともいろいろご提言を賜りまして、選管としての活動を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

今、山崎議員のご質問でございますが、投票率ということで申しますと20%以上減ったという話が出ておりましたが、1970年代は大変どこも高くて、その後どんどん減っている状況はいろんな理由が考えられるわけで、例えば旧土佐山田町でも88%ぐ

らい、香北に至っては98.8%という時代がありまして、それから言いますと隔世の感があるということは間違いないわけです。

この間の市長選挙で我々がちょっと感じましたのは、当初地元の選挙でございますので、もう少し投票率が上がるかなと思えば60%を切ったので、少し選管の委員の中でも驚きがありました。

特に香北、物部の状況がやっぱりある意味で気になりまして、少し投票率に絡めて数字的なことで調べてみましたが、直近の選挙はなかなか市長選はないので、参議院の選挙区のやつで調べさせていただきました。参議院のときから投票率が減っているというのは、山田地区では17%ぐらいの投票所です。それから、香北では25%ぐらい。それから、物部では50%近くが全国選挙である参議院から比べても減っているということです。その原因について詳しく調べる必要もあるかとは思いますが、ただ、議員もご存じのとおり、投票率の低下ということはその時々政治情勢等々で非常に大きく変わりますので、単純に高齢化等の問題がそのことに関係するということではないとは思いますが、今後検討する課題ではあると思っております。

ただ、現状でこの地の選管としてできるかどうかという問題とは別に、選挙管理委員会の連合会では、1つは前も申し上げたことがあると思っておりますが、郵便投票のもうちょっと制限緩和の提言ですとか、それから病院施設の指定、これは既に前は50人以上と言っていましたけど、少し少ないところでもできるということになっています。ただ、これも部外の立会人が必要であるという改正がされたりでいろいろありますけれども、そういったことを提言としてはやっておりますが、具体的になかなか前を向いて進んでいないのが現状でございますので、投票率アップのためのその高齢化対策について非常に検討を加えていくということは考えております。議員の方々からも、このような方法はどうかというご提言をいただければと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 投票率が香北や物部もかなり減っておりますけれども、これは、一つは合併することによって市民の方が行政が遠くなったというふうに感じておられるのではないかと思います。そうしたことがこの投票率に出てきているというふうにも感じますけれども、その点についてのご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 今ご指摘いただきました合併について意見を申し上げる立場にはちょっとございませんが、確かに中山間地域の過疎化ですとか高齢化に対して、地域コミュニティーが崩壊をしているというような現状はあるやに思います。ですから、投票の問題だけではなくて生活そのものが脅かされているという現状でございますので、そういった点に関しましては、選挙管理委員会ということのみならず、市全体でそれに対してどういう対策をするかという問題が含まれてくるのではないかと思います。

選管としても極力やりたいと思いますが、この間、現在79カ所の投票所を設置しております。前回の香美市議選から後、2投票所、市宇と笹ですがこれは廃止、合併、別府とかに合同になりました。これも実は地域で立会人を出すことの困難性だとか、要するに人がいないということで運営そのものできないという地域からのご要望で合併せざるを得なかったという状況でございます。

いろいろな要素がございますので、現状ではそういうことだと認識しております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） わかりました。それでは、②の質問に移ります。

私はこれまでも投票所のことで同様の質問をさせていただきました。その際、移動スーパーのように移動の投票所ができないかと県の選管にも問い合わせてみましたが、現在の法律では実施できないとのことでした。そして、今考えられる対策としては、それぞれの自治体の努力で臨時送迎バスを運行すること、あるいは既存の期日前投票所以外に日時限定の期日前投票所を増設することなどの対応策を挙げておられました。

当時の担当課長からは、バスを1カ所だけ運行したときほかの地域はどうなるのかという点や、仮に朝運行したとき夕方に行きたいという人はどうなるかなどの課題があり、なかなかこれといった方法がないという答弁の一方で、投票の機会均等という点、高齢者や障害者に対しても優しいやり方をいろいろ検討していかなければならないという趣旨の答弁もいただいております。

また、先ほども出ましたけれども、要介護者や障害のある方に対して郵便投票という制度があることとあわせて、選挙民の投票しやすい形はどうあるべきかということを検討する旨の答弁もいただいております。今後はインターネットによる投票も可能になると聞いていますが、若い世代に比べて比較的インターネットを利用することが少ない高齢者の方々に対しても、投票しやすい環境を整えていくべきなのではないでしょうか。

先ほどの記事の続きでは、「単に投票を呼び掛けるだけでは「投票会場を目前にして坂道が上がれない」などの個別事情には対応できない。タクシー代の補助や、無料バスなどが活用できているかなど、きめ細かな情報が必要だ。思い浮かぶのは、黒潮町が作成した津波避難カルテ。約3700世帯について「救助の手が必要か」など個別の事情を示した。同じように、投票所までたどり着けない原因と、考えられる解決策を「投票難民カルテ」にまとめられないか。」と書かれていました。

本市でも、特に山間地では過疎と高齢化などで住民の状況は年々深刻な状況になってきています。提案されているような投票難民カルテなども一案として検討課題に含め、なるべく早い時期に何らかの解決策を見出していきたいと願うものですが、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） ご提案の趣旨は大変よくわかるわけです。移動投

票所につきましても、連合会では提案をいたしたことがあります。ただ、種々いろいろ問題がございまして、二重投票がどうだとか、なかなか実現には至っておりません。それに関連しますと、期日前投票所を臨時に設置するなどという案は今検討を加える必要があるなどということにはなっております。

それから、迎えとかいろいろバスとかの話ですが、実は移動支援ということで、県下では全部で5カ所というか香美市の場合は、ご存じのとおり鏡野中学校の坂がきついで、あそこに車を置いてあるというのをやっておりますが、それ以外では宿毛市とか東洋町、土佐清水市、越智町などがバスを投票日当日に出しております。これは、実は投票所の統廃合で非常に不便になった地区が出たということで、それを1日1便、多いところは二、三便出しているようですが、無料で回らせているということは聞いております。

ただ、先ほど申しましたように、投票に限らず地域の生活支援ということで言いますと、山田の場合はデマンドバス、新たに今度設定もできるようですが香美市営バスが結構あちこちに行くような状況をつくっているやに聞いております。それを利用した期日前投票での投票、日曜日が運転していないところがあるように聞いていますので、火曜日とか何曜日とか日にち限定のようですので、期日前投票を使っていただくほうがいいと思いますが、そういった利用をまず優先させていただければなと思っております。その上で、この後その投票所がどんどん統廃合に例えばなるとかということになりますと、もっと前向きに少し検討する点も出てくるかなと思っております。

それから、投票難民カルテというようなこととありますが、これは投票にかかわらず各地域の家庭の把握というか、これは民生委員さんなんかも非常に苦勞をされておりますが状況調査みたいなことですね。この辺との絡みも非常にありまして、選管独自に現状の体制、選管の委員は4人おりますが非常勤でございますし、残念ながら選管の事務は1人でございます。先ほど朝の答弁で過労死という話が出ましたが、それこそ監査委員から指摘をされたような状況もございまして、いろんなことに手が回りにくい。きめ細かい作業は必要ですが、回りにくいというのが現状です。ぜひともそういう職員の増加も議員さんのお力でしていただければ、なおいろんなきめ細かいこともできるのかなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） バスの件もいろいろ検討していただいたということですが、いい方法を検討していただきたいのですが、その実態調査を選管でやるというのはもちろん大変困難なところだと思います。しかし、そういう状況を把握する、調査をするってことはすごく大事なことだと思いますので、ぜひこれを、何か調査をするのと一緒にこうすると何か方法を考えていただいて、ぜひ現況調査をしていただく方法を検討していただきたいというふうに考えます。

以上、その点についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 確かに調査がスムーズにできれば一番いいわけですが、今言ったような状況でございます。ただ、選管の職員ともそう話をしておりますが、地域の投票管理者などを通じて、状況について報告をいただくようなことも考え得るかなと。

ただ、それにしても事務作業等いろんなあれが要りますので、現状でなかなか厳しい面もございますが、前向きにそのようなことは考えていきたいし、それから、民生委員さんなんかとも協力をして、地域の状況把握というのはできる方法はないかなということも含めて検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午後 0時04分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。一般質問を続行いたします。

次に、5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。通告に従って一問一答で質問をいたします。

最初に、再生可能エネルギーの現状と計画について質問をいたします。

平成24年7月1日から始まった再生可能エネルギー固定価格買い取り制度は、自然エネルギーによって発電された電力を長時間にわたって決まった価格で買い取ることを電力会社に義務づける制度です。

経済産業省の資源エネルギー庁の資料によると、この制度の導入後、平成26年2月末の時点の累積導入実績は、容量ベースで815万キロワット、件数ベースで約59万件となっています。原発1基分は約100万キロワットですから、今後一層自然エネルギーに期待が持てると思います。また、同庁によると、固定価格買い取り制度の認定を受けた本県の太陽光発電施設は2月末現在で計7,004件、うち10キロワット以上1,000キロワット未満の中小規模の施設は2,774件で、昨年の2月末の682件の4倍にふえているということです。

本市は面積の約87%は山林が占めており、その中央には急峻な物部川が流れています。ダムがあることから県からの交付金事業もあり、市民生活に必要な事業への使途になっています。中山間には集落があり、災害時の避難所としての地域の集会所を有効活用するためには、水、食料、エネルギーの備蓄が必要となります。東日本大震災を受け、原発や火力発電所に代表される中央集権型の巨大システムに対して、自然エネルギーは地域住民の力と行政の力、企業が協働することができ、地域で仕事を生み出し、雇用に

つなげることができます。しかも、環境への負荷が少なく、繰り返し使えるすばらしい財産だと思います。再生可能エネルギーと言われるゆえんです。

6月3日と6月6日の高知新聞紙上によりますと、安芸郡安田町は昨年度設置したメガソーラーの年間発電量が想定を上回る約149万キロワット時、売電収入も約5,960万円となり、町は福祉や教育分野にも還元を広げていきたいと述べています。高岡郡佐川町は11月からの売電を現在目指しており、年間発電量約142万8,000キロワット時で、一般家庭では約400世帯分を想定しています。町長は「地域分散型エネルギーの取り組みとして有効活用し、町の産業振興に生かしたい」と話されています。また、高岡郡日高村では12月ごろ売電開始の予定で、年間発電量約147万キロワット時で、一般家庭では約410世帯分を想定しているということです。村長は「得られる収益を、村の環境や地域づくりに還元したい」と述べられています。「官民出資型のメガソーラー事業会社は県内5市町村で設立され、安芸市と幡多郡黒潮町で建設が進んでいる。」と記載されていました。

政府は、2020年までに電力自由化を完了させることを閣議決定いたしました。本市においても、エネルギーの地産地消で地域経済の活性化を図ることが必要ではないでしょうか。

そこで、順次質問をいたします。①です。

私は平成23年6月議会で、前市長に自然エネルギーについての意向を伺いました。そのときは国の方針が決まれば活用したいというご答弁でした。エネルギーの地産地消により、地域循環型社会を推進するため自然エネルギーへの取り組みは重要と考えます。市長の見解を伺います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 濱田議員の自然エネルギーへの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市は地球温暖化防止対策の取り組みを拡大するため、香美市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、計画を進めております。

CO₂削減に有効な取り組みとして再生可能エネルギーへの転換が求められている中で、本市では公共施設への太陽光発電設備の導入を積極的に推進しており、市役所本庁舎や小中学校への設置を進めてまいりました。また、新たに建設される消防庁舎を初め香北支所庁舎、宝町体育館への導入も予定しております。さらに、平成24年度からはクリーンエネルギーの積極的な活用による環境に優しいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助事業も実施してまいりました。

推進計画に掲げてありますように、資源やエネルギーの循環利用については、人類の未来にとっても重要な課題であると捉え、関係各方面とも連携を図りながら積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 香美市としても地域循環型社会を推進するため積極的に取り組んでいきたいというようなご答弁だったかと思います。平成24年からクリーンエネルギーということで、住宅用の太陽光発電も事業としてここ2年間やってきていることは、そのことかなというふうに理解をしております。

そしたら、次の質問に移ります。②です。

住宅用太陽光発電システム設置補助金事業が平成24年度、平成25年度と施行されています。申請状況を申請件数も踏まえて、執行率などをどのように評価しているのかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 住宅用太陽光発電システム補助事業の評価についてでございますが、住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、平成24年度、平成25年度ともに予算額が240万円、申請件数は平成24年度18件、平成25年度20件で、予算執行率はそれぞれ85.5%、93.8%と高い執行率となっております。

このことは、地球温暖化防止や大震災以降の逼迫した電力需給の状況などから、家庭で取り組むことのできる省エネルギーとして太陽光発電への関心が高まった結果であると捉えており、有効な制度であると評価しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 執行率が初年度、平成24年度が85.5%、翌年度が93.8%とお伺いをいたしました。このように住民の意識も関心も深まり、また執行率も上がってきていると、件数も18件から20件になっているということが伺えるということは、市としても評価をしているということで理解をいたします。

この住宅用太陽光発電の買い取り価格が、平成24年度に始まった当初キロワット時で42円で10年間ということだったと思うんですけども、この補助率が伸びているという状況、そして希望者も2年間ではっきりと言えないと思いますけれども、18件が20件で、もう少し期間が長く募集できる状況があるとか補助率が上がるとかということであれば、ひょっとしたらもっと件数も多くなっただんじやないかなというのを考えるところがございますが。この執行率も伸びていますので希望者が多いただろうと、18件、20件ですけども、多いんではないかということを見込むことはできますか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 補助事業を始めた平成24年度はまだ周知の不足もあったかと思います。平成25年になったら伸びておるということはそのことをあらわしておるとお伺いいたしますので、今後需要は多くなるのではないかと予想されます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） この事業を募集するときに、やり方ですけれども先着順で、240万円の予算ですので予算に達した時点で終了だったと思うんですけども、募集開始と終了、大体どれぐらいで募集を停止した状況になったのかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 手元に平成24年度の数字がございませんが、平成25年度につきましては、当初4月から募集を始めまして、6月中旬には予算枠及び予定件数に到達しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 平成25年度ということですけども、4月の募集で6月の中旬ぐらいということですので、短期間に20件の応募があったということで、非常に市民にとっては申請したいと思っている方が多いということがわかるかと思えます。次の③の質問に移ります。

補助事業の継続は市民にこのように大変喜ばれている状況がわかりました。今年度も同額予算が、240万円の予算が提案をされております。市民の中からは補助金をもっとふやしてほしいという声も聞いております。その枠を広めることなどに関しまして、事業費の増額は今回は考えなかったのでしょうか。その点伺います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

当補助金は平成24年、平成25年度の2年間の予定で実施し、本年3月に一旦終了しておりますが、低炭素社会への転換が急がれる中、国内のエネルギー自給率を高める意味からも有効な手段となっておりますので、補助制度を継続させるという観点から、財政状況も勘案しつつ計上させていただきました。

現時点での事業費増額は予定しておりませんが、普及状況や国、県の動向を見ながら今後検討をしてきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 県の動向、国の動向を見ながら検討をされていくということで、前向きなご返事がいただけたかなと思えます。

今まで国の補助金がありました。去年まではキロワット当たり4万8,000円で、住宅用4キロワットですと20万円弱の補助金があったわけです。市の補助金の12万円と合わせますと32万円使うことができた。今年からは国と県の補助金がなくなりました。県の場合には、県産材使用ということでちょっとまた違った補助内容ですけども、その県の補助金は10万円ということでしたけども、それもなくなったということで、なおさら本市の補助金をこういうふうの前向きに考えていただきまして、増額することをやっぱり考えてほしいと思うところです。

200万円ぐらい初期投資費用で設備費が要ると思うんです。まだまだやはり高額で、すぐ庶民が手を出せるというものではないと思います。けれども、課長がおっしゃいましたようにCO₂の削減、地球の温暖化をできるだけ防ぎ、そして環境悪化、これをやっぱりみんなでやっていこうという場合に、一番市民がやりやすい方法として住宅太陽光発電がございいますので、今2年間続けてやってきた、やはりこれを市も後押しして続けてやっていくことが本当に今求められているのではないかと思います。補正対応も含めて、再度伺います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 平成24年度、平成25年度の申請状況を見ましても確かに市民の方の需要は大きいと感じておりますので、予算の許します限り、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 前向きに検討をしていただけるということで、次の質問に移りたいと思います。④です。

今年度、防災計画の見直しをすると聞いています。地域の集会所等の太陽光発電システムの設置計画はありますか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

個人住宅と異なり、集会所などの通常居住が想定されていない管理者が常駐していない建物については、システムの適正な運用、管理が十分に行われなことが懸念されますことから、現時点での設置計画はございませんが、そういった課題も解決の道を探りながら、今後の検討課題ということになっていこうかと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 検討課題ということでお伺いをいたしました。

防災計画を見直したときに地域の集会所が避難所に指定されるということであれば、またその避難所であればそこに太陽光発電を設置して、蓄電とかの設備を整えていくというようなことも必要になってくるかと思いますが。そういった避難所に再生可能エネルギーを、太陽光発電とかを設置する場合に、蓄電池なんかも含めて、何か国とか県の事業はありますでしょうか。

もしあればそういうのを調べられて、そういうのがあれば有効に使って、市の持ち出しももちろん出てくるかと思えますけども、前向きに検討をして、防災のほうの担当課とともに検討をされていったらいいかなと思えますが、ひょっと今のわかる時点で、そういう事業はあるようなことは聞いておりませんか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） ただいまの避難所等と指定された場合の補助

事業があるかというようなご質問だったと思いますが、ちょっと私の手前で今それに対する資料がございませんので、また調べさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 国のほうもいろんな基金とか事業、こういった防災絡みで出ていると思うがです。それも調べられて前向きに検討をぜひしていただきたいと思います。やはり防災計画を見直すときですので、それと兼ね合わせてまたできるところを、課を越えてといいますか防災対策課とまちづくり推進課と一緒に、行政一緒になってどういう方向で進んでいくか、宝町体育館とか今度できます消防庁舎なんかにもやはりこの太陽光発電をつけるということでやっていますので、やっぱりその意図するところは、やはりエネルギーを確保していくと、クリーンなエネルギーを確保していく、循環型社会をつくっていくということの中でやられていることなので、やっぱりその絡みで国とか県の補助金とかがありましたらぜひ有効に使って、市のほうもプラスして考えていただきたいと思います。

そしたら、次の質問に移ります。⑤です。

小水力発電は環境への負荷が大きいダム式の大型水力発電とは異なり、水の流れを変えずに川の高低差や流れを利用して発電するシステムで、一般的に1,000キロワット以下の設備とされています。

小水力発電可能性調査を県公営企業局が、平成23年度は物部川流域の5地点のうち香美市の4地点、申し上げます。物部町安丸、上葦生川の2カ所、香北町猪野々柚ノ木の日比原川、土佐山田町平田の農業用水路。平成24年度は11地点のうち香美市の3地点、物部町楮佐古の楮佐古川、香北町永野の久保川、これは農業用水路です。それから、香北町吉野の農業用水路のこの地点で実施をしています。

その調査結果が香美市のほうにも届いていると思いますが、その結果をどのように分析されていますか。また、今後それをどのように活用される意向でしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 企業局の小水力発電可能調査についてお答えいたします。

企業局の調査結果を見ますと、7地点のうち工事費が数億円から十数億円と高額となる採算性に問題がある地点が2地点、適当な需要先が見当たらないか少ないと考えられる地点が4地点、また、工事中止水する必要があるため、設置工事の時期、期間を検討する必要がある地点が1地点となっております。それぞれ課題も多く早期の実現性は低い地点が多いと考えられますが、発電事業にノウハウを持つ公営企業局や資金力を持つ民間事業者による開発ができないか、活用の可能性を探る必要はあると考えております。

なお、小水力発電とかマイクロ水力発電についてはこれからの課題になるかと思

ますが、香美市の水力発電については長い歴史を持っておりまして、現在9つの発電所が運用されており、その最大出力の合計は12万6,700キロワットと県内ではトップレベルとなっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 詳しい説明をありがとうございました。香美市には9つの発電所があるということで、12万6,700キロワットということで、非常にその恩恵も私が冒頭で述べましたように受けているわけでございます。そのことは理解をいたしました。

この中で農業用水路が3カ所ありますけれども、その農業用水路の調査の状況等がわかりましたらお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 濱田議員の農業用水路、これ山田堰井筋の土地改良区が管理をします舟入川、楠目小学校を下へおりた部分の一番下段にあります川でございます。一応これは土地改良区のほうの事業主体ということで、農林水産省の補助事業を活用ができないかどうかというふうな形で、現在高知県の農業基盤課のほうを通じまして説明をいただいておりますけれども、年間の発電43万2,179キロワットアワー、事業費が3億7,000万円。国の補助が50%で県が20%で山田堰が10%ですので、残りを南国市と香美市で20%という形での事業の組み立てではいかがですかというふうな形での現在の説明をいただいております。

ただ、これは先ほど濱田議員のご質問の中にありましたような市町村が運営する分じゃなくて土地改良区が運営する収益事業になってまいりますので、試算によりますと、年間の発電によります収益が約960万円程度発生するというところでございます。

目的といたしましては、当然維持管理負担金の軽減という形がありますけれども、維持管理負担金につきましては、南国市と当市で合わせまして年間500万円という維持管理の負担金の支払いをしております。当然こういうふうな収益事業で市が負担をするという形ですと、当然そちらの維持管理負担金の軽減ということもあわせて考えていかないと、負担金の二重という形にはなろうかと考えますので、慎重な対応が必要と考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 農業用水路の中で舟入川のことを楠目土地改良区がされているということのお話をお聞きしました。なかなか一企業の利益のためにやるというのは、香美市としては当然できないことだと思います。それに、香美市の住民に還元される地域おこしとか地域循環型に移行できるというようなことであれば、ぜひ香美市のほうも積極的に協議をしていく方向でいってほしいと思いますが、担当課の課長にお

聞きをいたしますけれども、このような県の公営企業局が調査をされたのが平成23年度と平成24年度に調査をされてますけれども、その後、その内容について先ほどお話をいただきましたけれども、なかなか適地が難しいというような中身の内容だったと思うんですが、それは報告を受けただけで、実際香美市の職員が担当課の方も含めて現地に出向いて、その状況とかは見られたのでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） お答えいたします。

調査報告書についてはいただいておりますが、調査に入る前に現地へ行ったり調査後に現地へ行ったりしたことはございません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） このような調査をせっきく県のほうでしてますので、ぜひ担当課としても、これは難しいという回答だけを見てああそうかとなるんじゃないくて、やはり香美市内の現地のことですので現地に行きまして、ああ、ここはこういう理由でこういうところは駄目なんかなというようなことで現地に行って、見て、納得をすると。もしここがこういうふうに改善されたら、ここが可能性があるんじゃないかというようなことにもつながるところもあるかもしれませんので、やはり現地に足を運んで、見て、納得すると。じゃあ、また違うところを探していくとかいうふうなやり方を心がけていただきたいと思います。

そしたら、次の質問に移ります。⑥です。

県の公営企業局では、平成23年度から再生可能エネルギー利活用事業費補助金制度がございます。この制度を本市が申請しているのかどうかをお尋ねするところでございます。

スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

これが再生可能エネルギーの利活用事業費補助金の活用事例です。これはソフト事業になってるようで、現地調査をしたりとか、これは木質バイオマスも入っております。小水力、太陽光も全て再生可能エネルギーということで入っておりますけれども、調査を委託したりとか講演会を開いたり、資料を作成したりとかそういうことにもこの補助金が使われるようですので、こういう補助事業も有効に使われたらどうかなと思ったので提案をいたしたところでございますが。この制度が産業振興と地域の活性化を図って、地球の温暖化対策に寄与するために市町村、一部事務組合、広域連合、また複数の市町村が組織する協議会に対してこの事業は行われるということになってまして、これは毎年2,000万円をずっと予算化をしてるということです、県のほうは。だから申請さえしてくれたら、中身の検討はしないといけないけれどもできるということをお電話でお聞きいたしました。締め切りはないということです。

今年度、現時点、6月1日時点で土佐清水市と須崎市がこの事業をやりたいというこ

とで、啓蒙活動も含めてやりたいということで申請が来ているそうです。こういう県のせつかくの事業もありますので、ソフト事業を有効に使われたら、検討してみたいかかかなと思います、その点どうでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 企業局の再生可能エネルギー利活用事業費補助金のことについてお答えいたします。

県企業局の再生可能エネルギー利活用事業費補助金につきましては、今濱田議員がご説明されましたように、再生可能エネルギーの利活用を促進するための人材づくりや普及啓発事業等を対象としたソフト事業で平成23年度に要綱が制定されておりますが、現時点までに本市からの申請はございません。ただ、今後の活用については、これも検討課題とさせていただきます。土佐清水市や須崎市の例も見ながら検討させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） ぜひご検討をしていただきたいと思います。

そしたら、次の質問に移ります。⑦です。

本市は平成23年に設立した高知小水力利用推進協議会に加入をしています。できるところは協働しながら、この小水力発電設置に向けて前向きに検討していったらどうかという提案でございます。

スライドのほうをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

私は6月2日に徳島県那賀町の木頭で、これ徳島新聞に出てた記事なんですけれども、木頭で小水力発電を、まだ検討の段階ですけども検討をしているという情報をもとに、本市から4人で視察に行っていました。

今スクリーンに出ておりますのは、木頭の東蟬谷川というところなんです。ここにこのような砂防ダムが7カ所ずっと川の上流から7カ所ありまして、結構まずまず水量もありました。大体一つの砂防ダムの落差が4メートルから5メートルぐらいあって、見るからに好適地じゃないかなと素人の私でも思える場所でございます。この高低差を利用して発電をしたいという意向があるようです、こんな感じで。7カ所のうち3カ所ぐらいが割とはっきりと写真に撮ることができますけれども、あとは上流だったのでよう行きませんでした。

この木頭の例ですけども、この地域の発電を支援をする一般社団法人徳島地域エネルギーという団体がありまして、そこの団体と徳島小水力利用推進協議会と那賀町が三者が共同で講演会を開催したり、他県へ視察に行っていて見えています。そして、徳島地域エネルギーは発電事業の立案と計画を行っていて、事業運営は地元組織や企業に引き受けてもらうという手法をとっています。このため、木頭地区の農業者や那賀町と会合を開き、運営会社の設立を検討をしています。売電収益は地域に人が残る手助けになるは

ずだと徳島地域エネルギーの方はおっしゃっていました。ここの売電が年間150万キロワット時、一般家庭400世帯分に相当するそうです。

次のスクリーンに行きます。

次に、長野県の飯田市の取り組みの状況が今年の4月と今年の5月に新聞に掲載をされていました。それを見ますと、今年の4月に飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例というのをつくっています、飯田市が。これは町内会など住民組織が太陽光や小水力など再生可能エネルギーを使った発電に取り組む際に、行政が支援する仕組みを決めたものです。

スクリーンを見てください（スクリーンを示しながら説明）。

これが飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例です。何をもとにしているかという地域環境権ですね、再生可能エネルギー、そういう支援から生まれるエネルギーを市民の共有の財産と捉えて、市民にはこれを優先的に活用して地域づくりをする権利があるというようなことからこの条例を制定をして、市民のバックアップをしようということで条例化をしております。

ここ人口10万人ぐらいある飯田市ですので、地域温暖化対策課というのがありまして、その担当の方は太陽光や川の流れなどは自然資源は住民のものであると、私が先ほど述べました地域環境権のことをおっしゃってるようなことを書いてました。担当課の係の方は、ドイツのほうも行かれて非常に感銘を受けたということを書かれておりました。

この飯田市の取り組みのように、やはり地域主導の再生可能エネルギー事業者をふやしていくということが持続可能な地域づくりではないでしょうか。人口が約10万人の飯田市が自治会と市民、企業が共同でこの太陽光発電のプロジェクトを一緒に進めてるということが非常に参考になるかなと思います。

昨年7月27日に全国小水力利用推進協議会政策シンポジウムの中でここの担当課の係の方が、小水力発電による地域内の内発的発展というテーマで発表をしています。その一部をスクリーンでご紹介をいたします（スクリーンを示しながら説明）。

これは持続可能な地域の発展に地域の再生エネルギー資源を最大限活用するという図式です。飯田市と金融機関・投資家等と一緒に自然エネルギーをどういうふうを利用して地域に還元していくかということを示している図です。

この図は、中山間とか川がありますけれども、そこの地域の住民の方と一緒に何度か懇談をして、それで地域住民の意向に沿って何とか河川を利用できないかというところで行政もかかわって、事業主体は地域住民なんですけども、得られる売電収益は地域の課題に再投資することができるということで、持続的な地域が発展するんじゃないかということで、こういう提案がされています。

これは地域主導型・貢献型の小水力市民共同発電事業モデルということで、飯田市の上村地区というのは非常に過疎化が進んでいる地区らしくて人口が500人ぐらいです

か、ここに保育園があったそうですけどもう3人しかいないという状況の中で、そこには小沢川という川が流れていると、ここを何とか活用できないかというような取り組みの一部です。

これ先ほど言いました上村地域の現状と売電収益による「公益的再投資」ということで、人口が700人あったのが500人に2012年の4月には減ったと、世帯数も280世帯が219世帯と減ってきた。保育園も非常に人数が少ないです。ここに、この地域の人たちが何とか保育園も継続したいし、何とかビジネスとしてこの地域を守りたいと、地域で生きていけるように何とかならないかというようなことの中で、市と協力して、唯一自然エネルギーの小水力があるじゃないか、ここを調査して発電できやしないかということで、地域が一緒になって持続可能的に発展、維持するための対策を今立てているというようなことの公共的再投資の図です。

このように再生可能エネルギーというのは、自然の中にあるエネルギーをいかに最大限利用して、そこに暮らす人々の力に売電収入による力を、またその人たちの投資に使えるというようところで非常に利益があることだと考えます。

この中で飯田市の市長さんは、何もしなければ確実に人口は減ると、やってみなければわからないがチャレンジすることが大事だと述べております。そして、地域で産業を興し、その所得を地元の投資や消費の形で循環させる。地域内でお金を回さなければ地域経済は自立できないと述べています。

生活基盤をつくっていくことが人口の流出を防ぎ、集落維持につながっていくのではないのでしょうか。そのための支援を、飯田市のように条例づくりも含めながら、今後市として計画をしていくことも必要になってきているもう段階ではないのでしょうか。市長の見解を伺います。

済みません。市長の見解を初めに伺ってましたけれども、担当課の課長のご答弁の後、できましたら市長さんにもご答弁をいただけたらと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 高知小水力利用推進協議会につきましては、平成23年に大学関係者やNPO、民間事業者を中心とした任意団体として設立されております。本市は自治体会員として加入しておりますので、協議会の総会や研修会等の機会を捉えながら、また、濱田議員のスライドにありましたような那賀町あるいは飯田市など、先進地の取り組み事例や課題などの情報交換を進めながら、研究、検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 再生可能エネルギーに関しての濱田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

濱田議員は、小水力発電について再生可能エネルギーだというふうに位置づけられておるところでありますけれども、エネルギーとか資源とかいうものは、再生の可能な範囲での基準で使うべきだという議論が今盛んになされておるところでありますけれども、この小水力に関しましても、資源が完全に元に戻るかというところとそうでもないわけでありまして、私自身が小水力の発電のおかげで生活をしてきましたのでよくわかるんですけれども、小さな谷の水を横山川にしても葦生川にしても全部取水をしていくわけで、そして、その間の主川の水はないというような状況もございます。

水力発電が再生で心配のないものかどうか、これは同僚議員からもダムの問題を指摘をされてやられておるわけでありまして、なかなか難しいところだと思うんです。水力をやるということになれば、当然維持管理が大変、いつも穏やかな形で水が流れているわけではありませんから、非常に厳しいという状況があります。そして、これらによってつくられた電力というのは、現在エネルギー白書では大体水力は1キロワット8円から13円ということになっておりまして、原子力の5円から6円ということからすれば少し高いわけですが、原子力のほうはご承知のようにもう処理費が計算されていないということで、こちらのほうにもう帰っていくわけにはいきませんので、どんどんと再生可能なエコなエネルギーを目指してやっておるわけでありまして、日本は世界の中で見ると3%から4%ぐらいの範囲でしか使っていないということで、同じような戦後を迎えたドイツでは14%から15%台ということになってきております。北欧では30%と。EUは2020年あたりには34%を目標にしているというところでもあります。

このエネルギーに関しては、やはりしっかりとした考え方を持たないと進めていけないというふうに思います。太陽光エネルギーの売電にいたしましても、その売電のお金となるものについては、これは一般消費者に負担をさせるわけでありまして、太陽光がどんどんできたからいいというわけではないわけでありまして、そのところが、合意が図られなければなかなか進んでいかないということになってくると思います。

やはり高い単価でもそれを受け入れるという覚悟も国民や市民になればいけないというふうに思いますし、一方で電力を使わない、エネルギーを使わないという努力もこれはしっかりと受け入れていただかないといけないわけで、それを前提としてこのエネルギー問題は議論をしていくべきだというふうに思います。

オーストリアの北東部にありますツヴェンテンドルフという原発ができたんですけれども、この原発は今動いていません。これはやはり直下型地震の問題で中止になったと、国民投票がされて49.5%の賛成、50.5%の反対でこれがとまったんです。そして、それをとめただけでなくて海外から電力を輸入してますから、原発でつくられた電力があるじゃないかという調査をして6%、これもなくそうということでオーストリアはそういう取り組みをしてきたんです。そのためには、毎年毎年国が大変なお金を出しているわけです。今ユーロでいうと400万ユーロ、これが下限です、上限じゃないんです。これ以上に出さないといけないというぐらいの国の取り組み、覚悟、そういうも

のがあって進んできているわけで、なかなかそのところまで今の日本の人たちが賛成をするのか、市民の人が賛成できるのかという問題があると思います。

このツヴェンテンドルフのところを僕は知らないで、夜バスで通ったことがあるんですけども、ここは夜はもう本当に暗い状態です、電気を使わないんです。そして、皆がリビングですとか食堂とか、みんなが集まる場所だけに明かりが少しついてるという状況です。そういう非常に覚悟ができた中でエネルギー問題が前進をしている。イメージの問題じゃないと思うんです。私たちはライフスタイルをしっかりと変えると、大きなお金を負担してでも変えるというふうな中でこそ、エネルギー問題は前進していくというふうに思います。

そういう形でぜひ議員の皆様にも議論をしていただいて、市民のコンセンサスを得られるような方向でぜひご奮闘いただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 担当課の課長並びに市長から丁寧なご答弁をいただきました。

再生可能エネルギーについては、さまざまところで試してやっているとあります。新聞紙上にも毎日のようにここで売電できてどれぐらいの収入があったというような市町村も今、現に出ています。そういった情報の中で、確かに市長がおっしゃいましたように、一般消費者にも今電気料に付加がかかっていますので、そのほうに負担も加えているという現状もあります。

やっぱり省エネライフスタイルを見直すということはもちろん私たち市民に与えられた課題だとは思っておりますが、ぜひ再生可能エネルギー、香美市での可能性を探っていくということに関しまして、前向きにご検討いただきたいと思います。そのことを申し述べまして、この質問を終わりたいと思います。

次の後期高齢者の予防医療について質問に移ります。

後期高齢者医療制度が平成20年度から開始され、75歳で区切られ、国保から後期高齢者保険になり、後期高齢者医療広域連合が保険証を発行し、保険料は県下一律となりました。75歳以上の高齢者の方からは、もう健診に行かなくてもいいということか。いつあの世に行ってもいい年になったということかなどつぶやく声が聞かれたこともありました。医療保険の種類が変わっても住民サービスに格差がないようにしなければならぬと思います。

住民の健診率を上げることは、疾病の早期発見、早期治療につながります。平成24年度から特定健診は無料になり、75歳以上の後期高齢者の方も無料になっています。加齢に伴い余病率も上がってきますが、健診を受けることにより健康への意識づけになりますし、住民同士がお互い健康を気遣うようになります。

議員研修で行かせていただきました長野県佐久市や高知県四万十市、梶原町では、地域ごとに保健指導員がおり、健診の声かけや減塩の食事改善、健康学習などに取り組ん

でいました。健康寿命を延ばし住みなれた地域で元気に暮らせることは、誰もが望むことです。

そこで、本市の現状と今後の取り組みについて伺います。

①、昨年、健診の周知方法と申し込み状況、健診対象者の受診率はどうなっていますか、お伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 濱田議員の質問にお答えします。

昨年、平成25年度の健診の周知でございますけど、香美市広報への掲載と、それから平成22年度に行いました日常生活アンケートの中から、対象外と申しますか生活習慣病で治療の方とか入院中の方を除く、健康診査の対象になった方と前年度までに健診の申し込みがあって健診受診券を発行した方に案内文書の送付を行っております。それと、後期高齢者被保険者証を送付する際に、案内文書の同封をし周知を行っております。それと、平成25年4月1日現在でございますけど、被保険者数が5,803人のうち申込者数は126人、そのうち受診者が94人となっております。

受診率は、平成25年度が対象外の人数を把握をしていなかったために、被保険者数で算定することになってしまい、1.62%という数字になっております。ちなみに今年度の申し込みの対象外の方の人数が今回出ましたので、それで、受診者を同じぐらいと見込んだとしても、8%を若干超えるぐらいの数字になっているかと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 特定健診の去年度はまだ理解してませんが、平成24年度の受診率が41.4%と比べると、去年の平成25年度の1.62%というのは非常に低いわけですが、これは75歳以上になると何らかの生活習慣病をお持ちで病院にかかっていると、そしてまた、入院している方も多くなってるし、施設に入ってる方も多いということで理解はするんですけども。ただ、去年対象者が5,803人で、126人の申し込みがあって94人の受診というのは、余りにも5,803人のうち126人の申し込みというのはなかなか、広報で周知をされてると、そして、保険証をお送りするときにその中にも用紙を入れてるということでございますけれども、この周知の方法がもうちょっと工夫はなかったのかなというふうにも思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） これが後期高齢者広域連合の保険者ということで移行もございます。②にもちょっと関係をしてきますけれども、やはり受診率が低いということで今年度からその受診券の発送の方法を変えたり、それから、高知新聞のほうに大きく広報を掲載したりと、周知の方法はいろいろ工夫は現在徐々にされているところでございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 私も高知新聞のほうに大きく掲載されてましたので、それは見ました。

やはり、私が冒頭にも述べましたように74歳まで毎年健診に行っていたと、けど、もう75歳になったら保険証も違うので健診に行かなくてもいいというふうに思ってる方もいらっしゃいました。そうではないんですよというふうなことは私のほうも言ったんですけども、次の質問にもつながります、②です。

今年から広域連合より受診券が送付されていると聞いていますけれど、住民にはどのように周知をされますか。

75歳以上のうちの何人が今年度対象になってますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

先ほども申しましたが、今年度の周知につきましてはやはり香美市の広報、それから高知新聞の広告等の掲載、それから、広域連合のホームページ、それと後期高齢者医療制度のしおり等の掲載を行っております。今年度から平成26年3月末時点で、後期高齢者保険制度の被保険者のうち先ほどの健康診査の対象者の方につきましては、健康診査の対象者と申しますのが広域連合のほうで対象外とみなしている生活習慣病で治療中の方、入院の方等々でございますけれども、それ以外の健康診査対象者の方につきましては、去年のように申し込みをされるのではなく、全員の方に受診券の送付を今年度は行っております。

それと、75歳以上のうち何人が対象になるのかということですが、同じく平成26年3月末の被保険者数が、今年は5,766人のうち対象者が1,106人でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今年は全員に広域連合から送付されてくるということで、受診券が来た人は健診に行けるんだなというようなことを理解してくれるということ、いい方向にいったらどうかとかがえます。

次の質問に移ります。③です。

受診勧奨の方法はどのようにされますでしょうか。特定健診の場合にはJMCの方や健康づくり婦人会の方など、健康づくり推進員もいますけれども、その方たちが戸別訪問をしたりして受診勧奨をしたと聞いておりますが、こちらのほうの健診はどのようになりますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

特定健診のように広域連合の分で現在そのようにはまいりませんが、11月下旬から12月初旬にかけて、高知県後期高齢者広域連合のほうから未受診者へは勧奨のはがきを今年度から送付する予定となっております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 11月下旬から12月初旬にかけて、それまでに受診していない方にまた勧奨のはがきを出すということで、非常に広域連合のほうも受診を進めてるという前向きな姿勢があるということで伺います。わかりました。

先進的に予防医療に取り組んでいる自治体なんかは、地域の健康づくり推進員とか健康づくり婦人会、ヘルスマイトの方なんかと、そういう方が積極的に戸別訪問をして健診のお誘いをしている状況にあって健診率も上がってたりとかするんですけども、広域連合のほうから未受診者には受診勧奨のはがきが来るといっていただけですけども、そういう方たちに引き継いで受診勧奨を促していくという方法は、今後この後期高齢者の場合にもとっていかれてはどうかと思うんですが、その辺のお考えはないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

とりあえず、順次受診率の向上に向けての取り組みは、広域連合のほうにも要望してやっていかななくてはいけないと思います。

それと、いろんな方のご協力をいただいてやるということも、今後はそういうことも考えていかなければいけない状況だとは思いますが、やはり75歳以上の後期高齢者の方につきましては早期発見、早期治療ということはもちろんでございますけれども、やはり今までに築いてこられたその方の生活の状況とか生活スタイルというのが大きく影響をしてくると思います。やはり、そういうことで自分の楽しみとか自分の生活スタイルを守ることが、その方の健康増進につながるというようなことも考えます。

健やかな人生の確保と申しますか、ただ治療をし、ある程度の期間に効果を上げて治療をどんどんしていくということも一つの一人一人の考え方の中にはあろうかと思えますけど、やはり75歳以上の方については個々の生活スタイルというものに重点を置いて、とりあえず今受診率の向上を目指しているというところですので、そこから手をつけていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 受診率を上げるということに力を入れていくということで理解をしました。

受診をされて、その受診結果というのは広域連合のほうから回ってくるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 受診結果のほうはお手元へ届くようになっております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 受診結果は受診した本人にはもちろん届きますけれども、これは市のほうではその方が受診したかどうかということは把握はできるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

- 市民保険課長（高橋由美君） 受診をされたかどうかの結果はわかると思います。
- 議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） その方が受診をされたという結果は市のほうでわかるという事で理解をしました。
- そしたら、次の質問に移ります。④です。
- 健診の結果、要注意とか精密検査の通知を受けた方への支援をどのようにされますでしょうか。
- 議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。
- 市民保険課長（高橋由美君） お答えします。
- 先ほども申しましたけれども、後期高齢者につきましては保健指導等々を一律に行うのではなく、ご本人の求めに応じて検診結果を踏まえ健康相談や保健指導の機会を利用するようにできることが重要と考えております。ということから、現在はご本人からの健診結果に伴う相談等ということになるかと思っておりますけれども、こちらのほうを健康介護支援課の専門職、保健師等に対応をお願いするようにしております。
- 議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） そしたら、精密検査、要注意とかいうような通知を受けた方はご相談に応じますというようなことを健康介護支援課のほうに連絡をすると、個人で連絡をするという対応になっていると理解をしてよろしいでしょうか。
- 議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。
- 市民保険課長（高橋由美君） 現在はそのような状況になっております。
- 議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） わかりました。
- そしたら、次の質問に移ります。⑤です。
- 口腔機能の向上や栄養改善指導、運動機能の向上、認知症予防教室などを行うことにより、健康長寿への意識の向上に努めることが大切だと思います。先ほどの要注意とか精密検査を受けたけれども、なかなか75歳も過ぎてるし、ひょっと何か病気が見つかって治療をするのも、それは先ほど課長が言われましたように、個人のライフスタイルによるものですので、なかなか強制的に受診を勧奨するということには確かにならないかもしれません。けれども、やはりそういう受診をしたほうがいいというふうに通知を受けた方、それを市がその方を把握している状況があるならば、その方たちにより健康に、より元気で長生きをしていただくために口腔指導とか栄養改善指導、こんな運動機能を向上するためのところがありますよとか、口腔ケアも大事ですよというようなことをやはり言ってあげることが大事じゃないかなというふうに思うのですが。その辺のこのつながりを、せつかく後期高齢者健診をしてますので、受診券も全員の方に今年から発行されるようになってますので、その後のやっぱりフォローを市としてもしていくほうがより健康長寿への道ではないかと思っておりますが、その辺のこと。今の現状はまだなかなか

か今年始まったばかりなのでできないかもしれませんが、その辺の現状、栄養改善指導、運動機能向上等のそういうところに誘って、健康長寿の意識の向上に努めるといふことに対しての今の現状はどのようになっていますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 濱田議員の5点目の積極的な保健指導ということでお答えいたします。

ただいまお話にありました後期高齢者の要精密等の方についての個別対応ということにつきましては、先ほど市民保険課長が連絡をしていただいていた個別対応ということでお話をさせていただいております。保健師としましては健診後の個別のフォローというわけではないですが、後期高齢者ということだけでなく香美市民全体ということで健康づくりの普及啓発に努めております。本年3月に第2期香美市健康増進計画を策定しておりますが、そちらのほうに基づきまして啓発に努めていこうとしているところです。

具体的に例を挙げますと、各地区で行われています集いの場、それから、それぞれの地区の要請に応じまして口腔機能向上のための香美かみゴックン体操とか、それから、健康まつりでお口の健康コーナーを置いて歯科衛生士さん等にもご協力をいただいてPRを行ってきております。

歯だけでなくやはり運動機能、また認知症予防につきましても、包括支援センター、社会福祉協議会を中心としまして運動の集いのサポートを行いながら、また、集いの場での認知症の予防教室等も平成21年度から行っているところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今の現状を担当課の課長からお聞きしました。

後期高齢者の方も、やはり第2期健康増進計画の中にももちろん含まれて指導はされるんだと思います。

せっかく受診券をもとに受診に行かれて、そして、また受診券は届いたけれども、もう、わしはえいという方もいらっしゃるかもしれません。けれども、どういふ方に受診券が届いてるかというのわかりますし、そして、要注意とか精密検査が必要とされた方がどの方やったかというの担当課がわかるのでしたら、ぜひ、その方たちがこういう⑤で述べましたような、より健康になるためのこういうふうな体操もあり、口腔機能向上のためのいろんなケアの仕方もあるよというふうなところを紹介をするということをしていくことが大事やないかなと思うがです。

そういう意味で、もし担当課のほうに電話相談とかあった場合には、やはり、それにつなげていくような答え方をするなり、また、その方にこういうふうな窓口が地域にありますということをお知らせするような広報紙なんかをつくって、その方に送付するなり、何か一般市民の目に届くところに置くなりとかいうふうなこともやり方として考えられると思いますが、その点はつながりを持ってほしいと思うんですけれども、市民保

険課のほうと健康介護支援課のほうとのつながりをやはり持って、フォローしていただきたいと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 要精密等の連絡があった方につきましては、やはり受診等の勧奨も相談があればしていておりますし、また本人さんもやはりそういう形で受けていただきたいたいというふうには思っております。

先ほど連絡があったらいろんな情報を伝えるということにつきましては、また市民保険課のほうとも話し合ってみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。⑥です。

このような状況の中で、やはり後期高齢者の方が各地域に54カ所、今集いをやっております。やっぱりそういうところで、現に集い活動をされてるところにつなげていくと、地域支援事業へとつなげていくということがやはり必要になってくるように思います。

今まで74歳までそういうところは関係ない元気な方でも、やはり病気に対する認識だとかいろんな、ひとりぼっちにならないために、やっぱり地域のつながりが今後ますます75歳以上になると大事になってくると思いますので、そういう方に地域支援事業はこんなのがありますよと、お近くにはこんなところがありますよということをやったり言ってつなげていってあげる、そういうことが大事だと思いますが、そういうことを今後検討課題の中に入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） それにつきましては、先ほど議員さんのほうから提案がありました情報を伝えるということになってこようと思いますので、集いの場の紹介とかは、また近くそういう形でチラシ等によって伝えていくことはできるかと思っておりますので、市民保険課のほうと検討していきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 前向きにぜひ関係各課が連絡を取り合いまして、健康長寿になるような方法を考えていくようにしていただきたいたいと思います。

要支援、要介護状態にできるだけならないように、予防医療についてこれからも積極的にいろんな政策を施行させながら、市民のために前向きに考えてやっていただけると思っておりますので、受診券の発行をされるのが今年初めてです。後期高齢者の方の受診状況も含めて今後の移行をまた見ていただきたいたいと思います。

これで私の質問は以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午後 2時17分 休憩）

(午後 2時30分 再開)

○議長(西村芳成君) 休憩前に引き続き会議を行います。一般質問を続行します。
次に、14番、片岡守春君。

○14番(片岡守春君) 14番、片岡です。総括方式で質問をします。

まず、平和行政についてお願いします。

日本国憲法が施行されてから67年になります。戦前の日本がアジアなどでの侵略戦争に敗れ、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすると決意し、新しい憲法がつくられました。67年目の今日、これまでのどの政権と比べても異常な右翼、タカ派的な安倍政権のもとで、憲法問題をめぐる政権と国民とを取り巻く情勢は緊迫したものになっております。

安倍政権は、まず明文改憲のために国会が改憲案を発議する条件の引き下げ、第96条の改定を持ち出しましたが、憲法で権力を縛る立憲主義の原則を破壊すると国民の強い反対によって、その企ては挫折しています。

ところが、ここにきて憲法の原則を破壊する解釈改憲の動きが急であります。歴代自民政権は、自衛隊創設以来一貫して集団的自衛権の行使は憲法9条のもとでは許されないとの解釈をしてきました。9条のもとでは、日本が武力攻撃を受けた場合における必要最小限の実力行使を除き、広く海外における武力行使を禁じるというのが政府の9条解釈の骨格を成すものでありました。半世紀にわたる憲法解釈を180度覆し、海外で戦争する国へと大転換をしようとしています。

国民の多数の批判や不安に耳をかさず、国会でのまともな議論もなしに、与党だけの密室協議を通じて一内閣の判断で強行することができるのか。このことを許せば、戦後憲法のもとで一度もなかった自衛隊の実戦参加に道が開かれることとなります。憲法解釈を変更することで日本が海外で戦争に参加すれば、幾ら9条で戦争放棄、戦力は持たないと決めていても、その意味は失うこととなります。解釈改憲による戦争をする国づくりの策動は、文字どおり憲法を憲法でなくする暴挙と言わなければなりません。

憲法第99条は、憲法尊重擁護の義務を明記されております。その中身は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」となっております。擁護すべき人たちによって改憲が進められようとしている現状、日々の新聞にも憲法問題の情勢は非常に目まぐるしく移り変わっているのは、皆さんもご承知のとおりと思われまます。

こういう情勢を踏まえて認識をお伺いをします。

2001年9月11日、同時多発テロへの反撃としてアフガニスタン戦争が始まり、2003年、アメリカによるイラク侵略戦争が開始されました。日本はアメリカの強い要請を受け自衛隊を派兵しました。しかし、どちらの場合も自衛隊派兵法第2条で武力行使はしてはならない、戦闘地域には行ってはならないという歯どめがかかっていました。なぜ2つの戦争の際、自衛隊派兵法に歯どめの条項があったのか、それは海外で武

力行使をしてはならないという憲法上の歯どめがあったからであります。憲法の理念が生かされた実例であります。

戦後日本は1人の戦死者も出しておりません。市長も9条によって日本が平和に守られているとの前市長の姿勢を継承されるのかお尋ねをします。

平和首長会議は、2020年までの核兵器廃絶を目指す行動指針2020ビジョンを策定し、加盟都市の市民、NGO等と連携しながら、核兵器廃絶に向けたさまざまな活動を展開しています。2020年ビジョンには、日本非核宣言自治体協議会等からの支持もいただいております。潘基文国連事務総長からも、2020年ビジョンを初め平和首長会議の活動に高い評価をいただいているものです。

核兵器廃絶という崇高な目標を掲げて活動している平和首長会議には、今までどおり香美市として参加していくのかお尋ねをします。

平和首長会議の取り組む事業の中に、現下の国際情勢において核軍縮こそ緊急課題であることを考慮し、特に広島・長崎における原子爆弾被害の実態を広く市民に認識させるため原爆写真展などを開催する。広島・長崎市は開催に必要な写真資料を提供するなどの協力を行うほか、原爆の被害を示す記録映画、スライド、図書類の紹介を行うことになっています。

本市の行っている原爆ポスター展は、平和首長会議の事業目的にもかなった有効な活動であると高く評価するものですが、前任者は香北町、物部町でも順次開催したいとのことでありましたが、この2カ町、香北町、物部町での開催をする予定があるのかお尋ねをします。

次に、市営住宅の問題についてお尋ねをします。

一戸建ての市営住宅の裏庭に大量の雑草が繁殖しているところがあります。庭の清掃と管理は入居者に任せていると思われませんが、雑草が成長すれば花粉や花卉の飛散による近隣への被害があるとの苦情も聞いております。景観上からもうっとうしいものです。市として実情は把握しているのか対応を伺うものです。

以上で1回目を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 片岡議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

集団的自衛権に関しては、片岡議員も高知新聞を読まれたので私の立場については十分ご承知だと思いますが、私はこの集団的自衛権に関しましては、やはり国民の理解と合意が必要だというふうに基本的な考え方を持っております。

次に、憲法9条に関してでございますが、これにつきましては、憲法9条は戦争の放棄の規定が守られ現在があることは事実でございます。また、日本を含めて国際緊張が高まっているのも事実であります。そのように認識をしております。

平和首長会議への参加についてのお尋ねでございましたが、参加の意思を持っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 片岡議員の平和行政についての④、原爆ポスター展に関する質問にお答え申し上げます。

本年度は原爆ポスター展を本庁舎、香北支所、物部支所の3カ所で、実施に向けて実施方法もあわせて検討しております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 片岡議員の市営住宅の庭に大量の雑草が繁殖しているが、市として現状把握しているかというご質問にお答えいたします。

まず、入居者は市営住宅の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない保管義務があります。市営住宅は団地として共同生活を営むわけですから、入居者の皆様がお互いに互助と協調の気持ちを持って明るく快適な生活ができるよう努めていただかなくてはなりません。

ご指摘をいただいた住宅についてでございますが、議員のご指摘のとおり大量の雑草やごみ類があります。今後入居者から事情聴取を行い、住宅の保管義務について説明をした上で、市としても市営住宅に居住されているほかの入居者の皆様が心地よい環境で生活できるよう何らかの是正措置を講じたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 答弁ありがとうございます。

2回目の質問をさせていただきます。

2004年に作家の大江健三郎さん、澤地久枝さん、井上ひさしさん、奥平康弘氏等々、9人の文化人の呼びかけにより九条の会が設立をされました。設立後10年になりますが、現在全国に7,500を超える会が結成をされております。本市にもつくられております。9条を守るため日夜奮闘しています。政府の進めようとする改憲の方向とは真っ正面からぶつかります。9条改悪は絶対に許さないとの立ち位置もしっかりしています。

当然ながら、行政をあずかる市長にも厳しい局面が今後予想されると思いますが、ここで市長と同じく市長に当選しております山形県の米沢市の市長、安部三十郎さんのお気持ちがインタビューとして出ております。これを紹介して市長の決意も含めてご答弁をお願いしたいと思います。

「市長になる前から憲法9条は大事だと感じていましたが、特別な思いがあったわけではありません。ただ、市長として戦没者追悼式など平和に関わる行事にとりくむなかで、米沢市内の戦争体験者や遺族の思いを見聞きし、悲惨な戦争の現実を学びました。そこで、9条が「大事」というだけではなく、市長として9条を守るために行動しなけ

ればいけないと強く思うようになったのです。住民が戦争にまき込まれることなく、平和に暮らしていけるために努力するのは首長の義務です。そのためには憲法9条が必要なのです。日本は大変な犠牲を払って9条を得ました。二度と日本国民が殺したり殺されたりする場に登場するべきではありません。集団的自衛権の行使容認など軍事的対応を強めれば、戦争に国民がまき込まれる危険は増すわけですから、政府の言う「積極的平和主義」には矛盾があると感じます。」非常に明確な姿勢を示して行政に当たっていくと、憲法に向かって自分の立ち位置を明確にしておるわけです。

法光院市長も憲法13条、25条にうたわれている人格権、生存権をしっかり擁護しながら香美市の市政を全うしてもらいたいんですが、決意のほどをお願いします。

○議長（西村芳成君） 市長…。いや、あるんじゃないか。

○14番（片岡守春君） 市営住宅のことですけど、これ市営住宅の内容をこれから調べるといことですけども、2つのタイプがあると思います。

1つには、体力的にも清掃ができる入居者であるということと、それから、もう自分の体力そのものが外へ出て雑草を処理することができないという入居者も現在あるのかどうかということと、今後そういう人たちが出てくるというか増加する可能性が多分にあります。高齢化の人がひとりもんの人も含めて入居されてる実情も私も知っておりますので。そういうときに行政としての対応、このことについてお聞かせを願いたいと思います。

私は、やはりシルバー人材センターとかそういうものの力もかりて、地域のボランティアとかそういうものも含めて対応していく必要があると思いますけど、その点をよろしくをお願いします。

○議長（西村芳成君） 片岡議員、総括ですので全部済ませてからやってください。総括質問じゃきね。

市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 片岡議員の2回目の質問にお答えをいたします。

私は片岡議員のおっしゃられることを否定はいたしません。憲法9条を守ろう、憲法9条を守れば日本の平和は守られるという考え方、また信じること、平和を希求する精神というのは尊重はいたします。

しかしながら、9条があるから攻撃をしてはいけない、攻撃されないという保障にはならないと、そのことには疑問を感じておりますので必要な備えは行うべきだと、そういう考えでございます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 質問にお答えいたします。

まず、今回の中央団地の場合ですが、この方たちは高齢者か障害者かどうか、まだ会っていませんのでよくわかりません。

ただし、先ほど議員さんがお話ししましたような高齢者とか障害者の場合は、市もや

はり手を足して清掃等を手伝いたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 最後になりますけど、私は市長答弁の9条を重視していくということ信頼して質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番、前田でございます。

市長、まずはご就任おめでとうございます。また、素晴らしい副市長さんも着任をされまして、期待を申し上げながら質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、私も9月はご存じのように改選になりますので、ひょっとここに立つことはないかもしれません。ということで、これまで住民の方からいろんなことを負託を受けておりましたので、その中から抜粋をして、多くなりましたけど質問をさせていただきます。一問一答でよろしくお願いいたします。

まず、入野佐岡線のことですけれども、この事案につきましては、これまで再三といいますか再四といいますか、何度も質問をさせていただいてきました。しかしながら、どうもまだまだ先行きが見えないというようなところから、このたびまたまた精鋭なる課長さんが着任をされましたので、今後しっかり取り組んでいただかなければならないというところから、期待をしながら伺います。

この発端は平成7年、高知県森林総合センター整備事業に関しまして地元住民、地権者に承諾を得るためと申しますか、賛同いただくために地元への見返り案と申しますか還元策といいますか、そういったことで9項目の事業が示され、そして協議をされた結果、確約をされたものがございます。それは皆さんももうご承知のとおりであろうというふうに思うわけですが、私もこれは放すわけにはいきません、いつでもお見せしますので（資料を示しながら説明）、何だったら言ってください。

しかし、この約束をした9項目の事業の中には、平成20年でしたか大平南岸線というところとか何点かは実施をされております。

しかしながら、私の再三申し上げております大平、大法寺間の拡幅につきましては、この中にもありますように平成9年度の完成を目指し、積極的に推進するということが明記されておるわけでありまして、いわば約束をされておるわけでありまして。

しかしながら、現在もご承知のとおり手がついていないという状況であるわけでございます。再三申し上げておりますように、この市道は地元の住民のみならず北部住民からも強い要望があります。

近々と申しますか、あけぼの街道もやがては通るようになるかと思うわけでありまして

が、入野よりまだまだ北部からのアクセス道としても大変重要になってくるであろうというふうに思われるわけでございます。

とにかく、約束、確約をしてから19年を経過しようというところに来ております。早急に対処すべきであるというふうに思いますが、通告をしてありますが約束不履行に大変憤慨しておるといふような住民もおいでます。

地元の方々に対しまして、まだ着工に至らない理由と申しますか事情と申しますか、そういったことを詳細に説明をする機会を持って理解を求めることが重要だといふふうに考えますが、その考えはどうかということと同時に、着工時期などまだどうかわかりませんが、わかればお聞きをしたいと思っております。

とにかく、この行政不信を払拭しなければならないと考えますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 前田議員のご質問に対して回答をさせていただきます。

入野佐岡線のことについてですが、平成7年森林総合センター設立に関し、地元住民と交わした確約がある。現在、着工に至らない理由を住民に十分説明をし、理解を得るべきと考える。また、説明会開催についてですが、市道入野佐岡線につきましては、JR四国土讃線馬ノ背橋梁を中心に約400メートルの未改良がございます。未改良部分について、市道と軌道との立体交差協議を現在もJRと行っております。

新たな案としまして、今まで協議の中でですが、馬ノ背橋梁下り線の橋梁下を利用し上下線を分けて通行する、セパレート方式という方法で現在計画を進めております。ただ、いまだにまだちょっとJRとの協議を現在もしていております。

計画につきましては、現在も地域との協議は行っております。あわせて、今後も詳細が決定となれば、十分な理解が得られるよう説明会を踏まえて協議をしていくものと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 着工の時期を聞いたように思うけど、通告してないかね。

○議長（西村芳成君） 一問一答やき。

○19番（前田泰祐君） 次、2番に行かないといかんということではありますが、とにかく②へ行かないかんけれども、着工の見通しはどうなってるかと、着工の時期がわかれば教えていただきたいと。ああそうか、別々に聞かないかんか。はい、わかりました、よろしく。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 本年度ですが、確約書に残る残事業の見直しを行い、現在ほかの残事業の予備設計も計画しております。

その中で、次年度以降となりますが入野佐岡線も含めましてどのような形で着工して

いくか、地域と協議をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 私もこの問題でもう6年もやります、取り組みだしてから。大体、その間、課長さんも2人も3人もかわりました。

いろいろなお話も伺いまして、JRの件、また埋め立ての件、さまざまな件をお聞きをしたわけでありまして、全然進んでる状況が見えないんですよ、進んでない。まだこれから相談をして何とかっていう、これ前回のときもそうでした。そういったことがずっと続いております。

しかし、そんなこと何回も言ってもしょうがないですが自分がやりたいことは達成できた。平成12年には総合センターは仕上がってますよ。それやるために、先ほど申しましたように住民に取りつけたわけですよ。見返りの提案もしてやったわけですよ。

そのこと一生懸命やりませんか。自分がこっちができましたから、あとは遂行できないというんでは、これは行政不信といいますかそら怒る人も出てきますよ。

そういったことでありますので、今後とも精いっぱい努力をして取り組んでほしいというように思いますんで、その辺をお願いをしましてこれで終わりたいと思います。

次に、2点目になっておりますが、福祉プラザの八王子施設ということで通告をしてございます。

この福祉プラザ八王子の男性トイレの照明装置について、質問をいたします。

先般の議会で、トイレ内の照明を人感センサーのLEDに改修してはどうかとお伺いをしてございましたが、改善されていないことから再度伺うものであります。

このときもやるという返事はいただかなかったようには思っておりますけれども、この施設を利用される方はご年配の方、体の不自由な方、また美術館への子ども連れの方等々さまざまな方々に楽しく利用していただかなくてはなりません。外観の美しさよりも、福祉施設にふさわしい館内の中でも最も清潔で設備の整った、快適に入室をし使用できる場所なくてはならないと思っております。

私の聞きたいのは、男性トイレでありますけれども2階も3階も全く光の差し込まない場所に設置をされております。したがって、入室の折にはスイッチを探して点灯しなければなりません。私もせんだってあそこで総会をさせていただきましたが、そのときにもスイッチを暗いところで探さなければならないので、大変苦勞したことでございました。

そのときに見てみますと、入り口に張り紙がしてございました。「節電のお願い。トイレの電気は使用する際に点灯し、使用後はロック等で誰もいないことを確認してから消灯してください。ご協力をお願いします。」今どき恥ずかしくありませんか。私はよくこれを張っておるなと思っておりますけれども。

それに、来館者は健常者ばかりではありません。さらに福祉の町を唱える本市でもあ

ります。弱者に気配りをした設備を整えた後、委託といいますかお願いをしております。この社会福祉協議会に管理運営というものは任せるといふようなことが私は順当でないろうかと、順序じゃないろうかというふうに思っておるわけであります。

このLEDの人感センサーということにすれば、先ほど言わせてもらいましたこの張り紙の件ですけれども、節電また安全性、そういったことにも関連するかもしれませんが。また、それと改修工事も町の電気屋さんにも聞いてみました。大してかからないよと、安価なものであるよというふうにお聞きをしたわけでありますけれども。とにかく福祉の館にふさわしい改善をする気はないのかということをお聞きをしたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 前田議員のプラザ八王子のトイレの照明についてお答えをさせていただきます。

プラザ八王子の男性トイレの照明については、人感センサーの設置の要望に対して検討いたしますと答弁をさせていただきます。

人感センサーを設置するとなると少し大がかりな工事になります。建設後20年になり、さまざまな箇所で大きな設備の修理が必要となつてきており、ものによっては入れかえをしなければならぬものまで出てきております。人感センサーの設置については高額な予算措置が必要となると思ひますので、変更についてはちゅうちょしているところではあります。

人感センサーを設置した場合、人が来ると一旦は明かりがつきますが、一定の時間が来れば消えます。小便の場合は一、二分で済むと思ひますが、大便になると長くかかる人もおり、入室中に照明が消えることとなると思ひますので、不便を感じたり危険な状況にならないとも限りません。

そういうことから、人感センサーではなく通常の照明のスイッチをつけて入ってもらほうがよいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） そういうふうに考えますか。でも、それは私が言ったことは全然受け入れてくれてないというように思ひますが。

人感センサーにもいろいろありまして、私どもの家でも入ったらずっと消えませんが、ちょっと動けばすぐつきますから、あれは。感じるやつですから。いなくなればひとりで消えますから、スイッチを切らなくても切れますから節電になりますよ。皆さんは私がこんなこと言わなくたってわかつてるわけでしょう。

今どき、だから福祉センターという福祉施設に、暗いところへ入って行って探してスイッチ押し、また探して切って出て来るなんていう設備自体が私はふさわしくない、似合わないと思ひますよ。

ほんで、これ私が言っているのは、男性トイレのところへ行くと2階も3階も同じですが、女性のほうは北からも光が入っているんで明るいと思ひますが、男性のほうは本当

にあれですよ、怖いですよ、入るときは。皆さん行ってるからわかってるでしょう。

ぜひともこれを考えていただきたいと思うんですよ。いろんな福祉関係のデイサービスとかいろんな人が来よりますしね。そのときは係員の人が行ってつけて、消してとしゅうかもしれませんけど。

これは今後、やっぱり、これ男性トイレだけのことを申し上げてるわけでありまして、ほかのところも全部やれというわけではございませんので、そんなにかかるはずないと思うんですよ。

男性トイレだけできませんか。それはお聞きをしたいけど構んろうかね、これは。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 3階建ての建物になっておりまして、前田議員が言われるように2階、3階、確かに暗いところにトイレが設置されております。1階については、デイサービス等の事業もあって職員もたびたび入室しますので、ほとんどつきっぱなしの状態になっているとは思いますが、2階、3階については、事業がなければ照明は必要ない、利用がないので必要ないと思われそうですが。それほど利用がないわけですので、利用する方が電気をつけて入ってもろうたら一番えいと思うがですけど。その改修について、2階、3階のみということであればまたちょっと検討も、どれぐらい、結構かかると思うんですよ。今、蛍光灯がついてますので、元から変えないかということになると思います。

例えば、うちらでもつけちゅうがですけど、屋外へつけちゅう何千円かで、通ったらまたついてというのはあります。中の配線を使うんじゃないで、乾電池でやる場合らあはそれほど要らないかとは思いますが。そうなってくるとちょっと景観にもよくないかなとも思うがですが。そういった簡易のものであれば安価に設置はできやせんろうかとは思いますが。別につけるとということであればですね。とも思いますが、ちょっとまた検討をさせてもらいたいと思います。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 検討するということでもありますので、どれぐらい長い間検討するかは私にもよくわかりませんが、こんなことはすぐ、やっぱりあれですよ、今全部取りかえなくてもいけるというような話も聞いてます。元から全部取りかえて、全部配線もやりかえてじゃいう話にはならんと思いますよ、そうでなくても取りかわると。課長の言われるようなことはちょっと調べてもらいたい。

調査して、ぜひとも今申し上げましたように施設にふさわしい、めったに使わないから要らんということはないでしょう。使う人が危ないから申し上げてるんですよ。めったに使わないから要らんのやったら、電気代も要らんですよ。使わないんだから、中に行かなければ。電気代も要りませんよ、ただ1階の費用だけですよ。あとは電気代も安くあがるわけですから、防犯灯やってLEDにかえていう時代ですから。ひとつ検討してください。早急につけてください。改修お願いします。

ということをお願いをして、次、行きましょう。

次に、古井戸の調査についてでありますけれども、災害時の食料難はいつ、どんな災害においても深刻な問題であります。

特に水不足、飲料水不足は命にかかわる問題であります。近づく震災は当市には津波の心配はないとは言え、震度5、6、7ということが予想されておりまして、山津波災害また平地の液状化等々も、懸念をされる点は数知れませんが、もしや想定外の災害時にも水飢饉に陥ることのないようにしたいものでございます。

古い時代から山田町は水が少ないというふうに言われておった地域でございまして、先人たちの苦勞して掘った井戸が数多く残っております。

まさかに備え調査をし、活用できる井戸の場所等を把握しておく必要があるのではないかと、前回は伺いをしておりました。

当時、担当課長さんは水の確保は重要な課題であり、飲料水はもとより生活用水の確保も必要であり、井戸の活用は有効であるというふうにご意見をされ、活用を見据えた調査等も考えていくというふうにお答えをいただきましたけれども、その後の進捗状況というものを伺いすると同時に、住民に活用できるような井戸が見つかった場合には周知をさす必要があるのではないかというふうに思うわけでありまして、伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 前田議員ご質問の災害時に備えた古井戸への取り組みについてお答えします。

平成26年5月に香美市災害時協力井戸整備費補助金交付要綱を制定しました。

この制度は、災害等により水道が断水状態となった場合に市民の生活用水を確保することを目的として、井戸を整備する自主防災組織等に補助金を交付するものでございます。

補助対象となるのは、災害時に協力井戸としての要件を満たす井戸に対して井戸ポンプの設置や、井戸本体または井戸ポンプの修繕などを行う事業となっております。補助金の交付対象は自主防災組織等としており、20万円を限度に経費の3分の2を補助することとしています。

今後はこの事業を進める過程の中で、自主防災組織を主体とした地域住民による井戸の所在調査と周知が必然的に図られるものと考えております。

なお、整備を行った井戸の管理台帳については、自主防災組織と防災対策課がそれぞれ保管、管理するように考えております。

また、この事業の制度の周知につきましては、今月21日に開催する自主防災組織連絡協議会で説明をします。また、欠席された組織の代表者及び未設立の自治会長さんには、この事業の活用方法について郵便で資料を送付し、事業の推進を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） ありがとうございます。自主防災組織を中心に今後進めていくというふうなことで承知をいたしました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これはもうこれで終わります。

次に移ります。次に、穴内川ダム関連についてであります。

このダムは昭和39年、清流穴内川を遮断し、4,570万立方メートルという貯水池をためまして、永野のダムとほとんど変わらないぐらいのもんですが、これをためまして建設をしたものであります。発電はもとより香北町平野のかんがい用水、また飲料水源として、また、ほかにも町の当時から多大な財源として大きな役割を果たしてきたことは言うまでもありません。

一方、地域ダム下流住民にはさまざまな負担を強いられてきたところでもあります。当時、2,000人の方が住んでおられましたけれども、500人まで激減し、今や学校、保育もなくなると、そういった地域にと過疎化に歯どめがかからない状況となりました。

それはそれといたしまして、ダム設置のため川の流水はほとんどなく、アシ、柳は繁茂し、河床は上がり、支流からのわずかな水を頼りに辛うじて水たまりのようなところに小魚の生息が見られる状況であります。

そんな河川ではありますけれども、支流から流れるきれいなところには、夏場には市内外から多くの子どもたちが水を求め、涼を求めてやってまいります。少しでも安全・安心のできる場所を提供したく、地元といたしましては、吉野川漁協ですがここと協力をし合いながら整備もいたしておるところでございますが、アシ、柳の繁茂した箇所は年々広がってまいりますし、手の余る状況となっております。

今年もこの6月22日には地域の方々と周辺の空き缶、ごみ等の清掃をとりあえず行おうかというふうになっておるところでございます。そんなダム下流域であります。

このダム建設をされましてから30年後、平成10年のことでしたが、水利権更新がございました。これに伴い平成9年3月には地元にも更新対策協議会を設立をいたしまして、町と協議をいたしました。電力と直接ではなくて、これは町が中に入っておられたわけでもありますけれども。そのときに、地元のダム設置後の問題点の是正を求めるといいますか、そういった書類を提出をいたしまして、町からは見解、対処方針が示されたところでございます。

それはこれでございますが、こういうようなものを（資料を示しながら説明）、多岐にわたって対処方針と書いてありますね。町の見解、今後の対処方針ということで何項目も示されております。

こんなことも行われたわけでもありますけれども、次の点を伺います。

ダム下流は、河の川河口を下り北川口というところがありますが、そこから下は支流の流量があるわけで、ある一定きれいでありますけれども、そこまでダムから下流北川口というところまでは約10キロございいますが、そこは流量も少なく、先ほど申し上げましたように、河川の機能は全く失われているといっても過言ではない状況であることを頭に入れておいていただいて、答弁をいただきたいというふうに思います。

町の対処方針には、魚類へのこれ以上の影響が進行することを防ぎ、優先的に河川環境整備区間として全面的に現況調査を行い、魚が生息し、子どもたちが遊水し、大人が楽しめる河川を実現するということが明記されております。

ここは吉野川の支流といえども1級河川であります。今申し上げましたように発電をし、その水を使って恩恵を受けておるところは山田町だけではなく南国市内でもあるわけでありますけれども、こういったところにも質問には書いてございませぬのでいきませんが、連携をして環境整備に取り組むことはできないだろうか、市、町からは多少なりとも財政支援も費用も発生するわけですので、財源費用も配慮していただきまして、地元また漁協、そういったものも共同で環境整備に取り組んでもらうことはできないだろうか、そしてやるのが地元の方にも楽しめる、子どもたちも遊べる、そういったところを少しでも取り戻したいなというふうに思うわけでありますが、見解をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 穴内川ダム下流域の環境整備についての質問に回答いたします。

1級河川吉野川水系一次支川穴内川については、国土交通省管理となるため、関係機関を通じ、今後、要望はしていきたいと考えております。

また、現在、国土交通省四国地方整備局吉野川ダム統管理事務所を中心に、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び4県関係市町村が水質汚濁防止連絡協議会を組織し、本市からもまちづくり推進課と建設課のほうに参加しております。協議会において環境問題等の提案も今後していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 穴内川ダム下流域の環境整備に関してお答えをさせていただきます。

先月23日に嶺北漁協の長野組合長さん、また、繁藤の代表の方がおいでまして、今、議員が示された水利権更新の際の町の書き物も見せていただいたわけであります。

漁協に非常にお世話になりながら環境整備を行っているという状況についても報告をいただきました。大変な思いをして、サギの駆除でありますとかいうことをされて、それから柳とか繁茂する草を清掃してるんだということをお伺いをいたしました。

そうした中で、私たち香美市の責務というものも考えなきゃいけないというお話もさ

せていただいたその中で、吉野川水系のことに関しましては、これは隣の南国市もかかわっております。さらには高知市も私がかかわっていると、水を逆流してまで使っておるわけでありますので。

だから、嶺北の漁協だけでなしに組合長さんにもそうした協力体制を整備をするので、汗をかいていただいた中で香美市もそれ相応の負担を考えていかなきゃいけないだろうというお話をさせていただきました。

やはり抱える水系の管理というところでの責任は、一定果たしていかなきゃならないというふうに考えております。

今月12日に四国地方整備局の河川部長にも直接お会いしまして、来庁いただきまして、この繁藤の河川の状況について、穴内川ダム下流の状況についてお話をさせていただきました。そうした補助金も国のほうから出ているようではございますけれども、これについても引き続き、この水系に使っていただきたいという願いもしておるところでございます。

できる限り、この問題についてはしっかり考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） ありがとうございます。

市長からそういう答弁もいただきましたので、大変心強く思っているところでありますけれども、今のお話を伺っておりますと嶺北の組合長ですわね、組合長のほうから南国市、高知県に働きかけをして、呼びかけをしてということでありましょうか。

県のほうからの補助金も大まかには出ているようではございますけれども、私の申し上げてるのは、吉野川の支流であるダムから下の10キロの間のアシ、あるいは柳が繁茂し、とても子どもたちが遊べるようなところじゃないんだと、とりあえずは身近なところから整備をしたいというふうなことを申し上げてるわけでありまして、大まかには漁協からもある一定の分配は75万円でしたかあるんですけど、それはうちのほうで全部使うというわけにはいきませんので、県から来たものを分配するというようなことしか今ないんですよ。

そういったことで、この穴内川水系の今言われたように恩恵を受けておるところに対しても、どうなんですかね、こういったふうに地元からの要望が出ておるが、少しでも一緒に財政的な支援もすることはできんのかというふうな、働きかけはしていただけないものかお伺いをします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 関係自治体に関しまして、私のほうからも機会があればお話をさせていただきますして、香美市の役割というものもしっかりその中で位置づけをさせていただきますたいと思っております。

ともに、やはり吉野川の水系について責任を負っている自治体が、それ相応の共同の意識を持つということは非常に大事になってきますので、お金の問題だけではござい

せんので、そのあたりは首長ともお話をしながら、長く続くような形のものを考えてまいりたいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） ありがとうございます。よろしくお願いを申し上げておきます。

次に移ります。次に、ヘリポート設置の件でお伺いをいたします。

本市においては、集落が広域にわたり散在していることもあり、一たび地震等起こったとすれば山津波等が発生し、連絡網は寸断され、孤立集落が起きることが懸念をされます。

特に繁藤追廻山崩れが昭和47年7月に発生をいたしました。各地で山の崩壊がございまして、アクセス道はなく食料も届かなかったことは、忘れられない近年の事例であります。

今後、本市にこのような悲惨なことが起きる地域があってはなりません。物部地区には現在3カ所目のヘリポートが設置をされようとしておるところでございしますが、人里離れた集落の多い香北町にあっては、まだ計画もされていないというふうにお聞きをするところであります。さまざまなハードルがあることもわかりますけれども、災害発生時の物資輸送等々、緊急時に孤立することのないよう、本市には各方面に適地を調査をいたしまして、できる限り数多くのヘリポートを設置をしていく必要があるというふうを考えております。

市長の所信表明にもヘリポートは順次設置していきたいというふうにお聞きをいたしまして、大変期待をしているところでございます。

通告をしてございます繁藤地域周辺の設置については、以前より担当課の方に取り組んでいただいておりますので、その進捗状況をお伺いをしたいと思います。

また、適合する場所等まだほかにも考えておられるようなところがあるとすれば、地元といたしましては、惜しみなく協力をするというふうに聞いておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 前田議員ご質問のヘリポート設置についてお答えします。

阪神・淡路大震災以降、地震などの大規模災害が発生した際には、災害救援機としてのヘリコプターの有効活用が期待されています。

また、交通条件等が悪い中山間地域にとってヘリコプターの活用は、災害時のみならず救急患者搬送にも大きな成果が発揮されていることから、ヘリポートの設置は計画的な整備を行う必要があると考えております。

今後の整備計画につきましては、中山間地域を含んだ香美市全域を対象に高知県や消防本部などの関係機関と連携を図りながら、適地に整備を行う考えでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） ありがとうございます。

いつ災害がやってくるかわかりませんので、1日も早く対処してほしいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしましてこの件を終わります。

最後になりますけれども、これも長年お伺いしておりますが、わかふじ団地関連について…。

○議長（西村芳成君） 前田議員、2問ある、②。

○19番（前田泰祐君） 何がある？あんまりえい答弁いただきましたんで、もうこれで満足しよったんですが、繁藤地区周辺の設置について要望しておりました。

この件についてはどのような結果が出ておるのか、進捗状況もお願いします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） お答えします。

繁藤地区は香美市の北部に位置する地域であり、地理的条件等からヘリポートの設置は必要であることは認識しております。これまで数回にわたって現地調査を行ってまいりました。

要望の候補地については、ヘリコプターの運航条件等においては問題ないとの見解が示されていますが、救急搬送等に必要不可欠である国道32号とのアクセス道路整備に試算で約6,000万円の多額の費用が必要であることが判明しております。

現在の候補地は、限られた予算の中での設置は厳しい状況であるため、引き続き地域の周辺調査を関係機関等の協力をいただき、経済的、利便性等を考慮しながら適地を確定し、整備につなげたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 大事なところが抜かっておりまして、ありがとうございます。

進入路につきましては、これまでもかなりお金がかかるというふうなことでございまして、なかなか難しいかなというふうな感じがしておりますけれども、ほかの候補地としてはないかじやいうことを書いてませんので聞かれませんが、もしあるとすれば、今先ほど申しましたように、今回のところについても地元のヘリポートの用地、あるいは進入路の両側につきましては、4メートル、5メートルとれるような地元との話し合いはもう既に済ませておりましたけれど、そういうことであればほかを探さざるを得んかなというふうに思うわけでもありますし、もし、いろんな補助金もあるでしょうか今、災害に対しては県のほう、また国からもあるかと思いますが、できれば一番あそこが第一候補地にいいかなと思うわけでありまして。なお、6,000万円要るからできんというふうなことでなくて、6,000万円どっかから構えようかというふうなこともで

きないこともないんじゃないかなと、あこをどうしてもつくとすればですね。

ほかに適地があれば、そのことも示していただければ、地元とすれば精いっぱい
努力はして協力はさせていただくということにしたいと思いますので、どうぞよろしく
お願い申し上げておきます。ありがとうございました。

それでは、最後になるかと思いますが、わかふじ団地関連について質問をいたします。

この団地は、平成12年高速道路建設に伴う掘削残土の土捨て場として埋め立てられ
たものであります。それで9,700平方メートルという宅地が完成をしたものでござ
います。

開発公社より土佐山田町は平成15年に取得をいたしまして、その年の9月12日の
ことでしたが補助金制度等を設置をいたしまして、多くの若者が住んでくれる
んであろうということを夢に見ながら分譲受け付けを開始したことでございました。

地域住民におきまして、一日も早く子どもたちの声が聞こえるようにと、できる限
りの宣伝も行ったり、努力もしてまいりました。また、行政側に対しまして、さまざ
まな無理な提案もしたり、いろんな提案をしながらであります、現在11年が経過し
ようとしているところでございます。

ところが、現状はご承知のとおりのような状況でございます。大変寂しい状況でござ
いますけれども、これまで私も質問の中で大変むちゃくちゃな単価のこととかいろんな
ことを申し上げてまいりましたが、販売につながるであろうと思われるような提案であ
ったというふうに自分自身は思っておりますけれども、それにつきましても単価の件も
申し上げたこともございました。

そのときにも、原価の問題もあつたりとかいろんな問題もありましようけれども、さ
まざまなハードルもあつたことと思っておりますけれども、現在も取り入れていただい
てないというふうに思うところでございます。

そのときも、世情から見て思い切った見直しをしてはどうかと、思い切った見直しを
して販売につなげていかなきゃ何ともならんんじゃないかというふうな話もいたしました
けれども、そのときにはできる範囲の検討をし、販売に努力したいと答弁がござい
ます。

まず、その件の進捗状況、検討内容、どのように検討されたのかということと、せん
だって12月でしたかタイトルの変更、ここまでくればもうタイトルの変更をして、多
目的活用のできる…。

- 議長（西村芳成君） 一問、一問、一問ずつやらな。
- 19番（前田泰祐君） 単価の見直しについてお伺いします。
- 議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。
- 管財課長（柳本隆司君） 前田議員のわかふじ団地関連についてのご質問にお答え
いたします。

以前検討するとのことであった単価の見直しの件についてでございますが、まだ見直

しは行われていません。分譲に関する条件等の見直しについては必要であると認識しています。単価の見直しについても、その時点で考慮させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 失礼をいたしました。

今、地震も津波も起きると言われているこの昨今でありますんで、今チャンスやないかなというふうにも考えるわけですよ。

だから、山のほうでありますし、これまで売れなかった経過もあってどんな理由があるかわかりませんが、ありますんで、単価が安いとかいうことでないと、あれはもうこのままになりますよ。何とか早くしなければならんのじゃないかなというふうに思います。

そのことも今後も考えてほしいなと思ひまして、②へ行きます。

2番目には、タイトルの変更もしながら多目的な使用可能な土地になるようにしなければいけないんじゃないかということもお伺いをしてございました。

それについてはどのようにお考えなのか、進捗状況をお願いします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 多目的活用について質問してあったが、取り組みについて問うというご質問にお答えいたします。

平成25年9月議会にて、前田議員よりわかふじ団地の販売について、宣伝方法、販売のほか住宅以外の目的にも販売できるような検討をというご質問をいただきました。

わかふじ団地の利用については、長年の懸案事項でもあり早急に検討しなければならない案件ですが、まだ取り組みができておりません。現在の現状を鑑み、早急に取り組みなければならないと考えていますので、検討の際にはご協力をよろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） ありがとうございます。

もうあれが造成されてから、先ほど申しましたように11年たってるわけですから、少しでも早く、一日も早くこの土地の利用、活用計画等々、早急な対応を求めまして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 前田泰祐君の質問が終わりました。

次に、9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番、公明党の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式にて3点についてお伺いをいたします。

質問に入る前に、法光院晶一市長におかれましては、先般の市長選で多くの市民の支

持を得て見事当選されました。第2代香美市長に就任されましたことをまずお喜び申し上げます。

今、時代は大きな変換期を迎えており、社会のあり方や国民の意識、価値観が多様化するとともに、かつてのような右肩上がりの拡大成長は望めない経済環境の中、合併による生活圏域の拡大や住民ニーズの多様化、あるいは社会保障に要する経費が年々増加するなど、地方自治体を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。また、地域主権の進展に伴い、地方の主体性や個性が尊重される中、これまで以上にリーダーの要請、運営能力が問われる状況になっています。

今後、市長として大変難しいかじ取りが強いられることと思われませんが、何事にも前向きな法光院市長のことですので、その積極的な手腕を発揮される、これまた大きなチャンスでもあるとそのように思います。また同時に、今後の活躍を心からご期待申し上げます。多くの市民は法光院市長の政治姿勢に共感し、投票したと思うのであります。

そこでお伺いするのは、新市長として取り組むべく以下3点についてお伺いをいたします。

1点目は、新築やリフォームを地元木材の利用促進とあわせ支援すると、こういう政権公約等にもありましたので、その点についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 織田議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

地元材利用促進という支援はということかということですが、一定の面積など要件をクリアした計画、市内材を使って市内に住宅の建築を行った場合、これに対しまして補助制度によりまして支援を行うとするものでございます。

市内材を市内の各種事業者がかかわって建築することによりまして、林業はもとより商工業の活性化、定住効果も図っていけるのではないかと、さまざまな効果が、あるいは刺激が期待できるのではないかとというふうに考えておりまして、これらの効果については数字的なものはじき出すようにということで担当課のほうにお願いをしておりますけれども、いずれにしても関係団体の方々のご協力をいただきながら、今後しっかりと検討して、より実効性のある制度にしていきたいと思いますというふうに考えておるところでございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） これは私事ではございますが、平成18年合併で初めてこの場に登壇をさせていただいたときに、最初に取り上げた一般質問が森林問題を取り上げさせていただきました。

本市の基幹産業であります森林、また農業、そういったものは最重要課題として今後どんどんどん改善の余地が十分あるわけなので、そしてまた、高知おおとよ製材等のそういった銘建工業が入っておりますが、そういったことで常々産業振興課長のほう

からも明るい兆し、そういったものも見えるのではないか、そういうような話も伺っております。

どうか香美市の材を使うことによって、積極的なそういう施策として市のほうからも補助、手当、そういったものをまた今後ともお願いしていきたいとそのように思っておりますので、市長のそういった取り組みに対するご理解、そういったものをまた我々議員サイドとしても、またプッシュ、応援もさせていただきたいとそんなに思っております。

2点目に移らせていただきます。

医療費無料化拡大で子育て負担の軽減を目指す、これは所信表明で中学生までということで、私も担当課の高橋課長のほうにもちょっとお伺いをしました。

これは所得制限とか入院、通院とか、そういったもの全て関係がないですよとそういう話も伺っておりますが、市長の考える無料化の拡大、子育て負担の軽減、そういったものを簡単にちょっと説明させていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 織田議員の医療費の無料化についての質問にお答えをさせていただきたいと思います。

ご承知のように、子育て世代の家計というのは大変厳しいものがあります。まだまだ若いということで収入も少ないところに、社会活動への参加だとか非常に活発に活動をする世代でありますから、出費が非常にかさむというところでございます。

そのことは統計上も明らかなわけでございますけれども、加療の必要な子弟を持つ父母にとりましては心配、不安もあり、大変な状況であります。

そのような中で、少しでも経済的な負担、その部分だけでも軽減して、子どもの治療に専念をしていただいて回復を願いたいと、そういう思いでこの制度を入れたというふうに考えておるところでございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 市長のそういった子育て支援に対する思いといったものが伝わってくるわけなんです。これ、ちょっと支払いの対応というんですか無料化ということで、これは県下34市町村の中でも半数ぐらいが無料化いうんかそういう制度、また計画をされておると、そのように伺っておりますが、市内の病院とか、また市外、高知市の病院なんかに行った場合に、そういう支払いの対応について、高橋課長、教えていただけたらと思います。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 取り扱いについてのご質問だと思います。

医療費の無料化の支払いにつきましては、現物支給と申しまして窓口でそのまま負担をして無料化する分と償還払いとかいう方法がございますけれども、窓口負担をその

まま無料にするという施策になります。

今現在も小学生も窓口で、県下につきましては一斉にそういう取り扱いができることになっておりますので、無料化の分は県下の医療機関の窓口等でありましたら、そのまま無料に、一部負担金が要らないという格好になります。

県外はちょっと違う形にはなろうかと思いたしますが。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） ありがとうございます。よくわかりましたので、次へ移らせていただきます。

3点目ですが、市長として将来像をどのように描き、どんなまちづくりを目指すのか、その点お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 市の将来像についてお尋ねであります。将来像を描くとするならば、やはり多くの若者がここに住む、また多くの次代を担う子どもたちがすくすく育つということがなければならぬというふうに思います。そのためには、やはり地場産業をしっかりと振興させなければいけませんし、新しい事業、起業というか、業を起こすということも大切だというふうに思います。

子育ての環境や住環境の整備にももちろん力を込めて行っていかなければなりませんし、しかしながら、同時にこれまで地域を支えてきてくださった高齢者に敬意を払い、安心して暮らせる施策を進めることも大切だという思いでございます。

したがって、今も、そして未来も、香美市は安心・安全、そして元気なまち、それが私の目標になるというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 市長におかれましてはリーダーシップを遺憾なく発揮され、市長の持つ構想実現に向けて堅実なかじ取り、どうかそのことを期待するものでございます。

次に、2番の質問に入らせていただきます。教育行政についてであります。中学校教育について、以下、質問をさせていただきます。

以前、本市において問題行動を起こす中学生がいたわけなんです。最近は落ちついていくというそういった声、お話もお伺いしておりますが、これらの問題行動を起こす生徒は全体から見れば一握りであるかもしれませんが、本市の中学校教育を考える上で、こうしたことは看過することはできないわけでありまして。

ほかにも不登校や学力などの問題等いろいろ課題はあると思いたしますが、①の今年度において、本市以外の中学に進学した学校別生徒数及び他市への進学、そういったものをどのように受けとめておいでになるのか。

また、習熟度別授業の検討、これは昨年12月の小松紀夫議員の質問の中でそういったものの計画性とか進捗状況とか、そういったものがあれば、また教育長にお尋ねを願

いたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 織田議員の本市以外の中学に進学した学校別生徒数及び他市への進学をどのように受けとめているかというご質問にお答えをいたします。

まず、今年度、本市以外の中学校に進学した生徒数は、学校順に申しますと舟入小学校が4名、山田小学校10名、楠目小学校7名、片地小学校1名、香長小学校2名、大宮小学校、大栃小学校はいません。合計24名となっています。

この他市への進学につきましては、保護者の意向もありますので、とめるというようなわけにはいきませんが、地元の中学校へ進学してほしいとは思っています。

習熟度別授業のことについてお答えをします。習熟度別授業は、学習効果が大きいので積極的に取り組んでほしいと思っています。

以前、小松議員のほうから質問をいただいた後、各校にさらに強く働きかけ、実際に昨年度そういう授業を行って取り組んでくれた学校もございます。

ただ、大きくはあのときから進展はしておりません。少し大きな理由は、香北中学校のほうは継続して取り組みを進めてくれていますが、鏡野中学校については、特に数学の教員配置が複数で授業を分けてできるほどの人数になりませんでした。これは部活動との関係もございまして、教科の人数を十分そろえると部活動を担当できる専門の者がいないとかいうような事情がいろいろございまして、鏡野中の場合は今年はチームティーチングで他教科の先生等も、それから、支援員さんたちが入りながら授業をしているような実情でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 何でこういう質問をしたかという点ですが、これは以前父兄のほうから、鏡野中学にうちの子どもが行くようになるがちょっと心配であるとかいった、そういった声が寄せられたというんですかそういうことで。そして、24名が市外の私立に行ったかどこへ行ったかわからんわけなんです、要は24名が鏡野中学で、大栃中とか香北中はいないということなんです。

実際、以前教育委員会のメンバーとして授業参観風景を見させていただきました。そして、全国一斉テスト、そういったものの評価も中学校になったらちょっと悪いと。

そして、以前私が出題を取り上げたときには、その当時の原教育長は、二極化ということをおっしゃっております。成績のいい人、また成績の悪い人、極端なそういう状況であるということをおっしゃっていましたが、実際、教育現場を拝見させていただいて率直な意見が、これでは勉強にならんとそのように私も思ったわけです。

先生はカリキュラム、そういったものの消化のために一生懸命黒板へ書いておられますが、もう何人かの生徒は後ろ向いて、黙っておればまだかわいらしいです、寝ておればまだかわいらしいです、わいわいわいわい、そういったようなクラス等もあったわけな

んです。

だから、先生としてはどこの生徒のレベルをにらんで授業を進めていくか、これは大変な問題ではないかと思えます。二極化、できる人はできる、できん生徒はできん、そういう中で当然それは計画どおりの教育の進め方というのはあると思うわけなんです。その授業風景を見させていただいて、これは中学の先生は大変だなと、率直な思いがそういうことになったわけなんです。

そして、私学はどういう形をとっておるか私はわからんわけなんです、ある程度、習熟度で分けるということは、時久教育長も大事なことであるし、加配いうんですか、そういうような対応ができるのであれば、そうしたいような答弁も昨年12月小松紀夫議員のときもされておったわけなんです、効果がありますよと、積極的に推進をしたという。

そして、やはりそういったことを義務教育ではあってもやっていくことによって、成績のいい生徒はさらに、また、まあ言うたら習熟度の低い、そういった生徒のレベルアップにつながっていくのではないかと、そのような思いもするわけなんです、その点についての見解を。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

今、中学校でごく少数、学習面、生活面に大変しんどさのある子どもがいます。そこへは非常に手厚く先生方がかわりながら、何とかしようと努力をしているところです。現在、特にご心配されている鏡野中学校の状況につきましては、子どもが授業を受けようと、そういう気持ちで落ちついた状況で教室の中にいます。先生の話だったり投げかけだったり、子どもたちの学習が非常にしっかりとできてるという状況まできっちり戻ってはきました。

ただ、小学校から本市以外の中学校に進学した子の率からいえば、昨年度の6年生212人ですので、パーセントでいえば11%の子どもたちが市外の中学校に進学したということになります。数字的にはここ数年同じような数字の経過をたどっています。

平成23年度に、ご承知のとおり鏡野中学校が大変しんどかった時期がありまして、そのときの状況が、やっぱり地域の方、保護者の方、子どもたちの中に非常に心配として残って、平成23年度、平成24年度、そして平成25年度の中ごろぐらいまでは随分鏡野中学校は大変だと、行けば学力がつかないというような声も、うわさも交えて随分心配されてた声が続いていました。けれども、子どもが平成24年度の終わりぐらいからだんだん落ちついて、平成25年度に入ってじわっと落ちついてきたあたりから、子どもたちの様子を随分周りの方が見てくださいまして、その結果、鏡野中学校でこれは心配という声は多分徐々に減って、今は随分減ってきた傾向だとは思っています。

今、市を挙げて取り組んでいることは、教員のほうからも何とかして子どもたちに力をつけないと周りの方々の期待に応えることができないということで、昨年度の半ばぐ

らいから香美市教育研究会という各教科の研究会がございますけれど、その中の5つ、国語、社会、数学、理科、外国語、この5教科については5教科部会ということで、今までと少し違って、先生たちの学習とか子どもへの指導のあり方を非常に深めてやっていこうと組み立て直しをして取り組んでいるところです。

まずは教員の指導力向上のための研修を強めています。県外の学校なんかも見たりしながら、授業のあり方をもう一度見直そうという取り組みと、それから、5教科部会でそれぞれ3校しかございませんのでお互いに授業研究をし合いながら、どういうふうに授業をすれば子どもたちに力がつくかということを徹底的に、研究所とともに、市ともに今やっているという経過です。

鏡野中学校には、授業を支援する教科支援員さんを入れさせていただきました。この教科支援員さんは1人で授業ができる方ではなくて教員とともに役割分担する人ですが、この支援員さんが授業に入って、教科ですので数学だったら数学の支援員さんが入りますので、そういう形で子どもたちをサポートしながら、力を高めようと今取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 以前と、平成23年、平成24年ごろとは大きく変わってきてますよと、校長先生もかわったりして、また学校の状況が大きく変わってきておるとは私もお伺いしております。

また、そういったいい結果を生み出すべく、委員会のほうとしてもまたいろんな手当等もしながら、習熟度向上に向けた取り組みをお願いしたいとそのように思っております。

時間が押しておりますので次に行かせていただきますが、小学校から中学校へ進学した際に環境の変化、うまく対応できず不登校、また学力低下となってあらわれる、これ中1ギャップも課題の1つであると考えます。

小学校6年生から中学校1年生に進学した際にギャップが生じ、不登校やいじめの問題が顕著にあらわれる、こういった特徴があるというような中1ギャップということが言われ出したわけなんですけど、本市で中学校へ進学した際うまく対応できず不登校や学力の低下となってあらわれる中1ギャップ、そういったものの今の現状、その点をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） まず、不登校のことから申しますと、昨年度、中学校1年生で新たに不登校になった生徒は2名です。なお、小学校より継続をしている不登校生徒は2名です。これは全部30日以上になった子どもたちです。

それから、年度当初、学習面や友達関係づくりで数件の相談があります。ここはもうすぐに学校のほうが対応しながら、中1ギャップと言われる状態にならないように一生

懸命取り組んでいるところです。

ただ、長い1年間の流れで見たときに、中1ギャップがあらわしている学力低下ということにつきましては、小学校の、例えば全国調査なんかもプラス3ポイントとか高いのですけれど、中学校3年生になったときに低くて全国の調査より少し下がってしまうということがあって、長い流れで見ると、やっぱり中1ギャップも含めて、授業のあり方等を本当に改革していかないとだめだというふうに思って、今全力で取り組んでいるところです。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 確かに、楠目小とかそういった学校は学年単位の生徒数が少ないと、山田小に比べたらですね。多分、新たな不登校2名というの、山田小を除く学校ではないか、そう思うわけなんです。実際、そうしたことも思ったよりは少ないというんですか、そういうような感じがしております。それは学校自体のさまざまな取り組みの強化によって、そういった中1ギャップ、そういったものが少なくなっているのではないかと思います。

当然、環境の変化、それに伴いまた教師の資質、そういったものも大きな課題であるということも前回から教育長、そういったことを言われておりました。

そういうことで、大分鏡野中学校もよくなっているという、そういう感をいたしましたので、次に、3番目、中学校教育の取り組んでいく課題、また、問題行動を起こす生徒への解消策についてということ。

先ほどの答弁とダブる、リンクする、そういった点もあると思いますが、ご答弁、見解をお願いします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） ③でよろしいですね。

先ほど申しましたように、3校とも非常に落ちついた学校生活になっています。

現在の最重要課題は、どの学校も生徒に進路を保障するしっかりとした学力をつけることです。教職員が、わかる授業を目指して授業改善を行っているというのが一番の取り組みです。また、全ての生徒が希望の進路に進めるように、生き方や進路に力点を置いたキャリア教育を進めるとともに、補充学習や加力学習にも力を入れております。

もう一つ問題行動のことのお話をしますと、昨年度の対人暴力とか器物損壊という暴力的なことにつきましては、中学校で合わせて24件ございます。そして、加害生徒が16名となっています。人数的にはここ数年は減少傾向で、でもこの数です。

中学校は、集団づくりに力を入れるとともにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが各校を回ったり家庭を回ったり、各校と連携し生徒の心のケアに努めています。

鏡野中学校のほうは、一昨年度より鏡野中学校夢プロジェクトに取り組んでおられて、自尊感情を高めるために生徒が主体となる取り組みを進めたり、生徒に積極的に声

がけを行ったりしています。一部やっぱり気になる子どもさんがいますが、ここはもう先生の個別のかかわりということで、本当にいい状態にしたいと思って全力で取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 今回の答弁にありましたように全力で取り組まれておると、そのようにお伺いをいたしました。

問題行動を起こすそういう生徒、これはいつになったらゼロになるか、そういったことはないとは思いますが、ゼロに近づけていく努力、そういったものはまた今後とも続けていただきたい、そんなに思っております。

以上で2問目を終わらせていただきます。

3点目でございますが、我が国の建設産業、これまで続いていた建設、投資の減少や受注競争の激化等により建設企業が疲弊し、現場の技能者等の処遇悪化や若年入職者の減少等の厳しい現状に直面をしているのではないかと、そのように思っております。

現在の状況を看過した場合には、労働人口の減少、少子高齢化への加速化等も相まって、中長期的には地域の担い手の不足、そういったものが懸念されるわけでありまして。将来にわたる社会資本の整備、維持管理及びその品質確保や災害対応等を通じた地域の維持等に支障が生ずるおそれがあるのではないかと、そのように懸念をしておるわけですが、担い手の確保、育成を通じた建設産業の活性化、これはもう重要課題であるとそのように思っております。

そして、①の問題であります。

本市の建設企業、最低入札価格、最低競争入札価格の改善を望む声がありますが、県を初め県下11市の入札価格をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 織田議員ご質問の本市の建設業界で最低入札価格の改善を望む声がある。県を初め県下11市の最低入札価格を問うというご質問にお答えいたします。

まず、問い合わせ先の高知県、各市とも公表は規則で定める範囲で設定という部分のみ公表可という条件をいただいておりますので、ご了承願います。

高知県の場合、最低制限価格を設ける場合には予定価格の70%から90%の範囲、また、各市の場合、最低制限価格を設ける場合には、予定価格の60%から90%までの範囲で設定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） えらい何か肩透かしを食うたような感じですが、70%から90%。課長、70%から90%、県は数字は出んかったわけですかね、これ。えっ、

70%から。

(管財課長、柳本隆司君、自席から「70%から90%です」と発言する)

○9番(織田秀幸君) これは最低価格は90%もあり得るということでしょう。そしたら、次行きます。

2点目、契約等審議会に知識経験を有する者は任命をしているかという、その2点目、ちょっとお伺いをいたします。

○議長(西村芳成君) 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長(柳本隆司君) 平成24年12月議会において、織田議員より香美市契約等審議会に経験豊富な有識者を交える検討というご質問をいただきました。これにつきまして、平成24年度第8回香美市契約等審議会での審議の結果を報告いたします。

香美市契約等審議会に外部の有識者を加えるかについて、外部の有識者を常時加えることは適さないが、市長が必要と認めるときは、香美市契約等審議会規程第2条の第1号から第4号に定める者以外の参加を考えるという内容を市長に答申いたしました。

今年の契約等審議会では、第2条の第5号に回答する知識経験を有する者で、特に市長が定めた委員の任命は行われていません。

以上でございます。

○議長(西村芳成君) 9番、織田秀幸君。

○9番(織田秀幸君) これは規程で「市長が特に認めた者」という、そういう文言がついております。

担当課として、この知識経験を有する者というのはどんなんですか、市長のほうに打診するわけかどうか、そこらをちょっと聞かせていただけますか。

○議長(西村芳成君) 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長(柳本隆司君) 今まで私が管財課長になってから1年ちょっとになりますが、今まで一度も有識者を市長のほうに答申してお願いしたことはございません。

以上でございます。

○議長(西村芳成君) 9番、織田秀幸君。

○9番(織田秀幸君) 課長として、市長に要請するかしないか、そこを聞いておるわけですか私は、担当課長として。

○議長(西村芳成君) 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長(柳本隆司君) 工事の技術的なことを聞かないかんような場合でありましたら、例えば事業課の課長とか、必要でありましたらまた市長に申し上げて、有識者ということで入れてもらうことはあると思います。

○議長(西村芳成君) 9番、織田秀幸君。

○9番(織田秀幸君) これ、副市長を会長として、支所長、総務課長、企画財政課長、専門家はおらんわけなんです、専門家はね。

だからまた、知識経験を有する、そういった人は私はぜひ必要ではないかと、そんな

に思っておるわけなんです。

そしたら、次、③に行きますが、本市は最低競争入札価格、これ地元の建設産業、そういった人から、県に比べ、また南国市や香南市に比べ香美市はちょっと低いが何とかならんかよと、そういった声がありました。

私は香美市は80%のラインを大体引いておるいうんですかね、県が87%ぐらいで定着しておるのではないかと思います。これは審議会等の責任者、会長は副市長であります、副市長、見解と今後の香美市の対応、そういったものをお願いしたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 副市長、今田博明君。

○副市長（今田博明君） 織田議員のご質問にお答えをいたします。

契約等審議会という今お話が出たわけですけども、この契約等審議会では市長の諮問により審議を行っておりますが、香美市契約等審議会規程の中の所管事務の中に特に重要な契約に関する事項がうたわれておりまして、最低制限価格等につきましては、これに該当するのではないかというふうに考えております。

今後、最低制限価格につきまして市長からの諮問があれば、審議を行い結果を市長に答申することとなりますが、答申を受けての最終決定は市長が判断するということになるかというふうに思います。

また、私が契約等審議会の長という立場でございますので、個人的な考え、これにつきましてはこの場で述べることは適切ではないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 香美市の対応、見解が副市長で答えられないということですが、先ほど私言いました80%はちょっと低いんじゃないかという、そういった声があるということで、そして、他市に並ぶ県に並ぶ、そういったことが大事になってくるのではないかというそういうお声をいただきました。

何で私が県をというか言うたら、この庁舎ができるとき、ある業者が指名停止になっておりました。その指名停止の業者は四万十市は着工してやっておりました。そのときの副市長が、県に準じて県が指名停止をしておるがゆえに、そこの建設業者はテーブルの上にもものせられない、そういう話があったわけなんです。ある面では、県に準ずるとかいうそういう文言で話をいただきました。

結局、香美市の庁舎、2業者だけしか入札、当然1業者やったら不履行になるわけなんですけども、そういう状態であったわけです。

そのことを今さかのぼってどうこう言うんではないですが、県に準ずるというそういう文言が私の頭に強く残っておるわけなんです。県に並ぶそういった最低入札価格、そういったものを市長はどのようにお考えか。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えします。

入札制度の改正に関してのお尋ねでありますけれども、私、所信表明の中でも申し上げましたように、市民生活に直結する事業がたびたび不落、不成立というふうな状況でございますので、これについては入札制度全般の見直しを行いたいと思いますので、早晩諮問させていただきます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 現状の見直しがあると、前向きな答弁と受け取らせていただきまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。本日の会議はこれで延会いたします。

次の会議は6月18日、午前9時から開会をいたします。

（午後 4時35分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 6 年 6 月 1 8 日 水曜日

平成26年第4回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年6月11日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月18日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
7番	爲近初男	17番	石川彰宏
8番	千頭洋一	18番	竹内俊夫
9番	織田秀幸	19番	前田泰祐
10番	小松紀夫	20番	山本芳男
11番	依光美代子	21番	比与森光俊
12番	山崎龍太郎	22番	西村芳成

欠席の議員

6番 山崎晃子

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	収納課長	前田哲雄
副市長	今田博明	ふれあい交流センター所長	西本恭久
総務課長	山崎泰広	福祉事務所長	岡本明弘
企画財政課長	山中俊明	産業振興課長	佐々木寿幸
会計管理者兼会計課長	三谷由香理	建設課長	井上雅之
管財課長	柳本隆司	上下水道課長	安井幸一
まちづくり推進課長	横山和彦	《香北支所》	
防災対策課長	岡本博章	支所長兼地域振興課長	舟谷益夫
市民保険課長	高橋由美	《物部支所》	
健康介護支援課長	丸内一秀	支所長兼地域振興課長	小松清貴
税務課長	野島恵一		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	横谷勝正

【消防部局】

消防長 寺田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保和昭

選挙管理委員長 松尾 禎之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美公 議会事務局書記 山本 絵里

議会事務局書記 野口 恵子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成26年6月18日(水) 午前9時開議

日程第1 一般質問

- ① 16番 島岡 信彦
- ② 11番 依光 美代子
- ③ 4番 利根 健二
- ④ 7番 爲近 初男
- ⑤ 8番 千頭 洋一
- ⑥ 21番 比与森 光俊
- ⑦ 10番 小松 紀夫
- ⑧ 2番 矢野 公昭
- ⑨ 12番 山崎 龍太郎
- ⑩ 3番 山崎 眞幹

会議録署名議員

5番、濱田百合子君、6番、山崎晃子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。6番、山崎晃子君は、体調不良のため欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） おはようございます。16番、自由クラブ、島岡信彦、通告に従いまして総括方式にて質問いたします。

土佐山田スタジアムについてですが、土佐山田スタジアムにおいては、年間利用者数は近年、常時1万人を超える利用者があり、市主催事業等において少年野球や中学野球、軽スポーツ大会、また、グラウンドゴルフ大会等で高齢者の利用もあり、青少年育成の観点から、また健康づくり、介護予防の観点からも非常によい効果をもたらす多目的に利用されているグラウンドではと考えます。最近では緊急時のドクターヘリ着陸等もあるということで、安心・安全面の点からも非常に重要な施設であると考えます。

これまでの議会において何度か質問させていただきましたが、野球場という大型施設は、改修するとなると簡単なことではないと思います。最終的には必ず必要であり、計画を立て具体的な話を進めていく時期に来ていると考えます。

昨年の四国アイランドリーグ公式戦を観覧された市民の方から、人工芝の緑が薄くなりボールが見えにくいという意見をお聞きしました。グラウンドでありますから、当然、人工芝であればグリーンであります。当スタジアムについては人工芝の劣化を防ぐために砂を入れておりますが、その人工芝の劣化が激しいので砂の量が多い状況になり、ボールが見えないというのは、ボールは白でありますから、灰色に近いアスファルト状態のグラウンドになっていると考えます。

建設から13年がたち、現在の人工芝の状態、また張りかえ等について検討されているかお伺いします。

次に2点目ですが、夜間照明の施設についてです。

県スポーツ推進計画においては、市町村においては地域住民が運動、スポーツに親しむことができるようなスポーツイベントの開催やスポーツ団体への支援、または協働によるスポーツ機会の提供など、地域のニーズに応じたスポーツ活動の推進に取り組むことが期待されるとされております。一般的に仕事をされている市民にとっては、夜間利用できる体育施設の需要が高いと思われれます。屋内施設、体育館等については、他の市町村とそれほど差があるとは思いません。

現在、本市において夜間照明設備があり、利用できる屋外の体育施設については二、

三カ所あると考えます。そのうち、市民グラウンドについては、あけぼの街道の延伸により車の通行量もふえている中、ボールが道路に出るなど使い勝手が悪くなっております。さきの議会報告会の中でも夜間照明がちょっと暗いということで、生涯学習振興課長のお答えでは、鏡野中学校のプールを上へ上げて武道館と一緒の建設検討をなされておるところであります。仮にあのプールが上へ上がったとしても、グラウンドの長さが10メートルが伸びるかというような施設になると思われまます。そういったことから、社会体育施設の充実を図るという意味において、スタジアムに照明設備等を設置する検討をすべきことについてはどのようにお考えを持っておりますか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） おはようございます。島岡議員から、土佐山田スタジアムにつきまして2点ご質問をいただきました。

まず、スタジアムの維持管理、人工芝の関係でございます。先ほど島岡議員さんのご質問にもございましたように、土佐山田スタジアムは平成14年から供用を開始しておりますので、10年以上経過しているところでございます。

メーカーのほうに問い合わせをいたしましたところ、耐用年数は特にないとのことでございます。一般的には、使用頻度にもよりますけれどもおおむね10年程度と、このように言われているところでございます。ご質問のありました土佐山田スタジアムに関しましても、人工芝がかなり劣化が進んでおります。それで、質問の中でも触れていただきましたように、現在継ぎ目が剥がれているところは補修をしながら、また砂の補充をし、スポーツトラックで整備をしている状況でございます。

先ほど言われたように、芝のグリーンがちょっと見えづらいという現状ではありますけれども、何とか今のところ、スポーツをするにはできるような状況というところでございます。しかし、このままというわけにもいきませんので、生涯学習振興課といたしましては中期財政計画の中へ人工芝の張りかえを計画には上げていますので、今後芝の状態を見ながら張りかえ時期を検討していきたいと、このように考えております。なお、全面張りかえとなるとまた相当な経費が必要かと思っておりますので、部分張りかえも含めて検討していきたいと、このように思っております。

それから、2点目の夜間照明設備のことでございます。市民グラウンドのナイター設備がそういう状況ということで、土佐山田スタジアムのほうへ計画してみるという案はどうかということでご質問を受けたところでございます。

土佐山田スタジアムは、建設当時に秦山公園建設特別委員会や地域との確約、また確認事項によりまして、野球場の夜間使用、また夜間照明設備では、地域生活環境を守るため当初計画から設置を見送っている状況でございます。ただ、供用開始から10年以上たってきましたので、そういった市民グラウンドのことも含めまして、夜間照明設備につきましては、地域住民やまた利用団体、それと当時、その土佐山田スタジアムを計

画したところの建設課と協議しながら検討することになるかと思しますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 2回目の質問ですが、先ほどの人工芝を中期財政計画へのせて部分的にとということのこととありますが、例えば人工芝にかえるとなるとかなりの費用がかかりますので、その検討する中で、ひょっと内野だけは土に戻すとか、内野だけ土にして外野を人工芝にするとかという手法もあるのではないかと思います、その点は。

それと、2点目です。協議するということは前向きな姿勢であると思います。この秦山公園につきましては、建設当初は子どもの広場、グラウンド、ゲートボール場、駐車場と建設課が整備をされておりました。供用開始になってからは、スタジアムは社会体育施設、生涯学習振興課、秦山公園については建設課が管理なされております。今、秦山公園の子どもの広場については年間10万人、このスタジアムが1万人ということを考えてとき、スタジアムの秦山公園全体としての促進とか発展とか充実とかいう点で、先ほど課長が言われたように建設課、生涯学習振興課、そして、地元の方に入っていた協賛会を立ち上げて、そういったことも含めて検討することなどについてはどうですか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

まず、その内野等の土の状況とかということでございますけれど、そういったことも全体を含めまして全面張りかえにするか、また一部補修にするかとできる範囲、相当の費用がかかりますので財政サイドとも協議しながら、できればなるべく早くそういった要求に応えられるように頑張っていきたいと思っております。

また、2点目のその協賛会でございますけれど、発足当時に多分、先ほど言いました委員会みたいな組織がございますので、やはりそういった組織などとも協議しながら、また一遍は、組織も多分発足当時だけですのでないと思っております、そういった形みたいなのもう一回立ち上げるということも検討していきながら、建設課と協議を進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） おはようございます。11番、市民クラブ、依光美代子でございます。通告に従い4項目について質問をさせていただきます。

最初に、市長の政治姿勢についてをお伺いいたします。

新市長におかれましては、昨日は初議会に臨み大変お疲れさまでございました。市長

の市政への思いに大変感心をいたしました。いろいろの問題に即対応され、スピード感あるわかりやすい住民本位の行政に徹したいとの姿勢が伝わってまいりました。今議会では、市長の政治姿勢について16人の議員の大半が質問を予定しております。市長に対し、これほどの議員から質問が出るのは初めてのことではないかと思えます。新市長への期待感のあらわれと存じます。

今回、市長は「安心・安全、そして活力ある香美市、元気な香美市を」実現したいとの思いを、就任後なお一層強くしたということをごさいます。安心・安全、そして活力のある香美市、元気な香美市の実現は私も同感でございます。香美市には、いい素材がありながら生かし切れず、何だか元気のない町となっております。香美市が活力ある元気な町となるための一つに、私も一次産業の活性化が重要であり欠くことができない要素と考えております。

市長は、本市の基幹産業である農業に対し、農業環境の厳しさの現状をしっかりと受けとめられ、問題解決に向けては積極的に農業者や関係団体とのかかわり、連携しながら農業振興に力を尽くすとの所信表明がありました。大変心強く期待するものです。

その農業問題の中で、今年5月14日に政府の規制改革会議、農業ワーキンググループが発表した農業改革に関する意見書に対しても、地域農業振興の立場から憂慮を禁じ得ないとのことでした。また、新聞でも取り上げておりましたが、その改革内容としては中央会制度の廃止、このことにつきましては、6月12日の最終案の取りまとめ案では、JA全中のあり方を抜本的に見直すというような明記になりました。そして、全農の株式会社化、これに対しても少しニュアンスが変わり、株式会社化が望まれるというようなことになっております。信用・共済事業の農林中央金庫や全国共済農業協同組合連合会への移管、そして、理事会や農業委員会の見直し、そして、組合員のあり方についてなどが挙げられます。

このまま改革案を推し進めると、各事業部門の相乗効果によって成り立っている総合農協の否定につながり、地方の単一農協や小さな個人農業者は経営が成り立たなくなり生き残れません。現状では、企業が自由に参入しやすくなり、大規模だけの農業になるのではないかと不安視をされております。中山間地域の多い本県では、小規模農家や高齢者の個人農家も多く、改革内容は現場実態とかけ離れたものとなっております。現場の意見を踏まえない改革では、農業者や農業団体が将来の展望を描くことは難しく、農業の衰退につながるのではないかと危惧されます。

そこで、お尋ねをいたします。現場の声を聞かずして、何のための、誰のための改革でしょうか。市長の見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 依光議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。議員からは身に余るお言葉をいただきまして、大変光栄に思っております。

農業改革に関する提言につきましては、若干トーンが下がったやに聞いておりますけ

れども、5月14日に提出されましたワーキンググループの意見書では、今議員からご紹介があったような内容が明記されておるわけで、提言の内容がトーンを下げたからといって安心のできるものでは全くないというふうに考えております。

J A中央会、農業委員会の見直しの中で、全農が株式会社になれば、企業経済原理によりまして、やはりもうからないところには手を出さないというのは、これはもう経済のイロハでありますので、そういうことになりますと、条件の不利な地域の農業振興というのは大変阻害されるということで、本市にとりましては大変憂慮する問題だというふうに思っております。また、農業委員会の選挙から選任というふうなお話もあるわけでありまして、農業者との信頼関係、現場の実態熟知をしているかどうかというふうなことにしまして、やはり不安を拭い切れないというふうに思います。

したがって、政府は農業者の意向というもの、地域の農業に携わっている皆さんの声をもっともっとしっかり聞く責任があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ありがとうございます。市長のおっしゃるとおりだと思います。今の現状では、その農業者の意向とか農協団体などの意向というのが生かされていないとか、意見を聞こうという意思とか、そういうことも見受けられない。このままこの改革が進めば、本当に大企業のみが立ち残っていくというのが大変危惧されるのではないかと思います。

それで本当にこの地方の農家、農業があつてこそ成り立っていると思うがですね。この現状は本当に危惧されるし、大変なことだと思います。市長のそのご意向を聞くことができ、ぜひこの本市の農業の振興のためにも、高知県の農業者が夢を描き出せる農業となるように。済みません。次の質問に移ります。

他の自治体とも連携し、高知県としての声を国に上げるべきではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 先日、J Aの西村組合長さんのお話を聞く機会がございました。その中では、本当に組合の先頭になって必死な思いでこれについて取り組むという決意をお聞かせいただきまして、私といたしましても農業団体としっかりと連携をいたしまして、政府や県に対しまして意向を伝えていく努力をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 早速に農協の組合長さんともお話をされ、受けとめられて行動を起こそうとされている姿勢に感銘を受けました。この農業は本当になくってはならん、この香美市にとっても大切な基幹産業であります。この第一次産業をもう少し元気にするということが、この町が栄えていくことにならうかと思っておりますので、ぜひよろ

しくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。この子どもの医療費無料化の拡大ですが、昨日も同僚議員から質問があり、何点か重なることがあるかも知れませんが、お許しを願いたいと思います。

この子どもの医療費無料化の拡大を来年度から実施するため、条例改正が今議会に出されました。現行の小学6年生からを平成27年度からは中学校3年生までに拡大をされます。無料化の拡大は保護者にとっても大変歓迎するものでありますが、少し心配をいたします。なぜなら、医療費無料化の拡大に伴い、国は地方単独事業に対してペナルティーとして国庫負担金などの減額調整が行われます。

昨日、同僚議員からもその意見があったように、私もこの国の減額調整はおかしくなはいかと思います。しかしながら、そのことに対し昨日課長は、その減額措置に対し、他市町村とも連携をして要望を上げていきたいと力強い答弁をされました。大変心強い限りでございます。

そこで、お尋ねをいたします。現行の小学6年生までの医療費無料化により、現在どれだけ国保会計の調整交付金や療養給付費の減額調整が予想されますか。昨日の金額は療養給付費も含めたものですか。

また、来年、平成27年度から中学3年生まで医療費無料化を拡大すると、どれだけの減額が予想されるのかお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） おはようございます。依光議員の無料化の調整交付金などの影響額はどのくらいかという質問にお答えさせていただきます。

乳幼児の医療費の無料化に伴う、昨日は調整交付金というご質問だったように思いますのでそのようにお答えをさせていただいたところでございますが、この無料化に伴う調整交付金と療養給付費等の負担金というものが影響を受けることとなります。調整交付金と療養給付費等の負担金に係る影響額は、平成26年度現在、これ実績等が出ていないので給付費等の見込みがわかりませんけれども、見込みで平成26年度では、小学生までこの乳幼児の医療費の無料化に伴う分としまして約230万円が見込まれております。また、平成27年度から中学生まで拡大することによります影響額は約40万円増となる見込みをしております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ということは、昨日、平成24年度でしたが減額調整が約540万円とおっしゃった。それプラス、先ほど課長が言われた小学生までが230万円、それと、中学生に対してこの減額を始めたら40万円を昨日の額にプラスをするということでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えいたします。

540万円と申しますのは、きのうのご質問で調整交付金の全ての影響額ということで、調整交付金の中には乳幼児の医療費に係る分と、きのうも多分申し上げたとは思いますがひとり親の方の無料化分、それから、心身障害者の方に係る無料化分という、地方単独事業に伴う調整交付金の影響額の見込みが約540万円ということでお答えをさせていただきました。

乳幼児に係る分の調整交付金につきましては、きのうちょっと間違っただけで発言をした部分ですが約93万円ということで、調整交付金に係る分はその部分です。

全体に係る分とする影響額で申しましたら、調整交付金の、乳幼児のみでなく全部の、先ほど申しましたひとり親とか、心身障害に係る無料化分も全て含めた分が調整交付金で約540万円。それから、療養給付費等の負担金に係る全ての影響額が、今きのうの段階ではお答えはしていないんですが約870万円ということで、全ての地方単独事業に係る、この福祉医療に伴う全ての単独分に係る分としましては、その足した540万円と870万円ですので、1,400万円何がしの分になるかと思えます。

今回、平成27年度からふえる分は、小学生から中学生までふえる分だけですので、その分に関しては約40万円の増が見込まれるということです。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移ります。

この拡充については一定評価ができますが、医療費負担、今課長が言われましたその分と、それと医療費負担と減額措置額と合わせるとかなりの費用額となると思えます。そうしたときに、政策の裏づけとなる財源はどのように確保するのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 財源につきましては、今までは今までのとおりということで今後は擁護もしていきたいということであれはすけれども、今回のこの財源に伴う増につきましては、市の財政事情もあることですのでうちのほうですぐにということではないわけはすけれども、きのうも申しました厚生省の見解もございますので、一般会計からの繰り出しの検討をしていただくように要望をしていきたいということでございます。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 財源的な裏づけについてどのようにしていくのかというお話でありましたけれども、ひとつご理解をいただきたいのは、国保に関しましては、国保の担当課だけが努力をしているわけではありません。収納課におきましてもこの財政のことにかかわっております、健全な運営をしていくために、あるいは積極的な国保を推進するために努力をしていただいております、近年、国保の収入も上がっておりますので、そのあたりにつきましては収納課長からも報告をしてご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 国保税の徴収につきましてご報告をさせていただきます。

国保は、徴収率が上がると国保の交付金の加算の項目がありまして、徴収率が向上すると一定の加算金をもらえるような仕組みになっております。

それで、平成23年度はその項目で徴収率があんまりよくなかったものですから、平成23年度はゼロでした。平成24年度はご存じのように徴収率が上がりましたので、800万円その項目でいただきました。そして、また平成25年度はさらに国保の徴収率が上がったものですから、合計しまして1,050万円の交付金を加算していただくことができました。

滞納している方から徴収をするということはもちろんでございますけれども、そのことによって県のほうからはそういう加算金という形で調整をしてくださると、そういう財政支援的な部分もあるということもご理解いただきたいというふうに、市長はそういう趣旨で言ったんだろーと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） それぞれにご答弁ありがとうございました。

収納課としても、皆さんが取り組まれたことの効果が上がりやりがいも感じておられることと思います。その財政的なことを少し心配をしてこの質問をさせていただきました。もっともっと収納率100%に持ってきて加算金をもっといただけるように、議会としてもまた応援もしながらやっていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

このことによって保険税や税率が見直しをされるのではないかとということで質問の予定でしたが、先ほどの収納課長の答弁であつたり市長の答弁からもよく理解できますが、昨日市長の答弁によると、この医療費の無料化の拡大は子育て家庭の経済的負担を軽減するために行うんだということをお聞きしたときに、ああ、これは保険税の見直しはしないと受けとめていいんだなというように受けとめました。それでよろしいのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 議員のおっしゃられるのは、新たな負担を求めるんではないかというふうな危惧の中からのご発言だったというふうに思いますが、そのようなことがないように、今収納課長からも報告がありましたように、最大の努力を行政のほうはやって、負担を減していくということでやっていきたいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） どうぞよろしくお願い申し上げます。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきます。

全国ほとんどの自治体では少子高齢化が進み、高知県の人口も減り続け、今年の4月1日時点で高知県の人口は、推計人口ですが73万9,362万人と74万人を割りました。しかし、その後、2040年には53.7万人になると予想されました。香美市でも人口減少が続いており、今後20年間で約6,000人減少すると予想をされています。この数値は、先日いただきました香美市の教育振興計画の中でその人口分析がなされていました。その数値を引用させていただきました。

このまま人口減少はやむなしと見るのか、また人口減少を何らかの手だてで減少率を抑える施策をとるのか、現状人口を維持する努力を展開するのか。市長は人口減少、少子高齢化の進行に対応したまちづくりはどのように考えているのか、見解をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 人口減少のことに关してお答えをしたいと思います。

ご承知のとおり、先進国を中心といたしまして、もう人口減少の時代に入ってきております。日本におきましては1億2,000万人を超える人口を有したわけでありまして、2100年には4,000万人台になるというふうな統計も出てきておりまして、昨今、自治体がなくなるという衝撃的な報道もなされたところでありまして、こうした時代を迎えるに当たってさまざまな議論がなされております。こうした時代をネガティブに受けとめるのか、ポジティブに受けとめるのか、さまざまな議論があるところでありますけれども。その中で大量生産、やっぱり大量消費の時代とは異なる個々を大切にす時代になっていくのだという論調の中で、一人一人を大切にす社会、自然としっかりと向き合っていく社会が到来するのだというふうなお話もありまして、非常にそういう示唆に富んだお話についてはしっかりと受けとめていかなければならないというふうに思っております。

したがって、これからは行政におきましても住民との距離をなくす努力を一層しなきゃならないというふうに思っています。そのために、やはり情報公開、あるいは市民参加という手法を効果的に行っていく、市民の一人一人を大切にす行政を進めてまいりたいと思います。

ただ、全体ではそういうふうな考え方でありまして、人口が減少することをただ見ているわけにはいかないという思いもありますので、所信表明でも申し上げましたような内容、地場の産業を振興しながら、しっかりと定住促進も進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 一人一人を大切にす政治をということで、それで定住対策なんかもしっかりやって人口を、そしたら、少しでも減少をどう抑えていくということでしょうか。

それとも、今自然減の状態がこう続いていますよね。そうしたときに、この自然減の

速度をいかに緩やかにするか、そういう手だても加えていくべきではないかと思います。そうしたときに、定住促進だけで人口減少を緩やかにということが可能かなということをやっと疑問に思ったり、地場産業の活性化ということはとても大事なことだと思います。昨日、市長は多くの若者が住み、そしてまた子どもが生き生きとすくすくと育つて、大変大事であるし何か希望が持てる。そうしたときに高齢者のことも昨日言われました、高齢者が安心して暮らせるという、とても大事なことはないかと思います。

高齢者が安心して暮らせるとすれば、また都会や外に出ていった息子や孫たちも来たときに、おじいちゃん、おばあちゃんが元気に暮らしている、安心して暮らせたら話も楽しい。それが、この町は何ちゃあない、何ちゃあない、つまらんじゃないかというような愚痴っぽい話が出ては、若い者はふるさとへは帰って来なくなります。その高齢者が元気に過ごしてもらうためにも、やっぱり高齢者が安心して暮らせるということはとても大事なことだと思います。

昨日、それを聞き安心もしたことですが、そこに若者が多くこの町に住む、そして、子どもたちがすくすく育つような環境整備とかそういうことを言われたんですが、具体的にそのことに対してどういう思いを持っておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 人口を増加させることが目的なのか、それとも、やはりこの町を磨き上げて、この町に誇りを持っていただいて、この町に住んでよかったと、この町に生まれてよかったとっていただけるような、そういう充実したまちづくりを進めていくかどうかということが私は問われているというふうに思っています。

議会の皆様のご理解やご協力をいただいて、香美市は子ども、子育てのための保育所の整備もどんどん進んでまいりました。小学校、中学校の耐震化もできました。そして、今医療費についても、いろんな議論はありますけれども前進させていただこうとしております。そうした町の中であってさらにこの町に住みたい、この町に住み続けたいと思う方々に住宅の政策も入れていこう、市内材を使っていただこう、思い切って応援をしていこうという思いであります。この町で農業や林業に携わってきてよかったと思える方々が、そういう充実した中で誇りも持っていただきながら、この町で、香美市でぜひ暮らしてみたいという思いの方も外から生まれるかもしれません。そのことが結果において人口の歯どめをかけたか、あるいは人口の増につながる可能性があると思います。

でも、基本は市民一人一人の幸せ、充実、これを目指していくのが行政の本旨だと私は考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 市長のおっしゃるとおりだと思います。香美市は本当にこの子育て支援としていろんな整備が、他市町村から比べたら進んでいるかと思っています。若いお母さん方と話したけど、この香美市の保育、全園で早朝保育、延長保育をやっ

ないけれど、香美市の保育の環境がいいということでこちらへかわってきたというお母さんとちょっとお話をしたんです。この自然環境もとってもいいということで、私もこの若い方がここに住んで、そして子育てをしやすい。ここで子育てをしっかりと、やっぱりこの地に居つくというようになっていこうかと思います。だから、引き続きこの子育て支援、若者が夢を描きながらこの町に住めるという町を目指して、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そしたら、次の質問に移らせていただきます。投票率の低下についてお尋ねをいたします。

今年の3月から4月にかけて、県内では首長や議員選挙が相次ぎ実施をされました。その投票結果はどこもほぼ、前回の選挙戦と比較をすると投票率は低下をしておりました。本市で行われました市長選は、合併後初めての選挙戦となった上、4人の候補者から新しいトップを選ぶ選挙でありながら投票率は59.32%と低く、60%に届きませんでした。民意の市政離れは明らかとなっております。私たち議員の立場からこの投票率の向上について言うのも何ですが、私たちがもう少し十分に市民の声を聞き、市民にとって身近な政治、市民が納得する政治をしておれば投票率も伸びるかなということを感じております。

昨日、市長のほうからも言われました市民の立場に立った市民が納得する政治、そういうものが展開すれば随分違ってくると思います。しかしながら、そのことが市民に知れるにはまだまだいろんな手法が必要かと思います。今年の夏には私たちの市議会選挙が行われます。それに向けても、何としてもこの投票率を上げるということが必要になってこようかと思います。

昨日もこの投票率の低下について質問がありました。議会の中でも過去にも何度かずっと言われながら、そして選挙管理委員会としてもいろんなことをの取り組みをやっていきます。しかしながら、改善しないという状況が続いております。ということは、その投票率向上に向けての対策が、その的を射ていないということではないでしょうか。そのためにもその原因はどこにあるのか、そして何なのかという原因分析をする必要があるのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） おはようございます。お答えをいたします。

その前に、昨日も投票率の関連で発言をさせていただきました。一步下がった発言をしたつもりですけども、一步進んだ表現で伝わっていくのかなというのが今の心境でございます。再度といいますかお願い申し上げたいんですけど、限られた陣容でいろいろ努力しておりますので、改めまして議員の皆様にもいろいろご協力をお願いをしたいと思います。その上で依光議員のご質問にお答えをしたいと思います。

かなり厳しいご指摘をいただいたので、なかなかお答えが難しいとは思いますが。投票率の分析ということで数字的な結果分析について、結果分析というかこれは分析になる

のかどうかわかりませんが、結果についての把握については常にやっているわけで、選挙の投票率の低下ということにつきましては、総務省の参議院選挙とか衆議院選挙の投票率の年代別分布の調査によりまして、きのうの発言の高齢者の部分と、それから、特に20歳代の若者の投票率の低下というのは目に見えて結果が出ておりまして、大体20歳代になると平均の6割ぐらいというのが傾向としてずっと出ています。折れ線グラフで表をつくると一番下をずっとはっているということです。当然、政治的な認識だとか社会認識とか、いろいろなものがまだまだこれからという年代でございますので、ある意味そういうことは仕方がないのかなという気はしております。

それから、それで香美市の場合ですけれど、なかなか年代別調査が難しいわけですが、期日前投票だけで調査を見ていますとやっぱり全体では10%ぐらい、10%強の投票率が20歳代になると7%ぐらいと、3%ぐらい減るということで、もちろん70歳代もやっぱり少ないと。ですから、どちらにせよ若者と高齢者に対する対策というのが必要であると思います。

じゃあ、なぜそうなのかという分析は、るるいろんなところでいろんな方がおっしゃっているのが、当たらずとも遠からじでないかなと。ただ、じゃあ対策がうまくいっていないのはなぜかと言われると何とも答えにくいわけですが、各選挙管理委員会のいろいろ状況を見ておりまして、やっぱり高齢者と若者の対策というのを重点的に打ち出しております。私どもの香美市としましても、その辺について、高齢者については主に補助とか介助とか投票環境の整備ということが重要になりますし、若者に関しましては、どちらかというと啓発を中心とした活動で行っていかなくてはいけないのかなというふうに思っております。

分析ができたかどうかというお答えになったかどうかよくわかりませんが、よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 総務省の分析と、そうしたら、我が町は年代別の分析はできていないと…。

（選挙管理委員長、松尾禎之君、自席から「トータルで」と発言する）

○11番（依光美代子君） いうことございましてので大体同じだろうと、若い人と20歳代、30歳代が少ないと、70歳代も。

それと、地域的にというような、そういうことは分析はされておられませんか。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 地域的ということですが、昨日ちょっと触れさせていただきました。例えば香美市の場合、中心といいますか土佐山田町の部分と、それから香北、物部の部分、特に高齢者率の高い部分との差についてはきのうちょっと少し申し上げたところで、やはりそういった状況が投票率にも反映しているということは認識をしております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） そういうことも、分析はできていないけど認識をしているということで、そしたら、次の質問に移らせていただきます。

投票率向上対策についてお尋ねをいたします。

先ほども少し出ていましたが高齢者の移動に関して、そういうことの足の確保だとか、そんなことも考えるべきじゃないか。昨日も出ていましたよね。やはり、今回の選挙で山間部に入っていったときに言われましたね。せっかくここまで挨拶に来てくださったんですけど、ご主人が亡くなって〇〇〇〇（後に「交通手段のない」と訂正あり）から、投票に行きたくても行けないという方が何人かいらっしゃいました。その高齢者の方は、息子さんがこの山田におったり、お一人は高知市におったりというような形で、週に1回、10日に1回食料を持ってきてくださると。だからいろんなことができないと、投票にももうここ数年よう行けてないというようなお話がございました。

現実的に今回の市長選の分析、昨日もお話をされました。物部町ではかなり投票率が減ってますよね。それを見たときに、やっぱりここにもう一步踏み込んだ、機会均等ではないけど住民の皆さんに大事な投票権をやっぱり保障する、それが行政の務めではないかと思うがです。そうしたときに、やっぱり高齢者の足の確保、そういうことも考えていくべきではないでしょうか。

それと、また弱者の足の確保、そういうことができないのであれば、昨日もちらっと出ていましたが移動期日前投票の臨時設置を、そういうことを早急に検討をするべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 昨日もお答えいたしました。高齢者の対策ということでございますけれど、詳しいことはこれからまた努力をしていろいろ調査もしていきたいと思いますが、各地域の投票所におきます人数というのはもちろん名簿上把握をしておりますが、實際上そこにお住まいであるかどうかの問題とかということが常に言われておまして、例えば15人とか20人ぐらいのところだと、実際に住んでいるのは10人ぐらいしかいないとかいうこともあります。ですから、単純に交通手段だけの問題ではございませんので、その方たちが入院していれば、そこでの投票のやり方の問題だとか、いろいろ検討をする必要はあるということでございます。

それから、移動に関する交通手段ですけれども、これも昨日申し上げましたけれども、なかなか単純にそこだけに集中的に投入すると、効果と費用とそれから公平性といえますか、いろんなことも勘案しなくちゃいけない部分もあります。昨日も言いましたがデマンドバスですとか市営バスもかなり運行しておりますので、中心的にはそういうものを利用していただけるような状況で何とかお願いできないかなと思っております。

それから、一番検討課題としては、先ほどおっしゃいました期日前投票所の臨時設置ですね、これについては前々からちょっと選管のほうでも意見が出ておまして、検討

を加える方向で話は出ておりますので、今後とも詰めてはいきたいと思えます。なかなか費用と人の問題もございますし、どこの地区でやるのがいいのかと、たまたま投票所を閉鎖したということがございますとそこを重点的にということになるわけですが、現状で今の状況でなかなか投票所の閉鎖というのは、地域のやむを得ない事情以外はなかなか考えておりませんので、そこも勘案しながら検討していくということにしたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 閉鎖をしたところがありますよね。そこに数人残っていたりしたときに、せめてその閉鎖をした地域から投票に行きたいという声があれば、全域の足の確保をするということは財政的にもすぐ無理かと思えますが、そういうことから先考えることは不可能でしょうか。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 申し上げているとおりで、そういうところを重点的に対策をとるということは多分当然だろうと思えます。きのう申し上げましたとおり、直近では笹と市宇が閉鎖をされております。これも地域の事情による閉鎖でございますが、その際当然聞き取りを行いまして、その後の投票所への足の確保だとかということについて、主に管理者が自治会長の方をお願いしたりしておりますので、お聞きをしたりして、いや、何とか地域でできる限りやっていきたいみたいな発言もございまして、特に今すぐ、もちろん遠慮もあつたと思えますが移動の手段を確保してくれというようなことではなかつたのではないかと思えます。

いずれにせよ、閉鎖したところにつきましては重点的に、今後すぐ出るとは思いませんが考えていかないかと思えますし、それから、そうでなくても今言いましたようにいろんな方策については、今後とも考えていく必要があるというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ぜひ、今後につけその検討を進めていってもらいたんですが、やっぱりこの投票率の低下を放置するわけにはいかんと思うがですよね。こんな状況をそのままこまねいてというような、当初言われましたその選挙管理委員会の人員体制が、なかなか何を取り組むにしても厳しいもんだということをおっしゃられました。そうしたときに選挙管理委員会としてその意見を上へ上げる、市長に上げるというような、それで、やっぱり選挙管理委員会だけがこの選挙をするのではない。やっぱり香美市としてとても大事なことでありますよね。そうしたときに、以前も出てましたが職員に声をかける、選挙に行きませんかと今月選挙がありますよっていう。その誰それを入れてくれではないがですよ、そうやった声がけ。市の職員さんの約400人近い方がそういう声を発信すると、あつ、選挙だなという意識的にも違うんでないかと。そういうことであれば、それこそ費用も経費もかからず可能ではないかということも思えます。それも1点ではないかと思えますが、そのことについてどうお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 以前にそういうようなご指摘もたしかいただいたのではないかと思います。投票率向上の対策につきましては、今ここでも細かくというか、いろいろ前も言いましたけど申し上げますが、1つは昨日も傍聴に来ておりました明推協の方々に対するご支援をいただくというようなことも1つの方法論ですし、それから、前回いただきました職員の一言運動といいますか、そういったことももちろん重要になると思います。ただ、職員に関しましてはなかなかいろんな縛りもございますので、変な形で伝わるとこれはこれでまた指摘を受ける可能性があります。だから、ちょっと慎重なことも必要になろうかと思いますが、そういったことは非常に重要な指摘だと思います。

それから、市と連携ということですが、今ここでお答えするのがいいかどうか分かりませんが、今回いろいろ分析した中で選挙で投票に行かない理由に、一体誰が出ているんだとか、どういう政策を掲げているんだとか、そういう質問はいつもよく聞くわけでございます。その対策として、議員さんからもご提案がございました選挙公報をこの市議会議員選挙から出すことにしております。それを出したからどうなるということはまた結果を見てみないとよく分かりませんが、それから中身もよく検討しないといけないのですが、ある意味プラスの効果に働くのではないかと期待しておりますし。配布方法につきましても、前回ちょっと議会に説明させていただきましてこととは違って市長以下執行部のご理解をいただいて、今回その方法についてもいろいろご議論をいただけるというふうに聞いておりますので、きめ細かい対応がこの部分ではできるのではないかと考えています。

これ1本で期待をしているというのもおかしな話ですけども、これも1つの重要な方法論だと思っておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 市民の中から誰が出ているかわからん、政策がわからんということで、選挙公報を市議会議員選挙からその活用をするということになって、皆さんにこういう候補者が出ているということを少しでも知ってもらおうということが始まります。そうしたときに、なお選挙に行きたくても行けないという人はおりますよね。やっぱり、そこに対しての対策ということはすごく大事になってこようかと思いますが、そのことについて市長の見解、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 選挙の投票率の向上に関してのご質問でありますけれども、選挙の投票率が下がっている要因について、さまざまな今ご指摘がありまして、それも一つだというふうに思いますが、やはり全体として政治から関心が離れているというのは、これは香美市だけでなく全体に言えることではないかというふうに思います。

それはやはり、市民の皆さんが変わらなくやっってくださいというふうに信頼をしてい

る部分と、逆に変わらないともう諦めている部分もあるのかもしれませんが。そういうことでもし後ろのほうであれば、私たちの努力がまだまだ足りないということで、それぞれの立場に立った人たちが今後努力をして信頼を得るような、期待をしていただけるような取り組みをやっていく必要があると思います。

具体の提案については、提案をしていただいた中で真剣に行政のほうとしても、ただいまお話がありましたように広報についても理解をして進めたほうがいいというふうに考えておりますので、具体の例を出していただきながら前進をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 今市長が言われたように、本当にこの政治に携わる者の姿勢ということも大きく影響していると思います。私自身も反省をしながら活動を続けております。ぜひ行政としてできること、できるところから取り組み、そして、少しでも投票率の向上、この政治に関心を持っていただく。それと、投票に行きたいという人が少しでも投票所へ行けるようにという努力をお願いを申し上げます。

それと、選挙管理委員長さんにもう1点だけ、今回何点か、今回に限らず今までこの議会で選挙の低迷ということで質問がありました。そうしたときに、いろんな提案があったりしたときに、その後、そのことはどのように、内部でそのことに対して対策を話し合われたり、そしてまた話し合われた結果課題はここだと、今回そしたらこの問題はもうちょっと研究せんといかんねとなったときに、そのことを次の選挙のときにどういうようにやっているのか、そういうことまでやれていないのかということをお尋ねいたします。

それと、若い人の選挙行動を起こすためにも立会人さんに若い人を、すぐにはいかんけど職員さんの若い人にかかわってもらって、それでまたその職員さんの若い人のお友達、知り合いに声をかけていただいて、登録制にして何か順繰りにやるとか、そんなこともやられたらというようなご意見も出ておりました。そういったこの議場で質問として出たときのいろんな対応策、意見はその後どういうようにされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 議会におきましてはこれまでもいろいろご提案をいただいております。さっき、ちょっと市長の話じゃないですけど具体的にということでもいろいろご提案をいただいた部分につきましては、1つには期日前投票の宣誓書の問題を実施いたしました。それから、先ほど申しましたように今回の選挙公報につきましても、次の市議会議員選挙では発行する予定で行っております。具体的なことについては前向きに進めております。

それと、ちょっとさっき出ました立会人、若者に対する選挙の投票行動を促すということで立会人にしてはどうかと、これも実は選管でも何度か出てまいりまして議論もし

ております。公選をして、公募をしてやる方法ですとかいろいろあるわけですが、なかなか地域によって方式が今までとは違う場合がございます。香北、物部になると、自治会を中心としてお願いして選んでいただいているという方式をずっと続けておりました、なかなか公募をしても難しい分もあるかと思うところがあります。それから、誰でもいいかというところとどうなのかということもありますので、慎重にやっていきたいと思っております。

ただ、そんなことばかり言ってもいけないので、一つには、大学生に対する対策をどうするかということもいろいろ議題に上がっておりまして、ただ、問題は大学生の場合は住民票の移動がない方がたくさんいらっしゃって、これ異動がないと例えば高知の人が他県の大学に行くと、住民票がここにあっても県外学生と認定されるとここで投票できないとか、そういった問題があります。これ、ほかの地区の選管でも非常に関心事でございまして、何とかそれでできる方法はないかというような提案も出たりはしております。ただ、一方の住民の登録という法律を破った者に対して選挙を与えるというのはいかなるものかという、大命題もございまして非常に難しい。ただ、こういったことを含めて、大学でもう1つ、もうちょっとその啓蒙、啓発、住民票の移動を含めてやるべきではないかという意見は出ておりまして、できれば国の予算で全大学を対象に、大学には限らんかもしれないかもしれませんがやってみようかということも出ております。これも対策として進めていかんと。香美市の場合は工科大学でございますので、何かその方策も考えたいなと思っております。

それからもう1点、県下では、現在高知大学を中心に期日前投票所を大学に設けてはという提案が出ておりまして、イオンでもう設置したということがございますが、大学でできないかということも県選管とも相談しながら進めていると。もちろん、それは工科大学にもそういったことの波及及び実施できることであれば、やる可能性はあるということで検討を加えております。

せんだっての桂浜のパブリックビューイングではないですけど、若者はひとつ集まりますと4,000人、5,000人がすぐ集まって、わっと勢いでやるというパワーはお持ちです。問題はそれをどう投票行動に結びつけるかということで、考える必要が大変多いなと思っておりますので、今後とも具体的な提案のもとに進められるべきことと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 若い人の投票行動へ対策を立てるといふ、その大学でやる、とてもいいことだと思いますが、次の選挙に向けて一歩前へ進めるように、また議会としても応援もしていきたいということを思います。

それと、あとロコミというのがすごい大事でないかと思うがです。せっかく明推協の方も毎回来てくださっていますよね。そのときに1週間前に量販店の前でチラシを配ったりとかいうのがあるけれど、もう1カ月ぐらい前から今月は投票、選挙がありますよ

という声かけをしてもらうということは、特定健診のときも一番最初、その受診率を確実に確保せないかんということでいろんな団体へかけました、健康づくりだけじゃなくて。この口コミっていうのがすごい効果があると思います。それもあって職員さんというのはいろんな市民に接する機会が多いからと。せっかく明推協の方がああやって来てくださっているから、そこを通じてまたほかの団体へも声かけて、今月は選挙の月ですよっていうその機運の高まり、そういうこともぜひお願いをしたいと思います。

そしたら、次の質問に移りたいと思います。各地区の自治会への市職員の加入状況についてお伺いをいたします。

この件については、以前、同僚議員が質問した折に、平成25年2月現在で自治会加入状況を調査した職員数は285名で、そのうち自治会加入者は225名でありました。未加入者は60名で加入率は約78.9%ということでした。

その折に担当課長は、自治会は最も身近な住民自治組織で、職員も地域住民の一員ですので、自治会へはできるだけ加入すべきと考えております。そして、地域力を維持し、強化していくのは行政課題の1つであり、職員の率先した地域活動への参加が求められていると思います。職員には、自治会への加入をできるだけしていただきたいとの答弁でございました。その議会質問後に行われた町内の一斉清掃に、ある地域の方にお声をいただきました。その地域に住んでいる市職員の方が初めて参加をしてくださり、地域住民は大変喜んでおられました。市職員がその場でともに行動してくださることは、住民にとって大きな心の支えとなります。早速に効果につながっているとうれしく思ったことでした。

その後、この加入率をもう少し上げるようにということで、職員に対し自治会への加入や行事への参加などの働きかけはどのようにしたのかお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 自治会への市職員の加入状況について、職員への働きかけについてお答えさせていただきます。

職員への加入の働きかけにつきましては、課長会を通じ、未加入の職員には加入について前向きに検討してもらうよう呼びかけております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 課長会を通じて呼びかけをしているということでございました。

そうしますと、それから以後1年以上経過をしておりますが、地区自治会への現在の加入者はどの程度にふえ、何名加入しておられますか。お尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 今回このご質問をいただきまして可能な限り調査をいたしました。

調査職員数につきましては280名、自治会加入者が207名、自治会未加入者が73名、加入率は73.9%でございます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ちょっと驚きですが、前回より加入者が減っているって
いうことですね。その原因というか、それはどのように捉えておられるでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） この間に職員の入れかわりが、退職者、それから新規採用
者で入れかわりが多少あっております。

主に自治会に加入していない理由につきましては、アパートやマンションで周囲の住
民が入っていないことや、そのアパートやマンションが一時的な住まいであること、ま
た、その地域に自治会がないといったことが挙げられております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 加入されていない方はアパートやマンションであったり、
その地域に自治会がないからということでございますが、そうすれば、自治会がある
ところでは入っていると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 全員がそうだとは言えませんが、それ以外の地域につい
ては加入率は非常に高いというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 職員の方が地域でいろんな行事に参加してくださるって
いうのは、地域の方も大変心強い。ある地域ではよく聞くんです。そこのご家庭は入っ
ているけれど、その職員さんは出て来なくて、両親、お父さんやお母さん、もうかなり
のご高齢の方がお腰が曲がりながら、何で職員さんが出て来てくれんだろうなというお
声なんかもあります。

だから、そういう部分でもぜひ、やっぱり地域とともに今回市長も言われたように、
やっぱり住民参加、それをやるには市職員みずからが地域へ飛び出し、地域の者と一緒
になってやる、そういうことが大切ではないかと思いますが、その辺どう思うように思
われているのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 私も議員と同じ考えを持っております。例えば、私も両
親がもう年老いておりますのでかわりに出ますと、地域の方がいろんなところで、これ
やってくれとか声をかけていただくようなことがあっております。そういったことで地
域とのつながりも強くなるというふうに感じておりますので、ぜひともそういった形で
職員には自治会に加入するよう再度呼びかけていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ぜひ引き続き呼びかけをお願いいたします。やっぱり地域の人とともにっていう、日ごろ知っているから、いろんなことがあってもまたこちらが無理を言いやすい。お互いさまのつながりっていうことが大事になろうかと思えます。

それで、あと1点ですが、せめて本市で行う一斉清掃、それから9月の防火訓練ですかね避難訓練、そのときに出勤しなければならない人もおるでしょう。けど、それ以外の地域でおる方には、ぜひそのときには声がけ、あしたは一斉清掃の日です。皆さん地域で参加してくださいという声がけができないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 行事等につきましては、今はインフォメーションといたしまして各職員にそういった内容を通知しておりまして、事前に連絡をしておるところでございます。再度そういうことも気をつけながら、周知に努めたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 今までもやっているということで、また再度周知に努めるということで、ぜひ。

心配するのは、私が以前、議会でも言ったんですが、地球温暖化防止の取り組みしたとき、「ムーンナイト」って一斉に電気を消しましょうということで、一定時間をね。そのときに、それこそまちづくり推進課が中心になって、その地球温暖化防止の委員が連携し、学校、地域を回ってお願いをし、やったにもかかわらず、市の庁舎ではふだん以上に電気がついていると。どんなふうやってるんですかって言うたら、皆さんにメールでお知らせをしている。それから、当日は庁内放送で…。

○議長（西村芳成君） 依光議員、本来の質問をしてください。

○11番（依光美代子君） 済みません。

○議長（西村芳成君） 雑談的にお話じゃございませんので。

○11番（依光美代子君） そういうようなことですので、確実に声をかけるということをご希望したいと思います。せっかく皆さんが一生懸命やろうとしゆうことが生かされなくなったらいけませんので、ぜひその部分をよろしくお願ひいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

生活困窮者の自立支援についてお尋ねをいたします。

来年、平成27年4月から生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者に対し自立相談支援や再就職のために居住の確保が必要な者に対し、住居確保給付金の支給などが義務化をされました。義務化に伴い生活困窮者支援の総合相談窓口を設け、生活に困っている人を早目に手助けして、生活保護に至る前の段階からかわり、一人一人の状況に応じた自立に向けた支援を行うものです。

近年では、高齢や障害、貧困などさまざまな要因から、地域において孤立化している生活弱者の問題がクローズアップをされております。しかし、生活に困っていても相談窓口にみずから訪れる人は少ないと思われまます。悩みが深刻な人ほど言い出せない。ま

た、そういった相談窓口があることさえ知らない方も多いでしょう。支援を必要とする生活困窮者をどう見つけ、窓口へつなぐかが最大の課題となるでしょう。

先日、研修会で滋賀県野洲市の取り組みを担当者からお聞きしました。その野洲市では、早くからこの取り組みを始め、生活困窮者の自立に向け、その人たちが自力で立ち上がれるようにという支援を始めました。その窓口へはたくさんの方が相談に見えています。昨年度の相談件数は、就労相談に来た方は191人でした。そのうち就労決定者は125人だそうです。ここに至るにはしっかりした体制づくりと横の連携、ここでの取り組みに感心したのは、就業につなげるためにハローワークの職員さんに同じ窓口に入っていただいて取り組みを進めています。いろいろな方が入ることで効果を上げているということを聞きました。皆さんのその意気込み、何としてもその生活困窮者の生活再建に向けての、職員一丸となって取り組む姿勢には目をみはるものがありました。まさにスピード感ある行政、わかりやすい行政、住民本位の行政に徹していることを感じました。この体制づくりには大変時間を要すると思います。

そこで、お尋ねをいたします。

来年度の生活困窮者支援の総合相談窓口開設に向けてこの総合相談窓口、仮称、私の思いで言っていますが、その開設に向けて進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 依光議員の生活困窮者自立についてのご質問にお答えします。

総合的な相談窓口の設置の進捗状況については、香美市社協に委託を考えており、社協も検討してくれていると考えております。

現在のところ、場所をどこにするのか、人員はどのくらいの規模とするのかなど決定をしておりません。近隣の香南市、南国市がモデル事業を今年度実施すると聞いており、香南市は相談窓口を5月下旬に開設、南国市は7月から開設すると聞いております。それらの状況を見聞きしながら検討したいと考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 社協へ委託をお願いしているということで、場所、人員とかそういうことはまだ決まってないので、近隣の市町村の動向を見ながら進めていくということだったと思います。

この設置に当たっては本当に早くに取りかからないと、体制づくりというのはその効果を上げる決め手になるかと思えます。近隣の市町村がモデル事業を始めてから見に行かれる、それも一つかと思えます。既にやっているところの意見なども聞かれたらよりよくなるんでないでしょうか。滋賀県の野洲市の方が、6月の末でしたか四国の社会福祉協議会関係者と言ったかな、そういう方のために勉強会においでて、いろいろお話をしてくださるというようなこともちらっと聞いています。先進地としてやっておられるその取り組みなんかを非常に参考にされてはどうかと思えます。

その5月末や南国市の7月末を見に行ってから、その後半年ぐらいで準備が整う状況でしょうか。大丈夫でしょうか。その辺、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 来年の4月からは開設をせないかんですので、そのときになって開設するわけではないです。今年度中には開設、今年度というか今年中ぐらいには開設のめどを立てたいと。具体的に言うと11月中ごろには来年度の予算の提出等もあろうかと思っておりますので、そのあたりまでには考えていきたいというようには考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） わかりました。

そして、その窓口には生活と就労に関する支援員さんを配置して、その生活困窮者が訪れたときにワンストップ型の相談窓口として機能をしなければならないと思います。そうしたときに、やっぱり支援員さんというのは専門性が必要だと思います。そうしたときに、相談員の養成…。

○議長（西村芳成君） 次へ移ったんですか。

○11番（依光美代子君） 済みません。ごめんなさい。次へ移ります。

その相談員になろうとする人にやっぱり専門性が必要になってこようかと思っております。そうしたときに、開設してからのその養成というのはなかなかかなと思っておりますので、事前にやっぱりそういう相談員の養成、それから、確保についてはどのような計画をしておられるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 相談支援員や就労支援員の養成や確保についても現在のところ未定ですが、香美市社協として体制づくりについて検討してくれていると考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） それについては社協のほうで検討してくださっているということで、ぜひまたその辺も検討しているのかどうかという確認を一度お願いをいたします。

そしたら、次の質問に移らせていただきます。

この事業に対しては必置事業と任意事業があります。その任意事業としては、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業というのがあります。ぜひ、これもあわせてしてこそ効果が上がるのかなと。と言いますのも、就労準備支援事業というのは就労に必要な訓練、日常生活の自立、社会生活自立の段階からそこを支援していく。働くための履歴書の書き方、それから接遇、マナーというか面接に当たってのその知識、認識、そんなことであったり、生活をするに当たって日常生活のリズムが崩れておったりとか、その生活指導であったり、そういうことを支援することで本人

みずからが仕事をしたい、やろうというように持っていくのがこの事業かと思うがです。そうしたときに、何点か挙げられているこの支援事業も任意の事業となっておりますが、あわせてするほうが効果が上がると思いますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） お答えします。

任意事業についても、どの事業を取り入れて実施していくのかは現在のところ未定です。今後モデル事業の状況を見ながら、福祉事務所としても社協と協議して検討をしていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） この事業の設立に向けて社協と話し合いをしながら、よりよいものにできるようにお願いをいたしまして、私の質問を以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 依光美代子君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午前10時35分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行いたします。

一般質問に入る前に、依光美代子議員より発言を求められておりますので許可をいたします。11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 依光でございます。

済みません。先ほど私が質問をいたしました投票率の低下の中で、〇〇〇〇方への足の確保という表現をしました。大変申しわけございません。「〇〇〇〇」というのは「交通手段のない」という文言に訂正をしたいと思いますのですが、よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 先ほど依光美代子君の一般質問につきまして一部訂正がございましたが、これを認めることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。訂正することに決定をいたしました。

それでは、一般質問を続けます。

次に、4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 4番、市民クラブの利根健二です。通告に従いまして一問一答方式で順次質問を進めてまいります。

まず、文化施設等検討委員会についてでございます。

平成24年9月議会で、既存施設の整備、充実や新たな文化ホールの建設について質問をいたしました。そのときにいただきました答弁どおりに文化施設等検討委員会ができたわけですが、その検討状況と活動につきまして、なかなか表面に出てきておりません。実は私もぜひ委員に入りたかったわけですが、委員に入れていただけなかった無念さ、恨めしさはぐっところえまして、順次質問をしてまいります。

まず、①でございます。文化施設等検討委員会の進捗状況をお聞きいたします。

どういったテーマで現在まで何回ぐらい開催をされたか。できれば審査した対象施設もわかっておりましたら、あわせてお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 利根議員さんのご質問にお答えいたします。

文化施設等検討委員会の内容でございます。現在、香美市の文化施設につきましては、合併前からの3町村それぞれにあった施設を引き継いで住民に利用していただいているところでございます。それで、今後そういった施設のあり方を一定の方向で研究をしていかなければならないということで、今回の検討委員会を発足したところでございます。それで、検討委員会の中ではそういった施設の基本的な方向性に関することをテーマといたしまして、より一層効率的な利用、活用について検討をしているところでございます。

それで、昨年度の12月、そして2月の2回と、今年度は5月に1回と合わせて3回、現在まで協議をしてきている経緯がございます。それで、今年度はあと5回の開催を予定しておりまして、できれば年度内に取りまとめを行いたいとこのように考えているところでございます。

実際、今現状の施設といたしまして、美術館の収蔵庫が大変手狭になってきているという状況と、また、今回物部支所の建てかえということが計画されておりますので、現在、支所に保管しております小原義也さんの作品が大変多くありますので、その作品を移動させることも生じてまいりました。そして、図書館の本館も大変老朽化しておりまして、非常に維持管理に苦労しているというような状況になっております。

そういったことで、現在のところ、この美術館と図書館の建てかえに関しましてそういった懸案事項があるということで、先にその2館につきまして検討をしているといったところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 次へ参ります。検討方法と委員の出席率ということでございます。

これには4項目ちょっと小分けしてですけども、一つは現場視察は検討対象全ての施設で行いますか。書類上だけのやつもあるだろうし、現場視察も見ての討議もあろうかと思っておりますので、現場視察を全ての施設でやるかどうか、1つ目。

その折にはハード部分と利用率、そして人員が配置されている施設については、開催

内容とかのヒアリングも含めて利用状況を、かなり現場におる方の声もちゃんと聞いてやるのかどうか、それが2つ目。

3つ目が、香美市以外の施設も見学して、運営方法等も研究し提言をする必要があると思いますが、その予定がありますか。現在ある施設だけを見たらそれがいいのか悪いのか、外との比較も含めて検討する必要もあろうかと思いますが、それをやるのかどうなのか。

また、現在、委員がどれぐらいの出席率でおるのかということをお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

現在、検討委員会ではそういった現場の職員も含めまして、検討委員会のほうには事務局サイドとして同席しながら検討を進めらせていただいております。

各全国的な似通った施設とか、物すごく進んでいるような状況の施設を電話等で問い合わせたりしながら、メール、ファクスでお答えをいただきまして、そういった収集にも努力をしているところでございます。

そして、実際3月17日には香川県のまんのう町と佐川町の図書館の視察研修を行ってまいりました。次回は佐賀県の図書館を視察研修するというような計画が協議会の中で決まってきましたので、今議会へ補正予算の計上をさせているところでございます。

そして、委員会の出席につきましては15名の委員で組織をしておりますけれど、毎回12名が出席しておりますして約8割と、ちょうど8割ですかね、80%という出席率でございます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 次へ参ります。市民に対して会議の存在をどうアピールして、市民からの声を聞く方法をどうとっているかという項目でございます。

以前にも言ったことがありますけれども、後世にその建設を期待して基金までつくった文化ホール設立の案件も検討の内容に入っていると思います。その討議がまさに今進行中であるということも多くは市民は知りません。議会報告会の中でもそういった声も、どうなっているんだという声も実際耳にしております。こういったことでいいんでしょうかということでは今回の実はメインのところでございますが。そして、建設に対して思いはあっても意見を言う先がないと、誰に言ってもいいかわからない状況でございます。

30年ほど前のあのアンケートではかなり文化ホールが欲しいというのがありました。最近はやっぱいろんな生活環境の中で欲しいという率は下がってきてはおりますが、かなりの方が今でも文化ホールについては期待をしているところでございます。その期待度を考えれば、その検討において市民の声を聞く場を設けること、そして、その検討状況を報告することは市として当然の責務と考えておりますが、その辺をどうお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

まず、現在の状況につきましては、まだそう一定具体的に打ち出したものがないということで、そういった住民に向けての広報はなされてない状況でございます。ただ、そういったものが一定方向性が見出せてくれば、そういったことの検討も必要かと思いません。そして、住民等の声につきましても、3回目の協議会の中で住民サイドのアンケートとか、そういったものをどうしようということも発言がありましたので、今後そういった声に関しましては、その協議会の中でまたどのように皆さんのお声を協議の中へ届けてやっていくかということになるかと思えます。

こちらについては、一定サイドある程度方向性が決まればホームページとか広報香美、それから各館へのご意見箱とか、そういったものの設置が今の段階では考えることではないかと思えますけれど、それは協議会の中でまた考えさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 協議会の中でということでは考えるということはもちろん当然のことでございますが、もうちょっと早い段階から、本当に第一歩からこういう協議会があるということで市民の参加を促したらどうかと思えます。そういった検討に当たって市民が参加していくということは、自分はその文化ホールの新設については本当に望むものでございますけども、既存施設の使い勝手とか実状に合った整備、そして、その施設の利用率アップのためというのは、本当に数多くの方が施設自体は使っております。そういった人がまず第一歩から使い勝手とかいろんなことを言うことが、議論のたたき台になる可能性もありますので、その部分で手を抜いてほしくないということで今回の質問でございます。

例えば、自分はどっちかといったらホールのほうが得意なんでホールのことをちょっと話しますが、この前商工会の総会に市長なんかもいらしてきてましたが、講演会のときにビデオとかスライドとかを映しましたけども、そういった場面でもスライドを映すためにその講演者の方に光を当てると、今度はスクリーンが見えないとか。いろんな映画、ビデオ鑑賞をしたいとかっていう相談も受けてたりもしますが、最近プロジェクターを使うことが多いとか。本当に利用者、そして、それに相談に乗る半分業者なんかじゃないとわからないような使い勝手とかということがあります。そういう方を全員もちろん委員会に入れるわけにはいきませんので、そのためにホームページとかにお願いをしたいとそういうことでございます。ほんで、自分たちはある程度そういったいろんな場面でもそのホールも使い、そういった立場で見ていると、割とこう狭いところで議論をしているんじゃないかというような心配をするわけでございます。

例えばホームページ等も言っていただきましたので、できましたら次の質問でも言いますが、香美市の文化施設について検討中であるとかというやつをトップページにどんと張っていただいて、そこからもうリンクで自分のところへ引き込むような、と

にかく皆さんのお知恵をおかしくくださいとか検討中ですとかっていう、市民が参加していただけるようなことをここではアナウンスをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） ご質問の内容で進めらせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） よろしく願いをいたします。

続きまして、2問目のほうへ進んでまいります。本市に設置の審議会の一覧表の公開という項目でございます。

実はこの内容の質問は、4年に1回ワールドカップの年に行っております。今まで3回、今回で3回目、同じ質問を実は繰り返しているわけでございますが、日本代表は2010年には予選を見事突破いたしましてベスト16まで行き、大健闘をしたわけでございますけれども、私のほうは全然実現がされていないということで、ぜひ今回は予選も突破したいと思ひまして質問をさせていただきます。

先ほど4年に1回と言いましたが、ちょっと簡単に振り返らせていただきます。

8年前の第1回目は2006年5月議会で、土佐山田町においては各種委員会、審議会は名称だけでありましたが、ホームページに載っておりました。現在、香美市のホームページでは見受けられないように思います。そこで、香美市においても各委員会、審議会の情報をホームページに掲載してほしいが、その予定はあるかという質問をいたしました。

そのときいただきました答弁は、まだ香美市になって日が浅いので対応できない、検討するということでしたので、私も気が長いもんでまだかまだかと4年も待ってしまいましたが、なかなかできんということで第2回目の質問を行いました。これが法光院現市長が総務課長をしていたときの2010年12月議会でございます。

そのときは、市民の代表として市の行政に参加されていることを多くの市民は知りません。この方々が市民の生の声を聞き、さらに見識を広め、それぞれの分野で積極的に意見を言い、審議会、委員会を活性化させることはとても重要であるとする。住民との協働を進めるための手段としても有効であるとする。それぞれの現場に直結した委員会の存在をいつでも市民が知れる場所として、ホームページに掲載することはとても大事なことである。まず、一覧表だけでもアップし、各委員会の改選時、許可をとった上名簿もアップするべきであるが、所見を伺うという、こういう質問を4年前にいたしました。

そのときの法光院現市長の答弁は、規則、要項等まで精査すると100を超える。場合によっては市民とのあつれきを感じる審議会、委員会もある。したがって、十分な配慮が必要であり、直ちに全てをホームページにアップすることは困難である。市民の声

を反映し、活性を期待する審議会等について一部アップを試みることにするとの答弁をいただきました。少し期待をしたところでしたが、残念ながら間もなく退職をされて、なかなかその項目についても日の目を見なかったように思います。またまた気の長い私は4年間も待ったわけでございます。

ここでノーと言われれば一定諦めもつくところではございますけども、どうもそうでもない、全然やらんわけでもないというような感じでしたので、もやもやとしたまた4年が過ぎて合計8年が過ぎたわけでございます。今回、さきの同僚議員も言ったように一区切りということで、この9月か10月になるかわかりませんが再度登壇することがあるのかないかわかりませんので、質問をさせていただくということに至りました。

私は、積極的な情報公開をすることが市民との協働における第一歩であると思っております。多くの自治体で市民の声を聞くということで、いろいろと計画の策定時、パブリックコメントなどと言いましてホームページ上でコメントを集めております。閲覧する限り、よそと言ってもあれですけど何カ所かそういった項目について自分も見たところ、よそのを閲覧する限り、十分な質量が集まっているところはパブリックコメントで少ないような気がいたします。もちろんアンケートじゃありませんので、膨大な量が来られてもかえって整理がつかなくて困ると思いますけども、もうちょっと欲しいかなど、香美市に限らずほかのところでも思っております。

市民の皆さんに行政に対して直接や審議会、委員会への意見を聞く場所として、ホームページにふだんからこういったブースがあるよというか、なれ親しんでもらわないと今いきなり何もなくてここにぽっと入って、ご意見をお聞きしたいですとかというのはなかなか難しいんじゃないかと、そういうふうには思っております。

本来なら、「香美市にあるこのような問題、課題について、このようなメンバーを集めて定期的に会合を行っております。事務局は何々課でございます。ご意見、ご質問のある方はメール、事務局、各委員までお願いいたします。次は何月何日何時から、どこそこで、このような内容で会議を開きます。傍聴も可能ですのでぜひお越しください」と、「なお、議事録をアップしておりますので、どうぞごらんになってください」とまでアナウンスをしていただければ、民間で本当に情報が欲しいところはここまでやっているとところもあろうかと思っております。

が、香美市の議員が参画する条例等による審議会で現在40を超える数があることも承知しております。4年前、法光院現市長が出してくれた資料でも80余り、その条例、その他要綱、規則である部分が80余りございます。多分実数は100を超えると思いますので、かなり多くの審議会があることも十分承知しております。いきなり全部というのは無理かと思っております。

私自身も先ほどいろいろ情報が欲しいと言いましたけども、現実的なところとしては審議会名、それはどこの課が担当しているか、大まかな審議内容、何について審議して

いるかぐらいは全部載せていただいて、委員名については、4年前法光院市長の答弁があったような、市民の声を反映して活性を期待する審議会等について一部をアップすることと試みる。先ほどの文化施設等については、いろんな舞台芸術をやられる方とか絵を描かれる方、いろんな芸術に携わっている方の意見を幅広く、またそれをバックアップするスタッフの方なんかの意見も聞けるような場所をぜひつくっていただきたいという思いからの質問でございます。いかがでございましょうか、お願いいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 利根議員の本市に設置の審議会の公開についてのご質問にお答えします。

ホームページへの審議会情報の掲載についてでございますが、香美市のホームページは各担当が掲載を行うコンテンツマネジメントシステムを採用しております。審議会、委員会等を市民の方にホームページなどで公開することは有意なことであると考えております。各担当へ公表できる範囲でホームページへ掲載するように周知したいと思っております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 各担当ということでございますが、前、随分自分はホームページのときにもいろいろ言いましたけども、なかなかホームページは各課に入ってしまうと埋もれてしまうと、情報が。そこへ載せるというのがは本当に情報が欲しいのかという、見る側からしたら思ってしまうんです。だから、中身は各課であってもえいですが、そこへの導入部分はホームページのトップで。その中で本当にその委員会名だけのところは別に黒でえいですわね。その中で、実は情報が欲しいんだというところはリンクを張って、それはもう各課で内容は置いたらえいということですので、そんなに現実的な手間じゃないと思っております。

1回目の質問でも触れましたが、多くの行政事務は市民との協働の上に成り立っております。ともに力を合わせていくには、情報も共有することが私は本当に絶対必要やと思っております。自治会や近所の集まり、友達なんかで集まる時に、本市の課題とか問題とかはなかなか議題にはならんかと思っておりますけども、楽しい企画なんかを話し合う材料をぜひ市のほうからも提供していただきたいと思っております。

特に、先ほど何回も繰り返しになりますけども、1問目でも質問しましたが市民の関心のある項目が知らないうちに決まっていると、よく聞くと市民の代表も審議にかかわっているんじゃないかと、なぜ教えてくれなかったという。そういうことにならないようにぜひトップに、その後、目に直接行くところにつくっていただきたいと思っております。

そのお知恵をおかしくくださいとか、皆さん一緒に考えましょうとか、そういったことでお願いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） お答えしたのは、関連の項目もありますので、各課のと

ころで確認をいただくということが望ましいのではないかというふうに思いましたので、そういうお答えをさせていただきました。

一覧表につきましては、現在のところ前回お答えをいたしましたように100を超える審議会や委員会がございますので、掲載を考えてはおりません。審議会や委員会は、短期的なものや期間を設けて消滅するものもあります。そういったことで、一覧表を作成すると更新作業が非常に繁忙になってきます。随時更新していくというのは困難であると考えております。したがって、各担当のほうで出していければ、そういったこともクリアできるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 100を超えるというやつを、どうなのでしょう。まず一つ、その繁忙になると、4年前法光院当時課長にお願いしたときにはすぐ一覧表はでき上がってきました、条例とか規則にあるやつ。それを年に1回程度こういう委員会があるというやつを載せることがそんなに忙しい、通常の業務の邪魔になるとはとても思えない。それは1点あります。

あと、ちょっと余りにもあれなんで忘れてしまいましたんで、その件をよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 先ほど申しましたのは、全部の審議会、委員会を載せるというのは、そういった短期的なものであるものがあつたりしますので難しいということをお答えいたしました。どうしても、その一覧表でいくと全部の把握ができかねるところがありまして、重立った分ということであれば検討する余地はあろうかと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） ちょっと、自分はこの質問しながら、法光院さんにいただいた資料なんかもいろいろ眺めながら、条例とかも見ながら、別の意味で余りにもあり過ぎて、本当に自分が見たい委員会が埋もれてしまうという全部載せてしまうと。そういった意味での心配はしますけども、なかなか本来は載せたほうがえいという。課長の答弁的な考え方で拒否をされると、何かちょっと違うかなというような気がいたします。

もちろん、本当の内容については、各課が欲しいものをこれを上げてくれという、総務課へ行ってこれをトップページで上げてくれると言うほうが本当の筋かとも思うのですが。けど、とにかくそれがもう頭にどんとない限りは、本当に誰もそこまで行き着きませんので、できるだけ行き着く努力をしていただきたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 委員会によっては掲載することが好ましくない委員会、審議会もあります。それは、委員の名前等が出ますと、例えば市営住宅の入居者を決める入居者選考委員会などにつきましては、委員会の委員の名前が知られますと、委員に対して事前の働きかけが生じるなどが想定され、選考に影響を与えかねないといったこともありますので、適当ではないというふうに考えております。

そういった掲載に適当ではないという委員会を除いて主な委員会、審議会の一覧ということであれば、検討する余地はあろうかと思えます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 公開することによって、その委員に余りにも負担が大きい、あつれきが生じるということは4年前の法光院市長の答弁で私も確認しておりまして、そこまではもちろん求めておりません。本当は欲しいところですけどもね。言うたように、そこまでは確かにそうだろうなということもよくわかります。

あくまでも、実は総務課長に言うがですけども、皆さん課長に言うがですよ、僕。各課でちゃんとしたコンテンツを、コンテンツという表現おかしいですね。こんな委員会があることに対して、ぜひホームページに載せてこの意見を聞きたいというやつを各課長が本来ならば、たまたまホームページの窓口が総務課長やから総務課長に今向いて言うていますが、皆さん課長に対して、ぜひうちのこの審議会について市民の声を聞きたいという声を載せていただきたいと、そういう意味でございます。

この質問は、代表して市長のほうで答えをいただければ本当はありがたいところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 利根議員の委員会のホームページのアップの話でありますけれども、ワールドカップの年の質問でございまして、今回日本も痛い負けをいたしまして後のない戦いを迎えようとしておりますので、そういう立場で後がないつもりでお答えをしたいというふうに思います。

今、議員のほうから非常に示唆に富んだお話がありました。つまり、知ってもらいたい委員会があるだろうと、市民に知らせるべき内容があるであろうというお話でありました。そういうことを踏まえて、しっかりと各課長には検討をしていただきたいというふうに思います。それがやはり行政の姿勢だというふうに思いますので、やはり知っていただくことが全て、行政は守りの立場ではございませんので、知っていただくことによって行政が前進するということは大いに考えられますので、そういう立場で前向きに検討させていただくと、後のない立場で考えます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番、爲近です。通告に従い一問一答で質問をいたします。

まず、集落維持と活性化対策について質問をいたします。

本市においては、集落の住民が高齢化し、今後に大きな不安を抱きつつ活力もなくなっている中で、今後どう対応し、活性化をいかに図っていくかが喫緊の課題です。そのヒントになると思われる島根県出雲市佐田町のグリーンワーク有限会社の取り組みがありますので、紹介をさせていただきます。

山合いの傾斜地に農地が点在する5つの集落で、100世帯であり8割の80世帯が農家です。地域内農家の弱体化が一段と進行して耕作放棄につながる現実に歯どめが必要であり、農業が廃れば地域が廃るということで、5集落の住民が力を合わせて田畑を共同の力で守り、そして高齢者を助けて、地域の維持、活性化に貢献しています。水田作付22ヘクタールや、田植えや刈り取り、乾燥、調製などを受託して農地を守っています。

また、市より3つの業務を委託しております。1つ目は外出支援サービス事業で、65歳以上の高齢者や身体障害者90人を、月1回出雲市内の病院や買い物などへの送迎サービスを行っています。2つ目は、高齢者で食事をつくることができない方に、専門業者がつくった昼食と夕食の弁当を配達するのとあわせて安否確認をする。年間361日、2台の車でを行っています。3つ目は、地元にある出雲市の施設である農村公園を受託しています。地域の核施設として建設され、250人収容のセンターハウスや、スポーツや各種イベントができる多目的広場があり、羊の放牧場なども備えています。受付や企画、そして全体の維持管理などを受託しています。また、町内にあるJA給油所から、12月から3月まで灯油の配達業務を受託して、農閑期の雇用対策としています。

以上のように、経営の多角化を図り、年間を通じて安定した収益を確保していて、「地域のために、地域とともに」をスローガンとして、地域を守り、地域の維持、活性化に貢献していて、すばらしい状況をつくり上げています。

本市においても、本市に沿う形で農業、林業、建設業や関係機関が手を取り合って、集落の維持、活性化に向けて進むべきと考えます。また、国の小さな拠点づくりや支援制度、また移住対策、こういうもんも後押ししていただいて、グリーンワークを手本として住民が安心して暮らせる環境づくりに取り組むべきと考えますが、見解を問います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員の集落維持と活性化対策についてお答えいたします。

このグリーンワーク、平成25年度に視察に行っていました。その前、平成24年度、私のほうから、この香美市の農政部会でこのような形で農業の法人化ということで、議会でも最終的な目標としてこういうふうな形を目標としているという発言もさせていただいたところでございます。

このグリーンワークの取り組み、非常に参考となる事例でございます。先ほど爲近議

員のご説明のとおりでございます。一番の柱となるものにつきましては、やはり隣り合った集落協定同士が自発的に合併、統合を図りながら現在の形に発展をしてきたというところでございます。一昨年度から、香美市の農政部会でもこの件につきまして研究を始めておりました、現在は農業振興センターの農業改良普及員を中心としてこの取り組みを積極的に展開していけるような、具体的に地域へおりながらこの活動をしていくというふうな形に取り組んでおるところでございます。

香美市におきましては、中山間直接支払いの協定、また集落営農組合等がございます。中山間の直接支払いの協定では102組織がございます。集落営農組合では13組織がございますけれども、前回、平成25年度は私どもが農政部会としてこのグリーンワークは視察をさせていただきましたが、本年11月にこの両協定の代表者にご案内を差し上げまして、またご希望の代表者の方と一緒にこのグリーンワークへ直接視察をしていただき、見ていただき感じていただく、そういうふうな機会を設けていきたいと考えております。

今後このような形になっていくものと思われ、このグリーンワークではやはりこういう組織をつくりながら、その組織への雇用というところも生まれていると。そこでまた定住、またさまざまな形でいろんな展開がここでも生まれているということです、農業だけでなくさまざまな展開ができるように、やはり、一時、農業法人というふうな形での展開はさまざまな箇所でも見られましたけれども、農業法人になってしまいますと農業のみに限定されてくるということで、先ほど爲近議員のほうからもお話のありましたように、多方面へ展開ができるという形での法人化、有限会社とか株式会社、そちらのほうへの展開という形を目指しながら、農業者の皆さんと知恵を出し合っていきたいと考えておりますので、またよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 本市には102の直接支払いの集団と13の集落協定があるということです、そういう団体を進化させて、ぜひこのグリーンワークのような理想的な形が構築できるように強く推し進めていってほしいと思います。

この出雲のグリーンワークは、米販売を中心として、野菜とかイチゴとかトマトとかも補助的にやっているというように聞いております。本市においては、主要な園芸品目でありますネギとか大葉とかニラとかユズとかありますので、そういう園芸品目と水稻栽培をあわせて、これの販売を柱として、本市に合ったやり方を推し進めていってほしいと。そして、またこの地域の高齢者等の弱者が求めているものを関係機関と協力、連携しながら、集落維持と活性化に努めてもらえるように発展させていくというように考えますが、課長のご意見をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員のおっしゃるとおりでございます、この部分に対してお手伝いできるのところ、また集落の協定同士が自発的に合併とか統合

とか、徐々にやはり人が少なくなってきましたので、せっかく合併をしても、またその組織が小さくなっていくということが順番に繰り返されると思います。やはり、その地域をどんどん広げながら合併を繰り返していくという形に最終的にはなっていくかと思えます。グリーンワークにおきましても、5集落で初組織というふうな形で始まったと聞いておりますけれども、まだ残っている3組織を今後また合併をしていくというふうな形で、将来的な計画も持たれておるようでございますけれども、それにつきましても、やはり合併をしていこうという機運を残りの3組織が持たない限りは、なかなかできない部分でございます。

やはり、決して行政主導というふうな形で昭和の時代にやっていたようなことは、もう通用しない時代でございます。現在におきまして、やはりその協定同士、皆さん市民の方が自発的にそういうふうな取り組みができていけるような体制づくり、またその地ならしを、私どもも微力ではございますけれども、県のご指導をいただきながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 次、市長にお伺いしたいと思います。

グリーンワークは1998年に任意組織として発足し、2003年には同地区で経営難に陥っていた集落営農組織を吸収合併して法人化をしています。月1回実施している外出支援サービスですが、山間部では自宅から幹線道路に出るのに20分から30分かかる。そこから市の中心部まで40分から50分かかるそうです。月1回の利用ができるということにして、利用料金は1時間100円、1キロメートル当たり10円で、タクシーを利用すると1万円ぐらいかかりますが、この制度を利用すれば1,000円程度で利用でき、喜ばれているということです。また、昼食と夕食の弁当を配達して、そのときに安否確認をしていると。また、農業公園の施設の管理もやっているということです。

グリーンワークは、若い人も雇用して、安定的に継続して運営できるような体制づくりをしっかりと構築をしています。地域に安心と安全を、そして希望を与えています。ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

そして、これを後押ししてほしい制度として、国の政策である活気ある集落づくりを目指す小さな拠点づくりや、物部でも山林の支援員が頑張ってくれておりますが、支援員制度をますます充実させていただきまして、そしてまた、移住対策で市外からも来ていただいて、また違う力を入れていただいて、集落の活性化に向けて後押しをしてもらいたいと思えます。

今後の政策を市長にも推し進めてもらいたいと思えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 爲近議員のグリーンワークに関するご質問でございますけれども、大変効果を上げておる取り組みということをお伺いしまして、大変関心も持っておりますし、今、産業振興課長からも答弁がありましたように、そちらのほうにも出向くというふうな予定でございますので、そうしたことをさらに詳しく聞かせていただきまして、私どもの市で生かせるならば、ぜひ生かしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） ぜひ積極的な取り組みをお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。次に、観光振興対策について質問をいたします。

物部川地域、南国市、香南市、本市には全国に誇れる観光資源があります。こうした既存の観光資源に加えて、地域を丸ごと観光資源とした体験型観光が全国的に人気を集めている中で、全国の中学校、高校においてこれの導入も進んでおります。

高知県産業振興推進において、物部川流域の観光はおくれているのではと思われる中で、体験プログラムや農林漁業家民泊などを物部川流域の観光の核として振興していけば、本市にとっても観光の大きな推進になりますし、それを受け入れる一次産業従事者に携わる高齢者や集落の活力にもなると期待します。

また、漫画文化の振興もぜひ実現してほしいものです。本市においては、やなせたかしさんの施設がありますが、くさか里樹さん、青柳裕介さん、はらたいらさん等々すばらしい人たちがいます。その作品がいつでも鑑賞できるようにならないものかと思えます。去年は、寺村さんにおいてはらたいらさんの原画展が開催されました。また、奥物部美術館では、青柳裕介原画展が釣り仲間の企画により開催されました。知事からもメッセージをいただき、多くの人に鑑賞していただくことができました。いつでも漫画文化に触れるような環境づくりが必要ではないかと思えます。

また、観光客はおいしい食べ物にも大きな楽しみを求めています。コンニャクづくりやそば打ち、豆腐づくり、田舎ずしづくりなどの体験プログラムはできていますので、多くの人に来てもらい、体験しながら本物の味を味わってほしいと思います。また、本市の特産品でありますネギやニラ、大葉、ユズなどを使った新しいメニューもできています。ぜひPRをしてほしいものです。

また、最近ジビエ料理が注目されています。べふ峡温泉においても調理法を探求し、鹿肉ステーキなど、ぜひ味わってほしい料理が完成しました。4月29日を「シカニクの日」として、温泉において開催しました。高知新聞に取り上げていただいて、その宣伝効果もあり、雨にもかかわらず多くの方に来ていただき、鹿肉料理は早々と完売しました。高知新聞の後日評は大変冷たい文章でした。しかし、この日食べれなかった人たちが以後来ていただいて、5月の売り上げは前年に比べて大きく伸びました。本当においしければお客さんは来てくれることを実感しました。このように、地元食材に焦点を当てた魅力あるメニューづくりや宿泊施設、生産者、関係機関が連携して料理に磨きを

かけて食のブランド化の確立に取り組み、発信していくべきと考えます。

このような総合的な魅力の発信ができるように推進して本市の観光振興につなげていくべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員の観光振興対策についてお答えをいたします。

まず、体験型観光の推進につきましては、高知県と共同で進めております物部川地域アクションプランでもさまざまなメニューを献立して実施してきております。例えば、土佐打刃物の鍛造体験であるとかフラフづくり体験といった伝統工芸の体験メニューのほか、鹿肉料理のプログラムや塩の道ウオークなど多岐に及んでおるところでございます。

平成25年度ですが、12月末までの資料なんですけれども、15件、2,767人の方がこのさまざまな15件の体験プログラムにご参加をいただいております。

その中で、平成25年度から新たに開始したもので、べふ峡温泉のピザ焼き体験であるとか、御幣切りであるとか、またいざなぎ流の観賞と体験であるとかというふうなプログラムも組んでおるところでございます。

先ほどお話をいただきました漫画の文化、当然アンパンマン、ほか青柳裕介さん、はらたいらさんの部分なども含めまして、さまざまな今後ともプログラムの立案、また実施によりまして多くの方が訪れる町になっていくように、現在、香美市観光協会のほうでさまざまなプランを練りながら、また実施に向けて。

鹿肉の日はその一例でございますけれども、先ほどお話しにありましたように、確かにその日1日をとると高知新聞さんが書いていたようになかなか厳しいプラマイの状況でございましたけれども、それによって来ていただける方、それをきっかけに後へリピーターとして来ていただける方、そちらがやはり大きくなっていく。そういうような形で、過去べふ峡温泉の料理は非常にまずいということですずっと言われ続けておりましたけれども、昨年の秋ぐらいから、あっ、そうでもない、次第においしくなった。今回のシカニクの日ではとてもおいしかったということで、例えば鹿肉のステーキ、新たなメニューとして考えられて出されておりますけれども、非常な人気を誇っておるということで、またそれだけを食べに、またドライブがてら来ていただける方もふえてきているというふうな、やっぱりそういうふうな効果、やはりみずからが考えて実践をしていく、たとえ失敗してもいいのでとにかくやってみようということ、観光協会の設立のときに職員の方にもお話をさせていただいたんですが、やはりそういうふうなチャレンジをしていきながら、やっぱりお客さんに来ていただける施設にしていきたいというふうな思いを持って今後とも。それは、べふ峡温泉だけではありません。香美市全体のその観光の分野において、そういうふうな形で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） べふ峡温泉の支配人が新しく昨年つきまして、すごく熱心に取り組んでいただいて結果が出てきておりますので、観光協会も人が減って十分に動けないような状況ですけど、行政の強い後押しのもとに何とか観光振興につなげられるようにお願いしたいと思います。

また、地場産業の打刃物ですとか龍河洞の振興とか、総合的な力でますます魅力を発信できればというように思っていますが、そのあたり課長はどんなに考えているでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近議員のご質問にお答えいたします。

産業振興、農業、林業、水産業、商業、工業、観光まで全てうちの課の管轄というか担当でございます。なかなかそれぞれの分野でそれぞれの特徴があり、それぞれの班で頑張っている職員はやっていただいております。まだまだ足りないところも多くあるかと思っておりますけれども、職員も一丸となって、やる気を持って物事に全て取り組んでいくと。そこも職員にもいつも言っておりますけれども、もう失敗を恐れないように、とにかく前向きにやっっていこうということで頑張っていっておりますので、ぜひこれからも議員の皆様方のご尽力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） よろしくお願したいと思っております。

続いて、市長にお伺いしたいと思います。

市長は所信表明で、観光については市内の自然や産業を生かした体験型プログラムを推進するとともに、近隣諸国からの外国人観光客の受け入れ促進を高知中央広域観光協議会とともに進めますと発言されました。観光振興に向けての推進を期待するところです。本市の今ある体験型プログラムの磨き上げも重要と思っております。

また、物部川流域の観光はおくれていると言われる中で、高知中央広域観光の中で高知市は別格であり、南国市、香南市、本市が連携を強めて県の産業振興推進の中でも物部川流域の観光振興に当たるべきと考えます。

また、漫画文化については、先月の高知新聞に青柳裕介さんの漫画、「土佐の一本釣り」が映画化される記事が出ていました。「川歌」も映画化されないものかと思っておりますが、昨年物部町で開催した原画展は、川歌の中の原画が主となっていました。物部町が主な舞台であり、自然のすばらしさや、その中で成長する子どもたちと自然とのかかわり合いの大切さが主題になっていて、ぜひこの漫画に触れ合う機会を、香美市を訪れた観光客に観賞してもらえそうな環境づくり、先ほど文化ホールの話も出ていましたが、大切に感じています。

本市の観光振興に向けて、市長の見解をお伺いたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 爲近議員の観光振興についてのお尋ねに対してお答えをし

たいと思います。

今、シカニクの日のお話も出ました。私も参加をさせていただきましたが、大変な雨の中で苦勞をしながら行事を行ったわけでありますけれども、私も高知からの方をご案内して行きましたけれども、たくさんの方だったんですけれども、大変評判がよかったというふうに思っております。そして、別府峡も大変すばらしかったですけれども、やはり帰りに香北町にも寄りまして、香北町で雰囲気のあるお茶を飲ませていただきまして、これも大変評判がよかった。

やはり、それぞれのよさをあわせて、市内のそういうおもてなしの資源をあわせてやはり考えていくことが大事だというふうに思います。それと、同時にこれをしっかり応援していくことが大事だと、取り組みを。山崎議員も、それから利根議員の歌声もすばらしかったですけれども、ここにはたくさんの方議員さんも参加をしていただいて盛り上げていただくという、雨で大変でしたけれども、それでもその盛り上げていこうという気持ちが伝わって次のステップに進んでいくわけでありますので、やはり私たちの町の資源をあわせて、よさをあわせ持つことによってすばらしいものが見えてくるということ、そして、それにさらに人的な応援を加えていくということが大事だと思います。その先頭に立って観光の振興に当たっていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 本市の観光振興がかなうように期待して、質問を全て終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 爲近初男君の質問が終わりました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続行いたします。

次に、8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 8番、市民クラブの千頭洋一でございます。

その前に、法光院市長は2代目の市長に就任されましたので、おめでとうございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式で質問します。誠意ある答弁をよろしく願います。

まず、第1点目でございますけれども、本定例会初日に市長の所信表明で「安心・安全、そして活力ある香美市、元気な香美市を」との思いを一層強く語られました。今般の一般質問では、市長所信、政治姿勢について多くの議員が質問をしました。これは法光院市長に期待するものあらわれだと思います。そこで、市長に政治姿勢、考え方について質問をしますので、具体的な答弁をお願いいたします。

まず、第1点目、①でございますけれども、安全・安心で住めるまちづくりの実現ということにつきまして質問をいたします。

これは今世紀の前半に60%の確率で予想されておる南海トラフ地震に対して、山間地域の山津波、山が崩壊し陸の孤島になることが予測され、対処すべき防災、道路整備また医療等についての具体的な政策のお考えをお聞きします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 千頭議員の質問にお答えをしたいと思います。

市長の政治姿勢ということで、安心・安全のまちづくりに対することについてのお尋ねであります。ご案内のとおり南海トラフ地震が想定される中で、県内の市町村も本当に汗をかきながらご苦労をされているわけでありまして、本市におきましては中山間地を抱えておりまして、地震によらず毎年の台風、集中豪雨により孤立化をしたりということで、大変厳しい環境にあることはご承知のとおりであります。

したがって、これらの備えをしっかりとやっていくことが非常に大事だということでございまして、自主防災の組織を初め備蓄、あるいはヘリポート基地の設置など、あるいは通信関係についても順次整備をしてまいって、安心・安全の暮らしができる体制を整えてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 地震での孤立化が予想をされるわけでございますけれども、防災の面、ヘリポートにつきましてはまた後で詳しく質問をさせていただきたいと思いません。最近、医療面でも、災害だけでなくドクターヘリの利用度がなかなか高いという形でございます。このところ、この二、三年の間にちょっと資料を調べてみましたら、66回ぐらい利用されているといった形でございます。

次に、②の高齢者が安心して生活できる環境整備についてお伺いします。

人口減少に伴い小売業の商店は閉鎖が多くなり、シャッターの商店街となりました。日用品などの生活していく上での必需品の買い物ができず、買い物難民等山間部では行き交う人もまばらな状態でございます。こういった状況下におきまして、高齢者が安心して生活できる環境整備についてお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 高齢者の買い物については、中山間地だけでなく町部におきましても困難性が見られるような状況となってきております。したがって、これらの買い物難民等につきましては、これまでの中山間対策だけでなく、町の部分も含めて検討が必要だというふうに考えております。そのためには、やはり商工業者の皆様のご理解が必要になってまいりますので、しっかりと話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、これまで中山間地の買い物を支えてくださっております皆様のご意見もしっかり耳を傾けながら、応援のできる部分については応援をしてまいりたい、そのように考

えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 中山間地域のみならずこの町でも、この前お話を聞いたところによりますと移動スーパーが来てほしいというような話がありました。結局、商店街が大型店になり、もう町のはずれに行ってしまったといった形でございます。それで、足の不自由な方、それから高齢者が買い物に行けないといった形でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

③で、若者が定住し、安心して子育てできる環境整備であります。子どもは家の宝でもあり、国の宝でもあります。若いお母さんが安心して仕事に取り組めるよう、ゼロ歳児保育の徹底とか11時間保育の徹底、保育所の環境整備についてお伺いさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 子育ての環境づくり、若者が定住できる環境づくりについてのお尋ねであります。先日、市外のお子さんをお持ちのお母さんから大変ありがたいお話を伺いました。子育て支援センターを利用した際、大変行き届いた対応をしてくださったということで、香美市の子育てに対する前向きな取り組みを評価するというお話を直接伺いまして、大変ありがたく、そして教育委員会の取り組みが非常に前進をしているというふうに確認をいたしました。ただ、現在、正規の職員の比率が下がっているというような状況もございます。したがって、保育所の安定的な運営、そして大事なお子さんを預かっておりますので、事故のない安全な保育所として安心してお預けいただけるような環境を随時整えていきたいということで、来年度の採用につきましても、しっかりとそのあたりを考えて行っていきたいというふうに思っています。

そして、若い方々が安心してこの町に住んでいただけるということ、そしてまた、住みたいと思う方が魅力を持って香美市を選択していただくような施策を打ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 子育て支援センターの充実ということと、それから保育所の充実をやっていただきたいということでございます。今、多くが核家族になって勤めているお母さん、お父さんがおいでる中では、なかなか延長保育も重要なところでございます。

次に、4番目でございますが、産業基盤の整備の充実、特に基幹産業である一次産業の振興といった形でございます。

この件につきましては、集落営農に特化した質問になりますけれども、前の爲近議員のグリーンワークの答弁の中にもありましたように、もうみんな支え合っていかなきゃいけないといったことでございます。25年前の農家の就農平均年齢は45歳でござい

ました。ところが、今日では65歳であります。就業人口の減少、高齢化の進行、後継者の不足、耕作放棄地の拡大、機械化等で何とか農作業をやっていますが、これは個人で守ってきた農地、農業を地域で助け合い、支えていかなければならないといったことでございます。これには、今盛んに必要なことは集落営農であると思います。集落営農の取り組みの推進について、本市のお考えをお伺いたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 千頭議員の集落営農の件について答弁をさせていただきます。

特に中山間地域におきましては、就農者の高齢化による担い手の不足が著しくなってきました。地域の農業は、個々の農家による営農から集落組織による営農へと転換せざるを得ないような状況となってきました。しかしながら、一部ではこの集落単位の営農組織も既に存在が危ぶまれてきているというふうな状況にもなってきました。隣り合った集落での共同取り組みや複数の集落営農組織の連携によりまして、耕作放棄地の解消や鳥獣対策の柵の設置等、そういうふうな形の対応をする必要が出てきております。今後ますますこのような傾向は強くなってくると考えられます。最終的には先ほど爲近議員の答弁でもさせていただきましたように、法人化を目指す取り組みが必要と考えまして、現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） この集落営農につきましては、高知県は他の県に比べまして比較的小くれているといったことではございますが、それは高知県はかつて園芸王国と言われたように、農業に携わる人々が集落営農をしなくてもいいというような形ではございました。新聞紙上なんかでも、高知県の西部のほうはなかなか進んでいると思いますが、本市でも集落営農を積極的に取り組んでいきたいといったことではございます。

この間も中山間の直接支払い制度で、そのときの機会に集落営農についての話をちょっとさせていただきましたが、なかなか皆今の農業の実態はわかっているんで、もうこのままではいけないということはよくわかっていますが、なかなか集落営農に取り組むことがまだできず、このままじっと見ているといったことではございますので、市を挙げて農家の後押しをしていただきたいと、集落営農の設置について協力していただきたいと思います。

それで、次の5番目の文化、芸術の発信と観光資源の開発といった形で、アンパンマンミュージアムを核としたものでございます。

これは平成25年6月の第2回の定例会で同様の質問をしました。先ほどの爲近議員の中にもありましたように、高知県はまんが王国、まんが文化、まんが甲子園と漫画にまつわる文化の発祥地であります。特に香美市にはアンパンマンのやなせたかしさん、くさか里樹さん、はらたいらさん、青柳裕介さんとかそういった方々がおいでで、漫画

家を輩出した土地でもあります。県外から漫画家を志す方々を定住させて、漫画とともに地域振興、定住人口増加策の一助にはできないだろうかという考えを、平成25年6月の第2回目の定例会のときに質問をしました。そのときの答弁では、漫画家を志す方に定住してもらえれば、人口増加だけでなく地域活性化にもつながっていくと、定住対策検討会にもこの提案を投げかけるという前向きな答弁がありましたが、検討の結果はいかがでしたか。お伺いさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） アンパンマンを核とした漫画のふるさとにというところについて答弁させていただきます。

アンパンマンにつきましては、もう何度かお話をさせていただいていますように著作権の関係で非常に難しい部分がございますけれども、このアンパンマンミュージアムに来ていただいた方をその周辺を含めた観光、またふるさと市であるとかさまざまなそういうふうなところに誘導していく策、それを目指すべきというふうな形で、現在商工観光班のほうでもさまざまな施策をとってみてはどうかという協議を香美市観光協会とも行っておるところでございます。

せっかくそういう施設がございますけれども、来ていただいたお客さんはもうそこでそのままUターンをしてしまうと、もう一步伸ばしていただいて物部のふるさと物産館へとか、あと2歩伸ばしていただければ別府峡へも来ていただけるのではないかとかいうふうな形での展開。せっかく来ていただいた10万人を超すお客様をそちらのほうへいかに誘導していくか。これは高知広域の4市の協議会にも言えることなんですが、せっかく高知市に来ていただいたお客様をこの物部川流域に来ていただくような展開をしたいというふうな形で、4市で連携をして産業振興計画に基づく観光の展開をするというふうな枠組みになっております。その中で、香美市においては、やはりそういうふうな龍河洞、アンパンマン、また、そういうふうなところに来ていただいたお客様を広く香美市の中で受け入れることができる、そういうふうな体制、またそういうふうな体験メニュー、そういうふうな形で広い視野を持った取り組みを考えていきたいと思っております。

また、先ほどお話のありました漫画家を志望される方、そういうふうな方につきましては、今回定住のほうで、商工会が中心になりまして商店街のほうでシェアオフィスの形による展開、やはりオフィスという中で、例えばそういうふうな漫画の発信の部分であるというのも、当然うちのほうの特色、香美市の特色ある一つというような捉え方で商工会のほうも取り組んでいただいておりますので、また何らかの展開が起きてくるものと期待しておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 商工会と連携してシェアオフィス、そういったことも考えておるといったこととさせていただきますので、期待していきたいと思っております。

次に、2番目の本市の若年女性の将来の人口推計はといった形でございますが、日本創成会議の分科会が8日に発表しました20歳から39歳、これが若年女性というわけですが、この将来の人口推計に対して、高知県内34市町村のうち23の市町村が2010年から2040年にかけて若年女性の人口が半分に減るといったことが新聞でありました。人口減少の速度は予想以上に激しく、若年女性の人口も本市では2010年の総人口2万8,776人、若年女性人口が2,481人と、それが2040年には総人口1万9,204人、若年女性が1,276人といった形で、マイナス48.6%、1,205人少なくなるといったことでございます。

この予測でございますが、若年女性に限らず市の人口も、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、平成27年、2万8,448人といったことでございますが、もう既に平成27年の数字を大幅に割っているといった状況でございます。県の政策企画課人口問題対策室の松本忠史室長によると、都市圏への人口の移動が収束しなければ地域は崩壊すると、結局、出産、子育てと県民のライフステージに応じた対策を切れ目なく展開していく必要があるということでございます。地域の雇用の創出や移住促進による社会増を目指すという記事も新聞報道であったわけでございますが、少子化、高齢化が著しく進行する中、人口減の社会になってきています。

これに対して、香美市ではこの報道、対策に対してどのように捉えているか、見解をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 千頭議員のご質問にお答えします。

ご質問の記事については先ほど説明がありましたが、このまま若年女性の大都市への流出が続くと、2040年には全国896市区町村で若年女性が半数以上減少して、中には消滅する可能性のある自治体もあるというもので、本市の場合は48.6%の減少ということになっております。

この推計では、若年女性の減少をする要因として、地方の高齢者が減少する一方で大都市の高齢者が増加し、この結果、地方では医療、介護の職が減少し、都会では増加、そして地方から職を求めて若年女性が都会に流出するというものです。また、テレビ番組でも、高齢者の減少により老人福祉施設の運営が厳しくなり、都会に活路を求める事業所がふえ、そこに地方の女性が流出しているという事例が報告されていきました。少子高齢化、人口減少の中でこうした状況が起こっていることに衝撃を受けましたし、人口問題はさらに深刻な状況に向かう一方で、地方の経済構造は高齢者を中心に成り立つ状況となっているということだと感じております。

本市の高齢者層の人口動態の状況を見てみますと、今後65歳以上の人口が徐々に増加し、平成30年ごろをピークに徐々に減少していく見込みです。しかし、75歳以上の人口はその後も徐々に増加し、平成39年ごろがピークで、その後徐々に減少していく見込みです。このことから、本市では高齢者の減少が要因となる若年女性の減少は、

もう少し先になるのではないかと考えています。

次に、本市での対策になりますが、ご承知のように人口増加対策を喫緊の課題として、本年度まちづくり推進課に定住班を設置して、定住、移住の推進を進めています。今後、具体的な政策として、人口動態やその影響等の分析とともに定住実施計画を策定し、推進体制として庁内組織や官民協働の組織を立ち上げ、全市的な取り組みを推進していくこととしております。若年女性の流出問題についてもその中で協議検討し、対策を立てていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） この若年女性の問題については、なかなかこれといった手当てがないと思いますけども、かといってもうそのまま置いておくとどうしようもなくなってしまうといった形でございます。一朝一夕にこれは解決するものではないと思いますが、今から手を打っていくべきだということを考えます。人口が増加するのが目的でなく、充実したまちづくりをするといったことが先ほどの依光議員の答弁にもありました。これから市民一人一人の幸せを考えて、香美市のほうに若い女性が来るということを期待しておるわけでございます。

それでは、次の3番目のヘリポートの設置予定はといったことでございますが、これは昨日同僚議員が質問しましたことでございます。答弁がダブってくるかもわかりませんが、ちょっと違った視点から質問をしたいと思います。

今までヘリポートは防災ヘリといった形で、防災、防災ということにしておりましたが、今やドクターヘリがなかなか多く利用されておるといった形でございます。香美市でも平成23年3月から平成26年5月までに66回利用されているといった形でございます。今やヘリポートは防災の面よりも緊急の急患を運ぶ手段となってきたということでございます。

前にも、これは平成22年の第4回の定例会でヘリポートのお話をしました。そのときには高岡郡の越知町の事例を紹介しました。越知町は平成21年度には4カ所をつくったといった形で、時の吉村防災対策課長を同行して現地も見て来ましたが、きのうのお話ですと、ヘリポートをつくるのに必要な取りつけ道路が6,000万円もかかるといった形でございますが、越知町の場合は、本当にもう簡単にノウハウを生かして、地域住民が一体となって建設業者が整地をし、そこにつくったといった形で、舗装も簡単なものでいいといった形でございます。

きのうの質問では、答弁としては、今後の整備計画では適地に整備を行うと考えているといった形でございますが、ちょうど香北町の場合には林道美良布岩改線がつくられておりますが、その途中に残土捨て場なんかを利用してつくったらどうかと、安くできるんじゃないかなということを考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 千頭議員のご質問のヘリポートの設置予定についてお答えします。昨日、前田議員に対する答弁と重複した答弁となりますが、よろしくお願ひします。それでは、お答えします。

香美市に常設のヘリポートは、議員が言われましたとおり物部町の神池と五王堂の2カ所に設置が完了しております。また、3カ所目として、平成26年度に物部町岡ノ内の旧小学校を取り壊し設置を行う準備をしていますが、平成27年度以降の整備箇所は決まっております。

現在、高知県には消防防災ヘリコプターが2機、ドクターヘリコプターが1機の合計3機の運航体制が整備されており、交通条件等の悪い中山間地域にとってヘリポートの設置は、災害時のみならず救急患者搬送にも威力を発揮することから、計画的な整備を行う必要があると考えております。

なお、今後の整備計画につきましては、中山間地域を含んだ香美市全域を対象に、高知県や消防本部などの関係機関と連携を図りながら、経済的、利便性等を考慮しつつ、適地を確定し整備を行う考えでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 今までに何回となくこのことを質問しましたがなかなか適地が見つからないと、気流の関係があったりで消防防災航空隊はここがいいといったところは、救急隊のほうがちょっとそこは遠いから大変だといったことがあるし、救急隊のほうがいいという場合には、消防防災航空隊のほうがここは乱気流があってだめだといったことで、現在はまだご承知のようにできていない状態でございますが、地域の住民と一体となって探せば必ずどこかあると思います。これに向けて取り組んでいただきたいと思ひます。

現在、県内には14カ所ふえて242カ所の防災ヘリポートができております。香美市も中山間の多い場所でございますので、何とか防災のヘリポートの設置をよろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、岡本博章君。

○防災対策課長（岡本博章君） 議員からのご指摘をいただきましたことを踏まえ、本年度以降の調査につきましては、過去に調査した箇所で明らかに設置が困難な場所を除いた地域を重点的に、関係機関と連携を図りながら継続して行ひ、関係者等の同意が得られた場合は早急にヘリポートの整備を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 積極的に地域住民と協力してやっていくという答弁をいただきましたので、このあたりで終わらせていただきます。これで終わります。

○議長（西村芳成君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 21番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

1項目めの市道新町西町線の拡張整備についてお尋ねいたします。

市道新町西町線につきましては、あけぼの街道と商店街を結ぶ道路として最近は交通量が増加していることから、一日も早い拡張整備をこれまでに求めてまいりました。今回は、今後の事業推進のための計画等について順次お尋ねいたします。

まず1点目に、昨年度測量を実施したと思いますが、その測量の具体的な内容とその目的をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

市道新町西町線の拡張整備についてですが、南北の市街地を連絡する主要な道路として、昨年度より実施設計及び用地測量、補償算定等業務を行っています。実施設計の終了した区間から、随時用地測量及び補償算定を行い、あわせてJR踏み切り、国道195号との交差点協議を現在も継続中です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

本年度、平成26年度の事業計画の内容とこの後、年度別にスケジュール、計画がわかればご説明をお願いします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 本年度は、昨年度からの継続に加え用地の鑑定及び予算内での用地の買収、補償を計画しています。次年度以降につきましては、用地の買収、補償を行い、随時工事に着手し事業を進めていきます。

事業期間は、予算の都合もありますが昨年度より6カ年を計画しております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） その事業計画6カ年という、事業にかかるのは平成何年から何年と具体的にわかればお願いします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 平成25年から平成30年までを計画しております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

3点目ですが、道路拡張整備に伴い立ち退きをお願いしなければならないお宅への対応について、3点お尋ねいたします。

平成24年12月25日付の第1回香美市都市計画審議会では、第1号議案、高知広域都市計画用途地域の変更について、第2号議案、高知広域都市計画道路の変更につい

ての資料は以前にいただき説明も受けました。その後、地元への説明は何らされていないと思います。当初の計画から変更された部分もあり、立ち退きに関しては不安視する声も聞いております。立ち退きをしなければならないお宅は、計画を変更したことにより減少したことはよい判断だったかと思いますが、以上のことからお尋ねいたします。

まず1点目に、土地買収の際、土地価格はどのような基準で設定されるのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

用地単価については不動産鑑定を行い、補償算定については高知県用地対策連絡協議会の物件等標準書により算定を行います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 次に、今回のように立ち退きを伴う事業推進に当たっては、課長も十分承知していると思いますが地元住民の方々の深いご理解をいただきながら、トラブルのないようにどこまでも慎重に進めなければならないと思います。その意味からも地元説明会や立ち退きに該当するお宅へは訪問も重ね、細やかな説明をする必要がございます。今後どの時期にどのような説明をしていくのか、対応をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 測量業務によります道路線形及び個別の買収面積、補償物件等案が確定後、地権者への説明を行いたいと思っております。その中で、なお買収年度等の変化による単価の時点修正は随時行いたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） というのも、当初の計画から一部追加になった箇所、削除になった箇所ができましたね。当初の先ほど言いました都市計画審議会の第2号議案で、そのために当初の計画では立ち退きにひっかからなかったお宅がかかるということも起きてますし、変更により買収にかかる面積が変更されたお宅もあります。また、当初は立ち退きを余儀なくされるつもりでおいでた方が、計画変更によって立ち退きをしなくてもよくなった、そういうお宅もあると思います。そういう意味で、そういうお宅への説明、先ほども言いましたように慎重に、早急に、現状そして計画等は親切な対応が必要だと思いますけど、その辺どのような今後の対応としてお考えでしょう。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 現在細部の測量を行っております。その測量結果をもって随時個人宅へ当たりたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 3点目です。

平成24年度第1回香美市都市計画審議会の資料を見ますと、先ほど言いましたように一部分が道路拡張にかかるお宅数件がございます。このような一部分が該当するお宅はどのような買収になるのでしょうか。また、どのような補償がされるのか。不安の声を耳にしております。

先ほども言いましたように慎重な説明が求められるわけですが、以上のことから、道路拡張整備のための土地、家屋の一部が含まれ、やむなく立ち退きをしなければならないお宅の買収と補償はどのようになるのか、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 宅地の一部が拡張に含まれる方も含め、地権者全ての方のご協力が必要です。用地等補償につきましては、再築工法や残地補償等を算定後、随時地権者に説明をし、同意を得たいと考えております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） その場合の土地の買収ですけど、この計画に土地家屋が半分しかかかってないところとか、極端に言えば3分の1しかかかっていない、そういうお宅の土地の買収については、かかっている部分だけの買収で補償はどのようになるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 必然的に買収するのはかかっている用地のみとなります。補償費に関しまして、今建っておる宅地が構外へ構築が可能なのか、その残っている土地の中で再築が可能なのか検討をいたします。それで、その両方の検討をしまして、よいほうを選んで地元のほうへ当たるようになっております。

それと、あと残りの残地につきましては、宅地の形状、その他によりまして残地補償をする計画でおります。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 残っている土地が広ければその場でできると、狭い場合のその残地ですけど、それは残っている面積が狭い残地になりますと使いようがないですわね。ちょっとこれ通告から外れた意見になったら議長に怒られる、注意を受けるかもしれませんが、そのときの残った土地は、地主はそのままその立ち退きをされた方の土地になるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 原則的には個人の方のもののみです。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） そうすると、その残った土地がたとえ1坪、2坪であっても、駐車場としても使いようがない、それでも固定資産税がその土地に発生するということになりますか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

- 建設課長（井上雅之君） 発生すると思われま。
- 議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。
- 21番（比与森光俊君） 現状の説明はお聞きしましたが、今の答弁をいただきまして、補償の額にもよるとは思いますけど残地が全く使用できない、そして立ち退きをするのは、反対言う方は恐らくなかなかおいでないと思いますが。それもやっぱりそういう話の中で、流れの中でどのようになるかもわかりませんし、その補償の分については、自分もまたこれから研究もして進めたいと思いますので、しゃくし定規な対応ではなく臨機応変という言葉が適切かどうかわかりませんが、地権者に対して親切な、そして常識的な判断での事業推進をお願いしますけど、その辺はどうでしょう。
- 議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 誠意を持って当たりたいと思っております。
- 議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。
- 21番（比与森光俊君） 今の言葉を信じて頑張っていたきたいと思います。
- 次の質問に移ります。2項目めの通学路の整備についてお尋ねいたします。山田小学校グラウンド北側のJRとの間を通る道路舗装整備についてお尋ねいたします。
- これまでも、水路のふたにできる水たまりの対策や線路側の雑草除去対策など、児童のための安心で安全な通学路確保に尽力していただきました。山田小学校では、私が通学していたころには商店街側の正門と、今はない東門からの通学児童がほとんどで、北門を利用する児童は全体の2割にも満たなかったのではないかと思います。現在ではJRの線路から北はあけぼの街道も開通し、一面農地だったところは住宅地と変化してきました。それに伴い山田小学校北門からの通学児童が増加し、現在では全体の6割以上ともお聞きをしています。最近は通学に保護者が車で送迎するお宅も多く、スクールゾーンの白線は消えたところもあり、また道路の劣化も見られ、水たまりが数カ所できる現状にあります。6月、7月は雨天の日も多く、走行車両が水たまりの水をはねた際、登下校の児童にかかりはしないか心配するところがございます。
- 以上のことから、山田小学校北門からJR土佐山田駅までの通学路の点検をすると同時に、一日も早い道路舗装とスクールゾーンの白線を新たに引くことを求めるところですが、今後の対応をお尋ねいたします。
- 議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。
- 建設課長（井上雅之君） 山田小学校グラウンド北側の市道山田小北通りについてですが、平成24年6月、西本町1自治会長から道路舗装の要望書が出ています。現地調査を行い、簡易アスファルト等にて応急処置を行いました。現在、平成26年度維持修繕工事にて対応すべく、設計、積算業務を行っています。
- 議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。
- 21番（比与森光俊君） ということは、工事にかかるというお答えでよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 本年度、施工予定です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） はい。ありがとうございます。

次の質問に移ります。次に、住所に字名を入れてはという質問に移ります。

1点目に、土佐山田町には昭和の大合併以前からなれ親しんで今なお使用されている字名があります。郵便局が発行しています郵便番号ぼすたるガイドにもその字名が使用されていますが、住民票や選挙人名簿抄本など公的な住所では削除されています。明治地区の土佐山田町山田〇〇番地は、余り広い面積ではないことからある程度どの方面かわかりますが、土佐山田町〇〇番地や土佐山田町楠目〇〇番地などは、実にその場所は特定しづらい住所です。人から尋ねられても即座に答えられません。

住所はある程度その場所が特定されるべきと考えますが、住所についての見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 比与森議員さんの住所に字名をとということから、住所はどうあるべきかの見解を問うということ、住所につきましては、民法上でも生活の本拠をその者の住所とするということになっております。また、一般的に考えられるのは、住民基本台帳上の住所であるべきだと考えております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 大体4年前にもそういう答弁に近かったと思います。次に移ります。

例えば土佐山田町〇〇番地の住所では、現在も市民の方が使っています北本町、前山、北組西、中組、南組など。そして、土佐山田町楠目〇〇番地では、談議所、平田、伏原、予岳、油石。土佐山田町山田〇〇番地では、八王子、原西、原東、小島が削除されています。岩村地区では、神通寺、京田、戸板島、岩次、松本などは使用され、実にわかりやすい住所となっています。

先日、郵便局を訪れ職員の方と会話をする中で、「なぜ字名を使わないのでしょうか」と問いかけましたところ、「正しくはないかもしれませんが、字名を全くなくさないのは、行政も字名を残すことで事務的作業上、便利な部分があるのではないかと思います」というような話をされておりました。

初めに質問いたしました市道新町西町線の新町は現在の秦山町、西町は現在の西本町3丁目から5丁目の地名は、私が子どものころの字名がそのまま使用されています。

以上のことから、番地のみの住所に現在でもなれ親しんで使用されている字名を入れることはできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えします。

住民基本台帳上であるべきと今お答えをいたしまして、住民基本台帳上は字名を入れることは可能です。しかし、住民基本台帳上の住所の名称につきましては、市町村の名称並びに市町村の町または字の区域の名称のほか、住居表示に関する法律に基づく住居表示が実施された区域においては、その街区、符号及び住居番号、その他の区域においては、地番により表示をすることになっております。さらに、一般的に大字や小字の有無、名称については、全国的な統一の基準とか明確な変遷の経緯があるわけではありません。市町村の合併や町、字等の整理の過程の中で市町村ごとに変遷してきて、全国的に現在に至っているものです。

香美市の住民基本台帳上の住所につきましては、大字の後に地番を記載しております。議員さんがおっしゃられるとおり、現在の住所で転入された方にとって住所と行政区名の違いとか、郵便物の配達をする方等にとりましても、地域の方の使われている名称や行政区名が住所と一緒にないためにわかりにくい住所であるとは思いますが。

しかし、合併等により整理されてきた過去の経過、それから、住所名を変更した場合に伴う種々の影響が発生すること等を考えると、住所は現在のままが望ましいと今考えております。

- 議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。
- 21番（比与森光俊君） 全く不可能ではないということでしょうか。
- 議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。
- 市民保険課長（高橋由美君） 不可能ではありません。
- 議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。
- 21番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

次に述べます住所から、その場所がどの辺が考えてみていただきたいと思えます。

土佐山田町2088番地、2268番地、2430番地、2466番地。この今述べしました4つはそれぞれ字名が違う場所です。建設課とか下水道課におられた課長さんは、ひょっと大体推察はつくかなとは思いますが。そして、土佐山田町楠目1643番地、2429の5番地、2535番地。これもそれぞれ字名が違います。初めに言いました2088番地は山田町中組です。2268番地は南組、2430番地は北本町2丁目、2466番地は北組西。土佐山田町楠目の1643番地は談議所、2429の5番地は伏原、2535番地は油石です。

字名でなかなかこれを理解される方はいないと思えます。今述べました住所を聞き、その場所を答えられる土佐山田町在住の香美市民がどれだけの割合がいるとお思いか、見解をお尋ねいたします。

- 議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。
- 市民保険課長（高橋由美君） 調査をしたことがないのでわからないことですが、確かに大体その辺であろうとかいう推察はわかる方はおいでるかとは思いますが、どのくらいとかいう数字になれば、調査をしたことがないのでわかりませ

んということですが。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

現在でも市民の方々に親しまれ使用されている字名を番地の前に入れる作業は全く不可能ではないということですので、手続にかかる費用、試算で幾らほど経費と申しますか必要になるのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） お答えしますと申しましても、費用というのはこれぐらいとかということが、試算というのはなかなか難しいのでございますけれども、住民票のシステムの改修にかかる費用についてざっと見てもらったところが、大体270万円から300万円ぐらい。けれども、そこから波及する他のシステムへの影響とか、システムに入っていない分とかの影響を是正する分については、金額の算定ができないところではあります。

それと、金額には反映をすることはできませんけれども、住民の方自身が今後この住所がもし変わることによって影響があるだろうと思うのが、いろいろ免許証の住所でありますとか契約、土地の登記、それから、住所が登録されているあらゆる機関への変更の手続等々が発生すると思われまして。それから、年金とかも含めまして。

それから、市としましても、さっきの住民票システム以外でいろんな他のシステム、年金の受給者のシステムでありますとか、住基と連動していない他のシステムとか、いろんな面に大きな影響があると考えておりますので、その試算については金額というのをはじき出すことがちょっと難しいと思います。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 法務局とかそういうところへの何か申請と申しますか、そういう費用は要りませんか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、高橋由美君。

○市民保険課長（高橋由美君） 市としての分ということは告示とかで変わっていきうと思っておりますけれども、そのことによって、一部分ですので、今議員さんがおっしゃられたのは、大字でいう土佐山田町、それから大字でいう土佐山田町山田、それから大字でいう土佐山田町楠目という、この香美市にとっても一部分だと思っておりますので、そこから変えたことによって個人的に発生していく部分については、個人的な費用等も発生するかと思っております。法務局のほうへちょっと金額が要るかどうかというのは済みません。すぐわかりかねます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。4項目めの新市長の抱負についてお尋ねいたします。

法光院市長におかれましては、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、門脇前市長の後継者とし

て今後の香美市運営に大きな期待を寄せるところでございます。

初めての一般質問ですが、当選後の3月23日と4月9日の初登庁の訓示が高知新聞に掲載されていましたが、記事の中から具体的にもう少しお聞きしたい点、4点についてお尋ねいたします。

定例会初日には、諸般の報告とともに新市長としての思いの一端を述べられましたし、昨日からきょう午前中の同僚議員の質問もありましたので、重なる部分もあろうかとは思いますがよろしくお願ひします。

まず1点目、投票率が60%に届かなかったに対し、住民参加型を目指し、行政がもう一歩市民に近づく努力が必要だと語られています。本日の同僚議員の質問に対する答弁でも、政治離れ、そして投票しても変わらないと今後努力したいという決意の答弁いただいたわけですが、議会では市民の中へこちらからとの思いで議会報告会を1年間に2回開催していますが、市民に近づく努力として具体的に何か案というか思いがあるようでしたらお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 比与森議員の市長の姿勢についてお答えをさせていただきます。

まず、投票率についてでございますけれども、行政への期待と投票率はやはりリンクをしていると私は考えております。今申しましたように、信頼し任ずという場合、まだ期待できないという場合には、それぞれ投票率は下がるという形になろうかと思ひますが、後者の場合というふうであるとするならば、やはり市民の皆さんの義務を説く前に行政の反省、努力、工夫がやはりあってしかるべきだろうというふうに思っております。

そのために、今市民の皆さんにわかりやすい行政であるべきだというふうに思っております。市民の皆さんにさまざまな書類を出していただいたり、広報をしておりますけれども、その一つ一つを見ましたときに、非常に行政の立場で物を言っていることが多い、行政の立場で物を求めることが多いと私は感じております。その点をやはり小さなことから改善をしていく、市民目線での改善をしていくことが大事。

それから、またスピード感のある行政というのが大事だと思います。昨日、きょう、いろいろご質問をいただく中で、なかなか質問を重ねてきたけれども改善がされないというお話もされております。そうしたことにつきまして、行政としてそれがどうしてもできなかったのか、あるいは努力が足りなかったのか、そこの真剣さをやはり出してスピード感を上げていくということは大事なことだというふうに思っております。

まさに市民本位の行政を進めることが大切という思いで、職員の皆さんに一歩前に出ようと、やはり市民の皆さんのほうに近づいていくのが我々の責務だというお話をさせていただきました。そういうことで行政に関心を持っていただく、その先にやはり投票率もリンクしてくるのではないかという思いでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 2点目の質問に移ります。

人口減対策では、土地の利用状況を調査し市街化調整区域の範囲を定めた都市計画を、家が建てられるように検討し直すと述べられています。議会では定住人口増加促進特別委員会を設置し、3市1町で施行されている高知広域都市計画の見直しがなかなか困難であることは承知の上で、施行から長い時間が経過し今の時代に適さない部分があるのではないかとの思いから、見直しに向けその扉を開く手段がないか取り組む中で、尾崎県知事に意見書も提出してきました。

家が建てられるように検討し直すとのコメントは、議会と同じ方向性であるとの認識でよいのでしょうか。見解をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 市街化調整区域内におきまして家が建たないということで、自分の土地に息子たちの家が建たない、そういう矛盾については私自身も率直に疑問に感じると同時に、何とかならないかという思いでございます。

そこで、まずなぜそのようなことが起こったのか、このケースの調査を行い整理をしていきたいというふうに思っております。そうした部分におきましては、私は議会の皆さんと同じ立場であるというふうに考えております。

やはり行政がきちんとした説明ができていれば家が建ったのではないか。あるいは、行政がそういう課題を整理して、そこに道路がないがために住宅が建たないということがあるのかもしれないし、あるいは地域全体で考えたら、もう外してもいい状況になっているにもかかわらず形式主義的にそのままにしている場合もあるかもしれない。このあたりの整理をさせていただいて前進させるようにしていきたいと思いますが、その根底には、やはりこの計画を立てています市、町がそれぞれお互いの思いを持って共通してこの問題に向かわなければなりませんので、そのあたりにつきましては広域的なところでの協議も必要かというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 次、3点目の質問です。

4年後の香美市をどう描くかでは、農林業に磨きをかける。子育て世代や高齢者に優しく、商店街に人が集い、憩えるような香美市にしたいと述べられています。市長としての思いの中で、香美市の理想の将来像が描かれていると思います。

角度を変えますと、理想に向けた課題も考えられると思います。階段を一段一段上る思いでその理想に向かっていただきたい、そういう期待もするところでございますが、この発言に対しての具体的な見解をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 私は所信の中でも申し上げましたけれども、やはり市内の資源をしっかりと活用していくことが大事だというふうに思っております。市内の木材、

建材、業者、こうした資源、力、こうしたものを活用するといえますか、力を合わせる
ことによって、香美市に定住していただく方を応援することができるというふうに思っ
ております。

また、子育てを積極的に応援すること、児童や生徒、学生の学びや成長を支援するこ
とが、これは本当に行政として大事なことだというふうに思っております。高齢者や障
害者のことを思い続けること、そういう中に、そういう思いの先に、必ずこの町のこ
とを誇りに思う市民の方が生まれてくる。そういう市民の方が喜んでいただけるというふ
うに思っています。笑顔で穏やかに集う市民が浮かび上がってくるということになるう
かと思えます。

世界にはそうした町もあるのでありまして、私は本でしかそういう町を知ることはで
きませんが、そういう高齢者や子どもやお母さんが商店街にあふれている町も現
実にあるわけでありまして、そういうことが私たちの町でできないはずがないという思
いで、今後の取り組みを進めていこうというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 4点目に移ります。

4月9日、市長として初登庁での職員に対する訓示で、どの市町村にもおくれのないよ
うな施策をしっかりとやれば可能性が見出せる。安心・安全で活力のある市を実現したい
と述べられています。

私は、全ての市職員に対し、新市長として市民との対話を大切に事業を計画し、しっ
かりした施策の推進を実行することにより、安心・安全で活力のある香美市をともに実
現しましょうと訴えられたと受け取りました。市長はどのような思いからの発言だった
かお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 私はこの町が前進をしていくためには、職員の皆さんが他
の市の物まねだけでなく、言われたことをやるだけでなく、やはり想像力を持って取り
組むこと、そしてこの町に誇りを持って業務に当たっていただくことが一番大事だとい
うふうに思っております。

香美市は広くて豊かな自然や山林を持っております。優良な農地もあります。そして
伝統産業も引き継いできました。物部川、穏やかな風土、そして教育や文化の環境、安
定した地盤もこれも誇れるものであり、可能性を私はたくさん秘めていると思います。
これまで、そして今も人材は私は豊富だと思っています。そういう豊かな条件にある中
にあって、私たち職員がしっかりと誇りを持って市民の皆さんのほうに住民本位の立場
で向き合っていてこそ、誰にも負けないまちづくりが進んでいくと、そういうふうに
思っておるところでございます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 最後の質問です。

新市長として着任から2カ月が過ぎ、多忙な日々連続であったと推察いたします。
現在の心境と今後の決意を再度お尋ねして私の一般質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 率直に言わせていただければ、これほど忙しいとは思いませんでした。しかし、前に向かっていく気持ちが勝っておりますので、もう初心を忘れずに誠心誠意力を尽くしていく決意でありますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○21番（比与森光俊君） どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時16分 休憩）

（午後 2時30分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。一般質問を続行いたします。

次に、10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 10番、自由クラブの小松紀夫でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿いまして一問一答方式にて質問いたします。

なお、既に質問をされました同僚議員の内容と重複する質問もございませうがご容赦をいただき、ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

本定例会初日に、法光院新市長より力強い所信表明がございました。所信表明の内容から数点お伺いをいたします。

まず、市長は所信表明の冒頭に、中山間地域で生活する市民について言及されました。このことから市長の中山間地域に対する思いの大きさを感じたところでございます。

まず、その中で中山間地域の生活道、また給水施設等の充実のために、現行の地域活性化総合補助金の要綱を改正するとのことでしたが、具体的な改正点についてお伺いをいたします。

また、改正を判断されました市長の考えをお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 小松議員のご質問にお答えをしたいと思います。

地域活性化総合補助金の改正でございますが、これにつきましては、補助事業は部門1つにつき1回限りとするという規定でございました。そのことからしますと、生活道及び給水施設、水源管理道の整備については、私は市長の裁量は必要だということで、市長の裁量を加えさせていただくこととしました。暮らしに直結する内容でございますので、柔軟でスピードを持って対処をするべきだと、私はそのように考えまして、担当職員のほうに指示をさせていただきまして改正をさせていただきました。

これによりまして、自治会の会長さんなどが事業の選択で苦慮するとか、突発的な事

態に対応するということが容易になるというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 市長の判断を尊重するところでございます。次に参ります。

次に、中山間地域の高齢者の交通手段の確保、いわゆる足の確保につきまして、本年度、物部町に導入をされましたエリア型デマンドバスの実績を検証の上、本市の公共交通の空白地域に拡充をしていくとのことをごさいました。

そこで、今後エリア型デマンドバスを導入する必要があるという地域につきまして、どこを想定しているのかお伺いたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、横山和彦君。

○まちづくり推進課長（横山和彦君） 小松議員のエリア型デマンドバス導入を想定する地域はというご質問にお答えいたします。

平成23年11月から平成25年3月までの間に行われた香美市内地域交通対策検討委員会の最終答申の中で、土佐山田町内においては曾我部川地区、東川地区、平山地区の一部、大法寺北・南地区、香北町内においては、猪野々の県道久保大宮線付近以北、永瀬地区などの地域がデマンド運行の検討地域とされており、エリア型デマンドバスの導入が想定される地域となっております。

また、香北町の河野、有瀬の県道日ノ御子土佐山田線付近以北、白川上、南岩改の市原地区、西川の大谷及び千萱以遠などの交通空白地域についても、今後地域の実態に即した対応策を検討する中でエリア型デマンドバスの導入も視野に入れながら、現在運行中の路線形式による市営バスについても、利用実態や効率性を検証する中で、より効率的と判断される場合はエリア型デマンドバス方式へ移行することなども検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） わかりました。

先ほどの課長のご答弁にありましたように、香北町内でしたら右岸は県道がございまして、県道は市営バスが通っているんですけども、県道から非常に離れた山合いの急峻な地域に家が点在をしているということがございまして、高齢者がお住まいしていると、その方々のためにも精いっぱい早い時期にエリア型デマンドバスの導入を求めるものでございます。

次に参ります。中山間地域のこの高齢者の方たちにとりまして、この足の確保というのはやはり最重要課題だと私も認識をしているところでございます。ただ、中山間地域に暮らす高齢者が安心・安全、元気に生活をしていくためには、それ以外にも課題があると考えますが、市長の見解をお伺いたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 中山間地に住まれている方の課題、本当に高齢化をしてま

いっておりました、そういう方を見るにつけて、やはり住みなれた地域や家で暮らすこと、これをやはりしっかり応援をすることが大事だというふうに思っています。また、人の手助けが必要になっても、さらにその生まれたふるさとで暮らせるようにしていこう、このことが大事だと。それを支える施策をどう整えるかが私は課題だと思っております。

また、おひとり暮らしの高齢者もおりまして、大変雨の強いときとか風の吹く日には非常に心配をされております。防災や、それからさまざまな心配事についてもお話を聞いてあげられるような環境というものが何とか整えられないか、そのようなことをいつも頭に置いておるところでございます。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 市長の中山間地域に対するそのお気持ちというものがひしひしと伝わってまいりました。今後も中山間地域に対する施策の充実、これをご期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、来年度から香美市材を使用して、市内の製材業者を利用して、市内の建築屋さんを利用して本市に家を建築すると、そういうことに対しまして補助事業を実施することのお話がございます、非常に期待をしているところでございますが、現時点でどのような補助をお考えか。要綱等整っておりますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 補助事業でございますので、一定の基準をきちんと定めなければなりませんし、それについては合理性のある内容でなければなりません。そうしたところで検討会を立ち上げるように担当課長のほうに指示をしておるところでございますので、担当課長のほうではそれらが着々と進んでおると思いますので、まだ検討会までは至っていませんけれども素案の素案ができておると思いますので、詳細については産業振興課長のほうから答えさせたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 小松議員の香美市産材を使った補助について、現在検討中でありましてけれども、素案の骨格について答弁をさせていただきます。

まず、香美市内に新築もしくは10平米以上の増築をする住宅。ただし、賃貸借のものは除く。2つ目に、基本部材等に香美市産の乾燥木材を用い、高知県が現在実施しておりますこうちの木の住まいづくり助成事業の対象となる住宅、これに上乘せ補助としたいと。3つ目に、先ほどお話ししましたこうちの木の住まいづくり助成事業、これは最高100万円でございますけれども、これとの併用は可とする。また、市内の工務店等で施工する。さまざまな条件がございますけれども、最高限度で、市内の工務店で、全て市内で市産材を使用してやった場合の最高補助の限度を200万円としたいと。先ほどのこうちの木の住まいづくり助成事業と併用をされた場合、当然木材の購入金額を上限といたしますけれども最高限度は300万円という形で、平成27年度から平成2

9年度の3カ年とまずは期限を切って実施をしたいと考えておるところでございます。

現在、要綱等を含めましてこれから委員会形式で検討していただきまして、秋以降には市民の皆様へ広報をさせていただきたいと考えておるところでございます。

現在、建築確認が出てきております年間大体90件から100件ぐらいですけれども、その中で市産材、香美市内の大工さんや材を用いる部分というのが非常に少ない、ほんとに数えるぐらい1軒、2軒ぐらいしかないという部分を鑑みまして、この施策ということをして市長から指示を受けまして、3カ年での一応の全体的な予算的な規模になるかと思っておりますけれども、まずは初年度には10軒ぐらい、2,000万円程度を予定したいと。翌年度、平成28年度で3,000万円、ここは最高限度でしたら15軒ぐらいになります。3年目には5,000万円、25軒程度というふうな形で、一応3カ年計画としまして、50軒で1億円という形での予算規模をもってこの事業の計画を立てていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） まだ素案の骨格ということではございますけれども、県の事業と抱き合わせでマックス300万円という補助があるということで、非常に大きな補助事業になろうと思っております。

1つちょっとお伺いをしたいんですけれども、香美市材を使うということと、香美市内に家を新築もしくは10平方メートル以上の増築が対象。そのほかにも、製材であるとか大工さん等々を香美市で全て賄った場合はマックス300万円になると。縛り的には、香美市材と市内に家を建てるということが一つの縛りというふうな、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 現在まだ素案の段階ですのであれなんですけれども、まず香美市産材を用いる、なおかつ、こうちの木に住まいづくりをクリアするということは、乾燥木材になりますけれども、まずそれを用いることが一番最初の条件でございます。

例えば、マックスの部分につきましては、香美市内で製材、乾燥され、また香美市内に本社、本店を有する大工さん、工務店等が施工した場合ということは、もう全てを香美市内でそろえた場合がマックス200万円であると。例えば、香美市の材を当然使いますけれども、もう全て市外の工務店さんとか、全てもう市外の方が来られて香美市にそういうふうな新築をされるというのは一番もうミニマム、最小になりますけれども、その場合は50万円であるとか。その間に、例えば香美市内に支店もしくは営業所、特にそこも常駐である支店もしくは営業所を有するということは、そこで雇用が生まれているという、そういうふうな部分を条件にいたしまして、その場合ですと、例えば100万円でありますとか、150万円でありますとか、さまざまなそういうふうな段階を

つくっていききたいと、そういうふうな考えであります。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） この事業、まだ素案の段階ということでございますけれども、市内の経済の活性化であったり定住人口の増であったり、さまざまなことに波及する事業になろうと思います。要綱はこれからということでございますが、なるだけ使い勝手のいい要綱になるようにご期待を申し上げまして、次の質問に移ります。

市長は、商工業の活性化、また商店街の活性化について述べられました。私は、商工業が元気になるため、商店街が元気になるためには、市民が地元で買い物する、地元業者を利用する、また本市においてもできる限り積極的に地元業者を利用するということがまず第一でないかというふうに考えます。特に、市の事業における地元業者の利用、また議員ももちろんでございますが、市の職員は率先して地元業者を利用するべきだとそういうふうに考えますけれども、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 地域が元気になるためには、やはり地域の経済が循環をしていくということが一番大事だと思います。循環をさせるためには、やはりそこは需要があって、それを使って、そこにお金を落とすということが一番基本になってこようかと思えます。

これまで、行政改革の中で「安い」ということがキーワードで、安ければ全ていいんだということで、安いという言葉の前に「地域」という言葉が薄れてきたという状況があったというふうに思えます。例えば、私たちが会議をしたときにお茶のペットボトルがある。そういうものが通販で買われてやっている。これはやはり安いのためにそういうふうな形になっているわけですが、やはりもう少し地域の経済を考えたときには、地域で調達をするということが大事になってくるんじゃないかと思えます。

私たちがそういうふうに軸足を置くと同時に、供給をしてくださる側も地域循環型で今後は進んでいくんだという形で、しっかりと商工の皆さんも考えていただくということが大事かというふうに思えます。市内の中で全てをじゃあ調達できるかといえば、全て調達はできない場合もありますけれども、地域経済という循環型の経済という視点から、市内の調達を重視してまいりたいというふうに思っております。ただ、価格差が著しくて市民の理解が得られないということも考えられますので、一定の基準を定めるなど、合理的な形での判断をさせていただくということが大事かというふうに思えます。

まずは、ものの考え方を地域を大切にす、地域の経済を何とか元気にしていこうという思いで、市民の皆さんと行政が手をつなぐというところから始めてまいりたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 市長の地域循環型と、この考えに私も賛成でございますので、職員の皆さんにも徹底をしていただきたいと思いますというふうに思えます。

次に、商工業の活性化とは少し筋違いではございますけれども、市外に在住する職員につきましてお伺いをいたします。

本市の職員にも、住所を市外に置く職員が少なからずおられると思います。どこに住所を置こうがそれはもちろん自由でございます。また、それぞれに市外在住の理由や事情もあろうと思います。しかし、香美市に勤務をして、香美市から給与の支給を受けながら、香南市や南国市、高知市に税金を納めて、経済活動もおのずと市外となろうと考えられることにつきまして、市民の批判の声があるのも事実でございます。あくまで自由ではございませんけれど。

また、市長は本定例会での同僚議員の質問に対しまして、「職員は住民の意向をしっかり頭に入れておかなければならない」と答弁をされました。ただ、勤務時間中はもちろん香美市におりますけれども、勤務が終了すると香美市にはいない、そのようなことで本当に市民の声、ニーズを把握することができるのかと考えるところでございます。

市外に在住する職員に対する市長の見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 職員に関しましては、災害などを想定いたしました場合に、やはり市内に住んでいただくということが非常に大事だというふうに思っております。また、自治会加盟についても、議員のご質問の中にも、やはり住民とともに自治活動に参加するべきだというご意見もありました。そういうところから、私はやはり職員についてはこの町に住んでいただいて、市民とともに歩いていただくというふうに考えております。

消防職員につきまして、市外で住まわれている方につきましては、消防長からやはりそのことについての是正をするように、求めるように指示をしたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 強制はできないでしょうけれども、先ほど消防の職員のように、強制ではないですけれども指示はできるのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、都市計画における線引きにつきまして、先ほどの比与森議員と重複する部分がございますけれどもお伺いをいたします。一部見直しも含めたお伺いになります。

3.11の震災後、南海、東南海地震を控える中、津波の影響もなく交通アクセスにもすぐれた本市、特に土佐山田町が住居として注目をされるということは大いに予想をされたこととございました。このことを受け、議会としましても特別委員会を設置し、線引きにつきまして調査、研究を進めてまいったところでございます。

そこで、都市計画における線引きにつきまして、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 市街化調整区域につきましては、先ほどお答えしたことが

基本となるわけでありまして、同時に考えていかなければならないのは、市街地への編入ということになりますと、その地域の農地の取り潰し、優先的、積極的宅地化を進めることでありまして、必然的にその地域での農業は不可能となるわけでございます。農業者を締め出しという形になるわけでございます、必ずしも一方側からだけの議論では進まないということもあると思います。

また、宅地ということになれば単価も変わってきますので、私どものほうも固定資産税の算定も随分変わってくると。農地と宅地とでは100倍の差がつくというような試算もあっておりますので、そのあたりは一方的な方向だけでなしに、双方を見ながらそれこそ調整をしていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） もちろんその農業地域、そして市街化区域に編入すると、その双方の合意が必要と。ただ、それ以上に県の姿勢が難しいわけございまして、この件につきましては非常にハードルが高いということは私も実感をしております。

しかし、一度決めたら、もう金輪際、未来永劫変更しないと、そんなことはこの国にはないというふうに思っております。憲法さえ解釈で変えようということございましてから。線引きから40年以上経過をいたしまして、町の状況は大きく変わり、この町を取り巻く環境も大きく変わって市民の要望もあります。でもルールは変更しませんというのは、僕はナンセンスだと思っております。幾らハードルが高くても、本市議会はこの件に今後も取り組んでいくということを申し上げまして、次の質問に移ります。

市長は、来年度から中学生まで医療費を無料とする条例改正案を本定例会に上程をされました。このことは、議会の特別委員会からも昨年来、提言をしてきた事項でございまして、スピード感のあるご判断を高く評価をすることでございます。

そこで、子育て、教育に対する市長の見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 子育て、教育についてのお尋ねでありますけれども、さきにも述べましたように、この町の未来を考えていく場合にやはり子どもたちがすくすくと育つまちづくりがその根底になるというふうに考えておりますので、子育てや教育というものについては大切に考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） ありがとうございます。

子育て、教育に関しまして、市長のお考えをお伺いいたしました。

実は今回の質問を通告した後に、教育に関しまして国で大きな動きがございました。と申しますのも、去る6月13日に教育委員会制度を見直す改正地方教育行政法が参議院において可決、成立し、来年4月から施行されるということになりました。

改正の大きなポイントといたしましては、これまでやや曖昧でございました責任体制を明確にするために教育委員長と教育長を統合いたしまして、新たに教育長を設置する

とのことをございます。そして、新たに設置する教育長につきましては、議会の同意の上、首長が直接任命をするということになっております。また、首長と教育委員会で構成をします総合教育会議を全ての自治体に設置するということになっておりまして、この会議は首長が主宰し、教育行政の指針となる大綱の策定や緊急時の対応等を協議するということになっております。なお、大綱の策定権限は首長にあるとこういうふうになっております。

すなわち、市長は来年4月から教育長の任命権を持ち、本市の教育行政の指針である大綱の策定権限を持つということになります。このことによりまして、市長の意向が教育行政に大きく反映をされてくるものと考えます。来年4月以降は、この場で教育についての質問を市長にするというようなこともあるのではないかとこのように考えます。

そこで、改正地方教育行政法についての市長の見解をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 教育についてのお尋ねに対してお答えをしたいと思います。

教育基本法が憲法のもとで定められておるわけでありましてけれども、憲法の基本的人権、平和主義、国民主権と、こうしたものをきちんと子どもたちに教育する必要があるということであろうかと思っております。そして、その教育基本法のもとに教育委員会法が定められているわけですが、この教育委員会制度それ自体は政治的中立を確保するためにその委員会制度ができておるわけでありまして。今、議員がお話をされましたように、任命ということになっていきます。そして、3年ということになっていくわけですが、首長が変わるたびに教育現場のその意向が首長の意向に左右されるというようなことになると、政治的中立であるべき教育の安定というものを侵害する、危険ということもあるのではないかとこのように思います。

教育というのは子どもたちの権利でもあるわけでありまして、その子どもたちの権利を国や地方公共団体がその子どもたちの権利を保障する、バックアップするべき立場であって、政治のニーズによって教育の現場が振り回されてはならないというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） はい。わかりました。それでは、最後の項目に移ります。

市長は所信表明の中で、職員の採用に関しまして、来年度は退職者と同数の職員を採用し、保育士については、退職者はいないが採用を行うということをございました。

そこでお尋ねをいたします。まず、本年度の退職予定者数についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） それでは、小松議員の本年度末の退職予定者数につきましてお答え申し上げます。

事務職7名、建築技術職1名、消防職1名、調理員3名、用務員2名の合計14名で

ございます。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） わかりました。合計14名ということで、所信表明での市長の言葉から行きますと来年度は14名の採用を行うと、こういうことであろうと思います。

ただ、余り1つの年度に同世代が固まるということ、これもちょっと考えていかなくちやなんないこととございまして、例えば3分の2を3年続けるとか、いろんな考え方があろうと思います。そのことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 採用予定でございますが、市長が申しました現状維持をするという対象職種でございますが、事務職、技術職、消防職につきましては現行ですが、調理員、用務員等につきましては、民営化の方向とかいろんな方向が選択肢であるので、ここについては範囲に含まれておりません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 採用人数につきましても、やはりバランスのとれた、この世代はどっさり職員さんいるけど次の世代は少ないとかということがないような、やはり採用も考えていかなければならないと思います。

次に移りますが、次の保育士につきましては、退職者はいないが採用はするということとございまして、これは全園での11時間保育を視野に入れての採用なのでしょうか。全園での11時間保育の見通しをお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 保育所につきましては、私が採用するというふうに考えましたのは、これは基本的には保育所の安定運営、そして安全ということを保証するために採用が必要だという判断でございます。その一つと基準といたしまして、正規職員の採用の比率が50%を割っているというような状況がございますので、せめて半数の職員が正規であって安定的に運営されて、大切なお子さんを預かっている職場でございますので、何よりも安全を確保してまいりたいというふうに思っています。

この11時間保育につきましては、次長のほうから答弁をしていただきたいと思います。おります。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） それでは、保育の件につきましてご答弁させていただきます。

先ほど退職予定者の調理員3名と言いましたが、保育現場では2名ということ。我々としては、保育現場の調理につきましても正規でお願いしたいというふうなのは常に計画的には入っております。

まず、保育士を採用しまして全園の11時間保育、現在11時間保育ができておらないのは、ご存じの片地、新改、双葉保育園の3園でございます。これは現在の現況の計画の中では全て11時間やっていくというのでありながら、保育士不足ということがあってできておらないというのが現実でございます。

先ほど市長も申し上げましたけど、現在の臨時職員の比率、正規の比率でございますが、正規職員が46%、臨時職員が54%になっております。これは平成23年になりまして初めて逆転現象が起きたと。それから、再三いろんな部分の計画を立てまして、徐々にではありますけど採用してはいただいておりますが、現実においては追いつかないというのは現状でございます。

まず、小松議員もご存じのように、子ども・子育ての新しい制度ができて、これは来年4月から施行されることで今現在計画なんでもございますが、これにおきますと、保育の標準時間としては、月曜日から土曜日まで全て11時間保育であるというのが明記されております。それで、現在の利用状況を前提にしまして、平日において11時間保育をすると。あければ12時間保育なんですけど、するとした場合、正規職員の保育士としては3人必要であると。最低レベル3人です。それに伴いまして11時間保育は土曜日にも影響してきますので、土曜日保育をした場合にさらに5人の増員、トータルで8人の試算でございます。ただ、この試算におきましては、当然土曜日とかいうときに出勤した保育士におきましては振りかえがございまして、振りかえを前提としておりませんので、これに振りかえが入ってくるとこれが足りないというのが現実でございます。

それと、現在保育におきましては、「保育に欠ける」ということで児童をお預かりしておりますが、新制度におきましては「保育を必要とする」という言葉に変わります。これはなぜかと申しますと、保育に欠けるというのは、現在、香美市の保育レベルでは、保育に欠ける部分は国の基準と違いましてかなり拡大しております。拡大しておるものが、今度の新制度ではそのまま制度化されるということになってきます。ということは、現在その部分で補っております保育資格のない職員も現在雇用して保育補助という形で雇用しておりますが、その部分におきましても、サービスの中でこの部分が保育士に置きかえるという前提が出てくるので、徐々にではありますけれど、まずまだ保育士の補充をしていかなければならないという現実があります。

この件につきましても、現在、子ども・子育て会議でどういったサービスを充実していくか優先順位を検討していただいた上で、来年4月に向けての子ども・子育て支援事業計画にのせていくということになると思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） はい。よくわかりました。

ただ、片地、新改、双葉もそうなんですけど、特に片地、新改につきましては、この11時間保育ということはもう随分以前から言われてきておるところで、実体として片

地、新改地区の児童があげぼの、なかよしにかなりの部分が通っている分があるということも実態として出ております。ただ、その保育士の確保ということが必要ということでございますので、精いっぱいそのことに努力をしていただきまして、子ども・子育ての支援法に沿った保育が実現しますように努力をしていただきたいと、そういうふうと思うところでございます。

それでは、ここまで多岐にわたりまして市長のお考えをお伺いしてまいりました。市長の掲げる安心・安全、活力のある元気な香美市の姿が一定見えてきたような気もするところでございます。

ただ、市長の政策を実現し、またさらにそれを発展させていく、そのためには何よりも職員の充実が必要と考えます。組織を動かすのは人でございますので、いかに人を充実させていくかということが重要でございます。充実というのは人数のことではございませんで、中身のことでございますが。

この人の充実を図るための原点といえ、やはり採用時にあるのではないかというふうに私は考えます。ですから、職員採用試験というのは極めて重要な事項であるというふうに考えます。昨今、企業や自治体等における採用試験というものは、ペーパー重視から面接を重視して、またディベート力を重視するとか、さまざまなそういうことに時間をかけまして、その人となりをしっかりと観察して、見きわめた上で採用するということが主流というふうに聞いておりますけれども、職員採用時の基準に関して、市長の見解をお伺いするところでございます。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 職員の採用につきましては、今まで統一試験という形でやってまいりました。ペーパーと、それと面接というような形でやってきたわけでありましてけれども。やはりその面接の中で私は今後重視をしてまいりたいと思っておりますのは、香美市に対する理解、思い、そうしたものを重視させていただきたいと思っております。それを採用の基準の一つに加えさせていただくというふうに考えております。

本年度は統一試験ということでこの秋に予定をしておりますけれども、以降の採用につきましては、秋を待つことなく、年度の頭へ持ってくるというふうな形で採用をしていきたいと思っております。と申しますのも、アベノミクス効果等がございまして、民間の採用も活発になっております。やはり、人材を確保しなければ行政は前へ進みません。そういう点で、やはり早くから採用に対して意欲的に立ち上がって、応募してくださる方も、この町がしっかりと期待をして迎えようとしているんだということをアピールする意味からもしっかり前倒しをさせていただきたいと思っております。

言われるように面接は重要であります。面接官が少数の管理の方だけでやるということではなしに同僚の面接もするなど工夫を加えて、より人間的にしっかりと観察をさせていただきながら、この町を支えていただく次の人材を確保してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 採用基準に、面接時で市に対する理解や思いというものを採用の基準に加えるということは非常に素晴らしいことであろうというふうに思います。そして、面接のほうをかなり重視していこうと、そういう方法は非常に重要でございまして、今は何人かの面接官がいて面接したりとか、受験者全員が集まって、何か1つのテーマについて討論するとか、そういうことを通じて採用を決定するということが非常に重要だと。自治体等でも結構もうそういうことが主流になってきつつあります。高知市なんかもかなり面接重視してやっているということでございまして、ペーパーはできますけど挨拶はできないなんていうことにならないように、しっかりとしたその人となりを見きわめて採用して、市長の重要な力になるようにしていただきたい。

この職員の充実、これによりまして市長の掲げる安心・安全、活力のある元気な香美市、これが前進をしていきますようにご期待を申し上げまして質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 小松紀夫君の質問が終わりました。

次に、2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、自由クラブ、矢野公昭であります。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、その前に字句の訂正、削除及び質問事項の取り下げをお願いいたします。

まず、質問事項1番の本市内小中学校における英語教育、この③でございまして。③の上の端の行、終わりのほうで、「1時間～2時間（週）」となっておりますけれども、これを「（月）」に直していただきたいと思っております。

それと、質問事項の2番、政府の規制改革会議における農協制度の見直し案についてということにつきましては、きょう同僚議員の質問がありまして、その内容とほぼ私の質問事項が同じでございまして。そして、市長からも答弁をいただいておりますので、この質問事項を取り下げとさせていただきます、このように思います。

そして、3番目の選挙の公平性についてというところの上の行の終わりのほう、「役員になっていたことがあると機関紙に」とございまして。この「と」を除けていただきたい。削除をしていただきたい。そして、「ことが」のところを一旦切っていただきたい。というのは、「役員になっていたことが、ある機関紙に」とこのように読んでいただきたい。これをお願いいたします。

それでは、一問一答方式により質問をさせていただきます。

まず、第1に、本市内小中学校における英語教育についてお聞きをいたします。私は、平成23年6月議会におきましても質問をさせていただきます。ちょうど3年ぶりでございます。

まず前段といたしまして、小学校外国語教育は昭和61年4月に臨時教育審議会、教育改革におきまして、中学・高等学校における英語教育が文法知識の習得と読解力の養成に重点が置かれ過ぎていること。そしてもう一つには、大学においては実践的な能力、

いわゆる英語が話せる能力であります、これを付与することに欠けていること、この2つが大きく指摘をされております。このような観点から、リスニング、いわゆる聞くこと、それとスピーキング、話すことの重要性を認識し、そのためには低年齢から英語に親しむことが大切である。このような思いから、小学校におきましても平成10年に改定をされました学習指導要領の中で、英語活動が日本全国の小学校で広く行われるようになったわけでございます。

以上のように、30年近くも前から英語が話せる日本人の育成、これが非常に重要であると認識をしながら、いまだに大学を出てさえも英語が話せない、このような状況が続いておるということを申し上げまして、順次質問をいたします。

まず①、小学校での英語授業は担任がリードをするわけでありまして、小学校の日本人教員が英語の授業において外国人ALTをリードすることが果たしてできるのか。失礼ではありますけれども、私は疑問を持っておるところでございます。小学校教員が生徒に英語を教える力、英会話能力はどれくらいついてきたのか、これをまず伺うものであります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 矢野議員さんの英会話能力を中心とした担任の力の向上ということについてお答えをいたします。

英会話の能力については、議員さんが期待をされているように大きくは多分伸びていないと思います。ただ、授業等に関しましては徐々に向上していると思っています。

特に、昨年度からは日本人外国語活動の指導支援員を雇用しまして、小学校教員へのサポートや教員研修を行ってきました。また、小学校での外国語活動の教科化の話とか3年生からの外国語活動の話等もありまして、教職員の意識は高まっています。実際、5、6年生の担任が5、6年生の授業はしておりますし、1年生から4年生の教員も、香美市では担任が外国語を行うように努力をしています。その授業実践や研修を通して、指導力が大変大きく向上した教員もいます。一方、教員によっては指導力にまだ差があるということも否めません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 大体は予定しておったところでございます。伸びておらないということが一つ、しかしながら授業は向上しておると、支援員もふやしたと、教員の意識も高まっておる、このようにお聞きをいたしたところでございます。

全国小学校教員のうちの中学校英語の免許を持っている人、これはわずか4%でございます。それと比例をいたしまして、2006年ベネッセが行いました第1回英語に関する教員調査、これは3,500人が対象でありますけれども、これでは英語を教える自信が余りない、全くないを合わせて80%となっております。お隣の国、韓国では、余談ではありますけれども、小学教員は年間120時間の英語に対するところの集中訓練が

義務づけられております。

私、常々言っておりますとおり、英語に親しみ、英語が話せるようになるには、低年齢からの教育、これが最も重要と捉えております。それには小学校教員の英語能力を高めることが必要であります。能力も高まっておると、先ほど教育長は言われましたけれど、全教員とまでは言いませんけれども、せめて中学校のように小学校でも英語担任を1名各学校に配置できるよう、小学校教員の英語力向上を強力に進める必要があるのではないかと伺います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

高知県教育委員会のほうでも、教育センターの研修を通して、各校にそれぞれリーダーになる教員を育てようということでリーダー研修を行っています。毎年、何人かずつ育成をしていって、だんだんに英語の話せる教員、そして英語の授業のできる教員をしっかりと育成しようということで、まずは核になる教員を今育てています。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 高知県でもその教員を育てるように努力をしているということで、ぜひそれを今後も追及していきたいとこのように思っておりますので、それでは次の質問に移ります。

チームティーチング、これを行う場合、大事なことはお互いの意思疎通であります。以前の質問のときには、3名の外国人ALT全員が日本語での意思疎通が可能である、また授業の打ち合わせもできる、このように言われております。しかし、この答弁には「ただし」というものがついております。意思疎通を図るのも、授業の打ち合わせを行うのも、全て時間があればということでございます。その時間が足りないのでできていないと、このようにお聞きをいたしたところでございます。しかし、現在は以前の質問時より外国人ALT1名、そして先ほど教育長おっしゃいましたように、日本人外国語支援員2名の増員がされております。これは結構なことだと思います。

この増員によりまして、少しはこの時間の余裕、これができましたでしょうか、お伺いをするところであります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

学校のほうからはALT、これは外国人と日本人を合わせていますけれども、このALTが授業で支援をしてくれ助かっていると聞いています。ALTが以前よりふえたということは、学校に滞在する時間が長くなったということございまして、打ち合わせの時間も工夫され、当時に比べては随分改善をされています。

しかし、学校のほうに聞いてみると、やっぱり10校中3校からは打ち合わせの時間がとりにくいということも聞いています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） この動員されたことによりまして助かっておると、しかしながら、全般的に見るとまだ時間が足りないと、こういうことだと思います。これは、もう全てALTが少ないと、この一つに原因があるろうと私はこのように考えております。

先ほど申しました小学校教員の英語力向上も含めまして、ALTを全小中学校に1名以上配置することがベターだと思っております。これを進めてまいりますのには多くの課題もございましょう。しかしながら、今年5月19日付日本教育新聞におきまして、英語教育改革の有識者会議、これが今年2月に文科省で行われております。その中で、英語教育改革はやるべきかどうか議論する段階ではない。やらなければ日本にとって死活問題だと言っております。教育現場におきましては急激な変化を警戒する学校関係者もいるけれど、企業関係の委員からは日本の将来を危ぶむ声が上がっている、これも事実でございます。この有識者会議の座長でありますところの吉田研作上智大学教授は、長年改革を求められながら変われなかった英語教育にとって、今が大きな分岐点であるのは間違いない、このように言っております。私も同感でございます。

チームティーチングでの意思疎通を十分図るため、また本市小中学生の英会話力向上のためにも、ALTは今後も増員していくべきだとの強い思いを持っております。教育長はどのようなお考えでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えを申し上げます。

私も矢野議員さんとほとんど同じ考えで、ALTは学校に滞在して、授業だけでなく子どもにかかわるといふこと自体が大切なことでして、できるだけ多く学校にいられる時間をつくるだけの人が欲しいと思っております。

授業につきましては、今全部の時間に入れていくわけではございませんけれど、あくまでも日本人の担任、担当の教員が授業をリードするということがとても大事で、子どもたちの性格とか学び方とかいろんなことがわかった上で、しっかりと子どもたちの個々に合わせながら、また集団もしっかり仕組みながら授業をつくっていくという、この日本人教員の力量アップということは欠かせません。ですから、まずは日本人教員の力量を上げるということに全力を注ぎながら、でも本当に子どもたちにとってはALTはとても大切ですので、ちょうどこのころにちょうどこのタイミングでALTの力を生かしながら、子どもたちの力量を上げていきたいと思っております。

本当に増員についてはおっしゃるとおりでございます。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） まず、日本人教員の力量を上げるのが肝心であるけれども、ALTが授業にかかれる、それだけでなく学校に長く滞在する、おるといふことが大事、もう本当にそのとおりだと思います。だから、私先ほど申しましたように、各学校にALTを1名以上配置することによりまして、今の現状では各学校を飛び回っておりますよ

ね、それがなくなると。その日1日学校におるときには絶えずALT、外国人教員と接することができる、これは非常に大事だと思いますので、どうぞこれからもよろしく。それでは、次の質問に移ります。

市内7つの小学校におきまして、1年生から4年生の英語授業時間が月1時間から2時間とばらつきがございます。1年生から4年生につきましては授業時間の規定はございませんけれど、このばらつきの理由は何であるのか。生徒数、モデル校等も関係しているのか、これを伺うものであります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

現在の1年生から4年生までの外国語活動にばらつきがあるその理由は、現在の1年生から4年生までの外国語活動はまだ試行段階ということがございまして、教育課程外の取り組みになっています。各学校の裁量によると捉えていただいたらいいと思います。それでも、各学校が1年生からの外国語活動を取り入れようと香美市ではやっています、そういう意味では精力的に取り組んでいるということです。

ただ、ALTの配置につきましては、山田小学校の1年生から4年生までには十分入る時間がなくて、ここに配置ができていないことをとても残念に思っているところです。

外国語活動を学校の特色としているモデル校につきましては、外国語活動の授業時間数が多いという傾向はございます。特に1年生からしっかり行っています。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 理由といたしまして試行段階であると、各学校の裁量によると、こういうこととございますけれど。ということは、2時間までありますよね。そうすると今1時間、あるいはないところが2時間にふやしてくれと、こういうような話があれば2時間にふやせると、こういうことの意味でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

まだ学校の取り組みは1年生から4年生につきましては時間数的に少なく、本格的に実施になる検討を今文部科学省が行っていますので、その段階では3年生からの外国語活動が出てくる見通しではあります。

1年生、2年生につきましては、そこから後もまだ学校が自主的に取り組んでいくということにきつとなると思うのですけれども、今でも例えば週1時間にしたいということは、時間のとり方を工夫すれば可能です。ですから、もうちょっとALTをたくさん入れるということも可能ですが、今の配置の仕方では、各学校が今取り組んでいるのがALTを配置するのが精いっぱいということではあります。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 次に移ります。④であります。

本市小学校には各種モデル校がございます。モデル校を否定するものではなく、かえ

って肯定するものでありますけれど、モデル校がよい結果を残せば、市内全校に広めていかなければ意味がないと考えております。現に英語の香長小学校、道徳の楠目小学校などは非常によい結果があらわれておると私は思っております。

それに対する教育長の見解と、あわせてよい結果が出ていると思っておるのなら、この結果をどのように広めているのか。また、今後市内全ての小学校に広めていく考えはあるのかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

香長小学校は、外国語活動推進校として研究実践を積み重ねてきました。修学旅行先の広島平和記念公園で外国人の方を見つけて、自分からかわりを持って行って交流活動を行っています。そのときに、今までの学習の成果があり、初対面の外国人とでもコミュニケーションが自然にとれていたと聞いております。担当している教員も驚いているような状態です。

また、楠目小学校では道徳教育の実践成果があり、児童の自尊感情はとても高いです。

香長小学校や楠目小学校の教育実践や資料は、当該校だけでなく香美市の教育財産だと思っております。各校が2校の教育実践成果を活用し、外国語活動や道徳の時間の充実を図ることが大切です。教育委員会としても校長会、それから外国語活動の担当者会、道徳教育推進協議会などを通して市内全域に広げるべく取り組んできましたし、これからも取り組んでまいります。

この成果で外国語の活動がずっと全学校に広がっていったこととか、それから道徳の実践は非常に各校深まっていますので、そのあたりにモデル校としての成果は広がっていていると思っております。

ほかの学校も新たにそれぞれ特色のある取り組みをしていますので、その取り組みを全部の学校にモデルとして示しながら広げていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 教育長におかれましても、この取り組みを広げていきたいと、そして市内全域に広げる取り組みは既に行っておると、こういうことでございます。いろんなモデル校がございましょうけれど、私は英語に限って言っておりますので。

ちなみに、もう一つ新聞を紹介させていただきます。5月19日、教育新聞でございます。文科省は、2020年から中学校の英語授業は英語で行うことの全面実施を計画いたしております。これはあくまでも計画でございます。これらを見ましても、聞くこと、そして話すことへの重要性は今後ますます必要とされてくるのは目に見えております。そうなりますと小学校での英語授業が大切になってまいります。

今すぐできることは、現在の小学1年生にあなたたちが中学生になったときに英語での授業が始まりますよと、さあ頑張ってお英語を楽しみましょう、英語に親しみましょうということは、やる気さえあれば今からでもできることでございます。それを行うため

にも、よい結果を出しておるところの香長小、これのモデル校、これを参考にいたしまして、英語教育を全小学校へのA L T配置によりまして、中学校で困らないように香美市内の小学生の英会話力、この向上を目指すために基礎づくり、これの充実を目指すべきではないのか、見解を伺うものであります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） まずはそのとおりだと思います。

先日、全中学校でそれぞれ外国語の授業を見せていただきましたけれども、ほとんどが英語で行われています。現在そういう授業になっていますので、そこに対応できるような、中学校へ入ったときに英語に非常に興味を持っている、小学校の外国語活動が楽しかったという子どもを育てておかなければならないと思っています。ですから、小学校の外国語活動はとても大事だと思います。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 小学校での外国語活動はとても大事だということで、今後ともその方向で進めていただきたい、要望をいたします。

次の質問に移ります。⑤の質問でございます。

鏡野中学校1年生は週4時間、専属の外国人A L Tが配置をされておりますけれど、2年生、3年生になりますと外国人A L Tが2時間、日本人A L Tが2時間、このようになってございます。この理由を伺います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

1年生は英語科学習の初年度であり、英語に親しむという小学校の外国語活動の接続として、外国人A L Tの配置を基本として考えました。

2、3年生につきましては、コミュニケーション力が大きいですが、その意味では日本人のA L Tは外国の滞在経験とかがあって、本当に見事な英語が話せる人たちです。コミュニケーションと、もう一つは、文字とか読解等の要素も増してくることで、英語科の教員とより連携した指導ができるように、それから、つまずきのある子どもたちもいますので、そこへの心的な配慮もしながら支援ができるように、本年度は日本人のA L Tも配置をして試行的にやってみています。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2、3年生になりますとコミュニケーション、いわゆる文字と読解力が大事であると、それはわかります。

1つ、これお聞きをいたしますけれど、この2、3年生になると会話というより文法、こっちのほうが大体大事になってまいります。これはあくまでも入試を控えてのことであるのか、入試に関係なく英会話を必要としておるところでこの読解力も必要であると、そのようなお考えからこのようになっておるのか聞きます。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

さっき言ったような文字とか読解力そのものというよりは、私たちが子どものころのように、文を言って訳してみたいな授業ではなくて、意味というのも大きくつかんでいくコミュニケーションを大事にしていくという授業ですので、一つ一つを細かくというように、きちきちしたそういう読解とかいうことではありません。

大きくはやっぱり、聞くこと、話すことで進んでいきますが、子どもたちが中学校に入って一番つまずくのは、どうも文字のようです。単語も、みんなが知っているような発音どおりでなかったりするものですから、いろんなやっぱり子どもたちが英作とか英文を書いたりするときに、スペルのところで随分大変なところもあります。そういうのが苦手意識が勝ってくると、英語そのものがどうも苦手となってくるので、その好きという状態をずっと継続して、本当に会話を楽しみ、力をつけていくということが学校の大変難しいところだと思っています。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 確かに中学校になりますといろいろ難しい問題はございましょう。教育長が申しましたように、中学校になりますと文字でつまずくということは、小学校であれば外国人と親しみ、なれて、そして適当にといえば語弊がありますがけれど会話を楽しむということで、中学校に行くといろんなことが入ってきます、文字でつまずくと。

私はこういう日本の教育が、長年30年近く、英語を話せる日本人というものを30年近くやりながら、私に言わせれば英会話能力が一向に進んでいない。これが中学校からこういう教育が入ってくるので、私、実践の英会話というものは会話から始まるんで、聞いて話すこと、これができれば外国人とかなりつき合えれると思うですよ。文字を書いても、読めても、外国人と話はできんがですよ。ぜひそういうふうな、教育長はすごく教育熱心でありますので、そういうふうな方向で進めていっていただきたいと。これは答弁えいです。

次に移ります。⑥、ALTの雇用についてお聞きをいたします。

この雇用について、形態はJETプログラム、直接雇用、業務委託契約、労働者派遣契約、その他地域のネイティブスピーカー等がございます。本市の現状を問うものであります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えいたします。

本市の今年のALTの雇用は業務委託が3名、香美市非常勤講師として1名、日本人外国語指導支援員2名となっています。全部で6名です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） このALTの雇用について、今現在何か困っておることとか、そういうことはございますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） とても困っていることはあります。実は今、業務委託と非常勤講師と日本人の支援員と、その3種類の雇用の仕方をしています。

実は一番いいのはこの業務委託です。なぜいいかと言いますと、ALTとしての研修をきっちり受けてきて、どういうふうにALTとしてかかわっていけばいいかということを中心に学習して、委託ですからこっちへ来てくれます。だから授業支援が非常に適切です。

それから、生活上とか学校との関係で困ったことは、その委託先に話をし、そこからALTと連絡をとって、言葉の上でもきちっと説明をしてきて、いろんな混乱がないようにしてくれますので、今までこの業務委託については、学校とか市教委とかで、授業面でも生活面でも困った状態が起こったことがございません。ただ経費が、委託ですので、そういう研修費用とか全部あって高くなります。これが何人も雇えないという大きなネックです。

それから、非常勤講師につきましては、香美市に住んでいる人とか、こちらにもうずっといる人を香美市の非常勤講師として雇いますから、日本のことがよくわかっているし、香美市のこともよくわかっている人を雇うことができます。今雇っている1名は、長年こちらに住んでいる人ですので、非常によく地域のこともわかって、こちらが話をしても日本語も話せますので、意思疎通がよくできながら学校にかかわってくれるということです。この形で雇いたいと思って、この方は非常勤講師の金額ですので業務委託よりは少し経費が安くなりますが、ただ今年もう1名と思ってずっと長いこと時間をかけてやりましたけれど、残念ながら最終段階でどうもだめだということがあって、なかなかこの香美市とか香美市近辺に住んでいる方というのを雇うのは難しいです。雇うまでに市の職員がいろんな手続とか話とか、ずっと長いことかかわってきて結局だめというようなことがありまして、ここはなかなかうまくいかないところです。

それから、日本人の外国語指導支援員は、英語だけのALTさんが来ると小学校の先生たちはまだそこに十分対応ができないのですけれども、本当に外国語が上手に話せる日本人の支援員としてきてくださる方ですので、いろんな世界の話もできるしいいのですが、いわゆる日本人というネックがあります。

もう一つ、JETプログラムのことにつきましては、自分たちとしてはここはちょっと取り入れたくないと思っています。なぜかという、ALTとしての学習指導要領によった支援だったり、やり方だったりの研修をこちらでしないと、いろんな方が来ますのでなかなか難しいということと、生活上のお世話をすることに市の職員がすごく時間をたくさんとられます。これは市の職員がそのために誰かいれば別ですけれども、このあたりは大変苦しいと思います。いろいろ悩みがございます。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） いろいろと悩みをお聞かせいただきました。

まず、業務委託が一番よいということで、非常勤講師はよいけれども、模索をしていたがなかなかだめだったということで、手続等の問題。日本人はあくまでも日本人であると、こういういろんな問題があると、このようにお聞きをいたしたところでございます。

まず、いろんな問題がありましようとも、新市長もおいでになります。そして、また議員選挙がございますけれど、このALTに非常に熱心な同僚議員も何人かおいでになります。今後そういう方たちが法光院市長を初めとして助けてくれると思っておりますので、ぜひ教育長の思いを貫いていただきたい、このように思います。

それでは、最後の質問に移ります。選挙の公平性について伺います。

今年3月に行われました市長選挙におきまして、選挙管理委員長が特定予定候補者の推薦団体の役員になっていたことが、ある機関紙に掲載をされておりました。このことは公平、公正な選挙を行うべく日夜努力をし、また監視もしております選挙管理委員会、その委員長といたしまして選挙の公平性に欠けた行為ではないのか、見解を問うものであります。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 矢野議員にお答えをしたいと思います。

その前に、私も任期が昨今終わりました、当議会で先般、新人1人、私も含めましてまた信任をいただいたというか、選んでいただきましてまことにありがとうございます。

私も山田時代から引き続きまして随分長く選管をやっております、間もなくの時期ではないかなとも思っておりますが、やりかけた部分が若干残っておりますので、引き続きやらせていただきたいとは思っております。よろしく願いをいたします。

選挙に関しましてですが、これは言うまでもなく、議員ご存じのとおり公職選挙法で特定公務員に当たりますので、選挙運動に関しては禁止をされております。日ごろ私どもの日常におきまして、選挙に関しては十分注意を払って選挙運動にかかわらないように行っておるつもりでございます。

今回ご指摘の点でございますが、私が参加しております民間団体で、結論を申し上げますと、総会の際に特定の候補を擁立して進める旨の話が出て、その議論が行われ、実際上は選挙を進める団体としては確認団体をつくって、進める会やったかな、何とかをつくられて選挙運動をするということでございます。実際上、私自身はこの進める会ですか、みんなの会でしたか、という団体には当然所属をしておりません。それに、この候補に対して個人的に一般表明して支持する、推薦する旨の表明をしたこともございません。選挙運動ができないという大前提でございますので、そういうことで対応させていただきました。

この件につきましては、前総務課長、山崎課長で同じ名前ですけれども、からもご指摘というかちょっと聞かれまして、その辺の経緯等も説明させていただきました。当日

のその総会そのものにも私出ておりませんので細かいことがわかりませんが、その辺も含めて説明をさせていただきまして、一応ご理解いただいて県選管にも報告をいただいたのではなかったかなと思います。県選管のほうも、その点では特に問題はないのではないかという結論をいただいたというふうに後日伺っております。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 一つには、個人的に応援することはなかったということでございます。そして、その総会には欠席をしておったということでございます。そして、県のほうに問い合わせても問題はないということでございます。

法的に問題がないというのは私も重々承知をいたしております。私が言っておりますのは、団体にも所属をしていないと言いつつも、その世話人になっております。香美市革新懇という団体の世話人になっております。そこで、法には違反していないけれども、私が言っておりますのは、道義上のいわゆる常識として、我々法治国家に生きておる者は法を遵守しながら生活をしていっております。私も法を破る者ではございません。しかしながら、一般社会として、社会の中で我々が生きていく上におきまして、法を守ることもちろん大事でありましょうけれど、それと同様に大事であるのは常識、一般常識というものでございます。朝から晩までの挨拶、暑いのお、冷やいのおという挨拶、こういう挨拶がこれは法律で決められておるものではございませんけれど、こういう挨拶をしながら人間同士のつき合い、近所づき合い、そういうことで社会は成り立っていると、このように思っております。

その法には違反していないけれども一般常識として、そして道義上の問題として、委員長はどのようなお考えであるのか、そこをお聞かせ願います。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 法律に違反をしていないということ、そういう立場でございしますのでまず申し上げるしかないわけですが、選挙にかかわらず、いろんな政治問題にかかわらず、個人の考え方というものは十分尊重されるべきであるという認識を、これは皆さんもお持ちだと思います。その上でどういう活動をするかはその個人個人でございしますが、それが特定の法にかかるということであれば当然問題視されるわけです。

實際上、選挙管理委員会の委員が、例えばですが、どっかの政党に所属をしていますが、この点については問題がないということで、實際上、県外のいろんな選管の委員を見ておると、そういう例も多々見られております。2名以上はだめだとかいう規定はもちろんでございますけれども、そういったことを鑑みますと、ただそのことをもって、その道義上公正であることが欠けるかどうかということは、私としてはちょっと考えにくいところでございますので、積極的に選挙にかかわることについてはもう全面的に控えておりますし、やっつけられないことだと認識をしておりますが、その周辺のことにつ

いても注意を払って動いております。たまたまの団体がそういうことになったということでございますけれど、最初からそういうことを目的につくった団体ではないというふうに認識をしておりますので、どういう経緯かということも含めて、実は年末の仕事の関係からずっとその総会までの間、ずっと会にも参加できておりませんでしたので、経緯も何も、そこについてもほとんど認識をしていなかったということもございますが、おおむねはそういう個人の考え方等について、特にそれが指摘されて道義上に問題があると単純に私は考えておりません。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） まず、道義的にどうかこうかということは考えていないということですのでよろしいですね。それと、たまたまそういうふうになったということで理解をいたします。以上でこの質問は終わります。

終わりになりますけれども、法光院市長をトップといたしまして執行部の皆様方、そしてまた職員の皆様方が、今後、本市発展のためにご尽力いただけますことを心よりご期待申し上げますところでございます。

以上をもちまして全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時01分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 6 年 6 月 1 9 日 木曜日

平成26年第4回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成26年6月11日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月19日木曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成
12番	山崎龍太郎		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	収納課長	前田哲雄
副市長	今田博明	ふれあい交流センター所長	西本恭久
総務課長	山崎泰広	福祉事務所長	岡本明弘
企画財政課長	山中俊明	産業振興課長	佐々木寿幸
会計管理者兼会計課長	三谷由香理	建設課長	井上雅之
管財課長	柳本隆司	上下水道課長	安井幸一
まちづくり推進課長	横山和彦	《香北支所》	
防災対策課長	岡本博章	支所長兼地域振興課長	舟谷益夫
市民保険課長	高橋由美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几内一秀	支所長兼地域振興課長	小松清貴
税務課長	野島恵一		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	横谷勝正

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美 公 議会事務局書記 山本 絵 里

議会事務局書記 野口 恵 子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第4回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成26年6月19日(木) 午前9時開議

日程第1 一般質問

① 12番 山崎 龍太郎

② 3番 山崎 眞 幹

会議録署名議員

5番、濱田百合子君、6番、山崎晃子君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問をいたします。一問一答であります。

最初に、産業振興条例についてお尋ねしてまいります。

本件については、平成23年9月議会にて大きく期待を裏切られ、失意したことであります。ただし、前市長、前副市長の答弁で唯一の光明は、現段階では見送るが、未来永劫やらないわけではないとの答弁であります。前回の繰り返しの質問はいたしません、私は市長の所信表明を伺っていて、産業振興についての多くの諸課題を前進させねばならないとの決意を感じ、であるなら、枝葉の部分の諸施策のかなめとなる条例制定について再度質問をさせていただこうというものであります。

議会は、議会基本条例制定においては条例先行型ではなく改革先行型でありました。市長の話をお伺いして、施策展開の中からおのずと条例制定が可能であると感じ取ったわけで、気合いを入れて質問させていただきます。

中小企業振興基本条例、本市においては農林業なども含まれますので産業振興基本条例と言ったほうがよいと思いますが、全国では31道府県、116市区町で制定されております。背景には地域の疲弊に対する危機意識があり、条例の中身も豊かな自然やバランスのとれた産業、地域の振興、あるいは金融機関の役割重視、小規模企業への配慮など実態に即した内容で条例制定が各地でなされております。

そこで、まず1点目に伺いたいのは、経済センサス調査では、本市の小規模事業所数は平成18年1,044事業所、平成21年931事業所、平成24年792事業所と減少の一途をたどっております。放置できない現状に対して行政の対応が必要と考えますがいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） おはようございます。久しぶりの山崎龍太郎議員からの一般質問でございますので、こちらも気合いを入れてお答えをしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まず、小規模事業所の推移でございます。私なりに香美市の人口の減少の比率と比較をしてみました。平成18年、これはセンサスではございませんけれども人口2万9,652人、これ4月1日現在でございます。それを100といたしまして平成21年2万8,526人で、減少比率で平成18年を100としたときに96.2%。また、

平成24年は2万7,635人で93.2%となっております。山崎議員からご質問の中でいただきました数字を1,044事業所、平成18年を100といたしまして、平成21年の931事業所、89.18%、平成24年の792事業所では75.86%と人口の減少比率を上回る減少率が見受けられます。

経済の低迷に比例しまして、そういうふうな事業所数は減少の一途であります。ここ1年程前から大都市圏におきましては景気回復が言われ、大企業におきまして経常の利益が大幅な黒字というふうな報道もなされる中、地方部におきましてはいまだ非常に厳しい状況でございます。

香美市といたしましても、このような小規模事業所に対しまして限られた予算、人員の中ではございますけれども、セーフティーネットやまた新たに起業される方に空き店舗の助成等、現在構えております事業の中から商工会との連携を密にいたしまして、可能な限りの支援を行っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 経済センサス調査ですけれども、今年も7月1日以降提出の運びとなっていくわけですが、調査結果はあなたの暮らしや身近な地域、日本のこれからのために役立てられますということで、一定事業所には義務づけられた調査でもあります。

そういう中で、本市においても地域の課題等について事業所の推移等も踏まえながらさまざま考えられて、先ほど課長が言われた答弁の方向性も出てきているところでありますが、なかなか事業所が減っているというこの現状を鑑みたときに、空き店舗の助成なんかも商工会を通じてやられているわけですが、もう一步踏み込んだ施策の必要性も今後私は必要と考えるところでもあります。実際、これまた課長が通告にないからと言うかもしれませんが、実際の調査の意義ですわね、経済センサスの調査の意義をどう捉えて生かしているのか、関連づけてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） センサス、あくまで過去の数値、統計上の数値でございますけれども、経済は生き物でございます。当然、今回、平成26年度、まちづくり推進課のほうで行っております例えば商店街の空き店舗を利用したシェアオフィス、シェアハウス等の具体化、そういうふうな形のやっぱり展開、そういうふうな展開を視野に入れて少しでも空き店舗をなくしていく、企業を支えていく、そういうふうな形の取り組み、それを行政として可能な限りの支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

昨年7月、産業建設常任委員会は倉吉市へ視察に行つてまいりました。大変有意義な

ものでした。倉吉市くらしよし産業元気条例は議員発議にてマニフェスト大賞まで受賞された条例であります。目的として、豊かで暮らしやすい地域の実現と市民生活の向上のため産業振興の方向性を明確にし、推進体制の構築まで市長と議会の責務を定めております。産業振興ビジョンの策定や戦略会議の設置など、実に的を射た取り組みであると思います。事前資料もつけてありましたが、課長は同行もいただきまして研修も同じくされたところであります。

現状を憂いている部分と可能な限りの対策もしているということも答弁でございましたが、やはりじり貧の感は否めないと思います。やっぱり、みずからに責務を課し精力的に取り組むには、倉吉市の事例は参考になると思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） まず、産業建設常任委員会の皆様方に同行させていただきまして、反省会を含めまして非常に充実した視察であったと感じております。

倉吉市でございますけれども、やはり60年の歴史を持つとても熟成された町と印象を持ちました。また、やはりおのおのの町にはその町の歴史や状況等に沿ったものが必要と、当然条例もそうでございますけれども、まだまだ合併して8年、9年目に入った香美市ではまず実効性、即効性のある施策、それが必要ではないかと考えます。

過去、平成23年9月議会まででございますけれども、副市長のほうでこの条例に関しましては答弁をさせていただいてきたところでございます。私ではちょっと役不足（後に「手に余り荷が重いこと」と訂正あり）ではございますけれども、その答弁の中でもやはり即効性、実効性を持った現在の香美市の振興計画、具体的なその振興計画、産業振興の部分につきましては第4章に全てが網羅されておりますけれども、それに基づきまして具体策を現実的なものとして実行していく、そこがまず今の香美市では必要ではないかということで当時の明石副市長も答弁をされ、また門脇前市長も最後の答弁で、先ほど龍太郎議員の中にありましたが、未来永劫ないということではないですけれども、今現在の香美市にとって象徴的な条例よりも実効性、即効性のある振興計画に基づいた施策の進め方、そういうふうな行政の方向性を今はとるべきではないかというふうな答弁をさせていただいております。

私も同様の考えでございまして、現在、後期基本計画に移りましたこの第1次の香美市振興計画、平成28年度まであと今年を入れましても3年ありますけれども、その間にこの振興計画に基づく事業の計画がいかに進捗していくのか、そして課題は何なのか。また、次に展開していくときに、2次の基本計画を策定するときに、やはり山崎龍太郎議員のおっしゃられた象徴的な条例が必要なのか。そこも含めまして、この香美市の振興計画を進めながら考えていくということが必要だと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 大体、課長の答弁の最終到達点が見えてきたところでご

ございますけれども、それでは、産業建設常任委員会の皆さんが倉吉市へ行かれて、どのような所感、復命を書かれたかという部分で言いますと、取りまとめて言ったら、条例制定から取り組みを具体化されて、地域生活の向上を目指す一貫した政策推進を評価する。本市においても生かせないかとの意見が多々ございました。

実際、課長のレベルでは象徴的な条例というふうなことを申されましたが、実際、市長にも責務を課してやっていると、もちろん諸般の報告から見てさまざまな施策を新たに打ち出してすばらしい点、多々ございます。ただ、そのかなめという部分で言ったときに、私はやはり必要性を感じて質問を続けるわけですが、一つ、課長も報告書を出されていると思いますけれども、今ここでどんな報告書やったかなというふうにちらっと思ったんですけど。やはりこの条例については、先ほど言われたようなやっぱり歴史が違うのというふうなところの報告であったのかどうか、少しお尋ねさせてください。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） まことに申しわけございません。事前通告にありませんでしたので、記憶にございません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 過去のことは忘れ去る人でしょうから、わかりました。

それでは、倉吉市のことは課長の受けとめ方と私どもの受けとめ方が若干違うかなという部分もありますけど、次に移らせてもらいます。

平成23年の議論の中で、まだまだ産業振興課、機構が変わるということで、緒についたところだという副市長とかが言われていました。実際、そういう現時点では屋台骨も大規模の中ですので大変でしょうけども、私どもはやっぱりしっかり機能していると、佐々木課長を先頭にしっかり機能しているというふう考えるわけです。先ほど前段で述べた、やはりこのまま放置できない、人口の減少よりも事業所数の減少が大きく上回っている、この看過できない状況打開のためには今ある施策だけ、それをつなげる、また幅広い今後展開している施策も出てきます。その中心に座る条例、たくさん振興計画に基づいてやっている部分は、ある部分一発一発の打ち上げ花火的にならないように、やはり花火大会にするにはやっぱり私は中心に座る条例が必要というふう考えますが、再度の見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お褒めにいただきまことに光栄でございます。

山崎龍太郎議員のその産業振興条例にかける思いは十分に感じております。

地方自治法第112条には、議会の議員からの条例の提案ができるという規定がございます。倉吉市におきましても、議会議員の有志によりまして研究会、さまざまな検討会を踏まえた上で平成21年に現在の条例を提案され、それが議決をされたという経緯をたどっております。ぜひそこまでの思いを具体化をされ、地方自治法第112条による条例の提案をお待ちしております。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そういう答弁もあるかなというようには想定はしておりましたが、実際そういうことも改選後考える必要性もあろうと思いますが、産業振興をつかさどるのはどこかといったときにはやっぱり産業振興課であり、そのトップは市長であるということになるかと思えます。これは先ほど言った31の道府県及び116の自治体関係も、ほとんどがその執行部が産業振興にかける情熱をぶつけてきて議会に出してきているところでもあります。

確かに私どもは議員の立場で、この看過できない見過ごすことのできない状況を何とかするためには、やはりその条例を必要というときに、まずは執行部から条例の素案等が出て、そういうたたき台のもとで議論をするということがあってしかるべきというのが私の基本的な考えであります。

実際、私はちょっと市長に対して聞きたいんですが、きのうの一般質問に対して、物部川やこの穏やかな風土、そして豊かなこの条件、これを生かして誰にも負けないまちづくりをしていくと、この方向性は実際のところはこの産業振興基本条例の前文にもなり得ると思うんですわ。だからそれを、さまざまな今回所信表明された諸施策をつなぎ合わせる部分を執行部サイドでつくるという気合いというか、気持ちがないのかなというのがある部分不思議なんです。そういう検討にも入っていいんじゃないかと。

確かに産業振興課は大きいレベルと、それから事務を農林の分野から商工、観光まで持っていますので大変ですけども、やはりそれは今回の、けさほど高知新聞にも出ていましたあの林業を生かす助成なんかも踏まえて、やっぱり市長の思いがその諸施策に生きているという部分は私は大きく評価します。そのときに、その中心となる部分が、以前議論された部分から一步、二歩進むレベルであって、それが今の法光院市政が目指す方向性と合致するんじゃないかというふうに考えますが、市長の答弁をよろしく願います。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎龍太郎議員の市長の市政についてのお尋ねでございますので、お答えをしたいというふうに思います。

私が安心・安全、そして活力のある香美市をという思いを強くいたしまして市民の皆さんに訴えを始めたときには、残念ながら山崎議員さんとはお話をする立場にはなかったものでありまして、今議員さんのそうした思いをお聞かせいただきましたときに、ぜひともともにこの町をということをお話して、新しい香美市を考えていきたかったなという思いを今持っておるところであります。

倉吉市につきましては、私どもの町も高齢者の足でありますとか、市民の利益というようなことで非常に参考にさせていただいた町であります。したがって、その中の積み上げてこられたものには大いに参考になるものがあるというふうに思っております。

過去は過去でございまして、今後そうしたお話を伺うにつきましても、今後これを機

にこの町を一緒につくっていくためには、お話をぜひ参考にさせていただきまして、これからというふうな思いをさせていただいておりますので、これからともに町をつくるという思いで知恵を出し合っていきたいと思っておりますので、この条例制定についても真剣に考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 市長の答弁をいただきましたので、次に移ります。

続きまして、市長の所信表明から2点、1点目に土佐打刃物についてであります。

この間、市長は就任以降、連日の各種団体などの定期総会へも参加され、懇談もされ、お疲れさまでございました。打刃物業界の総会においても、市長、副市長におかれては精力的に意見交換なされて、現状認識等も深めていただけたものと思います。

市長は所信表明で、鍛造業については従来の施策に加えて伝統工芸を守る観点から取り組む。そう伺って、私は大きな意味を持つと考えて質問テーマにいたしました。

1点目にお尋ねしたいのは、現状、本市で取り組んでいる後継者育成の事業に加えて対策を講じると私は捉えましたが、具体的ビジョンはお持ちなのか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎議員の土佐打刃物の件についてお答えをいたします。

2年前、平成24年度、私が産業振興課長になってすぐ物部川地域アクションプランの中で、この鍛造業の後継者問題についてどうしていくのかという議論になりました。そのときに、産業として今までどおり支援をしていくのか、もう伝統文化としてここを支えていくのかというふうな形で、私のほうから県のほうの工業振興課のほうにも提案をさせていただきました。工業振興課のほうも十分に考えていただきまして、やはり産業としてというのは非常に厳しい現在の状況であるということは、山崎議員は最も身近に感じられておるところと考えます。やはり、このようなすぐれた技術、工芸、いわゆる伝統的な工芸品として、県として支えていくべき道がないのかというのを平成24年度に提案をさせていただきまして、県のほうでも検討を加えられてきたというふうな形でございます。

後継者育成に関しての対策、やはり先ほど申しましたように文化としての位置づけ、それによる育成というふうな形が現在のこの土佐打刃物の状況の中では、今とり得る施策の一つではないかと考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 厳しいことはもちろん私も従事していますので承知の上で伺っているわけですが、産業として残していくという方向性を外してしまったら、それはもう腕の立つ野鍛冶さんと言ったら失礼ですが、そういう方がもう一握りおるだけの、もうよそにも香美市は打刃物の町ですよ、土佐山田町は打刃物の町ですよなんて言えなくなります、現実問題。

実際、伝統文化、工芸品という側面はもちろん、その視点を持つことは否定はしません。ただ、その中で後継者を育てていくと、外からもアプローチがあったりしている部分で育てていくというレベルの発想で、産業としてまだまだ持ちこたえられるんだぞというところまで私は行政が、こう言ったらあれですが、何か今の発言聞いてて手放した、語弊があるかもしれませんが見捨てたような方向のニュアンス的にも聞こえるんですね、実際のところは。ただ、実際、県の後で言いますその事業なんかに関しても、やはり人材を育てるということが、ただ伝統文化を守るというだけじゃなくてやはり産業として残すための、一握りの有能な技術者だけが残るんじゃないじゃなくて、産業としてやはり打刃物を県内外の市場へ発信すると、それで対価を稼ぐという、その視点を除かれたら業界としては非常に困る部分もありますが、そこのところはどうなんでしょうかね課長、再度答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

一言も産業の部分をはのけるとは、私のほうの答弁ではなかったと考えております。当然、産業としてという形を持った上で、それは基礎の部分でございまして伝統工芸品というふうなエッセンスを加えていく、当然、産業の部分での支援というのは今までずっと行ってきました。そういうふうな経過もございすけれども、いま一つやはり効果が出ない。では、それに加えて伝統工芸としての取り組みをプラスしてはどうかということとでございす。

非常にこう、風が吹けばおけ屋がもうかるではございせんけれども、香美市の産材を使い山を活性化していく、その施策の中には、やはりこの打刃物を山で使っていただく、そういうことも当然含まれております。そういうふうな施策は産業でございす。そういうふうな施策の一つ一つを関連をして捉えていただければ非常にありがたいと感じております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 以前は商工会や刃物組合のほうへ鍛冶屋になりたいとの問い合わせが年に数件ありましたけど、最近ちょっと見受けられない状況もあります。結局、鍛冶屋に雇い入れをするだけの業界自体も体力もなく、多くの方々は他産地や別の道を歩まれたというふうに聞いております。伝統工芸という立場も尊重しながら産業として残していくという立場なら、今ある施策がなかなか生きていないというレベルのことも私も理解もするわけですが、県と連携もしてアクションプランの中で少しはやっているみたいなことも伺っておりますけど、もっともっと取り組むべき課題があるかと思っておりますが、その辺についての見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 非常に山崎龍太郎議員には失礼かと思っておりますけれども、さまざまな事業というのは、その事業を実際実施していく対象者の方のやる気次

第で生きもする、また発展もするものと。いわゆる昭和の時代にありました行政がしてくれないからというふうな、施策が悪いからというふうなことではなく、やはりその伝統産業、産業として、またその上に伝統産業としての打刃物、この展開について商工観光班も真剣に悩んでおります。その中で、1つの提案としての現在のこの文化的な支援というふうな形でございます。当然、県のほうも今までの産業の部分プラスこの部分というふうな形での支援をしていきたいと。

ただ、最初にお話ししましたように、当事者である刃物に携わる皆様の心意気、そこをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 私もこの件を質問するに当たって業界の若手のレベルにも意見聴取もしました。そして、本市だけじゃなくて県内で展開している鍛冶屋の若手にも話を聞きました。

昭和の時代云々ということも言われますけど、実際、鍛冶屋自体は昭和の時代を生きているレベル、考え方は、生まれは平成であったとしても、どう言いますかというたら、中学校を出て早くから鍛冶屋業、親の跡継ぎでやっているレベル、その方々の経営感覚とかそういうレベルのことを考えたときに、やはり行政が手を差し伸べる部分もあるんです。極端に言うたら、後で申しますこの県の制度を利用しようと、したいと。ちょっと積極的にやりたいというたときにも、極端に言うたら、そういう物事の申請のこととか何やかんやについても、産業振興課までたどり着くような部分もないんですわ。実際のところは、そこのところはやっぱり若手のグループなんかについても、やはり申しておりました。これは申していたということでもありますので、そこの部分で商工観光班も含めて頑張っていると思ひますけども、全く当事者が持ち合わせていないというレベルについては少し異論を挟んでおきます。

この件について伝統工芸の分野を守る観点からも取り組むということですので、これは市長の所信が間違っているわけではないですが、やはり産業として残すということは課長も先ほど言われましたので、私は課長の発言がやはり何か切り捨てる的な発言に聞こえたので言っただけのことでもありますので、それは気にとめないでいただきたいと思ひます。

次に移ります。県は伝統的産業に興味を持つ人材の発掘、後継者育成対策による産業支援として伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業を創設しました。

事業の背景、目的は課長のほうではもう周知のことと思ひますが、対象としては、認定品の伝統的工芸品の2品目である土佐打刃物といのの土佐和紙ということで、助成事業の創設には伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金というものがあまして、短期体験研修開催事業、研修場所環境整備事業、研修者受け入れ事業ということで、補助内容が云々ということで、補助率も県が3分の2で市町村が3分の1というふうな形になっておりますが、市としてどのような推進体制をとっていくのか。

私ども事業者への一定の説明はございましたが、現実味を帯びた話とはなっておりませんし、現在の後継者育成補助金も使われていない状況もございます。推進体制及び県補助に対する市町村負担分の財政措置は今回の補正でも出てきておりませんが、その点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業、これ県の事業でございますけれども、県の商工労働部の工業振興課で新たに創設されました事業で、県のほうとしては861万8,000円の予算となっております。これとは別個に産業振興センターの事業といたしまして、伝統工芸品等販売促進支援事業というようなことで300万円が予算化をされておるところでございます。

うちのほうの体制といたしましては、当然、商工観光班が班長以下4名の体制でございますので、その体制の中で商工会等とも連携をとりながら支援をしていくと。先ほどご質問の中にもありましたように、土佐打刃物の助成事業といたしましては、毎年度60万円の予算を当初予算として計上をしておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 実際この事業をやるとなったときに、現時点では市としては予算を組んでいないけど、補正なりをするということによろしいのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。そのとおりでございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 続きまして、所信表明の2点目、財政運営についてお尋ねします。

交付税が一本算定となると、試算では年間12億円から13億円減額となることから堅実な財政運営が重要となる。今後においては中期財政計画の精度を一層高めるとともに、公共施設等総合管理計画の策定や地方公会計システムの導入などについて積極的に研究し、実施を急ぎ、透明性の高い地方公共団体マネジメントを進めていくとのことであります。

そこで、数点伺ってまいります。

総務省は、合併市町村に係る普通交付税の算定方法を本年度から段階的に見直すことを決めました。旧市町村役場を支所として、その機能維持の費用を算定に加えるなどです。また、人口密度による需要の割り増しやその他の要件は、標準団体の面積の見直しに加えて、合併自治体は面積拡大の影響がより大きいことなどから、財政需要の割り増しを行います。2014年度に検討をされ、2015年度から反映される見通しです。

普通交付税の一本算定が支所経費の加算によって引き上がり、削減額の3割から4割程度が緩和され、その他の見直しと合わせると、5年後以降の一本算定は4割から5割

程度緩和するレベルに引き上がると見込まれております。その点を素直に本市に当てはめれば、現時点での試算は12億円から13億円の4割から5割、約5億円から6億円が緩和されるはずと考えますが、見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。山崎議員の一本算定による減額についての質問にお答えいたします。

総務省は平成の大合併を経て誕生した自治体へ配る地方交付税の算定見直しの基本方針として、支所経費の算定、人口密度による需要の割り増し、標準団体の面積の見直しの3点を掲げています。

支所経費の算定については平成26年度から先行的に実施するとされており、国が設定している標準的な自治体の規模や面積から試算した場合、香美市では支所経費として標準的経費の7割から8割程度が算入されるものと想定しています。また、人口密度による需要額の割り増し及び標準団体の面積見直しについては、平成27年度以上に順次交付税の算定に反映するとされており、現時点で詳細についてはわかっておりません。

平成25年度の普通交付税算定によると、一本算定と合併算定替えとの差額は約12億5,000万円となっていますが、上記の算定見直しによる緩和策により今後の減額幅がどのようになるか注視したいと考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 今後の減額幅がどれぐらいになるか注視をしたいということで、この背景は、今回の見直しは合併自治体の財政運営に大きな影響を与えるものとして私は重要と捉えております。これは、この間、全国的事例として合併算定替えがなくなり一本算定になれば、このままでは財政が破綻するなどとして行革や基金などへのため込みを進める一方、住民から切実に求められる行政サービスの改善、拡充には消極的に対応するという合併自治体が、少なからず出てきたからであるということであり

ます。

支所の部分の算定は一本算定に加算されていくわけですがけれども、平成24年から3年間かけて、全国規模で約3,400億円の予算措置がなされると聞いております。それ3分の1ずつ加算していくというふうに伺っておりますけれども。実際、平成24年からということになったら、今年出てくるお金がどれぐらいかなという部分で、その金額はわかりますでしょうか。それについてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

支所経費につきましては、標準的な団体で1支所当たり全額で2億4,000万円ということになっておりますので、これを3年間かけて順次ふやしていくということになっておりますので、1年目は8,000万円、2年目は1億6,000万円ということになってきますが、現在わかっておりますことは、国の定めた標準団体というのは面積が

160平方キロメートル、そして支所数は2カ所、人口10万人ということです。その中で、一応支所管内の人口は8,000人ということになっております。そして、あと本庁から支所までの距離がそれに補正係数として加算されるということでございますので、これを考えますと、標準的な基準額に人口補正と距離補正を掛けたものが基準財政需要額になって入ってくると、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） その部分は私どもも若干認識はさせてもらっているんですが、具体的な数字ですわね。先ほど言った本庁からの距離への遠さによる補正とか、人口の多寡による補正とか、そういうもんを掛けてうちは物部と香北に支所を持っていますわね。その部分でのあら計算でも、これぐらいは基準財政需要額のほうでということには計算もできていません？それとも、もう国からそういう内示の金額が来ているとかいうレベルでもないんですか。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

普通交付税の算定におきましては、補正係数については7月になってから決まってくるので、交付税額が決まるのは7月下旬から8月ということになってきます。それで、その補正係数がわからない中で一応先ほど答弁しました要素を加味して考えますと、香美市では全額来た場合、2支所について3億4,000万円から3億8,000万円程度になるのではないかとというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 大体わかりました。次に移ります。

本市の各種財政指標は、実質公債費比率にせよ連結実質赤字比率にせよ将来負担比率にせよ、県レベル、全国レベルからいっても健全であることを物語っております。

市長は地方公共団体マネジメントを進めると申しておりますが、各自治体においてもかなり以前から行政評価制度や人事評価制度など、マネジメント技術に関する制度も導入してきたところでありますが、私は若干違和感も覚えるところもございます。経営とか経営管理の概念が一部の射た取り組みの部分もあるでしょうが、住民福祉の向上を目指す自治体本来の役割を一層充実させねばならないと私は考えますが、そのところはいかがでしょうか。見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

香美市の財政状況は、平成24年度決算ベースで実際公債費比率などの比率が早期健全化基準を下回っており、一定の健全性は保たれています。また、合併後、将来の一本算定を見据え住民サービスを維持しながら、将来的に健全な財政運営を行うために行政

改革大綱、集中改革プランを策定し、職員の削減など行財政改革に取り組んできました。

今後、一本算定により一般財源が大きく減少していく中、高齢者人口の増加とともに医療、介護等の住民福祉の役割は大きくなってきています。こうした現状を踏まえ、必要な住民サービス、福祉施策が推進できる財政運営に努めていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

中期財政計画の精度についてであります。事業、施策実施に対する財源の裏づけとなる部分は、先ほどの議論でまだまだ不透明さが浮き彫りになりました。本市は従来より予算を組むときなどは入りを厳しく見積もり、出を多大に確保し不用額を生んでいる状況が決算審査等においても目につきます。

私は、住民サービスに係る部分、市長がさまざま施策展開していく中で中期財政計画をいかに精度を高めていくのか、そのように言われておりますので、その点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 現行の香美市中期財政計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間として平成24年3月に策定されています。

今後は現中期財政計画と実績との差異等について検証を行い、国の動向等を注視しながら財政運営を進め、平成29年度からの次期中期財政計画の策定につなげていきたいと考えています。

また、普通交付税の一本算定により一般財源が大きく減少する中、複雑、多様化する住民ニーズやサービスなど新たに発生する行政需要に対応し、普通建設事業や公共施設の老朽化対策など計画期間中に想定される事業の精査を行い、優先順位をつけて計画的に実施していく必要があると考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に、基金の運用について伺います。

本市において、数年前より基金について国債購入において一部運用が図られております。平成26年4月例月出納報告では、基金約110億円の中約28億円が国債であります。また、水道事業会計においては3億1,000万円の有価証券を購入しております。

基金に属する現金は歳計現金と同じ取り扱いになるとされており、会計管理者は指定金融機関、その他確実な金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないとされております。

そこで1点目に伺いますが、公金の運用は厳格さが求められております。本市においてはマニュアルや指針などはお持ちなのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 会計管理者兼会計課長、三谷由香理君。

○会計管理者兼会計課長（三谷由香理君） おはようございます。山崎龍太郎議員の公金の運用についてのマニュアル、指針等はあるかというご質問に対しましてお答えをいたします。

当市としましては、現在のところマニュアル、指針等はありません。

ご承知のとおり、平成17年4月にペイオフ制度が解禁をされたことによりまして、決済用預金を除きます一般預金等につきましては、地方公共団体におきまして一般の個人や法人と同様に原則として元本1,000万円までとその利息等が保護されることになりましたけれども、それを超える部分については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて返済されることになりました。

このことを受けまして平成20年に当市では、マニュアル、指針等ではありませんけれども、平成14年総務省から出されましたペイオフ解禁に向けた地方公共団体の対応についてという通知に基づきまして資金管理の運用を行うこととしまして、当時の収入役時に普通預金から決済用預金へと振りかえを行い、定期預金は相殺の範囲内で運用し、それを超える部分については国債による運用を行ってまいりました。また、その取り扱いにつきましては前市長にも協議をし、承認を受けております。

総務省通知に基づきまして承認を受けました内容は3点ございます。こちらを申し上げます。1つ目、指定金融機関での利息のつかない普通預金での保管を原則とすること。2つ目、当市が起債借り入れにより債務のある金融機関については、相殺可能額までの譲渡性預金や定期預金で保管をすること。3点目、それを超える部分では、国債、地方債で保管をすることの3点でございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 他市では運用基準等を持たれて金融機関の経営状況の把握や自己資本比率の基準等の判断基準、それから、国債運用の基準とかという部分についても明確にしています。だから、実際先ほど言った総務省の通知をより具体化した部分をやっぱり持つ必要があるんじゃないかなというふうな私は考え方です。

実際る調べてみますと、やはり最初は国債をってどうなんかなというふうな思いから、それから、市民の方からの相談事で質問に至ったわけですが、現実問題は現在の運用自体はまずいというふうな捉え方ではございませんので、それを承知の上でやはり先ほど言われた利息の部分とか、2点目の市債の相殺の部分とか、それから国債、地方債の部分、3点目ね、それはわかりますけれども、やはりそういうレベルの一定の運用の基準、指針の必要性を求めますが、再度の答弁求めます。

○議長（西村芳成君） 会計管理者兼会計課長、三谷由香理君。

○会計管理者兼会計課長（三谷由香理君） おっしゃるようにマニュアルの必要性は私も感じております。引き継ぎのほうも受けておりますので、今後は調整する方向で考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に移ります。国債の安全性についてであります。

昨今は外国人投資家が3カ月から6カ月の短期物の保有、その保有率の上昇、そして国債全体の保有比率は9%弱となっております。国債の暴落の危険性については、さまざまな専門家が指摘しているところであります。

また、去年はアベノミクスの影響でファンドは15兆円国債を買い増し、今年になって売りに走っているというふうな状況もありますし、また年金のほうの動向も今後気になるところ、国債で買っている部分をほかの日本の株に転換していくみたいなことも言われております。そういうことも気になります。だから、国債の安全性についてのご認識をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 会計管理者兼会計課長、三谷由香理君。

○会計管理者兼会計課長（三谷由香理君） 国債は特例法によりまして国が発行している債権でございます。元本は国が保証してくれております。もしも国債を購入した金融機関が破綻をしてしまっても、保有している国債は保護されますので、安全重視の資産運用方法においては最も適した金融商品であると考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 元本保証で、金融機関に何かあったときでもそれは保証されるというレベルのところでもありますけど。少し伺いたいんですが、議案質疑か何かのレベルで、前々の会計課長が、国債がちょっといろいろあって3カ月ぐらいで運用したみたいなことも聞いたことがあったんですけども、その状況がちょっと定かに覚えていないんですがどういう状況だったのかなということもありますし。実際、安全な部分であれば、国債というがは長期で10年なんかやったら1%ぐらいの利回りがあるというふうにも確認しておりますけれども。そのところで、もちろんそのお金はこれから一本算定も踏まえて必要な部分もあるでしょうが、財調も踏まえて、ほかさまざまな目的別の資金も踏まえて、どういうやり方なのか。

それから、実際は110億円のうち28億円というこの現状ですわね。それを高めよということは一切言っていないけれども。実際のところは、その運用が私どもちょっとわかりかねる部分がありますので、説明を求めます。

○議長（西村芳成君） 会計管理者兼会計課長、三谷由香理君。

○会計管理者兼会計課長（三谷由香理君） 国債の購入につきましては、確かに短期と比べますと長期のほうはるかに率は高いわけですね。ただし、急な資金が必要になった場合に、途中で解約をしてしまうと元本割れをしてしまうというリスクがございます。そのため、余り長期なもの購入をしてはおりません。近隣の動向や金融政策の先行きに注意を払いながら、安全性と流動性を重視した上で効率的な運用を目指していき

いと思います。

現在保有している国債の内訳でございます。償還期間が5年以上のもの長期国債です、こちらが4件で合計7億7,100万円、償還期間が1年以上で5年までの中期国債、こちらが12件、合計で20億2,900万円でございます。現在のところ三月とかという短期のものは保有をしておりません。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に移ります。最後であります。

基本的な部分であります。基金は金融機関に預金して安全に保管し、運用の利益を図ることについての見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 会計管理者兼会計課長、三谷由香理君。

○会計管理者兼会計課長（三谷由香理君） 先ほどの①とちょっと重複する部分もございませぬけれどもご容赦ください。

地方自治法には、基金は、目的に応じ確実かつ効率的に運用しなければならないとございます。また、地方財政法では、「積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債権、その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運用しなければならない。」と定められております。

ペイオフ解禁以降は、地方公共団体もみずからの公金の管理・運用に関して自己責任が前提となりましたので、資金の運用につきましては、各基金の設置目的や積み立て等取り崩しの計画などを勘案しながら、総務省通知に基づき今後も安全重視で運用を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 3番、山崎でございます。

定例会といたしましては今期3期目、私たちの議員の任期としては最後の一般質問でございます。このしんがりということで、その栄誉をいただきました。よろしく願いをいたします。

今期私がずっと行ってまいりました一般質問というものを全体的に振り返ってみますと、一番多く行ったのはこの第1次振興計画というものに関連したものでして、それは9回。そして、その次がやなせたかし記念館のあるまちづくりということで、これ7回、ずっとやってまいりました。

やなせたかし記念館のあるまちづくりに関連しましては、人生は喜ばせごっこであるというそのやなせたかし先生に対して、香美市というものがこういうふうになったら、

ああなったらきっと喜んでもらえるのではないかということがモチベーションとなりまして、例えばJR土佐山田駅の名前を駅名を変えたらどうかとか、香美市いんふおめーしょんだけでももらえるアンパンマンからのグリーティングカードをやってみたらどうかとか、そして、ピースフルセレネのメニューにうさぎ先生と山の学校の定食をやったらどうかとか、それから、やなせ先生が健康長寿の本を出してしまっていて、そのメニューをちょっと限定的に出してみたらどうかとか、そして、ホテルの部屋をやなせ先生のデザインにリニューアルをしたらどうかとか、そして、やなせうさぎのゆるキャラナンバープレートをやってみたらどうかとか、そして、一番お金のかかるプロジェクトだったと思うんですけれども、やなせうさぎと13キャラクターのカリオン時計はどうかというふうなことで、さまざまに。これは現の法光院市長から実はちょっと言われたことがありますまして、昔、山崎さん、楽しいことは自分で全部やっちゃだめですよということをおっしゃっていたんですけれども、ついいろいろと妄想を膨らませましてやっけてまいりました。

しかし、これはやなせ先生がご存命のうちに何とかということでありまして、私自身のある意味の緊急性というものがなくなってしまいましたので、今回最後でございますので、今もこれからも本市のまちづくりのもととなるでありますよう振興計画、そして、それを駆動していく協働ということに関して一問一答方式で順次お尋ねをしたいと思うわけですけれども、最後となりまして、ここまでの同僚議員の皆さんのさまざまな質問をお聞きし、それに対する市長、そして執行部のお答えを聞いている中で、ある程度のその方向性というものが私自身の中に何となく、腑に落ち始めるというかこれは間違っていないと思うんですけれども、その法光院市長としては、みんなでさまざまな計画を立てて、そして、それを計画を立てた人たちを含めた皆さんの協働で行い、最終的にその目標とする安心・安全、そして活力のあるまちづくりの方向へ向かっていくというふうなほうに見えましたので、聞こえてきたので、あえてもう基礎的なところは聞く必要もないのかなという気もしましたが、せっかく質問通告もしていますので、企画財政課長も答弁を用意していると思いますので、順次行いたいと思います。

前置きはそこまでにしまして、まず1問目です。第2次振興計画をめぐってということになります。

この1問目の総論・基本構想の見直しについて見解を問うんですけれども、現在の市政運営の基本方針となっております第1次振興計画は、ご存じのように平成28年で終期を迎えることとなっています。この計画の始まりは、現在までのちょっと経過をたどってみますと、始まりは平成15年1月に設立されましたこうほく3町村合併協議会で策定をされましたこうほく地域まちづくり将来構想として、以降、これが平成16年の香美市まちづくり計画、そして、平成18年3月1日の香美市誕生を受けて、平成19年3月に第1次香美市振興計画として策定をされたという経過を持っています。

そして、第1次のこの振興計画の冒頭で、初代市長でありました門脇槇夫さんはこのように述べています。ちょっと読ませていただきますけれども、「さて、この程香美市

初となる「第1次香美市振興計画」が策定されました。この振興計画は、合併協議で定められたまちづくりの基本理念である「輝き・安らぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」の下に策定された「香美市まちづくり計画」をより具体的に表し、実効性のある計画として策定されたものであります。いま国は、財政再建を目指し三位一体の改革をはじめとする各種の構造改革や地方分権の推進を図る中で地方に対して自己決定、自己責任を求めています。また景気は回復したと言われるものの地方にはその風は届かず、一層都市と地方の格差は拡大し、そして少子高齢社会と過疎化の波も止まりません。その様に地方は厳しい環境にありますが、私たちは香美市の持つ素晴らしい素材を生かして次の世代に継続できるまちづくりを進めて行かなければなりません。その指針となるものが「第1次香美市振興計画」であります。どうか市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。」というふうに述べられています。

そして、その次に、半分その計画が進んだときに、第2期の後期計画が平成24年3月に策定されました。その計画の冒頭では、今度は門脇槇夫前市長はこのように述べられています。「このたび、前期基本計画の目標年次を迎えたことに伴い、基本構想を継承しつつ、これまでの事務事業の進捗を整理検証し、現状を把握したうえ、時代や市民ニーズに沿った見直しを行い、「後期基本計画」を策定いたしました。この計画は、第1次香美市振興計画の目標年次である平成28年度までの5年間の市の基本的な施策の方向を示したもので、将来像の実現に向けた実効性のある計画であると考えております。今後も、本計画を市政推進の基本と位置づけ、市民の皆様と協働し、各施策を推進して参りたいと考えておりますので、市政への積極的なご参画をいただくとともに、格別のご理解、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。」このように述べられております。

そこで、今般、法光院市政のもとで初めて策定されることになって市長が再三言われておりますのは、先ほども申しましたけれども安心・安全、そして活力のあるまちづくりと、こういうことをございます。そこで、新たなスローガンというものをもしかしたら掲げることがあり得るのではないかというふうな思いの一方で、やはりそのまちづくりにある程度の継続性を持って臨むべきものでありまして、確かに時代の要請は時代の要請としてありつつも、その根本が余り大きく揺れるような事態は望ましくないのではないかというふうにも考えたりもするわけです。

そこで、今回第2次振興計画に当たって、第1次振興計画の総論・基本構想、これについての見直しも含めた取り扱いについてどのような見解をお持ちか、まずお尋ねをしたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

現在、次期振興計画策定までの計画書作成を進めており、現時点で検討中であることをご了承していただきたいと思います。

さて、総論・基本構想の見直しでございますが、先ほど議員も申されましたように、第1次振興計画の後期基本計画では、前期基本計画の検証をし策定をしております。次期振興計画の策定についても、第1次振興計画の検証や地域課題等の把握作業により次期振興計画を策定していくことを考えており、ご質問の総論・基本構想についても、この見直し過程の中で検討をしていくことになると考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） そのような方向でいていただきたいというふうに思います。

総論・基本構想、これはやっぱり一番大事なところでして、今のところのキャッチフレーズというかそれは、「山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う 進化する自然共生文化都市」というね、何か10年前は何やようわからんという感じだったんですけど、最近これが割とじっくりするなという気にもなってきたんですね、不思議なことに。ぜひ、感想みたいなもんですけどそれも含めて、今言われたような方向性でいま一度、またすばらしい、ある意味本当に香美市のすばらしさに誇りを持って前面に打ち出すことができるような、そのすばらしい、ある意味そういう総論・基本計画をつくっていただけたらなというふうに思います。

総論・基本構想の見直しについてはそういうことなんですけれども、実は、じゃあ次の質問に参ります。

次は、やっぱり総論・基本構想のもとに基本計画、いわゆる実施計画が策定されるわけなんですけれども、その手前に現状分析であって、現状と課題ということではいろんな問題を分析し、そして施策を立てていくということがあるわけですね。これは前にも何度もお尋ねもしたわけなんですけれども、例えば第1次計画の中で目に見える形にはできなかったと思われる課題と、それに対する施策、例えばそのまちの形を創るの交通ターミナル機能等の充実、これは後期計画の1-3-4です。

ちょっとここだけ聞いたら、ネットで見ている人がもしいたり、後で録画で見の方が何のことやらわからんということになると思いますので、ちょっと中身について朗読させていただきますけれども、この交通ターミナル機能等の充実ということについては、現状と課題として、「鉄道駅やバスターミナルは、市民や観光交流客の移動の結節点、交流の拠点として重要です。JR土佐山田駅周辺については、新しい市街地の形成状況等を鑑み、駅及び駅周辺の交通結節点としての機能向上や円滑な交通環境づくりについて、今後とも検討を進める必要があります。各駅やバスターミナルにおける地域案内情報の提供、乗換え・休憩機能は、いまだ十分とはいえません。」このように現状と課題を分析しています。

そして、このことに対して基本的方向はどう持つかというのと、「JR土佐山田駅とその周辺は、市の玄関口機能を担う交流拠点としての位置づけを明確化し、円滑な乗換え環境を整備するとともに、香美市いんふおめーしょん等を利用した情報提供・交流機能の向上を図ります。また、駅南北を結ぶ交通路の整備を図り、一体感のある中心市街地

形成を進めます。その他の駅やバスターミナル等についても、快適で便利な交流拠点として機能の充実を図ります。」とこれが基本的方向です。

施策の内容としては、1つ、JR土佐山田駅周辺整備の検討ということで、「鉄道とバス・タクシー等の連携機能の強化を図るとともに、市民の参加・協力を得ながら、観光案内機能の向上、魅力的な交流環境づくりを進めます。この事業の進捗に併せ、駅周辺の整備を検討します。」そして、その他の交通ターミナル機能の充実については、「その他の鉄道駅、バスターミナル及びバス停留所についても、市民、来訪者の安全で円滑な移動を支える拠点として、乗換え、休憩、案内機能を充実させるとともに、市民の参加と協力を得ながら、快適で魅力的な交流空間、情報拠点としての機能の充実を図ります。」こういうふうなことになっております。

あと1つ、ここに書かせていただいた香美市らしい景観形成、これはあえて読み上げませんが、こういうふうに取り残されているというなかなか手がついてない、あと残り3年ですよ。その中でもなかなか手がついてないなということについて、この見直しについてはどのような見解をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

- 議長（西村芳成君） 暫時休憩します。
（午前10時22分 休憩）
（午前10時34分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を行います。一般質問を続行いたします。
企画財政課長、山中俊明君。

- 企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

先ほどの質問の回答と重なりますが、次期振興計画の策定に当たっては、第1次振興計画の検証をし引き継ぐもの、廃止するもの、新規に入れるもの等に分類し作業を進めていくことになると考えております。ご質問の項目についても、この検討過程の中でどのように取り扱っていくのか決めていくことになると考えております。

- 議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

- 3番（山崎眞幹君） 基本的にはそのような方向でいいと思います。その方向でいただきたいんですけども、足かけ8年、振興計画に書き込まれてますので、課題として挙げたのはそれから随分以前ですよ。以前から問題になっていることについて、そのことにさまざまな意見を寄せた方はやはりそれがどうなるのか関心を持っているわけで、それがなかなか目に見える形にならないと、やっぱり行政に対するある種の諦めであるとか不信感であるとか、以降やっぱり無関心になったり、たくさんの批判をいただくようなことになって、余り幸せな結果には向かわないと思うんです。検証の仕方については、本当に慎重になって、できればその計画を立てたときに意見をいただいた方たちにも、まだその人たちが健在ならという言い方はちょっとおかしな話になりますけども、団体であれ人であれ、そういうことにもちょっと配慮して検証し直してい

ただけたらというふうに思います。

そうしたら、次の質問に行きます。まちづくり委員会に関連してでございます。

これも本当にこれまで待ちに待ったというか、さんざん、前の課長時代からそのまちづくり委員会の活動の仕方についてやったわけですけれども、なかなかかみ合わなくて、予定どおり最初から考えている状況のまま、振興計画に関連する全体のまちづくりに対してやるのではなかろうかと。いよいよその時期が来ましたので、この件についてお尋ねをしたいと思うんですけれども。これ必ず組織されると思います。いつのごろの立ち上げを予定しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

立ち上げの時期でございますが、先ほどの質問でも、現在計画書の作成を進める計画というのをつくっておる段階でございますので正確なお答えはできませんけれども、関係条例、予算を12月議会、または当初予算に計上する予定をしておりますので、早ければ来年3月の設置になるのかなというふうには考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ぜひ12月議会でするべくお願いをしたいと思います。

次に行きたいと思います。

構成メンバーですね、どういうメンバー構成になるのか。そして、地域ごとのメンバーというのを考慮するか。そして、一定の公募の枠を設けるのかというふうなことについてお尋ねをしたいと思います。

ちなみに、これまちづくり委員会というのは、合併協定の中でまちづくり委員会については合併市で組織するというので、これは土佐山田町にまちづくり委員会というものがあまして、それを見ると、これを第3次土佐山田町振興計画の実施に関し必要な調査及び何とか組織づくりを行うということになっていまして、この当時は20人以内で組織をするというふうになっておりました。お尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えいたします。

メンバーとしましては、地域活動団体や自治会等のメンバー、一般の市民の方も含め総勢30人程度を考えております。地域からやはりある程度の人数は参加していただきたいと考えておりますし、また公募についてもやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 基本的にはその方向でいいと思います。はい。わかりました。

じゃあ、その次、3番目に行きます。

策定作業というのは、従来の例えば第1次振興計画を見ると、それから後期の見直しのところを見ても、やっぱり町内でのその検証があったり、それから本部会、そして専

門部会でのその検証があってというふうなことの後に、今までは審議会に諮ってやっていくというスタイルだったわけですがけれども、このまちづくり委員会というものを新たにつくったときに、一体どのあたりの作業をこの委員会に対して予定をしているというか、期待をしているというかについて少しお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

まちづくり委員会は振興計画策定の初期からかかわっていただくことを考えておりますので、検証作業からかかわっていただきたいというふうにも考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 検証作業からかかわるということになると、実は先ほど振興計画のあらまし、成り立ちについて少しお話をさせていただいたんですけれども、このこうほく地域まちづくり将来構想というものができる前段にこうほく夢語り懇談会というのがあって、そこで意見を集約しています。そのときに参加されてたのが、商工業分野、農業分野、林業分野、子育て分野、若者分野、高齢者分野、住民団体分野、観光分野とたくさんあるわけで、余りやることが膨大になるとそれもまた大変ですけど、私の思いとしては、やはり最初の計画に参画してくれた方に、一度それやっぱりご報告をするとともに意見をいただくということが一定必要な作業ではないのかなというふうにも考えるわけですね。そこら辺のことがありますので、その初期段階でかかわる、検証からかかわるということについてはすごく大事なことですけれども、一定、ぜひその検討する段階で、12月に私はそういう条例も含めてスタートしてほしいと思ってるわけですが、ぜひそういう点も考慮しながら設計図を描くというか、そういう作業をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。4番目、計画策定後の役割について。

これは今のその私の要望にもかかわるんですけれども、計画を策定をただけでそれでその会は終わりというんじゃないで、やっぱり今の傾向というか、これから先やっぱり必要なのは、策定をしていただいた方にやっぱり協働の相手としてずっとまちづくりにかかわっていただくという、その方向性というか姿勢が必要だと思うんで、やっぱり策定後についてもしっかりとした役割を担っていただくことが必要であろうと、私は個人的に本当に思っています。

その点について、今の設計段階で何か予定をされていることがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

現在まちづくり委員会にどういう機能を持たせるか検討中でございますが、計画策定後の役割としては、第2次振興計画の進捗状況の検証や地域課題等の検討などを考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） それは当然のことだと思います。ただ、やっぱり大事なものは、それをいかに動かすかということなんですよね。さまざま私も今まで行政に関連して役割をいただきまして、会に参加させていただいてやってきました。その中で、約束したその検証作業を行う機能が必ずしも機能していないというところを多々見受けますので、その方向性でいいと思うんですよ。いいと思いますけれども、実効性にある方向性で、やはりいろいろとご迷惑をかけるというかご足労いただくというかということに対して、遠慮せずにどんどんやっていただいたらというふうに私自身は思っていますので、その点もまた考慮しながら計画をつくっていただきたいと思います。

次に移ります。5番目、先ほど言いましたように、まちづくり委員会は新しいメンバーなんですけども、従来は専門部会であったり本部会であったり、そして審議会ということで、最終的には審議会の中で物事が決まっていくということになります。

この振興計画審議会とまちづくり委員会のその立ち位置について、関係性についてどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

まちづくり委員会では、第1次振興計画の検証から地域課題等についての協議検討を初期の段階からかかわっていただき、審議会はその協議事項がある程度まとまった段階で協議検討をしていただくことを考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ここは非常に微妙なところで、後期計画をやったとき私もそのメンバーに入れていただいて、審議会の中で最初の予定としては、この分厚いものを一度にテーブルの上に出して、それでみんなで行こうということになりかけてたんです。それはとてもできないんじゃないかということで要望もさせていただいて、専門部会みたいなことで皆さんその審議会のメンバーを振り分けて、それでやりましたね、山中さんもあのときやりましたけど。

だから、やっぱりそれの中にそれぞれの専門部会みたいなもの、同じようにやっていただきたいと思いますよ。審議会のメンバーをそれぞれ振り分けして、例えば自分が関心のあるところでもいいんです。選び方に問題もちょっとあるわけですがけれども。その審議会のメンバーにもある程度やりたいというか、もうそれやりたいよという人が何とか入れるようなことも考えながら、そして、その人もそれぞれ得意分野がありますので、そういう人たちに配慮しながらそういうことを寄ってたかってやっていくほうが、ちょっとやっぱりいい結果が出るんじゃないかなと。皆さんの合意というか共感が得られる計画になっていくのではないかなというように思いますので、そのまちづくり委員会のメンバーというか、その構成の仕方がどうなるかわかりませんが、その人たちもやっ

ぱりその審議会の中で計画委員会の中でのお話がある程度できるような形のスキームと
いうかをもうちょっと頭の隅に入れていただけたらなというように思いますので、よろ
しくお願ひしたいと思います。

そして、次にじゃあ移ります。

この策定に至るタイムスケジュールなんですけれども、私自身の考え方としては熟議
が必要だろうと、とにかく。時間をたっぷりかけて、できるだけ関心のあるたくさんの方
のご意見をいただく、要望をいただくということが急がば回れじゃないですけども、
結果としてはより共感、納得の得られる結果が得られるというように思いますので、だ
から、できるだけ時間をかけてたくさんの方の参画を得てやっていただきたいという
ように思うわけですね。だから12月には予算を上げて、年内にスタートをするという
ふうな形でのタイムスケジュールを私自身は願っているわけなんですけれども、それにつ
いての現段階でのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

振興計画を策定するための全体計画、タイムスケジュールにつきましては10月中を
めどに策定したいと考えておりますが、現時点で検討している大まかなスケジュールと
しては、お答えしましたように本年度または来年度早々のまちづくり委員会の設置と内
部組織の立ち上げ、そして、平成27年度の審議会の設置、そして、第1次振興計画の
検証や香美市の課題等の調査研究、平成28年度に平成27年度に明らかになった課題
等をもとに計画のつくり込みに入り、平成29年3月に完成させたいというふうに考え
ております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 本当に時間何ぼあっても足らんという状況になります。本当
になると思います。そうなってほしいと思いますので、ぜひ奮闘を期待します。

それでは、次の質問です。

次は、協働をめぐってということなんですけれども、本当に地方自治体というのは苦
しい位置にいるなというふうに思います。財源の裏づけが十分ではない、不十分ないわ
ゆる地方分権の流れというものが一方にあり、そして行政効率が優先ですよという、そ
してコストを削減しなさいというその圧力に苦しんでいる行政改革、そのはざまでも本
当に住民目線に立てば、厳しい自治体運営になっているというように思います。

でも、その中でも今回、法光院市長はやっぱり前を向いて、行政は守りの立場ではな
いかということとしっかりと立ち向かおうということの姿勢を示されているわけですが
けれども、この間、選挙も通してずっと言ってきた安心・安全、そして活力のある香
美市、元気な香美市をということで、それを実現するためにはやはりそれぞれの現場と
か場面で、構成員は同じであっても例えばそれが市長、職員、市民、そういう方がどん
な形で協働するにせよ、もう役割がいろいろ入れかわっても、それぞれが当事者意識、

これは私のことなんだという意識を持った、あるときには市長がリーダーになりますよと。でも、あるときは市民がリーダーですよ。あるときは職員がリーダーですよ。でも、それについてはしっかりと周りがフォローしていきますよという柔軟な、これは公の部分の話なんですけれども、柔軟な協働が鍵になるというふうに考えています。

そして、これからが質問なんですけれども、そういう協働を担保するというかお互いにその協働に向かって共通意識、そして、共感を得ながらそれに向かうためには、その前提としては、やはりそれに対する前提条件としての情報収集であったり、そして、情報公開がやっぱり欠かせないものであるというふうに私は思っています。今回の同僚議員の質問の中でも、その公開の重要性、収集の重要性については随分述べられた方もいらっしゃいました。

その情報を収集、公開をするために、それに向かってどっかで一元化というか、どっかにポンと行けば自分の欲しい情報が見れるというか、そういう場所が香美市にある。それは行政の中でなくてもいいです。民間のどこかでもいいですよ。例えば、今、産業振興課の関連できょうもさまざま言われていましたシェアオフィスであるとか、商店街の活性化であるとかということに対する基礎調査があります。それは基礎調査としてやられて、その部分のファイルにトンと置かれるんじゃないで、それがある程度周りから見れるという状況になれば、その情報に対して反応する人がどこで出てくるかわからないですね。これについて、これここやったらそういう。

今はネットの時代である意味、窓口、門が全国、そして世界に開かれています。それで、香美市の人口は2万8,000人弱、でも高知県はまだそれよりもずっと多い人数、その人たちのさまざまな違う思いがあるわけで、そこに並べられている香美市の資源としての情報が、誰のどこの何だろう、想像力というかそれに火をつけるかもわからないですね。そういう意味で本市の行政情報を、例えば防災情報も含めて、今期でも井戸の情報であるとかということもありました。そういうことも含め商業、観光、文化等のさまざまな情報がここに行けば見られるというふうなやっぱり情報の一元化、それはあくまでも協働活性化の大きなツールとして取り組むそろそろ時期じゃないかなというふうにも思うわけです。

うまく説明できたかどうかわかりませんが、今までのその話を聞いて、その必要性というか、それはやれるかもしれないとか、絶対やったほうがいいねということか、その見解についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） 情報の一元化について、山崎議員の質問にお答えします。

ご質問の内容は、まちづくりや協働のために活用できる情報の一元化が必要ではないかということであると理解しております。

まちづくりは市や市民、市民団体等がお互い協働して取り組むことが重要だと思います。

すし、そのための情報をお知らせすることも重要なことと考えております。

現在、市の情報についてはホームページや広報でお知らせしておりますし、市勢要覧や香美市くらしのガイドなどもございます。さまざまな情報はこうしたものを活用していただきたいと考えますが、ご質問の情報の一元化については技術的な面もございますので、今後研究課題として関係課と検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 多分、うまく僕自身が伝えられていないと思うがですよ。言いましたように、これは行政が取り組まなくてアウトソーシングでもいいと思うんですね。

わかりやすく言うと、最近N T Tのタウンページのコマーシャルって知っています？石原良純が地元仮面という、何とか、歯が痛いとか何かというときにばんと来て、タウンページを出して、「タウンページすごいですね」と言うと、地元仮面は「実は地元がすごいです」とこう言うんです。ちょっと、うまく多分言えていません。

やっぱりそのさまざまな情報というのは、受け取る側によって受け取り方が違うということがまず第一です。だから、公開できるというか情報は資源なんですよ。公開できる資源というのは、やはりそこにこんなものがありますよということで、公開することによって新たな参入が来る、いろんなところから新たなアイデアが寄ってくるというふうに私は思いますので、ぜひ研究課題ということで、限られた時間でやっておりますので、この短い議論の中ではなかなか本意が伝わりませんので、ぜひ研究をしていただきたいと思っておりますし、詳しくはまた次期がありましたらお話もさせていただきたいし、なくてもお話をさせていただきたいというように思いますので、よろしく願います

それでは、次です。最後の質問になります。

これ、今、幸か不幸かというのが正しいかどうかわかりません。わかりませんが、実は今地元の私自身も自治会長という役を仰せつかってやっております。自治会というのは、昔は協働という言い方はしなかったかもしれませんが、しなかったかもしれませんが、今の時代にはやっぱり行政の協働の相手だということだと理解するほうがいいと思うんですけれども、過疎化、高齢化、世代ごとの意識変化等で、やはりその存続についてはかなり岐路に来ているなど。それで、議会報告会の中でも、そして行政連絡会の中なんかでも、そういうところでも住民の方からその組織率とかいうことについて、さまざまな悩みであるとかどうすればいいかということが語られるわけですね。

やはり、今後につきましては、現在の行政から配りものであったり、お頼みしていることであつたりということが主体と見える自治会のあり方については、協働の内容の見直しでありますとか、自治会に入ることによって何かいいことがあるよという言わばインセンティブですね。これは例えば地域通貨みたいなものを、自治会に入ったときに、例えば自分とこは神母ノ木ですので、年間の自治会の会費が2,400円ということとは、

その自治会に入ることによって2,400円をいただきますけれども、「2,400神母」とか「24神母」とかいう、何かほかのものにかわるものをその会員の方にお渡しできて、それを使ってその方が日ごろ何かいろいろ困り事がある、助けていただきたいことがあるというときに使えるようなシステムができないだろうかとか、これまだ全然まとまっていないうえですけれども、とにかく言いたいことは、何かそういうふうな工夫がこれから先必要じゃないのかなと。

例えば地域通貨をやるにしても、最終的にはこれはどっかでやっぱり行政が担保しないと、行政との協働相手ということにはなかなかならないんじゃないかなということを考えていますので、これはちょっと今すぐ結論が出る話ではないと思いますが、一点、そういうふうにその自治会というものを見直す時期に来ているのではないだろうかということについての見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 企画財政課長、山中俊明君。

○企画財政課長（山中俊明君） ご質問にお答えします。

自治会につきましては、その自治会があることにより地域が守られているということが大前提にあると思いますので、非常に重要なものと考えております。

現在香美市には190の自治会がありますが、中山間地域の自治会では過疎高齢化による組織の維持が困難な状況も生まれておりますし、中心部においては世代間の意識の変化による加入者の減少等の問題があると思います。

自治会への市の支援策として、平成24年度に地域活性化総合補助金制度を創設し、地域の活性化につながる事業についての補助メニューも構えておりますので、こうした事業を活用していただき自治会の活性化につなげていただきたいと思いますと考えています。また、7月の広報に自治会加入を促進する記事の特集として掲載する予定ですし、香美市くらしのガイドを新たに作成する準備を進めており、このパフレットの中にも自治会の活動を紹介し、加入を勧める項目を載せたいと考えております。

市としては、こうした取り組みにより自治会への加入を促していきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 市の取り組みとしてはそれで結構だと思うんですけども、私ちょっとここに書かせていただいていますけれども、やはり現場にいる、日ごろその地元で暮らしている者同士の相互扶助であったり相互支援という視点で、例えばちょっとこのごみ何とかしたいとか、喫緊なことと言えば。そういうときに何か、その住民の意識というものも若干変わっていかねばいけないというふうには思っています。今の中でやはりお金で全てを解決していくような考え方というのは、ちょっとこれから先難しいんじゃないかなということ、昔に戻るといってわけございませんけれども、そっちの方向、ベクトルを持たなければいけないということも一定あると思います。

そういうこともあるということで、今回はもう持ち時間がいっぱいになりましたので、

この辺でとどめておきたいと思います。この件については、市長もどっかの場面で私も自治会長やっけていましてということをごらんと小耳に挟んだこともありますけど。

それは別にして今回が最後でして、市長は最初のこの一般質問が3日間ありました。議員各位の同僚議員の思いもさまざまに受けとめていただいたと思います。そして、それに対する答弁をする中で、また市長としても決意を新たにされた部分もあるというふうに私は感じますので、この質問に当たりまして最後に、これ私が聞くべきものかどうかちょっと迷うわけですが、せつかくですから感想というか、この一般質問戦というものを通じて、その感想を一言お願いできたらというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えをしたいと思います。

これは一問一答でございますので、協働をめぐってということで自治会のことに関して話をして、私の答弁にさせていただきたいと思うんですけども、やはり自治会をめぐっては随分価値観が変わってきておるということはこれは否めないと思います。

香美市となりましたけれども、この香美市を構成していた単位というのは、本当に明治の時代には8万以上の村というのがあって、村社会があってやってきたわけですが、それが大きくは自治会単位に今はなっています。明治の時代には、それは農業という同じような条件の中で営まなきゃいけないと、そこから外れることができないという共同作業とかというようなことがありましてずっと来たわけですが、今は変化をしてきておると。まず、そこで働いている方っていうのは農業ではもちろんないし、職業も多種多様になってきておりますし、時間とか場所とか共有しようとしてもなかなか難しいと、協同、協力がなかなか困難だということで自治会の会長さんは困っておられるわけでありまして。私はしかし、一人一人の暮らしを見たときに家族の形も変わってきていると、大家族から小家族になってきて小さくなってきています。情報もなかなか入らない時代になってきております。将来に対する不安、これだけ社会が大きく変化をしてく中で、社会に対する不安も大きくなっています。また、国際的な変化もある、そういう基準も入ってくる。ここだけの価値だけが、地域だけの価値が通用しなくなってきているというということもあります。

これはやはり、地域にとって見たらネガティブなことであつたり、地域を弱くしているような内容ですけども、今後私たちが力を合わせなければいけない要因にもなってくるというふうに思っております。子育て、これも自分たちの家族だけではできなということになってきますし、老後、これは医療や買い物についても不安がありますし、地域の支えや見守りがなければやっていけないというふうなこともあります。災害の問題もともに支えなきゃなりません。環境の問題も地域が協力しなければいけないというふうなようになってきます。新しい人間関係、コミュニティーが今後また模索されなきゃならない時代に入ってくるだろうと思います。そうしたコミュニティーの時代の中にあって、そのコミュニティーをつなぐ一つのツールとして地域通貨があつてもいいんじ

ゃないかという話で、非常に示唆に富んでいるというふうに思います。

でも、そういったこういうツールでなければいけないとか、あるいはこういうものでやっていこうという場合に、やはり市民の皆さん、地域の皆さんの話し合いがなされなければなりませんけれども、前段でお話されましたようにやはり情報というのは資源です。情報をしっかりと開示することによってその情報をどう読み解くか、どう読み解いて協働できるかということが今後大事なことだと思います。地域の人々同士の協同、市民と行政との協働、ここはやはり情報をもとにしてこれを読み解いていくというところが大事になってくると思います。その読み解いた中で、こういう行動を起こそう、こういう事業を興そう、こういうことが必要だということになってくるわけで、これが今後のコミュニティーをつくっていく上での鍵になってくる。議員が言われたように、そのもとにあるのは情報、情報を抱えているのはやはり圧倒的に行政です。行政が積極的に情報を公開することによって今後新しいコミュニティーがつくられる、そのように思っておりますので、しっかりとご質問については考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） フォローしていただきましてありがとうございます。

昨日の依光議員の人口減少、少子高齢化の進行に対応したまちづくりはどのように考えているかということについて、法光院市長は、市民一人一人の幸せを目指していくのが行政の本質であるところのように答えられました。本当にある意味非常に見晴らしのよい、眺めのいいところを目指しているなというふうに私は思いました。先ほどのその答弁にいたしましてもそうです。大変だが前に向かっていく気持ちが勝っているというふうにきのうそのようにおっしゃられましたけども、職務に清栄されて、職員の皆さんもあるときにはリーダーシップをとり、あるときにはフォロワーシップとともに、法光院市政をしっかりと支えていただければなというふうに思います。

以上をもちまして全ての質問を終了します。どうもありがとうございます。

○議長（西村芳成君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

ここで、産業振興課長、佐々木寿幸君より発言を求められておりますので許可をいたします。産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほどの山崎龍太郎議員の産業振興条例の答弁の中で、過去の議会では副市長による答弁であり、課長の答弁では役不足でありと答弁をさせていただきました。この「役不足」の部分が「手に余り荷が重いこと」と訂正をさせていただきますと思います。決して質問者の方に何らかの意図があったわけではございませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） ただいまの産業振興課長の訂正をご了解いただけますか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は6月20日午前9時に開きます。

本日はこれで散会いたします。

(午前11時14分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 6 年 6 月 2 0 日 金曜日

平成26年第4回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成26年6月11日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月20日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成
12番	山崎龍太郎		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	収納課長	前田哲雄
副市長	今田博明	ふれあい交流センター所長	西本恭久
総務課長	山崎泰広	福祉事務所長	岡本明弘
企画財政課長	山中俊明	産業振興課長	佐々木寿幸
会計管理者兼会計課長	三谷由香理	建設課長	井上雅之
管財課長	柳本隆司	上下水道課長	安井幸一
まちづくり推進課長	横山和彦	《香北支所》	
防災対策課長	岡本博章	支所長兼地域振興課長	舟谷益夫
市民保険課長	高橋由美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几内一秀	支所長兼地域振興課長	小松清貴
税務課長	野島恵一		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	横谷勝正

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美 公 議会事務局書記 山本 絵 里

議会事務局書記 野口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 49号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 50号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 51号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）
- 議案第 52号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第 53号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 54号 香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議案第 55号 香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
- 議案第 56号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 57号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 58号 香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 議案第 59号 財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃
止する条例の制定について
- 議案第 60号 香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について
- 議案第 61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成26年第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第10日目 日程第5号）

平成26年6月20日（金） 午前9時開議

- 日程第1 議案第 49号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第 50号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第3 議案第 51号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補
正予算（第1号）

- 日程第4 議案第 52号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第 53号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第 54号 香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 55号 香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 56号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第 57号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 58号 香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第11 議案第 59号 財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第 60号 香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第 61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

会議録署名議員

5番、濱田百合子君、6番、山崎晃子君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長(西村芳成君) おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第49号、平成26年度香美市一般会計補正予算(第2号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第50号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第51号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第52号、香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第53号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第54号、香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、竹平豊久君。

○15番(竹平豊久君) 15番、竹平です。

議案第54号、香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお聞きをします。

この議案は、設置要件と、それから使用料の改定という内容でございますが、そうした中で次の2点について聞きます。

まず、この設置要件としては、これまで条例を見ますと農業振興関係に限定していたものを今回改正をして、広く住民福祉向上関係を要件に追加して使用を認めるという、

これまで限定仕様であったものから若干間口を広げた仕様に改めるといふふうに認識を
するところでもございますが、そういった中で具体的にどのような組織、あるいは団
体がこの要件に適合して使用が可能になるのか。

そして、第5条中「無料とする」、これを香美市行政財産使用料条例に基づき徴収す
るということは、これまでその農業振興団体も含めこの施設を利用するものの全ての
方々からこの使用料を徴収するといふふうに理解をしてよろしいでしょうか。

それから2点目でございますが、この使用料でございます。行政財産使用料条例を適
用ということになりますと、このお金、これをどのように算出してこれは幾らになるの
か。そして、その使用料はその都度会場を借った場合の借り料としてその都度払い
か、あるいは年間の一括払いかと、その2点についてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

まず、1点目の今回の分でございます。広く門戸を開いた部分でございますけども、
経過から説明いたしますと、平成16年、県の農業改良普及所の廃止、加茂の合同庁舎
への統合に伴いまして、あそこの農業振興センターが県のほうの出先機関としての目的
がもう果たせたということで当時の土佐山田町に移管をされたといふふうな経過でござ
います。

当時の覚書等で平成16年のその移管から10年間は農業振興のために使用すること
という約束がございまして、それがもし破られた場合は違約金まで発生するといふなか
なか厳しい覚書になっておりました。その覚書の期限が本年3月31日で終了すること
に伴いまして、せっきくのあの施設でございます。また、本庁舎ができましたことによ
り、さまざまな会議等につきましてはもう庁舎の会議室で十分に対応ができておる現
状でございますので、広く市民の方に使っていただきたいということから今回の条例改正
を行うものでございます。

今回、入室の希望をされております団体は福祉事務所の業務委託先であります知的障
害者育成会でございまして、建物の東半分の会議室2つをちょうどスロープ等がござい
ますので非常に使いやすいということで希望をされております。

広く市民の福祉向上を図る目的での改正でございますので、他の多目的集会所等と同
様に営利目的を除くさまざまな方面からの利用を可能と考えております。

次に、農業振興の部分についての無料をいかなるかということでございますけれど
も、農業振興の部分につきましては、まず産業振興課のほうに必ず問い合わせをいた
いております。産業振興課のほうでは、まず本庁舎の会議室を予約いたしましてほとん
どの会は行っております。もしそこがいっぱいでどうしてもできない場合に、この農業
振興センターの西にあります会議室を使用するわけでございますけれども、そこは産業
振興課が使用するということでございますので、当然使用料は必要ありません。一般の
方、営利目的を除くさまざまな、例えばサークルで利用したいとかいろんなそんな場合

がございましたけれども、そのときには別途管財課が算出します使用料が発生すると。その使用料の算出根拠等につきましては管財課長のほうから答弁をさせていただきます。
以上です。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） それでは、使用料についてお答えします。

土地の使用料は、香美市行政財産使用料条例により、土地評価の規定に基づく路線価方式、または倍率方式によって算出された1平方メートル当たりの単価に当該使用料の許可に係る部分の面積を乗じて得た額に100分の4を乗じて得た額が使用料になります。

路線価は全国の主要な市街地の道路しか設定されていません。ここの土佐山田町古町の場合、路線価がないので、路線価のない土地を評価するときは代替として固定資産税評価額を使います。ただし、この固定資産税評価額は路線価より低い水準になっておりますので、その評価の際にはこれを何倍かにします。この評価方法を倍率方式といいます。古町の場合、路線価がありませんので、この倍率方式を使用料として算定いたします。

古町1681番の1の固定資産税評価額は、面積が815.81平方メートル、固定資産税評価額は1,169万496円になります。これに古町の場合、宅地倍率は1.1倍になりますので、この倍率1.1倍を掛けます。倍率を乗じた評価額は1,285万9,546円になります。この評価額を面積815.81平米で割りますと、平方メートル当たり1万5,775円になります。この1万5,775円に使用面積を乗じて得た額に100分の4を乗じて得た額が年間の土地の使用料になります。

建物につきましては、固定資産評価基準に基づき算定された価格に100分の10を乗じて得た額に、延べ床面積に対する使用料、床面積の割合を乗じて得た額が使用料になります。

それと、年一括払いかその都度払いかという質問にお答えします。

使用料は原則年1回払いです。ただし、1年未満の場合は月割りをもって算定いたします。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 詳しく内容の説明をいただきました。

要するに、この農業振興センターの使用、建物が玄関から入って東がそういったことでいくと、それから、西は産業振興課のほうで主に使用するというので、要するに産業振興課というか、業務会議といいますか公務会議といいますか、そういった場合は従来どおり農業団体関係、産業振興課が所管するような関係の会議としては無料ということで、その他のものについては今管財課長が言ったような使用料を適用するというのでよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。そのとおりでございます。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第55号、香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番、竹平です。

議案第55号、香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、まず2点ほどお聞きしたいと思います。

1点目でございますが、これは条例にも書いてありますように、平成18年に施行して以来、これまで一律この施設の使用料は年間60万円というように定めていた金額を今回この行政財産使用料条例に基づいた額に改正をするといったこの背景、これは何かということと、そして、この香美市行政財産使用料条例の別表がございますが、この別表はどの部分を適用したものかについてお聞きをします。

それから2点目でございますが、この行政財産使用料条例を適用した場合、現在の年間60万円が幾らになるのかということと同時に、使用料の算出基礎はどのように計算をしているのか。これ先ほど第54号の関係で管財課長が詳しく申し述べられましたが、なお確認のためにお聞きをします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、この中谷川のストックヤードにつきましては平成16年に旧物部村で条例が施行されておりました、旧物部村における基幹産業であります林業を応援するという位置づけから非常に安価に使用料が設定されていたものでございます。既にその条例施行から10年を経過し、初期の目的は一定達成されたものと判断したものでございます。また、本年度、繁藤秋ノ谷のストックヤードが開設されるに当たりまして、香北町小川にありますストックヤードを含みます市内3カ所の木材ストックヤードの使用料金の均一化を図る必要があるため、今回の改正をお願いするものでございます。

使用料金につきましては、香美市行政財産使用料条例第3条に基づく別表の最上段にあります土地の資材置場、工作物の敷地等として使用する場合を適用するという形になっております。

なお、2つ目のご質問につきましては、また管財課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） お答えします。

中谷川の場合も路線価がありませんので、倍率方式で使用料を算定いたします。

中谷川の代表的な部分の固定資産税評価額は、雑種地、面積が1,190平米、固定資産税評価額は235万2,630円です。これに、物部町の場合、宅地の倍率は1.1倍になりますので、この倍率1.1を乗じます。倍率により乗じた評価額は258万7,893円になります。この評価額を面積1,190平米で割りますと、1平方メートル当たり2,174円になります。この2,174円に使用面積2万3,309.99平米を乗じた額に100分の4を乗じて得た額202万7,040円が年間の土地の使用料になります。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 今、金額をお聞きをしました。これまで60万円というところで経過をしてきたわけですが、これからは年間約203万円ですかになるということでございますが、これを一気に60万円から200万円超ということは3倍以上というように、非常にこれは使用料として普通我々民間の感覚、そして、民法なんかのを見てもみますと3倍以上というような価格が、そして、これは今言ったような行政財産使用料条例の計算上でこれは適正だということであろうかと思いますが、実際これを使用者側に提示した場合に、かなりのそういった負担感といいますか、そういったものがあらわれてくるのではないかと思います。そういったことに対して、こういった一気に次からやりますよというんでなくて、何らかのこういった激変緩和といいますか、そういった措置というものは考えられないものではないでしょうか。その点についてお聞きします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

今までこの安価な使用料金、年60万円の使用料金で使用していただくに当たりまして、その使用者の方がボランティア、無償で周辺部の草刈りを行っていただいております。ただ、今回この行政財産使用料条例に基づきます正規の使用料金を賦課をさせていただきますに当たりまして、借りていただいている平地部分の支えのり面の草刈りを正式に委託業務として契約をしてその金額を支払うと。今回の補正でうちのほうから79万5,000円草刈り業務ということで計上をさせていただきます。これは今回6月補正でありますので、残り2回分の金額と考えていただいたらよろしいと思いますが、それで激変緩和を図っていくと。ただ、草刈りですので年3回程度必要と考えておりました。来年度以降の当初予算からは年3回の草刈り業務の委託を要望していきたいと考えております。

なお、その業務委託につきましては、地方自治法に基づきます随意契約ということで使用者との随意契約を予定しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） ただいま産業振興課長のほうから、激変緩和でそういったのり面の草刈りという提案がありました。これはかなり使用者側としても、そういった面ではこの使用料に対してフォローできるというふうに思いました。それはそれでまた大変結構な配慮であろうかと思いますが、つけ加えて、これからの私どもの求めると言いますか、こうしてやるのはもう最良の策でやっていただきたいという意味で意見的にもなりますが申し上げたいと思いますが、ただいまそういったあそこのストックヤードののり面の草刈りを随意契約をして年3回刈って行うということですが、この草刈りは当然そういった金額的なものもありますが、それより大事なことは、これは皆さん承知のとおり、あそこの位置するところは物部町の玄関口というところと同時に、それから周辺には民家もございます。そういったことを考えますと、当然景観とかいうことに非常にこれは配慮していくのは、これは若干その使用料との関連にもなりますが、景観を良好に保つということやはりこの財産を管理する側の心と言いますか、そういったことにもつながると思うんですね。

ですから先ほど課長が言ったように年3回、これはそういったようなことから最低のラインといったようなことで、できれば年3回はもう最低でもあそこはきれいにのり面の草刈りをして良好な環境に努めるという、将来的にわたってそういったことを求めるわけですが、その点はどのように考えておりますか。お願いします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほどのお話というかお答えの中で、中谷川だけを取り出してお話ししましたが、秋ノ谷も同様の措置、平地部分の支えのり面も草刈りの委託業務を年3回来年度から予定しているというふうな形でございます。今年度は管財課のほうで2回分の補正を現在行っておるところでございます。

この中谷川、秋ノ谷も一緒でございますけれども、まずこの管理に関する条例の中に、ここを運営していく基本ということがうたわれておまして、中谷川の場合は第4条、木材の集出荷施設につきましては常に良好な状況に管理し、その設置目的に基づき運用しなければならないという項目がございます。当然現在物部森林組合がこれに基づきまして良好な環境を維持していただいていると。これに具体的にプラスいたしまして、うちのほうが支えのり面の草刈りを正式に委託業務として行うと。当然その平地部分につきましてはの良好な管理につきましては今までどおり森林組合さんのほうに、周辺の民家にも十分に配慮していただきやっただくということが基本になろうと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第56号、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、議案第 57 号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10、議案第 58 号、香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11、議案第 59 号、財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 12、議案第 60 号、香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 13、議案第 61 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第 1、議案第 49 号から日程第 13、議案第 61 号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は 6 月 26 日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、6 月 26 日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

次の本会議は 6 月 27 日午前 9 時に開きます。

本日はこれで散会します。

（午前 9 時 25 分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 6 年 6 月 2 7 日 金曜日

平成26年第4回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成26年6月11日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月27日金曜日（会期第17日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成
12番	山崎龍太郎		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	収納課長	前田哲雄
副市長	今田博明	ふれあい交流センター所長	西本恭久
総務課長	山崎泰広	福祉事務所長	岡本明弘
企画財政課長	山中俊明	産業振興課長	佐々木寿幸
会計管理者兼会計課長	三谷由香理	建設課長	井上雅之
管財課長	柳本隆司	上下水道課長	安井幸一
まちづくり推進課長	横山和彦	《香北支所》	
防災対策課長	岡本博章	支所長兼地域振興課長	舟谷益夫
市民保険課長	高橋由美	《物部支所》	
健康介護支援課長	几内一秀	支所長兼地域振興課長	小松清貴
税務課長	野島恵一		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	横谷勝正

【消防部局】

消防長	寺田潔
-----	-----

【その他の部局】

監査委員事務局長 和田 隆 農業委員会事務局長 久保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松 美 公 議会事務局書記 山本 絵 里

議会事務局書記 野口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 49号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第 50号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 51号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 52号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 53号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 54号 香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 55号 香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 56号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 57号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 58号 香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 議案第 59号 財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 60号 香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について
- 議案第 61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 62号 平成26年度香美市香北支所庁舎建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

議員提出議案の題目

- 発議第 6号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 意見書案第 2号 消費税の10%への引き上げを中止するよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 3号 集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める意見書の提出について

議事日程

平成26年第4回香美市議会定例会議事日程

（会期第17日目 日程第6号）

平成26年6月27日（金） 午前9時開議

- 日程第1 諸般の報告
報告第 7号 専決処分事項の報告について
損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第2 議案第 49号 平成26年度香美市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第3 議案第 50号 平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第 51号 平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第 52号 香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第 53号 香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第 54号 香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第 55号 香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第 56号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 57号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 58号 香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第12 議案第 59号 財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第 60号 香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第 61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第15 議案第 62号 平成26年度香美市香北支所庁舎建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
- 日程第16 発議第 6号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 意見書案第 2号 消費税の10%への引き上げを中止するよう求める意見書の提出について
- 日程第18 意見書案第 3号 集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める意見書の提出について
- 日程第19 閉会中の所管事務の調査について
- 日程第20 議員派遣の件

会議録署名議員

5 番、濱田百合子君、6 番、山崎晃子君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、執行部から提出議案の一部訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

物部支所長兼地域振興課長、小松清貴君。

○物部支所長兼地域振興課長（小松清貴君） おはようございます。申しわけありませんが、議案の訂正をお願いしたいと思います。

議案第59号、59-1をおあげください。一番最後の行であります。附則のところで「この条例は、交付の日から施行する。」とあります。この「交付」という字が変換ミスで、正式には公に施すという布告の「布」という字になります。ご訂正をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（西村芳成君） お諮りします。ただいま申し出のありました議案第59号の訂正を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号の訂正を許可することに決定しました。

次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。10番、小松でございます。本日の会議の運営等につきまして議会運営委員会を開催をいたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案等につきましては、議案1件、意見書案2件及び発議1件を本日議題とし、委員会付託を省略し、提案説明から採決まで行います。

続いて、10月定例会等の会期・日程につきまして、協議の結果、別紙のとおり決定をいたしましたので、予定表をお手元に配付しております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分事項について報告第7号のとおり報告がありました。

これから、報告第7号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 1点だけお尋ねします。

発生年月日が1月13日となっておりますが、なぜ今議会の報告となったのでしょうか。そのことについてお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎泰広君。

○総務課長（山崎泰広君） 大岸議員のご質問にお答えします。

示談に時間を要したためでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんので、質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第49号、平成26年度香美市一般会計補正予算（第2号）から日程第14、議案第61号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまで、以上13件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、ただいまから総務常任委員会の報告を行います。今期定例会で総務常任委員会が付託を受けました案件は、議案第49号、議案第57号、議案第59号、議案第60号、議案第61号の5件です。審査の経過と結果を順次報告をいたします。

まず、議案第49号、平成26年度香美市一般会計補正予算（第2号）は、既に連合審査会で質疑が終わっており直ちに討論に移りました。討論はなく、採決の結果、議案第49号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、改正の経緯、主な改正点、多数の者の集合する催しの考え方、屋外催しに係る防火管理に関する事項、大規模な催し、本市の指定催しの要件、届け出に関する事項、罰則に関する事項、施行期日等市民への周知、指導等、対象火気器具等について詳細な補足説明を受けた後、審査を行いました。人数、店舗数で指定催しに該当するものはないようだが、本市の三大祭り等では火気器具の使用等もあり、仮に火災等が発生すれば重大事故につながる可能性があり、それなりの指導や注意喚起が必要ではないかとの質疑に対し、既に昨年も刃物まつりの際には事前に主催者側と協議を持ち、当日も消防査察を警察とともに実施した。本年度以降についても事前に主催者等と協議を行い、消火器の準備、その他の火災予防上の指導を行いたい。また、必要に応じて消防査察を実施する予定であると答弁。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第57号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号、財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定については、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第

59号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号、香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定については、当該施設であるもみじ茶屋について、設置の経緯、建物設備の概要につき補足説明を受けた後、審査を行いました。質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第60号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、事業費単価の見直しということだが、内容については変化がなくて単価のみの見直しかとの質疑に対し、技能労務者不足による入札不調問題が全国的に広がったことを受け、平成25年度から労務単価が大幅にアップしたことが原因で、当初予定していた概算事業費に大きな差異が出たため、それに伴う変更であると答弁。総延長はどのくらいになるかとの質疑に対し、平成25年度事業計画で配水管4,440メートル、平成26年度施工分でろ過池1基、配水池1基、配水管990メートル、導水管300メートルであると答弁。上水道と簡易水道の合併についてはどの質疑に対し、将来的な合併については国の指導を受けている。本市では、合併に向けた検討に行ったところであると答弁。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第61号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、付託案件ではございませんけれども、香美市の私債権放棄の報告についても、委員会において担当課より報告を受けました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、島岡信彦君。

○教育厚生常任委員会委員長（島岡信彦君） 今期第4回定例会におきまして教育厚生常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。委員会が付託を受けました案件は、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第58号です。

議案第51号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてであります。総務費の一般管理費の中の時間外手当が、説明によるとシステムのふぐあいと書いてあるがどんなふぐあいかとの質疑に、システムのふぐあいは新聞等でも報道されたが、国保中央会の共同電算システムのレセプトの保険者間の異動のエラーが発生したレセプトの点検の分を時間外に計上したとの答弁。保険者間の異動とは、社会保険から国保への異動というものかとの質疑に、そうであると答弁。パフォーマンスチャージ料とは何かとの質疑に、コピー代と機械のリース料をセットにしている。第7節の賃金の184万2,000円は臨時職員等のことだが、内容はどの質疑に、3月31日まで病休の職員がいるが、当初予算に計上できていなかった分があったためである。6,800円掛ける21日掛ける12カ月で算出しており、当初組んでいる臨時職員の単価アップの分と合わせての額であるとの答弁。以上討論なく、採決の結果、

全員賛成をもって議案第51号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第52号、香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について、建設中のトラブル等があったが、その後工事は順調に進捗しているか。供用開始は2学期からかとの質疑に、工事は順調に進んでおり、現在80%の進捗状況である。7月25日を最終の工期としている。8月21日に竣工式典を予定しており、2学期の8月27日から供用開始であるとの答弁。以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第52号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第53号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第58号、香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について、第4条に「連絡協議会は、香美市教育委員会が規則で定めるいじめ防止等に関係する機関及び団体により構成する。」とあるが、関係する期間及び団体とはどういったものかとの質疑に、現在ある香美市要保護児童対策地域協議会を置きかえようと考えている。協議会には法務局、児童相談所、香美警察、学校、中央東福祉保健所などが関係していると答弁。いじめ防止対策推進法が国会で成立したことを受けて地方いじめ防止基本方針を定め、3つの協議会、委員会を立ち上げるとのことだが、理念的なものがどこにもない。理念的なものとしての基本方針を今後策定する計画はあるかとの質疑に、本来、地方自治体については努力義務である。ただ、本市の小中学校では既に基本方針を策定している。本市においても、香美市いじめ防止基本方針を本年3月に策定している。それを受け、いじめ問題連絡協議会やいじめ問題専門委員会、調査委員会を立ち上げるということである。ただ、急激に関心が高まり成立した法律であることから、手直しをしていかななくてはならない状況であると答弁。専門委員会の委員の中で学識経験者のある者があるが、具体的にはどういう方を想定しているかとの質疑に、弁護士、スクールソーシャルワーカー、福祉事務所等を想定している。問題が発生すると、いじめ問題専門委員会が調査委員会にかわって市長に報告する。市長は、調査委員会の報告を受けた後、再調査を要すると判断した場合、市長みずから調査委員会を設置できるとの答弁。大津のいじめ事件をきっかけに国で成立した法律の中で、いじめを行った子どもに対して懲戒を加える。また、出席停止を命ずる場合もある。いじめる子もいじめられる側の子も、双方が教育的な指導を受ける中で立ち直っていくことが必要だと思うが、基本方針に書かれているのかとの質疑に、基本方針の大きな目的は、起こらない、起こさないの予防に主眼が置かれている。本市にも現在出席停止の生徒がいるが、出席停止の生徒を見放すのではなく、教師が立ち向かっていかなければならない。ただ、できるだけ出席停止は行わない考えであるとの答弁。子どもたちの間でもどうやったらいじめをなくすことができるのか、子どもたち自身に考えさせる場はできないものかとの質疑に、各学校で作成している基本方針の中での検討になろうかと思う。市教委からの強制はできないと

の答弁。小学校なら小学校が統一した基本方針に基づいてやっているのではなく、学校単位で違っているということかとの質疑に、法律に基づき国の基本方針があり、各県、各自治体、各学校はそれぞれの実態に合わせて策定することになっている。統一したものではないとの答弁。それに係る予算措置は国のほうからあるのかとの質疑に、これについての予算はないとの答弁。以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、山崎龍太郎君。

○産業建設常任委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。今期定例会で産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第50号、第54号、第55号、第56号であります。6月24日に委員会を開催いたしました。審査の経過及び結果を報告いたします。

議案第50号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、下水道総務費の臨時職員賃金の詳細説明の質疑に、本年3月31日付で退職した班長の実務については一部を臨時職員で対応するためのもの。現在は課長が兼務で業務を切り回している。補正額137万7,000円は12月までの予算措置とのこと。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第50号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第54号、香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑では、東半分は福祉関係の団体と契約予定、西半分の南会議室は総務課の広報の作業で使用、北部分は土地改良関係の書類等の産業振興課の書庫としている。現在、その一部を土地改良区が有料で借れないか打診がある。使用料は面積による積算である。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第54号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第55号、香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑では、本件と関連して草刈り業務の委託79万5,000円があるが、平米当たりの単価については県の積算基準に基づく2回の積算であり、処理も含んでいる。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第55号は、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第56号、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑では、本議案は昨年12月議会での同様の議案提出時に錯誤により給水工事外線手数料が欠落していたとのこと。外線手数料は、新規に給水工事における本管からメーターまでの分に対して、業者が検査の結果にて支払うことになっている。内線手数料については、1件につき口径13ミリから20ミリにおいて10栓、蛇口10個まで5,000円の金額となっている。ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第56号は、

全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、議案第49号、平成26年度香美市一般会計補正予算（第2号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第50号、平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第51号、平成26年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第52号、香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よっ

て、議案第 5 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 5 3 号、香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 5 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 5 4 号、香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 5 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 5 5 号、香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 5 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 5 6 号、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 5 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 5 7 号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第 5 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第58号、香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第59号、財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第60号、香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第61号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第15、議案第62号、平成26年度香美市香北支所庁舎建設工事(建築主体工事)の請負契約の締結についてから日程第18、意見書案第3号、集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める意見書の提出についてまでは追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、日程第15、議案第62号から日程第18、意見書案第3号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をい

たしました。

日程第15、議案第62号、平成26年度香美市香北支所庁舎建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 提案させていただきます。

議案第62号、平成26年度香美市香北支所庁舎建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について

平成26年6月19日付けで制限付一般競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成26年6月27日提出、香美市長 法光院晶一

- 1 契約の目的 平成26年度香美市香北支所庁舎建設工事（建築主体工事）
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札
- 3 契約金額 金290,088,000円
- 4 契約の相手方 小松建設株式会社
代表取締役 小松道明
- 5 支出科目 平成26年度香美市一般会計予算
2款 総務費 1項 総務管理費 8目 香北支所費

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照ください。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。現在ある旧公民館とカントリーコアを取り壊した後ということで工事が入っていくわけですが、しまいに現在ある香北支所庁舎の取り壊しも行うと、それで完了していくというふうに思うんですけども。

実際ここで伺いたいのは、解体工事自体は最低制限を設けておりませんわね。解体工事単独の場合やったらね、実際のところは。そうしたら、こんな考え方がどうかというが1つ、本体工事等については、もちろん最低制限を設けてやるわけですが、解体工事は最低制限がなかったら安く上がる可能性というのはないのかどうなのか、分離的に発注したらね。実際、今までその解体だけの工事を見てきた中で、私どものもとの主張は、解体工事もやっぱり最低制限を設けるべきでないだろうかというふうな思いもあるんです、実際問題ね。だから逆な見解で言ったら、こういう部分には解体の部分は別枠で分離して発注したら、解体が安く上がって総合的にはコストを抑えられやしないかなというふうなことを考えてひとつ伺いするものです。いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 香北支所長兼地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所長兼地域振興課長（舟谷益夫君） 本来なら解体工事、それから建築主体工事、こう分けて出すケースも多々あるかとは思いますが、今回、香北支所の建築工事につきましては、その工程というか現場の調整、旧の公民館、カントリーコアを解体して建築工事に入ります。それから、また完成後、事務所を移転して、その後、今現庁舎を解体して外構工事にかかって完成というような一定の流れのある工事ということで、別々の業者が入ったときになかなかその工事の工程的な調整が図れないだろうということで、今回解体工事も含めて発注しております。

その最低制限価格のことは別にしまして、諸経費のほうにつきましては建築主体工事の諸経費、それから、解体工事の諸経費と分けて合冊して発注しておりました。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

分けて発注しているということで、支所長のほうでこういう事例は多々あるかもしれないと言われたけれども。言うたら分離で発注する、私は余りそういうのは香美市の現状では、今宝町体育館もやっていますよね。それも一括で解体も含めて入札かけましたよね、実際のところはね。だから余り多々ないから、そこら辺のところは、もちろん現場の調整なんかの部分ではすごくやりやすいというふうには思いますけれども。実際に何を言いたいかといったら、やはりそこが受けて解体やるというときに、こんなん言ったら語弊あるかもしれんけど、やっぱり下請単価を抑制したりとか、そういうことがないためにも、やっぱり逆に言えば分離で発注したほうのテクニックというが、これは今後の検討課題になると思うし、基本はやっぱり解体工事自体が最低制限がないというときには粗悪工事にもつながるといふ部分も含めて私は言っているわけですので、これは香北支所庁舎の建てかえだけの問題じゃなくて、今後、市長のほうでも入札等のことらあもこれから考えていくと言っていたんですけど、検討課題にさせていただけたらなというふうな感じで伺ったところではありますが、所見を伺います。

○議長（西村芳成君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 今、入札に関する所見というお話でありますけれども、先日、管財課のほうに契約等審議会の開催、契約に関する全般的な検討をするようにということで、そういうことで諮問をしますということで指示をいたしておりますので、その中で全般的な検討がされるものというふうに期待をいたしております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） また、こういうことも踏まえて現場的な詳細の検討もいただきたいという部分とあわせて、やっぱり私ども市長が言われている地域循環型経済というときに、やっぱり地元業者が、香美市内の業者が入札に数多く参加できるということで、できれば落札してもらいたいという気持ちがあつて伺っているところというこ

とを申し添えて質疑を終わります。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、発議第6号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 10番、小松でございます。提案をいたします。

発議第6号、香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年6月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 千頭洋一、賛成者 同 竹平豊久、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 利根健二、賛成者 同 織田秀幸、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8人」を「7人」に改め、同号中セを削り、ソをセとし、同項第3号中「7人」を「6人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（委員の定数に係る部分に限る。）は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出される議員の任期の初日から施行する。

提案の理由といたしましては、次期市議会議員選挙後の議員定数削減に伴うものでございまして、各常任委員会の委員の定数を現行の総務常任委員会の委員定数は8人から7人に、産業建設常任委員会の委員定数は7人から6人に減ずるというものでございます。なお、教育厚生常任委員会につきましては現行の7人のままといたしました。

また、総務常任委員会の所管から土地開発公社の所管に関する事務を削除するものでございます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

【発議第6号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、発議第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、意見書案第2号、消費税の10%への引き上げを中止するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。

意見書案第2号、消費税の10%への引き上げを中止するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成26年6月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎晃子

消費税の10%への引き上げを中止するよう求める意見書（案）

安倍首相は消費税8%増税後の本年7月から9月段階で成長軌道に戻れるかどうかを見極めながら、秋から年内にかけて10%への引き上げを判断するとのこととあります。

しかしながら世論調査では10%への引き上げは66.7%が反対との数字も出ています。また、中小企業、小規模事業所にとっては、4月の5%から8%への増税で仕事が激減しております。あわせて税額を価格に上乗せ出来ず、利益を削り赤字でも身銭を切って納税を続けている状況があります。

日本経済はアベノミクスの円安と資材高騰で失速しております。3%増で8兆円、2%増で5兆円もの増税には、国民生活と地域経済は耐えられません。

よって、政府におかれては、消費税の10%への引き上げを中止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月27日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 新藤義孝殿、財務大臣 麻生太郎殿、経済産業大臣 茂木敏充殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上、よろしくお願いいたします。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、意見書案第2号は否決されました。

次に、日程第18、意見書案第3号、集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。

意見書案第3号、集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成26年6月27日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 竹平豊久、賛成者 同 山崎晃子

案文を朗読して提案理由の説明といたします。

集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める意見書（案）

安倍首相は5月15日、首相の私的諮問機関である「安保法制懇」の報告を受けて記者会見し、「集団的自衛権の行使」や、国連の安全保障に名を借りた「多国籍軍への参加」などにふみだす決意を表明しました。

しかし、これは戦後日本が憲法を中心に戦争しない国づくりをおこなってきたこととは全く逆の方向に転換するものです。

これまで、内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁し、集団的自衛権については「行使できないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛のため

の必要最小限の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上ゆるされないとしてきました。

また、憲法9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（1990年10月、工藤内閣法制局長官）として武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきました。

安倍首相は代々の、この政府見解を解釈変更によって転換しようとしています。憲法の考え方が一内閣の解釈変更によって大きく変わることは、憲法の最高法規性を奪い、政府への国民の信頼、ひいては国際的な信頼を失うものになります。また、立憲主義の否定にもつながるものです。

よって政府におかれては、集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう強く要望します。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月27日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 山崎正昭殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、防衛大臣 小野寺五典殿、外務大臣 岸田文雄殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上でございます。同僚議員のご賛同よろしく申し上げます。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、原案に反対の方の発言を許します。反対の討論ですか。

17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） 17番、石川です。

意見書案第3号、集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める意見書の提出について反対討論を行います。

戦後70年、日本、日本国民は日米安保、日本国憲法9条に守られて、世界でも類のない発展を遂げてまいりました。しかし、今隣国である中国が我が国の領土である尖閣諸島周辺に海洋警察を配備し領海侵犯を繰り返したり、航空自衛隊機に2度も中国戦闘機が30メートルから50メートルまで接近したりで危険きわまる行動をとっております。また、北朝鮮の核兵器、ミサイルなどの脅威にもさらされております。日本に期待されている世界的な平和の役割を考えると、なぜ今この時期に9条の改正、また解釈の変更ができないかと思うものであります。

集団的自衛権とは、権利であり義務ではないと思っております。政府はそれぞれの状

況に基づいて判断を行い、日本は民主主義のもと、みずからを制御し、自己規律に基づいて行動できる国であると思っております。日本のメジャーな新聞でも、公平な世論調査すらできていないように思います。また、7月1日か4日に政府は閣議決定を目指しています。

以上なことを踏まえ、意見書案第3号は反対といたします。

これで反対討論を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番、竹平でございます。

今回提案されております意見書案第3号、集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める意見書、この件につきまして賛成の立場で討論を行います。

皆さんもご承知のとおり、集団的自衛権は同盟国や密接な関係にある国が他国から攻撃された場合、自国が攻撃されたものと捉え、その国と一緒に攻撃してきた国と戦う権利であり、これは国連憲章においても認められております。

日本政府は、これまで個別的自衛権は行使できるが、集団的自衛権は憲法の容認する自衛権の範囲を超えているという見解を示しまして、日本も独立国である以上、個別的自衛権及び集団的自衛権を権利としては持っているが憲法第9条で戦争を放棄しているので、他国を応援するために集団的自衛権を行使することはできないとの立場を貫いてまいりました。

一方、アメリカとヨーロッパ各国はNATO、北太平洋条約機構でございますが、これを組織して、NATO加盟国が攻撃されたときには攻撃された国を助けるために一緒に戦うことになっております。そうした中、日本はアメリカと日米安全保障条約を結び、もし日本が他国から攻撃を受けた際には、アメリカ軍が日本を守ることとなっております。しかし、逆にアメリカが他国から攻撃を受けても、日本の自衛隊はアメリカを助けることはできません。このような日米安全保障条約は対等な条約とは言えません。

また、現在の日本を取り巻く緊迫した状況を鑑みたとき、集団的自衛権の行使容認を否定するものではございません。しかし、それは憲法の解釈変更によるものではなく、憲法を改正した上で容認すべきと考えるものであります。確かに、憲法改正は一般の立法手順に比べると過重な手続が必要でございます。その意味するところは、国の最高法規であり、根本法である憲法を安易に変更する行為を防ぐというもので、そういったものでありながら過重な手続を避けて解釈を変更するなどの行為には納得できないところであり、現憲法が時代の変化に対応できていないのであれば、第96条に沿って手続をし国民に提案をし、その真を問うことこそが本筋であります。

また、憲法はそもそも政治権力者の権力を制限するものでありまして、第99条には、国務大臣、国会議員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負うと規定されております。憲法を尊重しなければならない立場にありながら、時の政府により憲法解釈を変更するよ

うな行為は将来に禍根を残すものと考えます。

したがって、国の形が変わるかもしれない、このような重大な案件を拙速な手法に基づき進めるのではなく、憲法第96条に基づき広く国民議論を喚起し十分な説明を行った後判断を仰ぐ、こういった姿勢が強く求められるところでもあります。

以上申し上げまして、本案に賛成の立場から討論を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に反対の方の討論はありますか。

○議長（西村芳成君） では、賛成の方の討論ありますか。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。

意見書案第3号、集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

6月25日付の新聞報道によると、自民・公明の与党協議において、集団的自衛権行使を可能とする憲法解釈変更で与党協議が実質合意したと報道されました。閣議決定後、早期に衆・参両院の予算委員会で閉会中審査を開く方針で一致したとのこと。国の安全保障にかかわる重大な問題を与党協議だけで行ってよいのでしょうか。

また、もう1点、連日の新聞報道1面には、「集団的自衛権・米本土ミサイル攻撃想定」とか、「自衛隊海外任務・戦闘地域活動を否定せず」、また、「駆けつけ警護・他国部隊も救援対象」とか、これら要件の議論ばかり先行していますが、憲法解釈変更の是非を国民に問うのが先ではないでしょうか。また、集団的自衛権の行使によってどうなるかの説明や議論がなされておらず、そのことが国民の間に不安と恐れを招いています。また、海外での武力行使可能で日本のイメージが変わり、日本や海外で働く日本人がテロの標的になるおそれも指摘されています。

武力行使3要件でおそれを明白な危険と書きかえても、危険度の度合いを判断するのは誰か、必要最小限の実力行使といっても戦闘のある中でそんなことは可能なのか、多くの議論の余地を残したままでの閣議決定は議会制民主主義に反するものであり、拙速です。隣国との緊張関係、領土権の問題や物理的な危険行為は個別的自衛権や外交交渉で打開する道は本当はないのかの議論も行ってほしい旨を述べて、本意見書案への賛成討論とします。よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立多数であります。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第19、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会及び各常任委員会から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会及び各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会及び各常任委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件について、お手元にお配りしましたとおり議員を派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

この際お諮りします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じた場合には議長に一任をお願いしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了しました。

それでは、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

6月11日に開会されました平成26年第4回香美市議会定例会は、本日までの17日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成26年度香美市一般会計補正予算（第2号）を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。

この7月には臨時議会が予定されておりますが、議会定例会は今定例会が私たち議員の任期最後の議会でありました。一般質問につきましても16名の議員が質問され、この4月9日に就任された法光院市長の所信表明に対する市長の政治姿勢等々、市政全般にわたって真剣な質問がなされました。

法光院市長を初め執行部におかれましては、議会のこうした質問に対しまして、市長の基本理念である市民の皆さんとともに安心・安全、活力ある香美市をスピード感を持って推進してほしいと願うものであります。

議員各位には、今議会定例会が終わればそれぞれ9月の市議会議員選挙に向けて後援会活動に入られることと思えますが、勝利を目指し頑張ってください。また、梅雨が終われば本格的な夏の暑さが厳しくなまいりますので、議員各位、執行部の皆さんには体に十分気をつけられて、市政発展に住民福祉の向上に努めていただきたいと思います。

のであります。

ここで、最後の議会でありますので少し1点ご報告申し上げますが、去る6月21日の土曜日に、日本経済新聞が議会改革度につきまして調査をされておりますが、その調査によりますと、四国4県38市議会の中で、総合ランキングで香美市議会が4位にランキングをされています。なお、高知県の土佐清水市が首位であります。香美市議会は議会改革推進特別委員会を設置をし、議会基本条例あるいは委員会条例や政治倫理条例等々を策定、制定しながら、議会のインターネット中継や議会報告会を年に2回行うなど、市民への情報公開に努めてきたことが評価されたものだと思っております。議会が改選されましても、この議会報告会等につきましても引き続き市民に開かれた議会として続けていただきたいというふうに願っておるところでございます。この件について、以上ご報告いたします。

本日で第4回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、予定どおり議会が終了できましたことに感謝とお礼を申し上げます。閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

6月11日に開会しました平成26年第4回香美市定例会も、議長の円滑なる議会運営と議員各位のご協力によりまして、提案させていただきました骨格予算に対する肉づけとなります平成26年度香美市一般会計補正予算（第2号）を初め14件、報告4件につきまして適切なるご判断のもとでご決定を賜りましたことに心より感謝を申し上げます。

今議会におきましては16名の議員の皆様が一般質問に立たれまして、私の行政姿勢を初め行政運営、行政課題に対しましてさまざまな見地からご意見をいただきました。賜りました議員各位のご意見、ご提言については真摯に受けとめまして、今後の市政運営に活かしてまいらなければならないと考えておりますので、どうぞ今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願いをいたします。

さて、今朝の新聞に、山田高校、工科大学の連携が報道されました。連携が具体的に始動しており、今後の可能性を大いに感じさせるものでございます。さらに、各学校間など多様な連携が発展することを願うところでございます。今議会におきまして所信表明しましたことにつきまして、今後全力でその実現に向かって邁進してまいります所存でございますが、市民の皆さんはもとより、議会の皆さんのご理解とご協力なくしてはなし得ないこととございます。安心・安全、そして活力のある香美市、元気な香美市をつくるために何とぞお力添えを賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

終わりとなりますが、今初秋、香美市市議会議員選挙が予定されております。議員各位にはそれぞれ思うところがあると存じますが、どうかご奮闘なさいますよう心からご祈念申し上げます。

いよいよ暑い暑い夏、厳しい季節へと向かいますが、どうぞ議員各位にはお体にご自愛されまして、住民福祉の充実、地域振興など幅広くご活躍いただきますようご祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

執行部、ご起立を願います。皆様どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。

これをもって平成26年第4回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前10時03分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 6 年 第 4 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成26年第4回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	11日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで 特別委員会に付託事件の報告から採決まで (議員協議会)
第2日	12日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	13日(金)	休 会	〃
第4日	14日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	15日(日)	休 会	〃 〃
第6日	16日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	17日(火)	本会議	一般質問①
第8日	18日(水)	本会議	一般質問②
第9日	19日(木)	本会議	一般質問③ (議員協議会) (会派代表者会議)
第10日	20日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 連合審査会(議案第49号) 総務常任委員会の審査 (議案第49・57・59・60・61号)
第11日	21日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	22日(日)	休 会	〃 〃
第13日	23日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査(議案第51・52・53・58号)
第14日	24日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査(議案第50・54・55・56号)
第15日	25日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	26日(木)	休 会	〃
第17日	27日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第49号	平成26年度香美市一般会計補正予算(第2号)	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第50号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第51号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第52号	香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第53号	香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第54号	香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第55号	香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第56号	香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第57号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第58号	香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第59号	財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第60号	香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第61号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	総務常任委員会	可決	全員賛成

発議第6号

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年6月27日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者	香美市議会議員	小松紀夫
賛成者	〃	千頭洋一
賛成者	〃	竹平豊久
賛成者	〃	山崎真幹
賛成者	〃	利根健二
賛成者	〃	織田秀幸
賛成者	〃	大岸真弓
賛成者	〃	山崎龍太郎

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成18年香美市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8人」を「7人」に改め、同号中セを削り、ソをセとし、同項第3号中「7人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（委員の定数に係る部分に限る。）は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出される議員の任期の初日から施行する。

意見書案第2号

消費税の10%への引き上げを中止するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成26年6月27日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

賛成者 " 大岸 眞弓

賛成者 " 山崎 晃子

消費税の10%への引き上げを中止するよう求める意見書（案）

安倍首相は消費税8%増税後の本年7月から9月段階で成長軌道に戻れるかどうかを見極めながら、秋から年内にかけて10%への引き上げを判断するとのことであり、あります。

しかしながら世論調査では10%への引き上げは66.7%が反対との数字も出ています。また、中小企業、小規模事業所にとっては、4月の5%から8%への増税で仕事が激減しております。あわせて税額を価格に上乗せ出来ず、利益を削り赤字でも身銭を切って納税を続けている状況があります。

日本経済はアベノミクスの円安と資材高騰で失速しております。3%増で8兆円、2%増で5兆円もの増税には、国民生活と地域経済は耐えられません。

よって、政府におかれては、消費税の10%への引き上げを中止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月27日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	新藤義孝殿
財務大臣	麻生太郎殿
経済産業大臣	茂木敏充殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第3号

集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成26年6月27日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者	香美市議会議員	大岸真弓
賛成者	〃	竹平豊久
賛成者	〃	山崎晃子

集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める意見書（案）

安倍首相は5月15日、首相の私的諮問機関である「安保法制懇」の報告を受けて
記者会見し、「集団的自衛権の行使」や、国連の安全保障に名を借りた「多国籍軍への
参加」などにふみだす決意を表明しました。

しかし、これは戦後日本が憲法を中心に戦争しない国づくりをおこなってきたこと
とは全く逆の方向に転換するものです。

これまで、内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁し、
集団的自衛権については「行使できないのは憲法9条の制約である。わが国は自衛の
ための必要最小限の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」
（1983年4月、角田内閣法制局長官）とし、憲法上ゆるされないとしてきました。

また、憲法9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小
限の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問

題」(1990年10月、工藤内閣法制局長官)として武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきました。

安倍首相は代々の、この政府見解を解釈変更によって転換しようとしています。憲法の考え方が一内閣の解釈変更によって大きく変わることは、憲法の最高法規性を奪い、政府への国民の信頼、ひいては国際的な信頼を失うものになります。また、立憲主義の否定にもつながるものです。

よって政府におかれては、集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう強く要望します。

地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月27日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
防衛大臣	小野寺五典殿
外務大臣	岸田文雄殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

平成26年6月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第49号	平成26年度香美市一般会計補正予算(第2号)	原案可決	26. 6. 27
議案第50号	平成26年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	26. 6. 27
議案第51号	平成26年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	原案可決	26. 6. 27
議案第52号	香美市立学校給食センターの設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26. 6. 27
議案第53号	香美市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26. 6. 27
議案第54号	香美市農業振興センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26. 6. 27
議案第55号	香美市中谷川木材集出荷施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26. 6. 27
議案第56号	香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26. 6. 27
議案第57号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26. 6. 27
議案第58号	香美市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について	原案可決	26. 6. 27
議案第59号	財団法人奥物部開発公社の事業の総合調整及び助成に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決	26. 6. 27
議案第60号	香美市べふ峡休憩所の指定管理者の指定について	原案可決	26. 6. 27
議案第61号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決	26. 6. 27
議案第62号	平成26年度香美市香北支所庁舎建設工事(建築主体工事)の請負契約の締結について	原案可決	26. 6. 27
発議第6号	香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	26. 6. 27
意見書案第2号	消費税の10%への引き上げを中止するよう求める意見書の提出について	原案否決	26. 6. 27
意見書案第3号	集団的自衛権行使を憲法の解釈変更によって容認しないよう求める意見書の提出について	原案可決	26. 6. 27